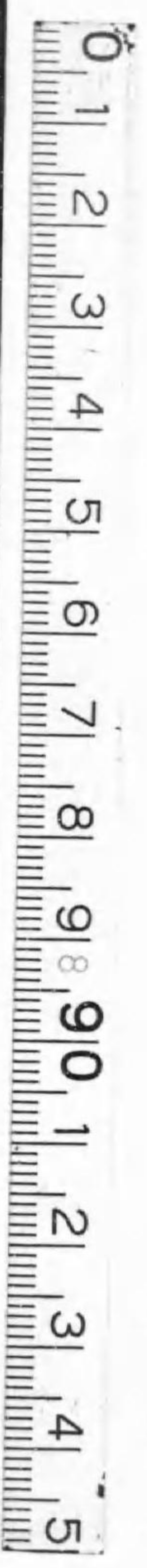


350
81



始



特219
707



安政大獄後篇



吉田松陰自讚畫像



安政大獄後篇刊行に就いて

問題の復

安政大獄篇は、本冊をもて、其の終局を告げた。予は此にて一先づ重荷を卸したる心地がした。有體に云へば、安政大獄は、少くとも予に取りては、難題の一であつた。其の事件も錯綜してゐる。其の關係も複雑である。而して其の登場の人物も東西に跨りて、夥だしくある。それを筋を立て、一目瞭然と敘述するの困難は、大手筆ならばいざ知らず、著者に取りては、決して容易の業ではなかつた。

世上の反響

著者は固よりその最善を竭したつもりだ。されど其の效果に至りては、頗る自ら危んだ。然るに、世間の具眼者は、此の安政大獄篇に對し、幾許の感謝の意を、筆者に向つて齎した。曰く、貴著によりて始めて、公平にして且つ周到なる安政大獄の真相を領取したと。予は敢て自から此の讃辭に當らざるも、聊か驚喜の情に禁へざるものがあることは、人情として、諒恕せらるゝであらうと信ずる。白

二
状すれば、自から斯くある可しとは誇らざるも、斯くあらんことを期し、且つ努めたるに相違ないからだ。

井伊の爲に惜む

如何なる井伊直弼の辯護者と雖も、恐らくは安政大獄を以て、井伊の善政と頌徳表を上つるものはあらず。ざりとて亦た彼の立場として餘儀なき次第と辯明する人はあり得可きも、斯く迄慘刑酷罰を施さねばならぬと辯護し得る人はあるまい。此の一點に於ては、如何なる井伊の同情者でも、將た井伊の辯護人でも、井伊其人の爲めに惜しみ、且つ悲む可きは當然だ。

井伊左右の好

但だ問題は、井伊其人が自働的に斯る匪政を逞しくしたる乎、將た彼の左右たる宇津木六之丞、長野主膳等の爲めに、他動的に然せしめられたる乎に存す。頃堀田備中守の舊臣西村茂樹と、幕末の故老大久保一翁(忠寛)との問答を讀むに、左の一節がある。

問 井伊直弼の人と爲りは、人の傳ふる所種々にして一様ならず、貴老の見
る所如何。

答 拙者が見る所にては、井伊は世間にて言ふが如き、剛愎自用の人に非ず。唯其の信任する所其人を失へり。宇都木六之丞、長野主膳、共に姦譎の小人なり。宇都木は深く之に交らざれども、長野の事は、よく是を知れり。拙者が禁裡附を命せられし時、出立の前日、井伊大老に就て、幕府が京師に對する施設の主意を問へり。著京の後、長野に面せしに、長野拙者に關東の主旨は、云々なりと告ぐ。其の主旨拙者が井伊に聞ける所と同じからず。拙者因て是を詰る。長野答へて曰く、掃部頭の言は、一々是を用い難しと。拙者心中大に長野の不遜を怒り、其餘の談話を爲さずして止む。(中略)要するに井伊が大に世人の怨を受けしは、此二人が是を助け成せるもの、如し。(泊翁西村茂樹傳)

大久保の觀察

大久保は井伊に拔擢せられ、且つ建儲問題では、寧ろ井伊側であり、且つ當時からしての開國論者であり、旁た井伊其人には當初から好意を持つた一人だ。さ

れば彼の眼には井伊が悪しきにあらず、井伊の悪は、皆な宇津木、長野の徒が井伊の名によりて、之を成したるものと映じたるは、決して不思議のある可き筈がない。

井伊の剛

井伊が剛復自用の漢であつた乎、否乎、此れは畢竟程度問題だ。大久保忠寛の如き、井伊と氣息相通する者には、甚しき剛復自用の漢とは認められ無かつたにせよ、一般的に云へば、彼は正しく剛復自用の人であつたに相違あるまい。斯く本来の剛復自用漢に、長野や、宇津木が前から牽き、後から推し、然も油を注ぎ、拍車を掛けたから、愈々以て剛復自用の程度を劇甚ならしむるに至つたものであらう。乃ち安政大獄の最後の判決に就ても、井伊大老は、正しく其の特色を發揮し來つた。

諸有志處分

福井藩士村田氏壽の編纂したる續再夢紀事に曰く、

文久二年十一月廿三日、安政中の讞獄に關係し、及び萬延中井伊大老が横死

の際、其實を誣ひたる諸有司等を譴責せらる。安政中の讞獄は、最初評定所に於て、安島帶刀の類を叱りに、橋本左内の類を國許へ指戻し、慎に擬して、其案を成し、すべて輕罪の見込なりしが、井伊大老此成案に附箋して、大老の附箋せし案記は當時其儘現存安島を割腹に、橋本を斬に、其他もすべて重罪に改められけるを、諸有司大老の權威に怖れて、敢て争はず、遂に不當の苛刑に處せらるゝ事となりたるもの故、各其職掌に對し不束なりとの詮議にて、本日夫々譴責せられしなりとぞ。

尙又た松平春嶽の自から筆録したる、逸事史補を見れば、諸有志處分に關して、左の如き記事がある。

飯泉喜内、安島、其外余家來橋本左内等被處死刑候事ヲ、幕吏ノ者ヨリ委シク承リ候ニ、實ニ愍然トモイフベク、殘念トモ云フベク、切齒ニ堪ヘザル話ナリ。飯泉、安島、茅根、橋本、其他有志ノ者捕縛、夫々穿議有之、町奉行所へモ毎々被呼山口書モ相濟ミ、奉行兩町勘定奉行、大目附、目附、寺社奉行、段々遂評議ノ所、差

シテ格別ノ罪狀モ無之、乍去罪狀ナシトモ難申、依之重刑ハ流罪、其外追放永
 蟄居位ニテ、刑事伺差出候處、老中モ一見致シ、此位ニテ、可然トノ評議相極リ、
 大老掃部頭ハ差出候處、少々考候儀モ候間、一兩日留置、尙以附札相下ケ可申
 トノ事、兩三日經テ、俄ニ掃部頭ヨリ附札ニ死刑トアリテ、一同心中驚愕セリ。
 當時掃部頭ハ飛鳥モ落ル程ノ勢故ニ、役人モ是ヲ押返ス事不能シテ、慘酷ノ
 刑ニ處セラレタリ、此事ハ誰モ知ル人無之故、衆人ノ是ヲ知ランガ爲ニ此ニ
 記載セルナリ。

姦賊には
あらず

以上の二項は、今日に於ては世間識者周知の事實なれば、故らに特筆を須ひな
 いが、但だ此を見ても、井伊其人が未だ必らずしも、剛復自用の人で無かつたと
 云ふ、證據は成り立たない。但だ彼を以て本來の姦賊視するは、畢竟偏黨の見た
 るを免れない。彼は決して心からの姦賊ではなかつた。逆徒では無かつた。彼に
 は彼れ流儀の勤王心もあれば、報國心もあつた。而して一國の宰相としての責

任觀念も有つた。乃ち間部詮勝や、太田資始の徒に比すれば、彼は確かに責任觀
 念の持主であつたことを認識する。されど然るが故に、彼は幕末の賢宰相であ
 り、開國の恩人であるとは、到底承認が出来ない。

井伊の操
夷精神

彼が開國家でなかつたことは、既に屢ば之を言明してゐる。(參照 井伊直弼執政
 時代、安政大獄前篇、同中篇)此れは極めて淺薄なる皮相觀者以外には、誰しも異議
 を挟むものがない。彼が嘉永七年(即ち安政元年)伊勢大神宮に靈劍幣帛を奉納
 したる願文を見れば、彼は實に攘夷の精神に燃えてゐる。予は今ま其の煩を厭
 はず、左に之を掲げて、彼が爲めに其冤開國家と誣られたるを雪ぐこととする。
 安政五年六月の日米條約調印は、外はハリスに致され、内は岩瀬肥後守、井上信
 濃守に致され、心ならずも行うたるもの、彼の眞心は、安政元年十一月伊勢大神
 宮に向つての願文に於て、始めて其の本音を吐露したのだ。

奉寄進

外宮

皇大神宮 御寶前

御靈劍 一 口 陸奥大橡
三善長道

御幣帛

已上

嘉永七年十一月 日

井伊少將藤原朝臣直弼

掛卷母畏支伊勢國度會乃山田原爾坐須
豐受皇大御神乃

大前爾從四位下左近衛少將藤原朝臣直弼畏美畏母美白給久遠神代爾事始給
志次手乃隨爾大八嶋豐葦原乃水穗國者萬千秋乃長秋爾皇御孫命乃安國此
平久所知看來流御食國止皇神等乃守給幸給賀故爾風波乃騷母平生者不聞
國爾有乎頃來夷族類爾來氏通信交商牟事乎乞求者半流實爾淨支明支心以氏

皇御國爾歸化參來流耳爾非自蓋異心邪意以氏皇國乎傾氣牟為氏竊來流寇
賊者奈良速罰伎多米受終爾國體乎破里民人乎損米波志物止曾天皇乃宸襟不綏大
櫛公乃台意母不平坐賀故爾海岸乃防禦警戒令盡賜布故是以氏皇大御神乃
大前爾乞禱奉者久自今後母皇國乃旋乎背支國財乎奪止波牟為氏竊來牟頑犯有
者良皇大御神乃大御稜威以氏敷坐山田原爾生立繁木賀本乎燒鎌乃利鎌以氏
切掃布事乃如久攘給比排給比國家安穩天下泰平久天津日嗣悠久東遠朝廷
乃治世延長爾護給比幸給閉使橋守陣乎奉遣兵禮自利乃幣帛神寶爾橫刀獻
止久白須如此祈白事乃由乎馳出流駒乃耳彌高爾聞延舉宇豆奈比坐氏天皇乃
大御代乎手長乃御世止太刀乃廉爾打堅米東乃遠朝廷乃御政事善美久平久
亦臣直弼等我仕奉牟業乃次手止受賜波禮皇朝乃守護乎始氏國政緩怠事無
久務給氏款久仕奉米良志給閉鹿自物膝折伏世鶴自物頸根衝拔氏稱辭竟奉止久
白。

辭別氏其相殿爾坐大御神等攝社末社乃大御神等百八十乃大神等今現爾祈

白事乃由乎、委曲備聞食給比、諸共爾御力合世、此天下政事及直弼等賀國宰政
事乎冥助給比幸給此、畏美畏母美白給此久白。

嘉永七年十一月

井伊の本音

此れが正しく井伊直弼の本音だ。或は曰く、安政元年の末には、或は然らむ、されど安政五年の半には彼の對外意表は、豹變したらんも、未だ知る可からず。看よ松平慶永の如きも、嘉永六年の夏彼理來航の際には、赤熱なる攘夷家で、それが安政五年の春、其の家臣橋本左内が、上京して運動したる際には、業に已に開港論者と豹變してゐたではない乎と、松平慶永に於ては、正しく其通りだ。されど彼には橋本左内の如き大奇才が、其側にゐた。横井小楠の如き、大活眼家が、其の賓師であつた。然も井伊の側には、何人が居た乎、井伊の賓師は何人であつた乎、宇津木や、長野の徒は、水戸退治以外には、殆んど何等の餘念も、餘想も無かつた。彼等は畢竟巖鼠の如きもの、土中を潜るの術には、巧妙であつたが、世界の太勢

に順應して、天下の大計を定むる如きは、夢にも期す可きものでは無かつた。如何に井伊が最後まで、攘夷家であつたか、彼が安政七年(萬延元年)二月二日講武所の開校に臨んで詠める歌に、
今更にこと國ぶりをたのみめやここに備る武士の道
と、彼は此の如くして、其の軍備の改革さへも中止して復舊せしめたではない乎。(參照 田邊太一幕、末外交論、福地源一郎幕末政治家、懷往事談、幕府衰亡論而して安政七年は萬延元年にて、彼は其の三月三日に、櫻田門外にて、其元を喪うた、即ち此の和歌は彼が横死の一個月以前に詠じたるもの、最後まで彼が攘夷家であつた證據は、此れより確實のものはあるまい、予は勿論彼が攘夷家たるを咎めず、但だ世間の誤解を一掃する必要よりして、彼の眞面目を出露したるのみ。

昭和八年二月初四 大森山王草堂東南窓 日暖なる處に於て

蘇峰七十一叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第十三冊、織、豊、徳、以來通計四十二冊。
- 一 本篇は、昭和六年二月二十一日起稿、六年六月二十二日脱稿。
- 一 目下第四十三冊「櫻田事變」第四十四冊「開國初期篇」第四十五冊「久世、安藤時代」第四十六冊「文久大勢一變上篇」第四十七冊「文久大勢一變中篇」を脱稿し、第四十八冊「文久大勢一變下篇」を起草中。
- 一 安政大獄前、中、後三篇は、後篇が未だ一書として發行せられざる以前既に目醒しき好評を博した。著者は中心より之を感謝す。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和八年二月初四 大森山王艸堂に於て

蘇峰古稀又一叟

近世日本
國民史 安政大獄後篇 目次

第壹章 井伊の威嚇政策……………一

一 安政大獄の責任者……………一

井伊側申分(一) 井伊阿部の比較(二) 井伊の政綱(三) 喧嘩の責任者(三) 大過半の責任者(三) 蜂窩衝破の責任者(三) 波瀾激揚者(四) 威嚇政策の非(四) 井伊喧嘩腰の責(五)

二 井伊の立場……………五

朝廷の無實力(六) 朝廷有志者に賣らる(六) 諸藩と京紳との關係(六) 瀬戸際
に於ける各藩無力(七) 朝廷志士救援不能の理由(七) 諸藩自衛に汲々(八) 井
伊の非妥協政策(九)

三 屏息したる諸藩……………九

井伊威歴の効果(一〇) 非屏息者島津齊彬(一〇) 島津死して抗衛者無し(一〇)
 諸藩甘じて犠牲者を出す(一一) 井伊の京都征服(一一) 有志恃むべからざるを
 恃む(一二) 各藩皆屏息(一二) 勅諭と大獄との關係(一三)
 註 寛嚴ともに禍(幕府衰亡論)……………一三

第二章 月照和尚……………一五

四 大獄の渦卷……………一五

井伊派の猜定(一五) 池内の災禍(一五) 小林と忍向(一六) 在江戸被難者(一
 六) 吉田松陰(一七) 橋本吉田に對する一説(一八) 免れ難き運命(一八)

五 忍向と信海……………一九

月照(一九) 信海(一九) 信海申口(一九) 信海成就院住(二二) 近衛殿出入
 (二二) 近衛氏と忍向意氣投合(二二)

六 忍向と近衛忠熙……………二二

九條關白内覽辭退一件(二三) 養君問題と條約調印問題(二三) 一橋慶喜の賢明

(二四) 忍向書類(二四) 天下泰平祈禱の事(二五) 祈禱修行の場所(二六) 高
 野山祈禱(二六) 穩當の祈り(二七)

七 忍向兄弟と高野山及び近衛家……………二七

大元帥秘法(二七) 祈禱者の背後(二八) 近衛左大臣書下げ(二八) 祈禱偶然な
 らず(三〇) 近衛家と忍向との關係益密(三〇)

八 忍向兄弟と青蓮院宮(一)……………三二

青蓮院宮直書の事(三二) 朝敵の二字(三三) 朝敵の意味(三四) 忍向の辯解
 (三四) 祈禱卷數差越(三五) 忍向の死(三五) 朝敵佛敵の眞意(三六)

九 忍向兄弟と青蓮院宮(二)……………三六

大元帥法青蓮院宮傳授の事(三六) 宮調伏法受傳の理由(三七) 外夷調伏急速修
 法(三八) 金簡寄附(三九) 忍向一乘院宮關係(四〇)

一〇 忍向兄弟と諸有志……………四〇

忍向村岡關係(四一) 忍向と鶴岡父子との關係(四一) 山本貞一郎忍向關係(四

一 忍向と尾張家との関係(四二) 尾張殿建白書(四三) 申口附紙(四四) また一紙(四四)

第三章 忍向の最後……………四七

一 忍向の西下(一)……………四七

忍向擁護者(四七) 六槻重助申口(四七) 忍向の往来する方面(四八) 忍向活動(四九) 忍向西郷度々而會(四九) 忍向の西國下り(四九) 一髪千鈞の危機(五〇)

二 忍向の西下(二)……………五一

不審なる忍向所業(五一) 西郷の鹿兒島歸還(五二) 忍向入薩を決す(五二) 忍向鹿兒島著(五二) 忍向西郷入水(五三) 吉兵衛死骸(五四)

三 投水餘波……………五四

島津家申告書(五四) 忍向西郷投水(五五) 事實構造(五六) 忍向捕方(五六) 忍向覺悟(五七) 忍向西郷兩心相照(五八)

一四 西郷隆盛の行衛……………五八

齊彬と隆盛との關係(五八) 西郷の近事(五九) 梁川星巖と會す(六〇) 隆盛詠歌(六一) 虎口を脱す(六一) 投身の状況(六二) 西郷大島配流(六二)

第四章 魔手水戸に及ぶ……………六五

一五 水府事情探聞書(一)……………六五

井伊の探偵政治(六五) 井伊等の目あてはづれ(六五) 井伊側虎之巻(六六) 齊昭腹心(六六) 一橋慶喜愛著(六七) 養君の大望(六七) 齊昭の野心(六八) 註 京都入説に對する齊昭の辯(國事記)……………六八

一六 水府事情探聞書(二)……………六九

將軍結婚の問題(六九) 齊昭止むなく承知(七〇) 島津齊彬の山氣(七一) 齊彬觀察の不當(七二) 齊彬腹心を布く(七二)

一七 水府事情探聞書(三)……………七三

齊昭と正陸と〔七三〕 堀田評判〔七三〕 松平慶永に就いて〔七四〕 其他の探聞〔七五〕 川路に對して〔七五〕

一八 水府事情探聞書(四)……………七六

聖謨齊昭の關係〔七六〕 土岐頼旨〔七七〕 頼旨の人物〔七八〕 何れも疵物〔七八〕 永井鶴殿〔七八〕 岩瀬肥後〔七九〕 津田半三郎岡部駿河守〔七九〕 岩瀬また可憐〔八〇〕

一九 水府事情探聞書(五)……………八一

平山謙次郎〔八一〕 吉岡元平〔八二〕 岩瀬肥後失脚〔八三〕 森山多吉郎〔八三〕 思ふ存分の捏上げ〔八四〕

註 諸侯の心幕府を離る〔安政紀事〕……………八四

二〇 水府事情探聞書(六)……………八五

齊昭と筒井川路〔八六〕 川路等の齊昭なだめ〔八六〕 一橋慶喜の英發〔八七〕 老公年來の奸計〔八七〕 老公大望成就の結果〔八八〕 岩瀬等の心事〔八九〕

二一 水府事情探聞書(七)……………八九

探聞書の中心〔八九〕 廣瀬達太郎〔九〇〕 岩瀬の目的〔九一〕 中井輕藏〔九一〕 大久保忠寛の失脚〔九二〕 一橋慶喜風聞〔九二〕 井伊側の色目鏡〔九三〕

二二 江戸に於ける志士の逮捕……………九三

逮捕連續〔九三〕 日下部召出し〔九四〕 勝野等の警戒〔九五〕 原田成徳書狀〔九五〕 茅根の警戒〔九六〕 未だ水藩要路に及ばず〔九七〕

二三 幕府の手漸く水戸に薄る……………九七

日下部勝野地跡の模様〔九七〕 水戸の警戒〔九八〕 幕府太宰木村を出させんとす〔九九〕 漸々水戸に及ぶ〔一〇〇〕 水藩士の氣勢〔一〇一〕

二四 藤森恭介の拘致……………一〇一

藤森恭介〔一〇一〕 藤森拘致状況〔一〇二〕 藤森訊問〔一〇二〕 伊三治等追々調査〔一〇四〕 證據書類の件〔一〇四〕 淡々の鞫問〔一〇五〕

第五章 水戸藩の對策……………一〇七

二五 療原の火……………一〇七

事件の曲折(一〇七) 井伊の對水戸思惑(一〇七) 京都取締(一〇七) 在京幕吏更迭(一〇八) 意外の詔勅(一〇八) 井伊側の強硬意見(一〇九) 在京志士吟味(二〇九) 井伊側覺悟決定(一一〇) 存意貫徹決心(一一〇) 井伊の相手(一一〇) 江戸吟味の要(一一一)

註 恐るべき反動(井野邊茂雄、明治維新史)……………一一一

二六 江戸に於ける幕吏の手……………一一二

各方面吟味(一一二) 長谷川惣右衛門搜索(一一三) 長谷川の東下(一一四) 長谷川世古を訪ふ(一一四) 杉浦仁右衛門(一一五)

二七 水藩の對抗運動……………一二六

志士特派(一二六) 關江戸歸還(一二七) 高橋愛諸狀(一二七) 矢長住谷西遊決定(一二八) 水戸切迫(一二九) 野村書狀(一二九) 特派實行(一二〇)

二八 水藩四士遊説の効果如何……………一二七

四者向島會合(一二二) 探索益々急(一二二) 關三子を待つ(一二三) 西遊評議

(一二二) 特派員出發(一二三) 關矢野の行遊(一二三) 安達清風(一二三) 住谷大胡(一二四) 關矢野長州に入る(一二四) 諸藩の態度(一二五) 註 櫻眞金の鳥取潛行(水戸藩史料)……………一二五

第六章 幕閣斷獄の準備……………一二七

二九 京囚の東下(一)……………一二七

一切江戸にて審問(一二七) 大獄審判準備(一二七) 井伊側意氣込(一二七) 猛斷威決あるのみ(一二八) 京囚出立(一二九) 酒井彈劾(一二九) 池内白狀(一二九) 池内白狀の結果(一三〇) 小林毒殺の事(一三〇) 竹與道中固め(一三一)

三〇 京囚の東下(二)……………一三一

京囚護送(一三一) 勝所藩の警戒(一三二) 罪囚束縛の狀(一三二) 竝浪士の縛し方(一三三) 第二回京囚東送(一三四) 第三回京囚東送(一三四) 井伊の爬羅剔抉(一三四)

三一 安政大獄の陣立(一)……………一三五

井伊派不滿意(一三五) 石谷穆清(一三六) 石谷同僚と意見不一致(一三六) 石谷愁訴(一三七) 松平乗全説得(一三七) 井伊の準備完了(一三八) 註 幕閣の嚴譴論(開國始末)……………一三九

三二 安政大獄の陣立(二)……………一四〇

太田を説得(一四〇) 硬軟兩派(一四一) 閑僚更迭(一四二) 陣立揃ふ(一四二) 井伊派の臆断(一四三) 註 幕府の寛典論者(安政紀事)……………一四四

三三 安政大獄の陣立(三)……………一四五

木村敬藏(一四五) 過酷非難者(一四六) 五手掛議論分裂(一四六) 五手掛改組織(一四六) 木村の決心(一四七) 偽勅の事(一四八) 井伊側眼目(一四八)

三四 安政大獄の陣立(四)……………一四九

木村意見書(一四九) 堂々の論(一五〇) 先代規格遵守の事(一五〇) 佐々木等の同意(一五一) 石谷と全然不一致(一五一) 木村廣言(一五二) 判官更迭真相(一五二)

第七章 水藩の激派と鎮派……………一五五

三五 安島茅根、鮎澤等の喚問……………一五五

護送完了(一五五) 水府重臣喚問(一五五) 水戸伺書(一五七) 三家協議(一五七) 安島等顧問(一五八) 茅根兒に贈る詩(一五八) 同第二首(一五九) 茅根の志(一六〇)

三六 安島信立の述懐……………一六〇

水戸藩邸議論紛々(一六〇) 勅諭問題(一六一) 安島重大關係(一六二) 鶴飼書狀押收のこと(一六二) 安島鈴木に懇囑(一六三) 勅諭に對する安島意見(一六三) 安島の穩當(一六四)

三七 安島等拘執後水藩の形勢……………一六四

安島等處分(一六四) 幕府督促狀(一六五) 茅根喚問(一六五) 水戸藩論また沸騰(一六六) 井伊側覺悟(一六六) 金子教孝意見(一六七) 齊昭他藩預けの噂(一六八)

三八 金子教孝の意見……………一六八

金子の同志鎮撫(一六八) 當局意中を猜す(一六九) 動搖の不利(一六九) 幕府先づ差置か(一七〇) 間部の水戸への挨拶(一七一) 金子の本意(一七一) 高崎五六來訪(一七二) 薩藩士と水戸藩士(一七二)

三九 水藩鎮派激派の分裂……………一七三

水戸激派憤慨(一七三) 神諭有志建言(一七四) 家老に呈出の嘆願書(一七四) 激派鎮撫派の分裂(一七五) 幕府の水戸對策(一七六) 水戸兩派の敵視(一七六) 註 水戸藩中の好黨(昔夢會筆記)……………一七七

四〇 金子、鈴木の對談(一)……………一七八

兩派領袖(一七八) 壯士屠腹(一七八) 金子意見(一七九) 鈴木持重説(一八〇) 金子覺悟(一八〇) 鈴木鎮撫策(一八一) 金子の計熟するか(一八一)

四一 金子、鈴木の對談(二)……………一八二

輕舉者取締意見(一八二) 教唆的論議のみ(一八二) 輕舉の不得策(一八三) 決末覺悟如何(一八三) 鈴木の閣老刺殺論(一八四) 互に眞肝を吐かず(一八五) 鈴木金子を退ふ(一八五) 鈴木思惑(一八六)

第八章 水藩士審問……………一八九

四二 宇津木の強硬意見……………一八九

關口閣下郎風聞書(一八九) 風聞書本文(一八九) 水藩士江戸繰込(一九〇) 宇津木の對策(一九一) 御咎手弱の害(一九二) 水藩驕慢(一九二) 出師の見(一九三) 幕閣不賛成(一九三)

四三 茅根泰の鞠問大意(一)……………一九四

審問緩慢(一九四) 茅根鞠問二回(一九四) 茅根出廷(一九五) 吟味開始(一九五) 安島呼出(一九六) 退廷(一九六) 鞠問大意(一九七)

四四 茅根泰の鞠問大意(二)……………一九八

松平宗秀鞠問(一九八) 直書火中の事(一九八) 公邊模様相運びの件(一九九) 石谷穆清鞠問(二〇〇) 茅根切抜け策(二〇一)

四五 茅根泰の鞠問大意(三)……………二〇二

鞠問主眼(二〇二) 石谷懇問(二〇二) 池田頼方鞠問(二〇三) 表勤指圖者(二〇四) 面會遮斷(二〇五) 井伊の目指す所(二〇六)

四六 茅根泰の鞠問大意(四)……………二〇六

第二回鞠問出廷(二〇七) 鵜飼父子同座(二〇七) 諸家付添人(二〇八) 吟味順序(二〇八) 宗秀訊問(二〇八) 内慮に非ず(二〇九) 養君の事一切不知(二一〇)

四七 茅根泰の鞠問大意(五)……………二一一

夷狄の事配慮(二一一) 老翁の審問(二一一) 飽迄辯明(二一二) 奥右筆勤務の件(二一三) 石谷審問(二一四)

四八 茅根泰の鞠問大意(六)……………二一五

勅諭降下豫知の事(二一五) 獄案の重大事件(二一五) 鵜飼父子周旋の事(二一六) 池田再鞠問(二一七) 茅根強硬(二一八)

四九 茅根泰の鞠問大意(七)……………二一九

京便出し方(二一九) 運を勘考の事(二二〇) 茅根答辯(二二〇) 池田の誘出訊問(二二一) 茅根辯駁(二二二) 池田突込み(二二二) 井伊惻態度の表明(二二三)

註 茅根泰の強硬〔水戸藩史料〕……………二二三

五〇 鵜飼父子の審問……………二二五

鵜飼捲込策(二二五) 鵜飼父子取調書(二二五) 宗秀訊問(二二六) 水藩臣覺悟(二二六) 一存にはあらず(二二七) 立承寄認(二二七) 鵜飼飽迄言ひ張り(二二八) 右説明(二二八) 立寄の辯(二二九)

第九章 橋本左内喚問……………二三一

五一 橋本左内の家宅搜索(一)……………二三一

梅田等の病死(二三一) 橋本左内歸府(二三一) 橋本喚問(二三二) 幕吏出張(二三二) 橋本宅案内の事(二三三) 孫右衛門小屋(二三四)

五二 橋本左内の家宅搜索(二)二三九
 左内宅に至る(二三五) 左内指出御達(二三五) 書類搜索(二三六) 日記を求む
 (二三七) 他藩人文通の事(二三八)

五三 幕吏と橋本左内の問答(一)二三九
 交際範圍訊問(二三九) 薩人との交際(二四〇) 勝野豊作の事(二四〇) 上京の
 件(二四一) 京坂交際人々(二四二) 文通再問(二四三)

五四 幕吏と橋本左内の問答(二)二四四
 尙書信に付て(二四四) 江戸交通者(二四五) 京都風説書(二四五) 辰五郎喚問
 (二四六) 風説書借受心底(二四七) 日下部勝野書籍貸借(二四八)

五五 橋本左内最初の呼出二四九
 橋本預けらる(二四九) 流勸藏(二五〇) 訊問主旨不明(二五一) 左内再呼出
 (二五一) 左内預け置申渡(二五二) 預り人左内扱ひ方(二五三) 福井藩當局へ
 の報道(二五三)

第十章

橋本左内の應答

二五七

五六

所謂る飯泉喜内御吟味一件

二五七

橋本預り書(二五七) 飯泉喜内吟味一件(二五八) 越前藩邸の當惑(二五九) 喜
 内人物穿鑿(二五九) 飯泉一件の名儀(二六〇) 江戸形勢密通(二六〇) 主意柄
 不分明(二六一) 中將雪冤の端(二六一)

五七

橋本左内應答書(一)

二六二

數次呼出(二六三) 七月三日應答(二六三) 眞實使命(二六四) 一橋擁立の件(二
 六四) 橋本答辯(二六五) 主は養君か(二六五) 變名の理由(二六六) 曲辯の困
 難(二六六)

五八

橋本左内應答書(二)

二六七

變名の譯(二六七) 三國大學面會の始末(二六七) 近藤了介との關係(二六八)
 幕吏一切承知(二六九) 小林面會の事(二六九) 一切分明す(二七〇) 鶴飼不滿

五九 橋本左内應答書(三)……………二七一

松平慶永直書の事(二七一) 三國の一切白狀(二七一) 三國面會日時(二七二)
三條實萬との關係(二七三) 證據擧げらる(二七四) 橋本使命追究(二七五)

六〇 橋本左内應答書(四)……………二七五

山内豊信書簡に就き(二七五) 三條公拜謁の次第(二七六) 養君運動の件(二七七)
七) 土州狀届けの日時(二七七) 周旋(二七八) 茅根と橋本との相違(二七八)

六一 橋本左内應答書(五)……………二七九

周旋の辯(二七九) 橋本の逆襲(二七九) 君臣努力の辯(二八一) 幕吏の諫諍論
(二八一) 橋本論破(二八一) 主命奉承の件(二八一) 橋本の目的論(二八三)

六二 橋本左内最後の應答(一)……………二八三

最後應答(二八三) 横山翁藏同道の件(二八四) 三國大學と越前家との關係(二八五)
八五) 小林面會の事(二八六) 橋本陳述振り(二八七) 三國への直書(二八七)

六三 橋本左内最後の應答(二)……………二八八

三條實萬面會(二八八) 事實の承認(二八九) 森寺誤謬(二九〇) 三條公答辯の
事(二九〇) 勅答(二九一) 橋本の不屈(二九二) 養君問題追究(二九三) 隱蔽
不可能(二九三)

第十一章 橋本左内の心事……………二九五

六四 橋本に關する中根の記事(一)……………二九五

橋本の目的論(二九五) 中根雪江の論(二九五) 橋本の覺悟(二九六) 橋本苦心
(二九七) 橋本閉居(二九七) 閑地讀書(二九八) 獄中所思(二九八)

六五 橋本に關する中根の記事(二)……………二九九

亂問屢々(二九九) 橋本態度(二九九) 橋本心事(三〇〇) 幕吏の評判(三〇一)
尤もの批評(三〇一) 水藩士との相違(三〇一) 中根の橋本辯護(三〇二)

六六 橋本最後の懺悔文(一)……………三〇三

橋本非難〔三〇三〕 橋本懺悔〔三〇三〕 聊か不用意〔三〇三〕 萬策窮す〔三〇四〕
橋本の目的宣明〔三〇五〕 橋本人間味〔三〇五〕 辭を盡さず〔三〇五〕 自ら慊ら
ず〔三〇六〕

六七 橋本最後の懺悔文(二)……………三〇七

主家を憂ふ〔三〇七〕 再呼出を望む〔三〇八〕 主家煩累排除の心願〔三〇八〕 獄
中不眠〔三〇八〕 別紙一文〔三〇九〕 獄中の生活物資〔三〇九〕 橋本心事噉々
〔三一〇〕

第十二章 幕閣中の異論者……………三一

六八 根本と枝葉……………三一

江戸斷獄手始め〔三一〕 水戸君臣動搖の責任〔三一〕 水戸君臣處分急ぎの理
由〔三一〕 突發二事件〔三一〕 井伊側狼狽〔三一〕 本末顛倒論〔三一〕
京都側の不滿〔三一〕 水戸處分論擡頭〔三一〕

六九 三浦吉信の書簡……………三一五

七〇 閣僚中の異論……………三一八

太田の位地危し〔三一八〕 太田の意見〔三一九〕 追隨の不可能〔三一九〕 太田の
見解〔三二〇〕 井伊との溝渠〔三二〇〕 井伊の腹〔三二一〕 井伊益々尖鋭〔三二
二〕

註 太田の意見〔水戸藩史料〕……………三二二

七一 太田去る……………三二四

太田の危惧〔三二四〕 太田意見書〔三二四〕 その眼目〔三二五〕 水戸處分に對す
る意見〔三二六〕 間部また硬論反對〔三二六〕 間部また危し〔三二七〕

註 太田資始の地位動搖〔水戸藩史料〕……………三二八

第十三章 水戸藩君臣の處分……………三二九

七二 上使水戸邸に臨む……………三二九

井伊の決心益々堅し(三二九) 上使差遣の命(三二九) 水戸藩邸の憤激(三三〇) 幕府の警戒(三三〇) 手配命令(三三一) 上使水藩邸に赴く(三三二) 水藩門外の一騒擾(三三二)

七三 水戸齊昭父子其他の處分……………三三三

上意傳達(三三三) 臣下の責任を君に歸す(三三四) 慶篤差控命令(三三四) 慶喜隠居愼の命(三三五) 支藩の譴責(三三五) 松平頼胤の立場(三三六) 家老の呵責(三三六)

七四 安島帶刀の處刑……………三三七

大獄第一次宣言(三三八) 安島宣言(三三八) 堂上方入説(三三九) 安島と降勅關係(三四〇) 安島の本音(三四〇) 餘りに辯綴(三四一)

七五 茅根の處刑……………三四二

茅根宣言(三四二) 直書傳達の件(三四二) 罪案の一(三四二) 養君問題(三四三) 右要領(三四三) 罪魁齊昭と見做す(三四四)

七六 鵜飼父子の處刑……………三四五

鵜飼父子宣言(三四五) 直書傳達(三四六) 養君周旋(三四七) 解冤運動(三四七) 勅諭降下に就き(三四八) 幸吉不敬罪(三四八) 緇旨降下運動(三四八) 最重科(三四九)

第十四章 處分擬律及び宣告……………三五一

七七 水戸人士に對する擬律と判決(一)……………三五一

鮎澤宣言(三五二) 安島茅根等當初の擬律(三五二) 罪案過重(三五四) 井伊の勇猛(三五四)

七八 水戸人士に對する擬律と判決(二)……………三五五

鵜飼父子擬律(三五五) 前例皆無擬律根據(三五六) 公儀に拘る點は同じ(三五七) 尤もの極刑(三五七) 民部大學變節の爲(三五八) 小林申口(三五八) 小林に惡意なし(三五八)

七九 池内大學の宣告……………三五九

鮎澤擬律(三五九) 小林池内の重大(三六〇) 梁川梅田の病死(三六〇) 池内宣

告(三六一) 池内に對する物論(三六一)

八〇 池内大學に關する疑問……………三六三

池内非難の至當(三六三) 審判先例(三六三) 寬典理由(三六四) 池内自訴(三六四) 池内周旋(三六五) 疑點の一(三六六) 池内逃亡行徑(三六六) 青蓮院宮の配慮(三六六) 暗殺の因(三六七)

八一 小林良典の宣告と擬律……………三六七

小林宣告(三六七) 寧ろ寬典(三六九) 小林當初の擬律(三六九) 山縣大貳に比す(三七〇) 小林廻護(三七〇)

八二 近衛家老女村岡の宣告及び擬律……………三七一

村岡(三七一) 村岡の宣告(三七二) 當初擬律(三七三) 村岡鶴岡間柄(三七四) 村岡寬典の理由(三七四) 恒例を破りて重科(三七五)

八三 日下部伊三治の獄死……………三七五

伊三治死去(三七五) 伊三治の父(三七六) 伊三治訊問(三七六) 東西南北の士

[三七七] 絶食(三七七) 伊三治廣言(三七七) 拷問死に至る(三七八)

八四 梅田雲濱の病死……………三七九

悪謀四天王の一(三七九) 死因疑問(三七九) 投獄本預け(三八〇) 灸治を受く(三八〇) 脚氣となる(三八一) その容態(三八一) 藤井先づ死(三八二) 藥療無効(三八二) 蒲柳の質(三八三)

註 梅田源次郎假埋葬(小笠原家記録)……………三八三

第十五章 吉田松陰の運動……………三八五

八五 安政大獄と薩長……………三八五

大獄餘波(三八五) 大獄と越前(三八五) 薩藩士の態度(三八六) 長州藩論の一變(三八六) 丸潰れの姿(三八六) 水藩士と長藩士(三八七) 皆無事專一主義(三八八)

八六 吉田松陰と長州藩主……………三八九

長州の急先鋒(三八九) 松陰意見書(三八九) 長藩勤王の素地(三九〇) 松陰拘

表の事情(三九〇) 藩主の松陰擁護(三九一) 長州藩老人を容る(三九一) 長藩主決意(三九二)

八七 特別運動乎一藩運動乎……………三九三

周布上京(三九三) 書生驅逐の因(三九四) 松陰建議(三九四) 行府詭秘(三九四) 大原慷慨(三九五) 公家西下策(三九五) 赤根武人再上京(三九六)

八八 吉田松陰の間部詮勝要撃の企畫……………三九七

妄動を禁ぜらる(三九七) 周布吉田關係(三九七) 長井雅樂歸府(三九八) 彦根襲殺の計(三九九) 松陰の謀計(三九九) 大老襲殺の計(三九九) 益々上京の事を謀る(四〇〇)

八九 松陰と周布長井との經緯(一)……………四〇一

計畫を要路に示す(四〇一) 其期を緩くせらる(四〇一) 四侯會同(四〇二) 周布の變詐(四〇三) 松陰是をさとる(四〇三) 來原と會談(四〇四)

九〇 松陰と周布長井との經緯(二)……………四〇五

長井の意を問ふ(四〇五) 長井答へ(四〇六) 周布松陰の計を阻止せんとす(四〇七) 周布吉田衝突(四〇七) 松陰拘囚(四〇八) 周布本音(四〇八)

第十六章 吉田松陰の要駕策……………四一一

九一 野山獄中より松陰の意見書(一)……………四一一

松陰入獄(四一一) 幕府顛覆の計(四一一) 公武合體を突破(四一二) 播州浪人の計(四一二) 長藩對策(四一三) 松陰心事(四一四)

九二 野山獄中より松陰の意見書(二)……………四一五

毛利家の態度公明(四一五) 辯解無用(四一五) 役人差登當然(四一五) 周布上京また當然(四一六) 松下塾連判また無罪(四一六) 松陰決心(四一七) 幕府議論一變の存心(四一八) 時勢に對する松陰見解(四一八) 君主在國の要(四一九)

九三 松陰要駕策の失敗……………四一九

心恒に天下に在り(四一九) 外間との交通杜絶策(四二〇) 要駕策(四二〇) 水藩士空遊を憾む(四二二) 松陰決心(四二二) 藩論と松陰の見と(四二二) 松陰

益々激楚(四二二)

第十七章 吉田松陰江戸檻送……………四二五

九四 吉田松陰江戸檻送の豫報……………四二五

幕府の松陰差出命(四二五) 檻送豫報(四二五) 藩の方針豫知(四二六) 既に覺悟あり(四二六) 建白書末文(四二七) 藩當局の配慮(四二八)

九五 松陰と長井……………四二九

松陰一死を覺悟(四二九) 藩の陰謀(四三〇) 詩を入江兄弟に寄す(四三〇) 右の注脚(四三〇) 毒をも辭せず(四三一) 頼魯公を殺す手段(四三一) 長井策謀如何(四三二) 長井切腹の素因(四三三)

九六 吉田松陰江戸に檻送せらる……………四三三

松陰見解の變化(四三三) 偽君子周布(四三四) 長井奸才(四三四) 長井周布の心事(四三五) 達書(四三六) 別離の辭(四三六) 江戸檻送(四三七)

九七 幕吏と松陰……………四三七

第十八章 傳馬町獄中の松陰……………四四三

九八 松陰獄中の消息(一)……………四四三

梁川一味と見らる(四三七) 梅田との關係(四三八) 幕吏怒罵に能はず(四三九) 陳述次第(四三九) 陳述變改(四四〇) 口書に對する不滿(四四〇) 眞の鞠問(四四一)

九九 松陰獄中の消息(二)……………四四八

在獄中の便宜(四四三) 獄中交友(四四三) 鞠訊寛大(四四四) 梅田謀議の事(四四四) 大原三位申請の計(四四五) 間部諍争一條(四四五) 爲大義不足惜(四四六)

一〇〇 松陰獄中の消息(三)……………四五二

漸次危殆(四五二) 不埒遺島か(四五二) 俄然覺悟(四五三) 迎も生路なし(四五四) 松陰逃懷(四五四) 天命の自然に委す(四五五) 初て生を幸とす(四五五)

第十九章 橋本吉田等の處刑……………四五七

一〇一 飯泉喜内の處刑……………四五七

第一回處分(四五七) 無益の殺生(四五七) 重なる處刑(四五七) 飯泉宣告文(四五八) 祈の一言(四五九) 上方との文道(四五九) 不相當の死罪(四六〇) 珍書一件(四六〇) 疑心暗鬼の擴大(四六〇)

一〇二 頼鴨崖の處刑……………四六一

頼の宣告(四六一) 重科の運命か(四六二) 死罪の因(四六二) 平然恐るゝ色なし(四六二) 頼辭世詩(四六三) 頼逸話(四六四) 頼硬論(四六五)

一〇三 橋本左内の處刑(一)……………四六六

最痛恨事(四六六) 橋本宣告文(四六六) 國家根本鞏固の動機(四六七) 横井小楠書簡(四六七) 當然の豫測(四六八) 一般豫測また誤り(四六八) 大老一等を

加ふ(四六九) 三國大學追放(四六九)

一〇四 橋本左内の處刑(二)……………四七〇

橋本死罪(四七〇) 藩の橋本厚遇(四七〇) 左内獄中(四七一) 左内獄中作(四七一) 決心早く成る(四七二) 吉田と橋本(四七二) 兩人の才識(四七三)

一〇五 吉田松陰の處刑(一)……………四七四

松陰宣告(四七四) 國家の重事著述(四七五) 斷頭臺に載る(四七五) 松陰口書不服(四七五) 宣告當時の狀況(四七六) 松陰氣息荒々し(四七六) 松陰覺悟(四七七)

一〇六 吉田松陰の處刑(二)……………四七八

松陰死前の心事(四七八) 誠字に工夫(四七八) 松陰逃懷(四七八) 松陰背懸(四七九) 堀江以下同志に就て(四七九) 橋本に就いて(四八〇) 死に安著(四八一)

一〇七 吉田松陰の處刑(三)……………四八一

一死覺悟(四八二) 愁傷に及ばず(四八二) 兩母三妹に就て(四八三) 送諸友辭

片〔四八四〕 死後の用意〔四八五〕 死體もらひ受け〔四八五〕 死體の状態〔四八六〕 墓碑銘〔四八六〕

一〇八 安政大獄の總勘定(一)……………四八七

大獄麻波〔四八七〕 第一回處分〔四八七〕 第二回處分〔四八八〕 第三回處分〔四九一〕 獄中病死者〔四九三〕 其他の荒療治〔四九四〕

註 徳川幕府を亡ぼすもの〔幕末政治家〕……………四九四

一〇九 安政大獄の總勘定(二)……………四九五

公家側處罰〔四九五〕 其理由種々〔四九八〕 尊融親王一件〔四九八〕 所訂代書取〔四九九〕 永警居命ぜらる〔五〇〇〕

第二十章 幕府詰責の宸翰……………五〇一

一一〇 幕府京都への贈遺……………五〇一

朝臣賑恤〔五〇一〕 金二萬兩被下〔五〇二〕 御前捧呈金〔五〇二〕 金二萬兩分配〔五〇二〕 關白と幕府との打合〔五〇三〕 關白に年米贈遺〔五〇四〕 島田左近入

の贈遺〔五〇五〕 九條家永代千石加増〔五〇五〕

一一一 九條關白に對する幕府詰責の宸翰(一)……………五〇六

主上依然不變〔五〇六〕 關白あて勅書〔五〇六〕 晝夜苦心〔五〇七〕 有力なる齊昭辯護〔五〇七〕 水戸に谷なし〔五〇八〕 理由なき水戸處罰〔五〇八〕 主上御不満〔五〇九〕

一一二 九條關白に對する幕府詰責の宸翰(二)……………五〇九

關白幕府に聊か憚かる〔五一〇〕 主上御不審〔五一〇〕 間部聖聰隔過〔五一〇〕 能説隨曲從のみ〔五一二〕 主上詰責亦當然〔五一二〕 九條關白に痛極〔五一二〕 能など不好〔五一二〕 九條恣横〔五一二〕

一一三 宸翰に對する酒井忠義の釋明(一)……………五一三

宸翰撤回運動〔五一三〕 久我居中調停〔五一四〕 久我運動の効果〔五一四〕 酒井釋明書〔五一五〕 釋明書本文〔五一五〕 蠻夷一拒絕の件〔五一五〕 右要領〔五一六〕

一一四 宸翰に對する酒井忠義の釋明(二)……………五一七

兵庫開港大坂出商賣の件(五一七) 當座虚言の辯(五一八) 好道辭(五一九) 條約超過皆無(五一九) 兵庫開港の事(五一九) 當座都合の虚言(五二〇)

一一五 宸翰に對する酒井忠義の釋明(三).....五二一

夷人行狀に就き(五二一) 邪法を以て流行さする辯(五二二) 四公愼一件(五二二) 九條家臣惡謀關係者皆無(五二二) 能杯催しに就き(五二三) 道路風説の害(五二三) 主上に對する斷案(五二四)

第二十一章 安政大獄の終局.....五二五

一一六 三條實萬の死(一).....五二五

幽居落飾(五二五) 幽居中の生活(五二五) 訪問者(五二六) 幽居中發病(五二七) 漸次快方(五二七) 澹然俟命のみ(五二八) 家計不便(五二八)

一一七 三條實萬の死(二).....五二九

漸く宥恕(五二九) 幽居中心事を語る者(五三〇) 歸宅不可能(五三一) 關東裁斷風聞(五三二) 死去(五三二)

一一八 間部詮勝の辭職(一).....五三三

井伊間部相離る(五三三) その消息(五三四) 八月廿三日消息(五三四) 太田間部氣息相通(五三五) 間部變心(五三六) 右要領(五三六)

一一九 間部詮勝の辭職(二).....五三七

間部危し(五三七) 間部專擅(五三八) 齟齬の因(五三九) 間部の立場(五三九) 井伊の立場(五三九) 間部憤慨また當然(五四〇) 間部病に託し辭職を欲す(五四〇) 間部變心(五四一)

一二〇 前提と結論.....五四二

大獄の範圍(五四二) 根本目的(五四二) 全くの徒勞(五四二) 無きものを目指す(五四三) 所謂書連院宮姦計(五四三) 龍頭蛇尾(五四三) 爬羅剔抉(五四四) 陰謀團助成(五四四) 大獄の結果(五四五)

年表並人物概覽

其一年表.....一一八

索引

其二 人物概覽 九—二四

索引 一—八

挿入繪圖

- 一 吉田松陰自讃畫像 卷首
- 一 僧月照肖像(五)忍向と信海 一九
- 一 安島帶刀自畫像(三五)安島、茅根、鮎澤等の喚問 一五八

近世日本
國民史
安政大獄後篇

蘇 峰 學 人

第壹章 井伊の威嚇政策

〔一〕安政大獄の責任者

昭和六年二月二十一日、大森山王草堂に於て、安政大獄下篇を書き始む。急がず、息まず、我が修史の行程は、規則正しく進行してゐる。

分井伊側申
安政大獄の全責任を、井伊直弼一人の双肩に措くは、恐らくは平允の見ではあるまい。若し井伊側から言はしめなば、斯る事件も、畢竟は水戸齊昭の鑿くなき

第一章 一 安政大獄の責任者

野心、自から裁制するを知らざる妄動の結果、餘儀なく此に至つたものと辯ずるであらう。それも決して一理なしとは云はれない。

井伊阿部の比較

併しながら政治家の眼中には、難事なし。如何なる面倒なる問題でも、如何なる厄介なる事件でも、之を甘く所理するが、政治家の政治家たる所以だ。乃ち阿部正弘の如きは、未だ十分とは云はざるも、癸丑、甲寅の際、内外多事の絶頂に處して、兎も角も曲りなりにも、其の局面を收拾した。齊昭は依然たる齊昭だ。嘉永六年——安政元年の彼と、安政五年——六年の彼と、格段の相違は無かつた。阿部正弘が彼を兎や角操縦して、井伊直弼に彼を全く操縦出来ないと言ふ道理はあるまい。然るにそれが思ふ様に參らなかつたのは、何故であらう。

井伊の政綱

阿部は始めから天下の爲めに、天下の公を做すつもりであつた。井伊は始めから水戸齊昭を退治する方針もて出で來つた言ひ換ふれば、若し井伊直弼に政綱なるものあつたとせば、そは一橋慶喜擁立運動を撃滅する爲めであつた。即ち彼は當初から平和を齎らすの宰相ではなく、戦闘を眞甲から鬩し來れる

の宰相であつた。

喧嘩の責任者

何人でも政見の異同は致し方がない。井伊直弼が、一橋慶喜を西城に入る、ことに反對して、十三歳の童子紀州慶福を以て之に代へんとしたるには、彼としては、相當の理由があつたに相違ない。理由は理由としても、其の反對黨に對抗するには、必ずしも當初から喧嘩腰であらねばならぬ必要はない。固より此の喧嘩に就ては、双方互ひに理由がある如く、亦た責任もある。云はゞ喧嘩兩成敗と云うても、不可あるまいとしても。

大過半の責任者

何と云うても井伊直弼は、當局者だ。苟も當局者が喧嘩腰にて、親藩、御家門、外様、譜代、將た朝廷の諸大臣、若しくは民間の志士を相手として推し出すに就ては、時局收拾は愚ろか、其の紛糾却て亂麻の如くなるも、餘儀なき次第であらう。されば其の責任は双方に、分擔するとしても、其の過大半は、井伊其人の双肩に措く可きが當然であらう。

蜂窩衝破の責任者

何人も水戸齊昭及び齊昭周邊の人士の言動を、間然する所なしとは云はない。

井伊の干渉若しくは壓迫も、自から招き、自から致したるもの無しとは云はない。されど若し彼等が蜂巢であつたとせば、それを衝き破りて、蜂を四方に散飛せしめたのは、實に井伊其人の仕業と云はねばならぬ。

波瀾激揚者

固より水戸齊昭等の不時登城は、穩當とは云はれまい。されどその爲めに彼等を處罰し、然も其の處罰の過酷は、決して破局を收拾する賢明の措置ではなかつた。井伊は決して平地に波瀾を起したとは云はぬが、方に起りつゝある波瀾をば激揚して、洶涌奔騰、底止する所を知らざらしむるに至つたのは、實に井伊其人の喧嘩腰の初一念が、その禍根であり、禍因であつたことは、之を争ふ可き餘地がない。

威嚇政策の非

勅許を俟たずして、日米條約に調印したのは、已むを得なかつたかも知れない。されど其の當時直ちに聖旨を對揚す可き適當の措置を取らず、京都より御催促を被りつつも、之を數月の後まで遷延したるは、決して策の得たるものでは無かつた。而して其の間部詮勝が、未だ上京せざるに先ち、先づ聲をもて他を威

井伊喧嘩腰の責

すの政策を取つたのは、決して時局を平穩ならしむる所以の手段では無かつた。京都では一方に九條關白を罷めしめ、近衛左大臣もて、之に代へんとするの運動起り、且つ遂ひに天勅水戸に向て降下の事件を發生した。

此の運動と事件とは、安政大獄の楔子にして、是れは、水戸を首として、朝廷の重臣、若しくは志士其他の自業自得と云へば、云へないこともない。然も斯る勢ひを激成したるは、井伊其人の當初からの喧嘩腰で出で來りたる事に歸せねばならぬ。我等は否井伊派の行動の、往々にして定規を外れたるを否定することが出来ぬ。されど彼等をして此の如くならしめたる者は、何人である乎。更らに廻りて其の責任者を糾明せねばならぬ。

【三】 井伊の立場

朝廷の無
實力

安政大獄は、一方に於ては、井伊直弼を主とする幕府の統制的勢力を以てし、他方に於ては各藩の有志、儒者、浮浪の人々を以てし、其の勢力の相違は、狼を以て羊に對すると一般であつた。但だ有志者側に唯一の頼みとするは、朝廷であつたが、其の朝廷には名分以外に、何等の實力が無かつた。されば若し實力ある者が、朝廷を奉戴して、一度幕府に臨まんには、幕府もそれに對しては、容易の業ではなかつたが、孤立せる朝廷に對しては、幕府はそれ程の難題を認めなかつた。當時朝廷は恐らくは有志者に賣られ玉うたる結果となつた。有志者は固より朝廷を賣らんとする杯の了簡が有る可き筈ではなかつた。されど彼等は其の希望と、現實とを混同した。斯くありたしとの注文を斯くある可しとの事相と一致せしめた。されどそれ等の事情に接觸し玉はざる朝廷が、それを信賴せられ、それに依頼せられ、まさかの時には其力を後援とするの思召があつたことは、寧ろ當然のことと云はねばならぬ。

諸藩と京

曰く薩摩、曰く水戸、曰く尾州、曰く越前、曰く土州、曰く長州、是等の諸藩は、何れも

朝廷有志
者に賣ら

紳との關
係

京紳とそれぞれの縁故もあり、關係もあり、然も勤王の志に燃えてゐるものもあり、然らざるも決して勤王を第二義に措く者は無かつた。されば朝廷が有志者の言を御信任あらせられて、之に倚信し玉ひたるも、亦た不思議の事ではなかつた。

瀬戸際に
於ける各
藩無力

然も彌よその瀬戸際に來れば、何れの藩も、其力を擧げて、朝廷の爲めに盡さんとする者は無かつた。彼等は朝廷の爲めは愚ろか、其の藩士の嫌疑者さへも、之を救ふこと能はず、之を幕吏の逮捕、裁判に一任するの已むなきに至つた。水戸の安島等一味、越前の橋本綱紀、長州の吉田松陰、薩州の西郷隆盛、皆なその通りだ。但だ西郷は未だ幕吏の手に罹らざるの先に、自から月照和尚と與に投海し、死して蘇生し、南島に流竄せられ、漸く一命を保ち得たのだ。若し彼が京阪の間に彷徨したらんには、彼は當然井伊の手先の爲めに、犠牲者たる可き資格は具足してゐた。

朝廷志士
救援不能

人或は朝廷が志士を救ひ玉ふ能はなかつたことを遺憾とするが、それは事情

の理由

を詳にしない爲めだ。朝廷御自身が、自から全うすることが出来なかつたではない乎。至尊は其の尤も御信頼遊ばす青蓮院宮、鷹司父子、近衛、三條等さへも救ひ玉ふことが出来なかつたではない乎。恐れ多くも萬一の際には、至尊御自身さへも御不安全を感じ玉はねばならぬ有様ではなかつた乎。當時間部は京都に乗り込んで、如何なる暴政を逞くする乎、とても朝廷は心配をせられた。されば彼が朝廷に強訴して、彼が如き行動を恣にせるも、朝廷では寧ろ豫期よりも穏和であつたと思召された次第であつた。

諸藩自衛に汲々

當時の諸藩は、皆な手を拱いて形勢を觀望した。彼等は何れも井伊に吞まれて、只だ自衛の策に汲々としてゐた。而して自衛の爲めには、自藩の人材をも、目を鎖して犠牲とするを辭しなかつた程だ。長州の當路者が、吉田松陰を、幕府に護送したのは、幕府の手を藉りて、彼を死地に措かんとするの腹黒き策は無かつたとしても、一藩の安全の爲めには、彼を犠牲とするも、餘儀なしと觀念したるに相違あるまい。此れは獨り長州藩ばかりでなく、各藩の當路者は、皆な其の通

井伊の非妥協政策

りの了簡であつたらうと推察せらるゝ。されば安政六年の初期に於ては、井伊の位地は、天下無敵であつた。此上は其の刑罰を寛大にするも、將た之を嚴酷にするも、一に井伊其人の意見次第であつた。詳に云へば寛大にしたりとて、井伊の威信を損するでなく、嚴酷にしたりとて、井伊の威信を増加するでは無かつた。若し井伊にして妥協的の政策を行はんとせば、安政六年の初期は、彼に取りて尤も有利なる時機であつた。若し彼が此際其の双手ならざるも、片手でも差し出さば、誰彼の差別なく、其の握手を拒まんとする者は無かつた。されど井伊は寧ろ騎虎の勢に乗じて、否妥協政策を固執した。

【三】 屏息したる諸藩

井伊威歴の効果

井伊の措置が暴斷であつたにもせよ、安政五年七月五日に、尾張慶恕、松平慶永に、隱居愼を命じ、水戸齊昭に愼を命じ、水戸慶篤、一橋慶喜に、登城差控を命じたるは、實に井伊側の威勢を、天下に赫灼たらしむる所以であつた。假令彼等犠牲者は不服であつたにせよ、此に向て反抗を試みんとする者は一人もなかつた。言ひ換ふれば、彼等は皆な屏息した。天下は此れよりして井伊萬歳となつた。

非屏息者島津齊彬

但だ此時に於て、西方に一人の島津齊彬あつた。彼は決して屏息しなかつた。彼は日本唯一と云はんよりは、少くとも第一の外様大名だ。彼は名目丈けにもせよ、將軍家定の舅だ。彼は二百幾十年來幕府から尤も畏憚せられたる傳統的薩摩の大守だ。彼の眼中には、固より井伊掃部などの存す可き筈はない。彼は一方に水戸齊昭なく、他方に井伊直弼なく、況んや松平慶永、尾張慶恕などを、彼が兒曹視したるは、當然の事であつた。

島津死して抗衡者無し

されば朝廷は近衛家を透して、彼を倚信し玉ひ、彼も亦た感激して、聖明に奉答せんと、その決心をなした。然るに彼は其の趾を擧げんとする刹那に於て、病に罹

りて逝いた。若し彼にして起たば、長州の如きも、必ずそれに刺戟せられて、其の藩力を傾け來らざるまでも、何等かの作用に出でたるに相違あるまい。されど島津齊彬一たび去りて以來、天下の大名に、自發的に起て朝旨を奉じ、以て敢然井伊と抗衡せんとする程の者は、一人も無かつた。

諸藩甘んじて犠牲者を出さず

獨り大名のみならず、諸藩の有司中、それ程の決心ある者は、一人も無かつた。否、な彼等は寧ろ其の藩士中の突飛者を取り押へ、せめて井伊から睨まれない様に、遑々として是れ日も足らなかつた。薩州では西郷隆盛を、遠島に處した。長州では吉田松陰を入獄せしめ、やがて之を江戸に護送した。乃ち越前の如きも、其の藩の長城たる橋本左内を、幕吏の犠牲に供して、一指も染むる能はなかつた。乃ち水戸の如きも、安島、茅根などの當局者は、只管ら金子、高橋等の輕舉妄動を制馭するに汲々たる有様であつた。然るに其の安島、茅根等も亦やがて井伊の犠牲者となつた。

井伊の京都征服

井伊は安政五年七月、二親藩、及び御家門の越前等の懲罰にて、大に其威を振ち

たが、更らに安政六年三月より五月にかけて、應司政通、近衛忠熙、應司輔熙、三條實萬等の諸重臣を廢竄、若しくは落傷せしむるに至りて、殆んど完全に、京都をも征伏したと云ふ可き姿であつた。至尊の御胸中は、何とも拜察するに恐れ多いが、之に對し、公家も、武家も何人も敢て井伊に向つて、手を擧げんとする者はなかつた。

有志持む
べからざ
るな持む

所謂る京都に於ける勅諭下賜の運動なるものは、此の中間に發生したる一の事件であつた。此れは主として當時の有志者が、期せずして相ひ計畫し、一たび天詔降下すれば、水戸は固より、有志の諸藩皆な欣躍拊舞して、之に趨く可しとの豫想であつた。是れは洵とに恃む可からざるを待みたるものにして、肝腎の水戸さへも之に應じなかつたといはんよりは、應ずる能はなかつたから、其の他は推して知る可しであらう。

各藩皆屏
息

此れは裏切られたる諸有志の罪乎、將た裏切つたる諸藩の責め乎、そは何れにもせよ、諸有志は息を枯らして笛吹いたが、一個の藩も躍るものは無かつた。而

して其の結果は關東に於ては、幕府對水戸の勅諭處置問題となり、京都に於ては、近衛對九條の當職更迭問題となり、延いて大規模なる安政大獄事件となつた。

勅諭と大
獄との關
係

安政大獄は固より勅諭の有無には干係無かつた。勅諭降下なきも、固より此獄は出で來る可きであつた。民間の志士を捕縛することは、井伊直弼の左右の手たる長野主膳や、宇津木六之丞などの間には、蚤に仕組れたる筋書であつた。但だ勅諭一件から、此の捕縛の範圍が擴大せられたることは、固より云ふ迄もない。例せば勅諭一件に何等干係なき橋本左内や、吉田寅次郎等が、其の極刑——死罪——に處せられたるを見れば、勅諭一件が、決して安政大獄の唯一原因でなかつたことは分明であらう。

寛嚴ともに禍

凡そ幕府に在て名ある有志は、皆盡く黜けられたるを以て、嘉永癸丑安政甲寅以降、

國事に盡力したる幕府の進歩派、即ち立憲幕府制を助け長じたる輩は、此時を以て地を拂ひ、復當路に一人をも留めざるに至れり。此處斷の嚴酷に失したるは言ふ迄もなく、徳川幕府ありてより以來、未だ是の如き政治犯大獄を見ざりしを以て、此獄の爲めに益々天下の人心を激動せしめ、幕府を怨嗟せしむるに至れり。是れ井伊氏の罪なり。と、史家の斷案を下せるも左る事ながら、然らば則ち此時もし井伊氏にして、寛典説を納れて處斷したらば如何にと顧るに、勅許を経ずして條約を調印したる責は、愈々幕府の頭上に降懸りて、幕府は外交上益々困難の地位に陥り、内訌外患の爲に拾收すべからざるに至るべし。故に事此に際しては、寛猛ともに衰亡を招ぐに止るべきのみ。〔幕府衰亡論〕

第二章 月照和尚

【四】大獄の渦卷

井伊派の
猜定

井伊一派は、豫じめ胸中に、一大陰謀の潜在するを描き、而して其の陰謀の本家本元は、水戸齊昭である可く猜定し、而して其の證據物件は、寧ろ水戸齊昭の手入したる京都に存在す可きを察知し、先づ其の方面に手を下した。此れが安政四年九月七日、梅田雲濱——源二郎——が、最初に逮捕せられたる所以、爾來京都方面には民間の諸有志、縉紳家の諸大夫、其他手當り次第に、芋蔓を引き上げるが如く、それぞれ擴大せられた。

池内の災

彼等は、梁川、梅田、頼池内を惡謀の四天王と稱したれば、是等の人々に向ふは、寧ろ當然であつた。但だ梁川星巖は事前に病死し、池内は失踪したが、彼もやがて自首した。然も彼が元兇視せられて、其の重刑を免れたのは、彼が他の志士に不

利益なる告白をしたからであるとの説があり、その爲めに彼は他日遂ひに浪士の爲めに、不慮の難に罹つた。

小林と忍向

當時の朝紳中に於て、井伊側の尤も注意したのは、鷹司、近衛、三條の諸家であつた。而して最も悪玉として睨まれたのは、鷹司家諸大夫小林良典であつた。彼は青蓮院宮にも、近衛家にも、三條家にも出入した。其の鷹司家の政通、輔熙二公に於ける、固より云ふ迄もなし。而して小林以外に、注目せられたのは、前成就院住職僧忍向、即ち月照和尚であつた。彼は近衛忠熙の殊寵を得たるもの、薩藩の有志とは別して親密であつた。而して薩藩の有志中、西郷隆盛も亦た同時に、幕府の注意人物であつた。而して京都に於ける水戸藩の留守居鶴飼父子は云ふ迄もなし。

在江戸被難者

江戸に於ては水戸齊昭を中心として、其の周邊を獵り始めた。日下部伊三治、勝野豊作、飯泉喜内、藤森恭助など、皆な其の仲間と見られてゐた。而してやがて水戸の中心人物たる安島、茅根、鮎澤等に及んだ。而して更らに飛火は、一方に於て

は松平慶永の懐刀である橋本綱紀、長州の志士吉田松陰に及んだ。橋本は一橋推戴派の急先鋒、松平慶永の代表者として、安政五年の初め、堀田正睦の上京中、京都に在りて最も活躍した。彼が此の大獄に捲き込まれたるは、必らずしも不思議は無い。

吉田松陰

但だ意外なのは、吉田松陰だ。彼は水戸とは没交渉だ。一橋事件にも、固より一切干係は無かつた。勅諭運動にも、何等の連絡を持たなかつた。然るに此の上國と遠く隔りたる、長州萩の獄裡に呻吟したる彼を、故らに江戸まで護送するに至つたのは、何故であらう。

それは吉田の名は、既に長野、宇津木輩の闇魔帳に登録せられてゐたからである。彼が間部要撃の企畫は、固より幕吏の探知しなかつたところだ。然も吉田松陰が梁川星巖を透して、其の意見書を雲上に捧げたることは、或は猜察したかも知れない。然らざるも彼が京都の方面に何等かの手入をなしつゝ、あつたものと睨んでゐたのは、勿論だ。されば幕府の手が、遂ひに彼に及んだのも、必らず

しも不思議であるまい。

橋本吉田
一に對する

但だ橋本と吉田とに對しては、異説がある。兩人共に幕府には左程退治せんと
の意志は無かつた。されど越前に於ても、長州に於ても、其藩の當局者が、自藩擁
護の爲めに、枉げて此の兩人を犠牲に供したものだ。云はゞ幕府は彼等を殺す

免れ難き
運命

意志は無かつたが、兩藩の當局者が幕府の手を假りて、彼等を殺したのだと。
成程此れには多少の理由も無いことは無い。若し水戸齊昭を中心として考ふ
れば、橋本は最も旁系にして、吉田は全然無關係だ。されど此の兩人は此の大獄
に際して、其の羅織を免るゝには、其の人物が餘りに光つてゐた。彼等は到底免
れ難き運命を持つてゐたかも知れない。其藩の當局者の動機は、姑らく之を不
問に措くとしても。



僧月照肖像

〔五〕 忍向と信海

月照

渦卷の中に於て、犠牲者の一人は、實に僧月照であつた。彼と近衛家及び薩摩の有志者との關係は、既記の通りだ。〔參照 安政大獄前篇 九七〕然も此の機會に於て、更らに月照が何人である乎、將た彼が如何なる働らきを、此の間に做したる乎に就て、少しく觀察するの必要がある。

信海

月照は安政五年十一月十六日、西郷隆盛と與に、藩摩渦に身を投じて死し〔西郷は蘇生〕たから、固より當人の口から聞くことは出來ないが、其弟にして且つ清水寺成就院の後住信海は、幕吏の手に捕はれ、審問を受けたれば、其の所謂る申口〔口供〕なるものは、今尙ほ存してゐる。此れは京都町奉行小笠原長門守〔長常〕の手にて取調べたものである。

信海申口

成就院住持

信

海

未(安政六年)

四十歲

申口書

右信海父者大坂立賣堀、穴喰屋町玉井惣榮と申、醫業いたし、兩親並兄宗久と共に一緒に相慕罷在候處、兩親共先年相果、兄宗久儀幼年之節、知る人世話を以、清水成就院住持、藏海弟子に相成、得度いたし、忍向と改、隨身修學罷在、此者幼名綱五郎と申、九歳之節、兄忍向同様、右藏海弟子に相成、得度いたし、信海と改、隨身修學罷在、同年山内光乘院住持に相成。

此の如く忍向、信海の兄弟は、相接して身を桑門に托した。

拾五歳之節、病氣に付、隠居いたし、高野山え立越、右山内學寮え入、勤役罷在、二拾八歳の節、右山内萬勝院住持に相成、去る丑年(嘉永六年)九月前書罷在。此れは弟の信海のこと。

師匠藏海儀者先年病死いたし、忍向儀成就院に住職罷在候處、同人儀右丑年

信海成就院住

(嘉永六年)十月中、出寺いたし、行衛相知不申候付、翌寅年(安政元年)二月、此者(信海)成就院え轉住いたし、其後同月、忍向儀、京地え立歸候得共、寺務一乘院宮より、境外隱居被申付、所々庵室等に住居罷在、大宮里方、近衛殿え館入いたし候。薩藩原田才輔者、忍向知る人に付、右才輔を以、境内隱居相成候様、一乘院宮え取成之儀、近衛殿え内願いたし、貫一昨年(安政四年)より、山内寶性院に逗留被差免、同院に罷在候姿にて、成就院に同居罷在候旨。

近衛殿出入

此れにて、忍向、信海兄弟が、清水成就院に同住したる消息が判知る。
一 近衛殿え此者(信海)並忍向館入いたし候儀、忍向者四ヶ年以前、此者は三ヶ年以前より、歌道門人相頼、折々罷出、老女を以、詠歌差出候得共、此者(信海)は多分面謁無之、忍向儀は、去午(安政五年)二月以來、左府殿(近衛忠熙)星祭祈禱して、日々親敷罷出、蒙懇命候。一體左府殿に者、靜成性質に而、忍向儀も性質靜成ものにも有之、格別左府殿氣に入罷在候趣。

近衛氏と忍向意氣投合

如何にも近衛忠熙と月照との意氣投合の理由が判知る。

且忍向儀、墨夷交易和親御取結相成候而者、邪宗門追々弘り、國家之大患を相招、其上佛法破滅之基にも可相成之旨、兼々相歎罷在。左府殿にも、忍向同様存慮之由に而、毎々歎話議論被致候儀も有之候旨、忍向内々咄聞候得共、此者儀

(信海)心を留聞取不致候付、寢と者相覺不申候得共、左之廉々。

以下記する所は、信海が其兄忍向の談話の要領を、記憶中より喚び起したるものだ。此れは固より法廷に於ける審問に對しての言なれば、若干は尋酌ある可きこと、論を竣たざれども、兎も角も其の大要を知るに足るものがあるから、その積りにて讀む可きであらう。

【六】忍向と近衛忠熙

前記の通り(参照五)信海の申口によれば、

九條關白
内覽辭退
一件

一 九條殿内覽御免相成候儀者、八月八日關東へ被遣候勅書を、御取用不被成様と、發輝とは無之候得共、右之儀を傳奏衆え被申付關東え被仰遣候由、右を誰歟天聽に入候故、鷹司右大臣殿を以、内覽辭退可被相願旨、被仰出候儀之由、左府殿(近衛忠熙)被申候趣、忍向より及承候旨、

此れは九條關白内覽辭退一件のことだ。當時主上の命を奉じて、九條關白に内覽辭退の勸告に赴いたのは、大納言二條齊敬であつた。而して其の命を齊敬に傳へたるものは、鷹司輔熙であつた。

養君問題
と條約調
印出題

一 去年(安政五年)六月中、御養君被仰出度、思召候由、御人體者、御隱密之旨、右叡慮御伺、江戸表より被仰進。右者先例御人體をも不被仰進儀と、左府殿被相覺候旨、何分當今之時節に付、堀田備中守殿御上京之節、賢明年長之御人體え、御養君被仰出候様、叡慮之趣被仰進。右之候を、同七月中、紀伊殿御養君に被仰出候旨、江戸表より被仰進。當今之御時節、御幼年にては、治り方、御六ヶ敷可有之。且又同頃、墨夷え假條約調判御渡相成候儀者、備中守殿え勅答之趣も有之。

候は、右御返答も被仰上候上にて、御渡可相成處、無其儀、右様御處置相成候ては、自然關東と御隔意相成候様成行可申、不容易儀に付、何分官武御合體に無之而者難相成、右様之形勢にては、行末如何可相成哉、心痛被致候由、左府殿被申候趣、忍向より及承候旨、

此れは養君問題と、條約調印問題とに關してのこと。

一橋慶喜の賢明

一 一橋殿には、人望賢明之聞込も被有之候由にて、御養君は、一橋殿に御治定相成可然旨、左府殿、並鷹司右府殿にも被申居候由、左府殿より内々噓被致候趣、忍向より及承候旨、

一 橋慶喜其人の賢明に就ては、當時天下有識者間には、公武上下を問はず、殆んど輿論と云ふも差支無かつた。

忍向書類

一 右噓之外、左府殿より借用いたし歸候由、折々書付、忍向より爲見候得共、前同様心を留熟覽不致、一覽迄にて差戻候付、趣意柄相覺不申、乍去忍向所持之書類、未自坊に残之分も有之候付、右之内に可有之哉之旨、

右成就院に残り有之候、忍向所持之書類取上げ、撰出候書付寫、奥に入、御覽申候。

天下泰平祈禱の事

一 去年(安政五年)二月中、近衛殿へ、忍向罷出候節、渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱修行可致旨、左府殿直書詠歌。

今上皇帝寶祚萬歲、文武百官忠誠堅固、渡來夷賊改心退去、奉安叡念大樹安意、武運長久一天泰平、諸民榮祈禱之事。

五大明王、護摩秘法、殊可致精誠之條如件。

安政五年二月十七日

左大臣 忠 熙判

高野山金剛峰寺

碩 學 中

高野をさして、おもふ心をよめる

明らけき法のひかりの高野山尊きをしへの道も絶せて

動なき世々の守りの一筋にいま此ときぞ猶ねがふなる

忠 熙謹詠

祈禱修行の場所

祈禱料黄金三枚並奉書紙にて、長三寸巾貳寸程に封し、右封中主上、公方様、近衛左府殿御手にも認有之候哉。上は書、今の字、大の字、左の字、認有之三封共に相渡、清水寺者無人之儀、且同寺にて修行致し候ては、大業に相成候間、穩に高野山え持下、同所にて大切に修行可致旨、左府殿被申渡候趣、忍向承歸、此者(信海)え、夫々相渡申聞候付、高野山え持下り、山内正智院え罷越、右之通祈禱被申出候付、碩學所え披露いたし度、可然引廻吳候様相頼、青巖寺におゐて、碩學中に及披露、示談之上、山内南院於道場に、一七日之間、此者(信海)にも、衆僧に加里護摩を燒、異國退去、五大尊之秘法祈禱いたし、

高野山祈禱

右五大尊之秘法と申者、本尊波切不動明王と申、弘法大師唐土より歸朝の砌、船中にて彫刻之本尊にして、惡魔降伏之本誓之旨、信海申立候。結願之上、右大護摩之卷數持歸、忍向を以、左府殿え差出候旨。

穩當の祈

以上所記を見れば、如何にも穩當中正の事、而して其の祈禱さへも、奉安觀念、大樹安意、武運長久、一天泰平とあれば、是れ全く公武合體の正鶴に的中したるもの、若し之を以て罪案とせば、天下の忠臣、義士は、悉く皆な罪人とせねばなるま

〔七〕 忍向兄弟と高野山及び近衛家

大元帥秘法

一 同(安政五年)三月中、近衛殿へ忍向罷出候節、前同様渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱修行可致旨、左府殿(近衛忠熙)被申聞、其節者書下げ等無之、祈禱料黄金壹枚被相渡候旨、忍向承歸、右黄金相渡候付、此者儀(信海)高野山え持下、年預増福院え罷越、右之通祈禱被申出候付、碩學中え披露いたし度旨申聞、碩學一同呼寄貫ひ、及披露示談之上、山内西南院之於道場に、三七ヶ日之間、異國退

去、太元帥之秘法祈禱いたし候積申談置。

右太元帥之秘法と申者、本尊太元明王に而、弘法大師真筆にして、敵國散去を主と致し候本誓之由、信海申立候。

祈禱者の背後

上記の祈禱は前掲(參照六)のものと與に、左大臣近衛忠熙の依頼と云ふも、恐らくは近衛が聖旨を奉じての祈禱にして、近衛の背後には、畏れ多くも主上の在せしことと信せらるる。

此者(信海)には、自坊に用向も有之、歸京いたし居候處、結願之上、右祈禱之卷數、高野山より差越候付、忍向を以、左府殿に差出候旨。

而して次項によりて、愈よ此の祈禱が、偶然でなかつたことが判知る。

近衛左大臣書下げ

一 同(安政五年)五月中、近衛殿え罷出候節、御内勅之由、渡來之外夷退去、天下泰平之祈禱、修行可致旨、左府殿より書下げ並

夷賊邪心速疾降伏、四海泰平萬民娛樂御祈之事。

右四所明神法樂、並太元明王秘法三七ヶ日之間、可勤修旨、叡慮之趣、宜令承

知。可抽精誠條如件。

安政五年戊午五月廿三日

左大臣 忠熙

高野山金剛峰寺

寺務青巖寺

並衆徒中

爲御祈禱料、黄金五枚御下げ之旨、被相渡候由、忍向持歸り、右書下げ黄金共相渡候付、此者儀(信海)高野山え持下り、前書年預増福院え罷越、右之通祈禱被仰出候付、碩學中え披露いたし度申聞、碩學一同呼寄貫ひ、及披露、示談之上、高野山四所明神寶前山王院におゐて三七ヶ日之間、異國退散、太元帥之秘法御祈禱いたし候積申談置、其節も此者(信海)には自坊に用向も有之、歸京いたし居候處、結願之上、右御祈禱之卷數、高野山より差越候付、此者儀近衛殿え持參、左府殿え直に差出候旨。

祈禱偶然
ならず

蒙古來襲當時の事を回想すれば、當時外夷來迫に就て、此の如く祈禱を行はせられたるも、決して異しむに足らない。而して朝廷、近衛家、忍向、信海、高野山、此の如き順序にて、其事が舉行せられたるを見れば、如何に忍向兄弟が、此間に於て斡旋したるかは、以て察するに餘りある。

近衛家と
忍向との
關係益密

當時近衛家と忍向との關係は、日一日と其の親密を加へつゝあつたことは、近衛家奥日記が詳かに之を證明してゐる。

一 二月(安政五年)

七日 一 御機嫌伺參上、御對面被遊候。

忍向

唐さびの粉さし上る。

一 忍向又參上、御たんす拜見願也(按ずるに此の御簞笥は、島津齊彬より主上へ内獻のもの)梅枝さし上る、やまとうちわと申候草をば、はち植に致し上る。

十日 一 忍向又參上、御對面あらせ給候。

十二日 一 忍向參上、精進雲丹一曲(原注 肥前平戸千里の濃砂)さし上る、内々御對面遊ばし候。

十五日 一 忍向參上、御内々御對面あらせ給候。

十六日 一 忍向參上、御對面あらせ給候、長壽花さし上る。

一 成就院信海、忍向も同伴參上、内々御對面あらせ給候、御内々御祈禱とか御頼あらせ給候、信海より御菓子一箱さし上る。

十七日 一 忍向參上、一寸御對面あらせ給候。

十九日 一 忍向參上、御對面あらせ給候、櫻枝土筆、萱草もさし上る。

二十日 一 忍向參上、御對面あらせ給候。

廿一日 一 今日より極内々御星祭御祈禱、忍向參上修行致す。

廿二日 一 忍向參上、御對面あらせ給候。

廿三日 一 忍向參上、御對面あらせ給候、御内修法。

廿四日 一 忍向參上、御對面、修法致す。

一 忍向又參上、御對面あらせ給候。
 廿六日 一 忍向參上、修法あり。
 廿七日 一 蓬のおかちんさし上る、忍向
 一 御花拜見致す、井手の山吹さし上る。
 以上は二月中の日記から抄出したるもの、自餘の月も、殆んど此の通りである、亦た以て如何に忍向が深く近衛家に喰ひ込んでゐたかが想ひやらるゝ。

〔八〕 忍向兄弟と青蓮院宮 (一)

青蓮院宮
直書の事

忍向は近衛家ばかりでなく、青蓮院宮にも近接した、而して宮と近衛家との間柄の親密であつたことも固より云ふ迄もなし。

一 同(安政五年)四月中、青蓮院宮え忍向罷出候節、朝敵佛敵退治之祈禱高野

山おゐて修行可致旨、此もの(信海)並忍向宛之右宮直書並

右直書睨とは不相覺候得共、大意左之通相心得候旨、信海申立候。

此度墨夷渡來に付、先達てより其一山之大衆、丹誠を盡し、祈禱之事、神妙之至也。

猶此度朝敵佛敵退治祈禱之事頼入存候、依て判金一枚差遣候、可然取計頼入候也。

三月廿五日

尊 融

朝敵の二
字

爲祈禱料、黄金壹枚被相渡候由、忍向持歸、右直書黄金共相渡候付、朝敵と申文字、昨春以來風聞之趣にては、右朝敵之貳字何歟、關東え拘り候様相察不容易儀と存、其段忍向え相尋候處、外夷之もの共、屢渡來、朝意に不叶儀を強て申立候故、外夷を指朝敵と被認候儀に可有之、並外夷渡來屢之内には、耶蘇宗門杯相弘可申は必定之儀、是則佛敵にて可恐憚儀に無之旨、忍向申聞候付、何様右

朝敵の意

様之儀に可有之哉と心解いたし、朝敵佛敵の四字に就ては、信海が心配したのも、決して怪しむに足らない。而して忍向が其説明も亦た要領を得てゐる。されど朝敵の二字は、果して其通りであつた乎、將た寧ろ直截に、關東を斥したのではなかつた乎。そは寧ろ尊融親王——後に久邇宮朝彥親王に承るの外はあるまい。

忍向の辭

右直書黄金共、此者儀(信海)高野山え持下、前書年預増福院え罷越、右之通祈禱被申出候付、碩學中え披露致し、度旨申聞、碩學一同呼寄貫ひ及披露候處、碩學之内、正智院儀、朝敵之二字不審を立、相尋候付、忍向申聞候通、外夷之者共、屢渡來朝意に不叶儀を、強て申立候故、外夷を指、朝敵と被認候儀に可有之、並外夷屢々渡來之中には、耶蘇宗門抔相弘可申は、必定之儀、是則佛敵にて、右朝敵と申者、全外夷を指被認候儀に可有之旨申聞候處。

正智院の不審も、是亦た尤なる次第、外國人を朝敵と解するは、聊か無理と云はねばならぬ。

祈禱卷數
差越

正智院儀右之次第にて、被認候儀に有之候はゞ、外夷を指、朝敵と認難き儀も有之間敷旨申聞候付、示談之上、前書西南院之於道場に、三七ヶ日之内、朝敵佛敵退治、太元帥之祕法祈禱可致積申談置、尙又其節も此者(信海)には自坊に用向も有之、歸京いたし居候處、結願之上、右祈禱之卷數、高野山より差越候付、此者儀(信海)青蓮院宮え持參、右宮え直に差出候旨。

右朝敵佛敵之文言、前書辨解者、此者(信海)忍向申談、表之唱にて、内實深趣意可有之旨、再應及吟味候處、此者儀、青蓮院宮え直々罷出承歸候儀にても無之候付、忍向辨解之通と相心得居候得共、同人儀者、外夷一條、關東御所置振等、心底に不應由、兼々相歎罷在候折柄、當春以來、星祭にてと者乍申、日々近衛殿え罷出、外夷退治之祈禱を承請、又は青蓮院宮えも毎々罷出候付ては、右兩所え外夷一條之儀を始、關東御所置振之儀迄、彼是存寄申込、不容易次第も可有之哉、終に出寺いたし、薩州鹿兒島え逃行、同所近海にて溺死いたし候上者、全く右次第吟味可相成を恐、一命を果候儀と相聞、左候はば朝敵

忍向の死

佛敵之文言に付ても、忍向意内にては、深き趣意可有之哉に被察候儀之旨申候付、右體察迄之儀に無之、素より深密存居可申旨再應及吟味候得共、差向一己之申口に付、彼是申紛罷在候哉相聞申候。

朝敵佛敵の眞意

斯く幕吏が猜定したるは、彼等の立場の觀察としては、決して其の正鵠を失したるものではあるまい。要するに青蓮院宮は大塔宮でなく、忍向、信海は文觀、圓觀の徒にあらざるも、少くとも朝敵佛敵の四字には、自から深意の存する所あつたことは、斷じて疑ふ可き餘地はあるまい。

【九】 忍向兄弟と青蓮院宮 (二)

太元帥法
青蓮院宮
傳授の事

一 去午四五月頃と相覺、忍向青蓮院宮え罷出候節、此者(信海)儀、兼て高野山碩學之者より傳授請罷在候太元帥八印と申、眞言宗傳來祕密之調伏法を、右

宮被授度旨被相願候由、忍向承歸申聞候付、其後高野山え罷越候節、右法他宗之者え傳授致し苦かる間敷哉、碩學之者え相談いたし候處、高位壹人の方え者、他宗に候共、授不苦旨、弘法大師之教も可有之旨、碩學之者申聞候付、翌六月中右宮え、此者(信海)罷出、右法傳授いたし置候旨。

右太元帥八印之法と申者、前書太元帥之祕法中之眼目之祕印之旨、信海申立候(參照八)

宮調伏法
受傳の理
山

此の如くして眞言傳來の調伏法は、忍向の紹介もて、信海から青蓮院宮に傳授した。知らず宮は何の必要ありて、斯る調伏法の傳授を受けられたる乎。

一 同(安政五年)八月頃、青蓮院宮にて、天臺眞宗祕密之一字金輪之法を以、夷賊退散、天下泰平之祈禱有之候旨、忍向より承及候旨。

右一字金輪之法と申す本尊、一字金輪と申大日如來にして、魔障不隣近、帝王之威光を盛にいたし候祈之旨、信海申立候。

此の夷賊退散には、定めて夷賊と共鳴したる幕府の退散も加はりむたもので

外夷調伏
急速修法

あらう。

一 近衛殿より外夷退治之祈禱修法之儀、追々被申渡候付ては、去(安政五年)午年四月中、此者儀(信海)高野山え罷越候節、右一山門主寶性院え外夷調伏靈給速なる處之修法には、何を修して可然哉、相談いたし候處、調伏之仕方種々有之候内にも、轉法輪之法を修候はゞ、靈給速に可有之旨申候付、左候はゞ、右法を修候に用ひ候本尊金筒拵度候間、貸渡吳候様相願候處、右金筒は、同所金蓮院に所持罷在候付、貸遣し候旨、寶性院申聞候付、右金筒借受歸京、忍向え及示談候處、同人儀右金筒所持、青蓮院宮え罷出、右宮え入一覽に、高野山にて借受歸候手續等委細申述、寫取拵度候間、右入用寄附相願候由之處、承知被致候趣にて、忍向儀懇意にいたし候薩州家來原田才輔相頼、同人方え出入いたし候油小路二條下ル町刀小道具渡世金津屋源七と申者え申付貰候由、才輔儀も兼々外夷一條苦心罷在候者に候哉、右金筒を以修法いたし、外夷退治相成候者、結構之旨申聞、隨喜いたし、職人飯料等は、才輔喜捨いたし、同人方え細工

金筒寄附

爲致可申旨申聞、委細忍向より才輔え頼置候由、同八月中頃出來上り、忍向儀青蓮院宮え持參、右宮え入一覽に候處、暫預り置候旨にて、被留置、翌九月初頃、忍向儀右宮え罷出候節、右金筒並入用代金八兩餘寄附被致候旨被仰下候由、忍向持歸り候付、右代金は才輔方え差遣、金筒は祕密之品に付、人目に不拘候様居間二階天井之内、物入え取仕舞置、此者儀(信海)は同月十五日當地(京都)出立、爲御納經江戸表え罷下り、十二月十三日歸京いたし候付、右金筒未だ開眼不致、尤青蓮院宮に被留置候内にも、開眼等有之、右品を以祈禱有之候儀者不_レ及_レ承旨。

右轉法輪之法と申者、本尊大輪明王にして、一切之怨敵を摧破いたし候祈之旨、信海申立候。

此の如く彼等兄弟は、近衛家、及び青蓮院宮との間に周旋し、尤も調伏に熱心であつた。

一 青蓮院宮え此者(信海)並忍向罷出候儀、此者には去午(安政五年)二月右宮

忍向一乘院宮關係

自坊え忍にて被相越候節、初て面謁いたし、夫より三ヶ度計罷出候旨、忍向者以前成就院住職中、當栗田宮(青蓮院宮)南都一乘院宮に在職被致居候節、寺務所之譯を以罷出面謁いたし候儀も在之候得共、其後青蓮院え轉住被致候後者、絶而不能出候處、當一乘院宮には、幼年に被在之候付、青蓮院宮後見被致居候儀に付、右宮え罷出候方、萬事之都合可然旨、近衛左府殿被心附候而より、猶又去午二月頃より毎々罷出候旨、

以上によりて如何に忍向兄弟、青蓮院宮、近衛忠熙との間に、所謂る三角關係が出来て來りたるかを知るに足る、此の如き徑路によりて、忍向が一桑門の身を以て、朝廷の大事に多少の干與を持つたことは、固より推察するに餘りありだ。

【一〇】 忍向兄弟と諸有志

忍向村岡關係

一 忍向儀近衛殿老女村岡とは、兼て懇意にて、往復有之候儀は、兼て見聞いたし居候得共、其外近衛殿家來之内に、親敷ものは及承不申候。

此れは前掲同様、信海の申口だ。村岡は近衛家に於ける老女であるが、彼女は國事に於て、近衛家と諸有志との間を取持つた女丈夫だ。

忍向と鶴飼父子の關係

一 同人儀(忍向)水戸殿御家來、鶴飼吉左衛門並同人伴幸吉と懇意いたし候由、其元と申者、去午(安政五年)七月頃、鷹司殿家來、小林民部權大輔儀、吉左衛門幸吉を近衛殿に召連出、於同所、民部權大輔引合にて、近附に相成候由に及、承居、其後幸吉儀は、壹ヶ度忍向に面會して、自坊へ罷越、其節菓子一箱相贈候由、忍向儀は近附に相成候後、度々右兩人方え罷越候趣に及、承居候得共、如何様之用向にて罷越候哉、談之趣一向相心得不申旨。

此れにて鶴飼父子、小林良典、月照との關係が明瞭した。何れも近衛家を中心として集りたるもの。

山本貞一

一 頃合不相覺、信州之者之由、山本貞一郎と申者儀、木屋町三條上る上大坂

忍向關

町儒醫宇喜多一蕙伴松菴同道、忍向え面會して自坊え罷越候儀有之候處、忍向儀留守中にて掛け違、尤用向之趣意不相心得候得共、其後忍向儀貞一郎え面會いたし候儀も有之候哉、貞一郎儀病氣にて、用談も難出來、右病氣全快之祈禱いたし、供水差遣候様、忍向申聞候付、此者(信海)取計にて、右祈禱いたし供水差遣候旨。

山本に關しては、既記の通りだ。(參照 安政大獄前篇 七七―八二) 彼は信州松本の産にして、水戸家に縁ありて、上京し、京縉の間に周旋したるもの、而して彼は最初に幕吏に目指されたが、未だ逮捕せられざる以前に死んだ。或は病死と云ひ、若しくは自殺とも云ふ。何れにしても死人に口なし、其の審問だけは免れた。

一 去午(安政五年)五月頃、忍向儀近衛殿より歸宅、例とは格別遅く相成候故、何故遅刻相成候哉と、此者(信海)相尋候處、尾張殿(徳川慶恕)より御使被差登、夫故遅刻相成候儀之旨申聞候付、無何心、右は何用にて御使被差登候哉と承返候處、堀田備中守殿え被仰進候、勅答之趣、尾張殿にも御尤に被思召旨被仰越

忍向と尾張家との關係

候御使之由、且又尾張殿より江戸表え被差上候、建白書寫之由。

尾張殿建白書

墨夷條約之儀に付、今般御懇之蒙、台命謹而奉拜承候、且勅答御書附を初、具に拜見被仰付、猶篤と勘辨、存慮之趣、早々申上候様、御尋に候得共、追々建白致置候儀、此上存慮可申上様、無御座候、乍去於公邊も、深御心配之折柄、親藩之不肖、無寐難安候者、素より之儀付、猶更致熟思候處、今般勅諭之趣は、乍恐至重之御事と奉存候、左候得者、右之御主意に御基被遊、朝廷御尊崇、公武御一體相成候は、天下之人心致一和、永世御安全皇國御保護之筋かと奉存候、此旨宜様被達上聞候様、致度存候事。

五月七日

忍向儀近衛殿にて借受歸候由、爲見罷在候、右建白書者、全く前御使者持參致し候儀にて、有之哉と、此者(信海)推察罷在候旨、以下略。

右信海吟味仕候趣、書面之通にて、朝敵佛敵之處は、猶此上精々相糺可申積に

御座候以上。

未(安政六年)二月

小笠原長門守

申口附紙

尙ほ此の申口に附紙として、

書面四所明神と申者、高野山之鎮守にて、左之明神之由、信海申立候。

丹生大明神

高野大明神

嚴島大明神

景比大明神

また一紙

又た一紙。

書面忍向股肱之侍にて近衛正愼と申もの有之、此者儀忍向取計候機密筋専ら承知罷在候哉に相聞候付、昨年九月忍向當地逃去候後引續呼込一通り相糺候得共、何事も更に不申立、舌を嚙切り、夫より發病養生中をも種々手を盡し相糺候得共、覺悟を極め候體にて、終に一言も不申立養生不相叶、先達て相果候儀に有之、然るを以相考候ても、朝敵佛敵之文言には、如何にも深趣意有之事と相聞申候。

此の如く京都町奉行小笠原長常は、附記してゐる。

第三章 忍向の最期

〔一〕 忍向の西下 (一)

忍向者即ち月照和尚の逃亡に付ては、實に一種の劇的光景であつた。而して近衛家の依頼に應じて、彼僧の擁護者として、其の責に任じたるは、實に島津齊彬の尤も信頼したる西郷隆盛であつた。若し月照にして此際京畿の際に彷徨したらんには、彼は梅田雲濱や、小林良典と、同様の運命に遭遇したるや必然であつた。否、此の運命は單に彼僧ばかりでなく、その擁護者たる西郷隆盛も亦た注意人物の一人であつた。而して彼僧の逃亡の始末は、其の隨行の僕、大槻重助大槻重助申口の申口にて、尤も簡明に知ることが出来る。

丹州綾部在高津村

百姓松平伴

十藏事

重

助

未二拾二歳

右之者吟味仕候處、左之通申立候。

一 此者儀昨年(安政五年)三月より、清水成就院忍向方え下男奉公いたし候處、其頃より忍向儀近衛殿並青蓮院宮え日々罷越候付、此ものには何用に候哉、更に相辨え不申候得共、始終供いたし罷出、右宮御家來山田勘解由、伊丹藏人方えも折々忍向出入いたし候旨。

尤鷹司殿御家來小林民部並水戸殿御屋敷えも夜分度々忍向罷越、薩州家來原田才輔方えも此もの折々供いたし罷越候旨、然るに昨年(安政五年)六月頃、一度忍向不快に付、近衛殿え不能出儀有之、其節老女村岡え之文箱、此もの持參いたし候儀も有之、右は一日之出仕斷敷と相察候旨。

尤忍向儀大體日々拂曉より支度相調ひ次第出寺いたし、前書近衛殿、青蓮院

忍向の往來する方面

忍向活動

宮を始、其外え懸け廻り、多分夜更け候て歸寺致し候旨。
以上によりて如何に忍向の活動が目くるまじきほどであつたか、想ひやらる。彼は實に一身をもて、上は青蓮院宮家、近衛家等より、下は諸有志の間の連鎖となり、聯絡機關として、其用を竭めたるもの、様であつた。然るに事は急轉直下した。其間の事情は下記を見れば分明だ。

忍向西郷度々面會

一 昨午(安政五年)九月初旬、忍向儀當地逃去候以前、柳馬場錦小路上る鍵直と申宿屋にて、薩藩隱密方之由、西郷吉兵衛泊り居、其節忍向度々吉兵衛と出逢候得共、此ものには何等之密話に候哉、一向存じ不申旨申之候。
勿論其の密話の筋が、其の家僕輩は分る可き筈がない。

忍向の西郷下り

一 九月十日頃、忍向より此者え申聞候には、俄に用事出來、大阪並奈良邊え罷越候付、此もの供いたし可罷越旨にて、同夜三條寺町行當り書林竹原由兵衛と申者方にて、忍向此ものと兩人一宿いたし居候處、翌十一日朝前書西郷吉兵衛並薩藩之者由有村幽齋(後齋、後に海江田信義儀、右由兵衛方え罷越候付、

忍向一同同道出立いたし、伏見表より乗船、大阪表え罷越、同所大月橋、甲斐屋町筋針佐と申薩摩屋敷上は中仕之由、右方にて忍向此者共一泊いたし、同月十三日頃西郷吉兵衛並有村幽齋、北條右門(原注 此北條右門儀、先年薩摩家來を浪人いたし、當時は福岡城下に罷在候由)同道、忍向儀大阪表出立、乗船にて追々西國筋え此者供いたし、如何之事とも相心得不申、無何心罷越候處、長州下之關にて、忍向より初て此者え申聞候には、自分儀は關東之邪魔いたし候儀有之、何時被召捕候も難計旨申聞候儀を承り候而已にて、外に承候儀も無之、以上は西國下りに就ての大略だ、此れは正しく此の通りにてあつたらう、京都より大阪へ下る途中、大阪より西國へ下る途中、其の虎口を脱したる一髮千鈞の危機は、固より法廷の審問以外のことなれば、此處に語る可くもなかつた。

一髮千鈞の危機

【三】 忍向の西下(二)

不審なる忍向所業

忍向の從僕大槻重助の申口は、尙ほ續いてゐる。

途中おゐて忍向所業此もの(重助)不審に存候儀は、圓窓之内に、地藏様之像五體有之、掛地(原注 幅壹尺五寸長間半程之もの)を、筑前にて始めて此もの(重助)見請候處、忍向儀此掛地を、朝より夜分迄も日々祈念いたし居候儀も有之、尤筑前福岡城下、北條右門方にて、忍向並西郷吉兵衛、此もの共暫逗留いたし、有村幽齋(後齋)儀は、先きえ歸國いたし候付、吉兵衛、忍向、此もの(重助)三人同道、右門方出立、筑前路にて、山伏雲海(平野二郎)と申者と一緒相成、忍向儀同様、山伏に姿を變じ、追々忍び下り、其中吉兵衛には、豊前小倉にて相別れ、先きえ歸國いたし候に付、忍向並雲海、此もの同道追々罷越。

此れでは西郷とは、豊前小倉で相別れたとも云ひ、又た月照、西郷、重助、福岡なる北條右門方に滞留、而して三人同道出發と云ふ、如何にも辻褄の合はない話だ。

西郷の鹿
兒島歸還

但だ事實は、忍向、重助は、西郷、有村、北條と、安政五年九月廿三日の夜大阪を發し、十月朔日赤間關に著し、西郷は薩摩老侯齊興の昨日小倉を發し、筑前に入るの報を得たから、忍向を、北條右門等に托して、其跡を趁うて去り、而して有村も亦た忍向等と相伴うて、三日筑前博多の北條右門宅に入り、更らに忍向を北條右門、藤井左門等に托して、翌四日鹿兒島に向て還つた。

忍向入薩
を決す

忍向等は西郷の消息を待つてゐたが、鹿兒島の藩論は今や一變して、西郷も手の出づ可き様もなく、而して忍向等の身邊は、日に増し危殆を加ふるが爲めに、愈よ入薩に決し、北條は筑前の同志平野二郎に、其の護送を托し、此に於て忍向は靜溪院の鑿水と變名し、南都一乘院門跡の使僧と稱し、平野には其の弟子、雲外房と名乗らしめた。

忍向鹿兒
島著

終に薩州鹿兒島柳之園子宿屋之由、俵屋助次郎と申すもの方え、昨午（安政五年）十一月十日頃著、其後助次郎方より少し離れ候名所不存、貸座敷借り請忍向並雲海、此者（重助）罷在候處、同月十五日夜九つ時頃、西郷吉兵衛儀、密に罷越

忍向西郷
入水

何歟、忍向え密話之上、俄に支度相調ひ、同夜九半時頃（午前一時頃）出立、濱名不存、三町程脇海邊にて小船に乗、此者には、いづれ罷越、何事之起り候哉、相心得不申、只々主人忍向に始終附添ひ罷在候處、最早船中には酒肴等設け置有之、則吉兵衛、雲海、忍向、此者四人、船頭三人之人數にて、酒宴を催し、一體忍向には、常々酒は相好み不申、生質に候得共、此夜に限り、三四盃程も飲し、雲海、忍向兩人互に歌ひ罷在候處、追々夜も更て最早未明前之頃、忍向舷え罷出候處、續て吉兵衛儀も罷出、抱き付水中え飛入候付、一同相驚、船頭之もの、右飛入候場所え目印し之板一枚投込み置、帆卷き下し候間に船足早く、貳拾間計西之方え走り行候付、右船を猶又東之方え漕ぎ戻し、投込候板を目當に、夫夫海中相探り候處、吉兵衛、忍向、死骸浮上り居候付、船頭之者飛び入、引揚げ候處、兩人共多分水を爲吐、柴杯をたき、灸治並種々療治致し候得共、養生不叶、終に相果候付、届にてもいたし候哉、其筋役方體之もの罷越、檢使之上、忍向死骸は薩州禪宗之旨、南林寺と申寺え丸桶に入、假埋いたし候旨。

吉兵衛死骸

吉兵衛死骸は、駕籠に乗せ、同人宿元え引取候由申立候付、再應相糺候處、忍向並西郷吉兵衛溺死いたし候儀は、相違無之旨、堅く申立罷在候。

右之通御座候付、此段申上候、以上、未二月

小笠原長門守

以上は大槻重助の申口即ち口供だ。大槻は果して西郷の溺死を信じたる乎、將た信せざるも、斯く申立てたる乎、何れにしても當時の幕府では、西郷を溺死者として取り扱うてゐたに相違あるまい。

【三】投水餘波

島津家申告書

尙ほ薩摩島津家から、此の一件に付ての申告書は、左の通りだ。

京都東山清水寺山内

成就院隱居

法性院 忍向

右者山城國醍醐三寶院御門跡御内靜溪院瑠水(マ)と申者、家來壹人下男壹人召列、肥後國より領内薩州出水郡阿久根村え著船、城下町へ差越、家來、西郷三助儀、知音之由にて、用向有之、致面會度申越候處、去年十一月十五日夜、瑠水旅宿え、三助差越、其夜日州之方え差越候由にて、領内隅州之内、贈喚郡迫村之内福山村と申所迄船雇入、城下より右三助俱乗組致出帆候處、翌十六日曉、於洋中兩人共一緒に海中え飛入候付、乗組之者共漸く引揚致介抱、本之通城下町え列歸、成行申出候付、早速役目之者差出、療醫相附致養生候得共、瑠水儀は無程相果、三助には、少々呼吸通居候付、是又養生爲致候得共、同日夕相果、子細も子細不相分段申出、死骸相改候處、溺死無相違、瑠水死骸葬方之儀、家來下男とも願出候付、假に土葬申付置候。

忍向西郷投水

事實構造

以上は全く事實を構造したるものにて、假名西郷三助なる西郷隆盛の息を吹き復したることは明白の事實、これを「同日夕相果」と斷言したるは、全く後患を免かるゝ爲めの方便であつたことは、固より云ふ迄もあるまい。

忍向捕方

然る處松平美濃守殿(黒田長博)盜賊方白石潤太、松尾平太兩人城下に差越、此方足輕之者え面會、右瑞水主從三人足配相繫、爲捕方差越候付、都合向頼入候段、承届候旨、右足輕申出候得共、瑞水儀は、右通死後之事故、形行申聞、死體見聞之上引渡度、且家來下男迄も相捕候付ては、三寶院御門跡御内之者故、御届向之儀、致示談趣御座候處、右御門跡御内之者に無之、實は京都東山清水寺山内成就院隱居法性院忍向と申者にて、京都より御尋方相成、捕方に差越候得共、相果候付ては、死骸見分等に不及、家來者中途より道列之者故(此れは平野次郎のこと)御用無之、下男は爲證據列越度承届候旨申出候間、猶又下男及糺方候處、瑞水は全偽名にて、右忍向と申者に無相違段申出候付、下男者右捕方之者共え引渡候段、國許家老共申越候、尤松平美濃守殿方えも及掛合、此段御届

申上候、以上。

未四月

松平修理大夫内

伊集院太郎右衛門

此の如くして、此の一件に關する薩摩對幕府の問題は片附いた、西郷隆盛を水死者として仕舞へば、兩者の間に、別に問題の殘る可き筈はないからだ。

忍向覺悟

月照は豫て覺悟の上として、

平野おもうに、初薩摩に入りし時、月照の言けるには、如何成事有とも、何様の事も言間敷とは思へども、捕へられて嚴責を受なば、いか成言誤りか有て、宮又は近衛家の御煩ひを引出さんも覺束なければ、もし追捕逼らば同志の輩の手に掛りて、死を潔く遂させ玉へと云たることの有けるに、此度追捕強ければ、一まづ日向の方に立のかせ、彼方へ追捕の者を遣り抜かして、又引戻さんとのたくみ成を、西郷其事を頼もしく無く思ひ、旅宿にて斯る由申せば、極めて月照は首を延て介錯を乞けるを、然らば舟にて共に沈まんと約したる

にこそあらめとなり。

忍向西郷
兩心相照

以上は平野の所言を、其の同志者の一人、小河一敏の筆録したるものであるが、月照の平野に語りたる言は、信馮す可く、月照と西郷との談話は、平野の想像に出でたるものとして受取る可きだ、但だ要するに月照は固より京都を出づる時から、死を決してゐたものであらうし、西郷と彼との間には、不言の際に、兩心相照らしたるものがあつたに相違あるまい。

【二四】 西郷隆盛の行衛

齊彬と隆盛との關係

西郷隆盛の島津齊彬に於ける、藤田東湖の水戸齊昭に於ける、橋本綱紀の松平慶永に於けると、其の關係、全く同一と云ふではないが、其の君臣相ひ合體して、其の機密に參與したる點は同一であつた。齊彬あり、西郷以て其の身命を抛つ

て、國事に奔走す可し、然も齊彬去りたる後の西郷は、是れ楫なきの舟と同様であつた。

西郷の近事

西郷の近事に就ては、其の親友吉井友實の語る所、能く其要領を得てゐる。

戊午(安政五年)の年、友實大阪に在り、夏六月、西郷隆盛、江戸より薩摩に歸るとて、予が居を訪ひ語て曰、一橋家を西城に立つるの議に付、春嶽殿(松平慶永)より齊彬君への直書を持って還る處也と、兩三日滯阪して去る。七月返書を以て、又江戸に赴くとて、大阪に著す。一日友實も同伴して、大阪城代土屋侯の公用人大久保要を訪ふ。此時始て烈公始有志の諸侯禁錮せられたりと聞く。隆盛鷹城を發するの日、齊彬君密に隆盛に謂て曰、事成らざれば、他に一策あり、自ら關に詣りて爲す所あらん、汝も亦臨機入京せよと、爰に於て隆盛東行を止め、京師に入る。友實も共に上京せり。實に七月十三日也。

此の七月と云ふ月は、實に異常の出來事頻出したる月であつた。四日には將軍家定が病死した。五日には尾州、水戸、福井及び一橋等をそれぞれ懲罰した。而し

て其の十六日には島津齊彬が病死した。而も此事は神ならぬ西郷や、吉井が固より豫期す可くもなかつた。

伏見に著し、文珠某の家に宿す。伊知地正治に會す。是又江戸より京師に入る者也。

梁川星巖と會す

十四日上京梁川星巖の三本木の寓居を訪ふ。頼三樹三郎長州の諸生一人來會す(原注 後に聞けば、長人は大樂源太郎なり)。星巖曰、兼て關東へ間牒を出し置しに、不日井伊大老上京、主上を要して彦根に移し奉らんと、の確報あり、主上素より東遷を不被爲好、因て西國に遷幸あるべきか、又吉野へ御避あるべきか、折角評議最中也、猶春日潜州へも謀る積也、此際君等の上京、大に力を得たりと、實に切迫の勢、面色に顯る、而して星巖の凜然たる、大に感ずる所ありし、此れは勿論訛傳であつたに相違ない、幕府の或る一部には、或は斯る意見を懐く者が全く無かつたとは斷言する能はぬが、さりとて井伊直弼及び幕閣に於て、斯る評定が出来るとは信せられぬ。

隆盛詠歌

隆盛答て曰く、然らば吾輩も滯京して、應分の力を盡さんと、其夜伏見に歸り、隆盛終夜一封を齊彬君に贈る。(原注 是則京師云々切迫、故に東行を止め滯京する等の書翰也、其書鹿兒島に至るは、齊彬君既に薨去の後たりしとぞ) 同十六日再び上京、錦小路上の柳馬場鍵屋に止宿、井伊の上京を待つ。此際隆盛歌あり。

東風吹かば花や散るらん橘の香をば袂につゝみしものを
然るに如何の都合なりけん、井伊の上京も無く、追々日下部伊三治、勝野豊作等上京、各自盡力せり。然るに九月初旬、頼梅田等縛に就き、月照は大阪に遁れ、梁川は死せり、友實始終、京阪の間に往來し、後大阪に還る。隆盛等繼で還る。以上によりて、如何に隆盛が、上方に於て、有志家の間に奔走したるかを察す可きであらう。

虎口を脱す

當時月照が、幕吏に追跡せられたるばかりでなく、月照の保護を、近衛家より托せられたる西郷も亦た幕吏に追跡せられた。彼等兩人が西下するを得たるは、

眞に虎口を脱したるものであつた。

投身の狀

尙ほ西郷と月照の投海に就て、吉井友實の語る所によれば、

後日西郷の物語を聞に、月照に本藩(薩摩)の事情を吐露せしは、舟の甲板上にして、事の勢茲に至れば、止ことを得ず、今夜覺悟有たしと云へば、月照は如何にも従容として、所思なく、死に就くこと歸るが如しと云へるさま、眞に感歎する處也とぞ。又西郷は十六日の夕、七つ時頃(午後四時頃)人々介抱して家に歸れども、只眠るが如くにて、無言なりしが、其夜二更の頃、吉井に扶られて尿し、又元の幕に返りて、漸く言葉を發し、己の紙入を見よ、月照の辭世あるべしと云に任せて、吉井濡たる紙入を披けば、辭世の歌ありしとぞ(小河一敏著明島其の歌は

曇りなき心の月の薩摩瀉沖の波間に頓て入ぬる

大君の爲めには何か惜からん薩摩の瀬戸に身は沈むとも

西郷大島配流

尙ほ西郷隆盛は安政六年十二月晦日、藩命にて大島に流竄せらるゝこととな

つた。此の如く天は不思議にも、西郷をして維新回天の偉業に貢獻せしむ可く、彼を幕吏の手より安全なる位地に保持するを得しめた。

第四章 魔手水戸に及ぶ

【一五】 水府事情探聞書(一)

井伊の探偵政治

井伊直弼の政治は、殆んど全く探偵政治であつた。彼の左右の手たる長野、宇津木の徒——別けて長野——は、何れも暗黒中に飛躍する者共にて、其の政治は殆んど皆な探偵の手から出で來りたる報告を、根本資料として施爲した。元來探偵政治は、徳川幕府の特色の一にして、必らずしも井伊直弼が、其の開山と云ふ可きではないが、然も彼が専ら之を使用したことは、何等疑を容れない。乃ち安政大獄の如きも、要するに探偵政治の暴露と云ふも、差支あるまい。

井伊等の目あつては

井伊一派の目指したるは、水戸齊昭を中心とする一大陰謀團の存在だ。然も彼等は、其の中樞人物たる齊昭に就て、之を吟味するも、到底其の要領を得可からざるを知り、彼が手入れ先である京都を詮議し、且つ彼の周邊の者共より、更ら

にそれと聯絡ある方面に手を廻し、のつびきならぬ證據を見出さんと勗めた。然もそれは何も思ふた程の甲斐は無かつた。彼は遂ひに水戸齊昭の一大陰謀なる正體を突き止むることは出来なかつた。云はば全く徒勞であつた。我等は今茲にその所謂水戸事情探聞書なるものを一瞥する必要がある。何となれば、それは實に井伊側に取りては、六韜三略虎之卷とも云ふ可きものであるからだ。

井伊側虎之卷

水戸老公先年御蟄居之比、先代真田信濃守殿(幸貫)御退役之後、水府之隱居は再び世に出すべき人には無之旨、毎々物語有之趣は、誠に名言之旨。此れは真田幸貫の言を藉りて、齊昭を批判したるもの。

齊昭腹心

素々老公不容易、大望有之、先年藤田誠之進、戸田忠太夫は學術俊秀、才氣も勝れ、別て老公腹心に有之、内實御手許之用向は、萬事此兩人にて相勤、異船渡來之節々、其港邊探索等之義も、兩人之取扱にて差出し、夫々取調候事之由。此れは二田が齊昭の羽翼であると云ふ事、此れだけは間違あるまい。

一橋慶喜愛著

偕又一橋殿には、七郎磨と申上候砌より別て老公之御愛子、何事も七郎七郎と被申、一橋殿御相續之上は、彌老公御奸計強く、御内存重分之様なれども、流石に御養君之義、うかと御口外も無之、年來胸中には是を巧み、何となく御當主は關主之様に被護、一橋殿之御賞美、末頼母敷御處置並なき名君のごとく御尊有之候者、一橋殿御相續以來、別て甚敷、専ら御養君之大望有之候折柄、繁々御登城之頃も、過し海防策之御議論に不似合、萬事御控目にて、御役人の機嫌を取、伊勢守殿(阿部正弘)御勤中も、傳來の御具足、其外品々贈進物有之、備前守(牧野忠雅)殿にも是また御仕向有之、尤御控目之中にも、公邊御差支勝之義と御見込之節は、御議論強く、御登城之上、伊勢守殿御面談御評決無覺、束筋は、即日御同人御口上を以、海防掛御勘定奉行兩人立會にて、罷出御逢を願、前書誠之進、忠太夫等いつも取扱、御逢御用談濟之後は、御當主を諷り、一橋殿之御尊有之、意外之被下物等有之、御氣色重分に顯れ、一橋殿御自書杯御自慢被成御趣向専らにて、詰り御大望より、事を左右に寄、都て之御處置、表裏反覆之よし。

養君の大望

海防筋之儀も、難出來事は強く、無闇に御役人を譏り、亦御役人之意に隨ひ候時は、至て弱く、皆奸計之する處にて、其頃之御處置、此節に當り、次第に御工風相募り候事のよし。

齊昭の野心

以上は水戸齊昭が、其子慶喜を將軍とし、自身其の後見となり、天下の政を専らにせんと、の野心に就ての證據として、引用したるもの、一部だ。固より此れは色目次第にて、如何様とも判斷が出来る。

京都入説に對する齊昭の辯

幕府の士某内話に曰、水府老公にて一橋君を將軍に御直し、御自身にて西九へ御引移、御政事御後見被遊度御内願にて、京師迄御周旋被遊候由。さすれば、御謀叛御同様と申由。

(親批)

本文、我等兼ての了簡をも不知、自分くの心に引くらべて推量して、夫を實事と思ひあやまるものなり。我等兼ての了簡といふは、松前蝦夷を一圓戴て、右之警衛をし

て萬々代日本北狄の患をのぞかんが宿願なり。夫故天保午年(五年)より數度右之義をば願たりき。如何となれば、たとひ松前蝦夷一圓領地して、思ふ如く不相成時も是迄の姿なり。かく東照宮にて千辛萬苦遊遊候て大平に成たる天下を、我子を立、我後見として、此上よく治り様はなし。萬一にも亂さば、日光山への御申譯は無之、左れば功はなくして名を汚は近し。故に我が不好所なるを、小人等自分の心に引あて、了簡をするより、天下の政道行違ふなり。

安政五年十月廿五日

〔國事記〕

【一六】水府事情探聞書(二)

將軍結婚の問題

尙ほ探聞書には、種々の臆測、風評を掲げてゐる。それは齊昭は、其子一橋慶喜を西城に入れ、やがて將軍たらしめんと欲する心よりして、將た薩摩と結婚其事に付ても面白からず、將軍家定が、島津氏を娶るを不是とし、その事に就て閣老

阿部正弘との經緯を、左の如く記してゐる。

然る處其比老公専ら御登城、御勤中、伊勢守殿より、御相談之處、老公御不承知にて、伊勢守才氣に不似合、愚論を仕、薩摩守(島津齊彬)より多分之賄賂を受候哉。御再々縁之御沙汰相談有之、若君様御誕生之義は、御籠中様に限り候義も有之間敷、何逆右様之義を申聞候哉。拙者甚不承知之旨、餘人に被嘶、尙亦御不定之趣、薩摩守聞知り、老公えも莫大之仕向有之候由、其後老公亦餘人に御咄し有之候は、御再々縁之義、拙者素々不承知なれ共、年寄衆、一統之存寄も難消、無據同意之旨被申聞候趣、右は赤坂え之奸計(按ずるに此れは水戸齊昭が、紀州慶福が、將軍の世子たらんとする處れあるを以て、豫じめ之を脱はんと巧みたりとのこと)、的證も無之候得共、水府之模様無心許、伊勢守殿(阿部正弘)前顯之一策、且又老公之奸計、一廉之障りより、彼是申拒み候處、莫大之仕向物に、老公之心中差當賄賂に迷ひ、水府、薩州と之間も和し、御同意有之候得共、其内實不快意味有之候事は、于今當り候由、風評仕候。

齊昭止むなく承知

上記は阿部が水戸齊昭の野心を絶つ爲めに、將軍家と薩摩との結婚を肝煎り、而して薩摩は自己の勢力を保持し、若しくは擴大せん爲めに、之を熱望し、齊昭も、亦た薩摩の賄賂にて、泣き寝入りとなつたとの意味であらう。

島津齊彬の山氣

一 故松平薩摩守(島津齊彬、安政五年七月十六日長逝)は、當時御結合筋には候得共、大祿高位の人に不似合、才氣に俊れ候處より、下人に等しく山氣も有之、世才かしく、琉球國交易盛之よしにて、近年國富て上下有福に有之、西國筋其外之諸侯えも内實貸金等いたし、恩義を著せ、席中之權柄を取、同人之意に不隨もの少く、其他下賤に至り、金銀に心被奪候輩を手に附、公邊機密は勿論、世上之形勢、當世之景氣を胸中に貯、既當時の如く、御續柄格別之義に付、萬一外夷之騷擾は勿論、其他一方之要地を御任せ可然程之人には候得共、老公と之間柄、互に表は譏り合、内實近比同腹之由、種々引合有之趣に取沙汰仕候得共、双方之深慮如何様之内謀可有之も難計、京師には、近衛殿其外え之御縁邊、水府國許えも家來を差置、日下部伊三治之歸參、内實老公と之咄合にて、近比

京地藏屋敷詰家來人數等相増し、奸計之取沙汰も相聞候由、既水府にても薩州は頼母敷杯天狗連口々に申呼罷在、於國許死去、可惜なれ共、却て天下平穩之時節に至、患を除く之一廉と、窃に物語候者も有之候よし。

齊彬觀察の不當

此の島津齊彬に對する觀察は、或る點に於ては、見當違ひと云ふ可き様であるが、概して其の要領を得てゐる。其の老公と互ひに表面相譏りて、内には握手したと云ふが如きは、全く事實に反すれども、齊彬は水戸齊昭には毛頭敬服してゐなかつたが、一橋慶喜擁立には、頗る熱心であり、且つ眞面目であつた。其の金錢もて、人心を收攬したと云ふは、事實に反すれども、公邊機密は勿論、世上之形勢、當世之景氣を胸中に貯へてゐたことは、決して相違なき事實であつた。齊彬は當時未だ一個の海軍練習生の長たる勝海舟の如き、幕府の屬僚さへも、延いて其の腹心を布きたる程であつたれば、斯くある可きは、勿論のことであつた。

齊彬腹心か布く

【一七】水府事情探聞書(三)

齊昭と正睦と

此れから水戸齊昭が、堀田正睦に對する不信用の旨を、阿部正弘に申送りたることを叙し、

其他本郷丹後守、石河土佐守之類、何れも取に足らぬ人物也、別て丹後守は、御側近に被召仕候人には、無之杯、屢御沙汰も有之候よし。

と云ひ、更らに堀田正睦に就て、左の如く記してゐる。

一 備中守殿(堀田正睦)は、前條之通り、最初老公之意に相叶不申由の風聞は、其比より之奸計にも可有之哉、御役中水戸家えも被相越候よし、取沙汰仕、既大場彌右衛門を以、不自立様再三贈り物も有之。老公之奸計筋打明し候事、よし。

此れは齊昭が、堀田を一橋派に賄賂もて、加擔せしめたと云ふ意味であらう。

堀田評判

亞人(ハリス)登城の比より、別て一つ橋御養君に心傾き、備中守殿之一言は、左

衛門尉(川路聖謨)等之道具に成り、御用部屋御一同之思召杯連、終に被引入候者多人數有之候よし。

亞人登城も詰り、拵ものにて、備中守殿之拙策、上京中も篤より水府の奸計にも可有之候得共、左衛門尉(川路聖謨)肥後守(岩瀬忠震)を、萬事腹心にいたし、却て彼地人氣を損じ、歸府後御養君一事に付、御同人先立御役を辭し可申趣之處、尙亦奸計も有之候よし、御役御免之後も、無益之勤勞、多分之金子を遣ひ、此上は樂を盡し可申杯相咄し、慎方宜程には無之よし風評仕。

此れは堀田正睦に對する評判實に驚き入りたる誣妄である。

松平慶永に就いて

松平越前守(慶永)は、其比之御役人之道具に被遣、丹波守(土岐頼貞)肥後守(岩瀬忠震)等辯舌に過、異人御取扱振御養君、其外迄之機密を明し、一味に引入、諸家之扱向等、爲骨折候よし、當今に至り、越前守後悔、若氣の至り、不行届、内心に丹波守(土岐頼貞)を始、申勸め候者を恨み、決して向來世間之事には口外致す間敷と念慮を斷、十二歳より十四五歳迄之童子を小性に召仕、素より婦人は、側

近に不置相慎罷在候よしなれども、家來橋本左内等、中へ相立、種々奸計加り候趣に付、慎方も左も可有之哉に風評仕。

以上は専ら松平慶永に對する探聞書だ。橋本左内の羅織を免れなかつた所以も、此れを見れば、自から首肯せらるゝ。

其他の探聞

以下安政五年十月廿七日、老中を罷めたる久世大和守廣周や、同じく安政五年六月廿三日に、老中を罷めたる松平伊賀守忠固や、又た安政五年七月六日に、若年寄を罷められ、差控を命せられたる本郷丹後守泰固や、側衆石河土佐守政平などに對して、種々の探偵報告を掲げ、轉じて川路聖謨に對して、左の如く掲げてゐる。

川路に對して

一 川路左衛門尉は、老公之腹心藤田誠之進とは、鎗術之相門、無二之交りいたし、左衛門尉生來奸智に丈け、兼て水府へ取入心掛有之候處、誠之進之取持にて老公へ罷出、既奈良奉行勤役之頃も、老公御手製之御印籠等頂戴いたし、追々御懇之命を受け、其後日下部伊三治は、家來同様に、差置、誠之進之扱にて

當分雇名目に召仕、公用向専ら取扱、俸裕之進は、左衛門尉供頭を勤、先年下田へ魯西亞船渡來之節も、左衛門尉伊三治を召連、老公海防策之御趣意誠之進より伊三治受繼、左衛門尉も心得、應接其外之趣一々老公へ申立。此れでは川路は全く水戸家の狗と云ふ可きもの。斯く見られては川路に取りては、當惑千萬であらう、彼は固より齊昭の知遇を被つたが、然も彼は如何なる場合でも幕臣たるを忘れなかつた。

【一八】 水府事情探聞書(四)

樂談齊昭の關係

探聞書は、尙ほ左の如く川路聖謨に就て記してゐる。

其後も都て左衛門尉より機密を洩し、素より奸公(水戸齊昭)心に叶、罷出候度度別段之御逢等有之、萬事腹藏なく物語有之、數度頂戴物、御養君之内意、實は

左衛門尉には打明御内談も有之候儀と御沙汰仕、同人素より御取立、尙所欲を増し、最初より夫是奸計も甚敷、多くは同人之工風より御役人を誑し、一味に引入候事之よし、既西丸御留守居被仰付候節、實は姦智にて、自分と求、御養君之義、見込違之旨恐入、不相當之轉役は、備中守殿(堀田正睦)其外と咄し合にて、奉願候よし、當日隱宅待受之客にも恐縮之體に、爲見懸、内實家來へは僅之辛防、無程再勤可致など申聞、如何にも可憎は、同人之處置、最初より水府之奸計に組し、諸人を誑し、事を求め、上京之節も、備中守殿之腹に成、兼て水府之京師姦計も乍存、御養君之内事を差含罷在候哉に風評仕、此度之一事に加り、多人數之中にて姦人と、追々世上之人々申憎居候よし。此の如く川路聖謨も、井伊側探偵者の眼中では、實に箸にも棒にもかゝらぬ姦物だ。

土岐頼旨

一 土岐丹波守(頼旨)は、年來備中守殿(堀田正睦)とは、無二之交り、先代土岐豊前守御側勤之節、丹波守之吹舉にて、備中守殿には、格別之恩義も有之、御役申

其意味を早く、跡部甲斐守聞知り、當下野守(土岐朝昌)之轉役は、丹波守勿論、表は甲斐守(跡部良弼)等之取持にて、備中守殿兼て之見込に叶、結構轉進罷成候もの、由申者も有之、右は不取留事にて、風聞有之候義には候得共、御養君之一事、丹波守より下野守へ申勸め、内實同意いたし、亦下野守より甲斐守へ勸め、一味にて、其後體能連中を遁れ候様子に表を見せ掛、其外同人之心體表裏反覆にして、奸智にかしこき人と沙汰仕候、將亦丹波守義は同様、姦才にて、御養君之義は、一味に先立ては備中守殿より之内命も有之趣之よし、其身見込強き處より、左衛門尉(川路聖謨)肥後守(岩瀬忠震)等之意に被引込、見込違之趣意を働、心體不宜人之由申沙汰し候、當時世上の様子を聞知り、恐縮罷在候様子之由風評仕候。

紙旨の人

何れも疵物

以上にて土岐頼旨、土岐朝昌、跡部良弼何れも皆な疵物となつた。要は彼等が一橋推戴説に加擔したるが爲めだ。

永井鶴殿

一 永井玄蕃頭(尙志)鶴殿、民部少輔(長鏡)は、素々人々になつみ安き持前有之、

民部少輔(長鏡)は、御目付にて筆頭、萬端御取用有候義、慢心いたし、兩人共御養君之一事に加り、別て民部少輔は相働候得共、格別思慮もなく、一味いたし候もの候よし。

鶴殿、永井も、其罪輕きも亦た養君推戴の連坐者たるを免れない。

岩瀬肥後

一 岩瀬肥後守(忠震)は秀才に任せ、萬事書生風にて、御作法を亂し、伊勢殿(阿部正弘)御役中格別御取用ひ宜、其機に乗じ、諸事海防筋之義、其外共取計、御同人御死去之以前、肥後守も誠之人には無之旨、御心付有之由、然處尙亦備中守殿に深く取入、左衛門尉俱に備中守殿之腹心に成り、諸侯其外へも公邊機密を洩し、其他在勤之節も、平山謙次郎を腹心に致し、尤不審之事共多く有之候よし、實に至誠之志に乏しく、御養君之一義も差含、一味之先入にて、同役其外之者を勸込、津田半三郎、岡部駿河守を始、勢に恐れ同意いたし、別て半三郎は同腹のよし、既に備中守殿御役中、民部少輔(鶴殿長鏡)に被仰渡、候御用之筋不、相分候得共、同密御用にて御小人目付貳人(金田豊三郎、佐藤直次郎)京地並播州

津田半三郎岡部駿河守

岩瀬また可憐

兵庫邊へ被差遣、右御用彼地並道中筋取調、備中守殿御役御免、民部少輔は駿河町奉行に轉役相成候旨、右御小人目付兩人歸府之上、岩瀬肥後守筆頭に付、取調書指出候處、備中守殿は御役御免上も替り候間、如何様にも被成、書面短薄に取縮差出候様申渡し候は、不都合之申分にて、右は其頃之御時勢、同人も身分不首尾を必定之旨口外いたし、拙者も不遠、轉役可致杯申聞、其身胸中に被巧候如何之處置相働候故哉、薄氷を踏む身分と屢懇意之ものえ相咄し、部屋住之儀いたし方も無之、按摩を取り候事は、壯年より仕覺、無程樂に成り、諸方遊歩行可申杯、御役威にも有之間敷事共、人目をも不憚申觸らし、同人之持前には候得共、如何にも薄量之人と、其頃申沙汰し、越前守(松平慶永)は勿論諸侯え對し、辯舌に過、備中守殿腹心之中にて、左衛門尉肥後守は、京地へも罷越し、彼是取計過候事而已多く有之、水府之引合有之候得共、手續之的證も無之、當時案外結構に進み、表は苛察に取廻し、罷在候得共、内心恐縮の由風評仕候、記して此に至れば、幕末の秀才岩瀬忠震も亦た可憐生と云はねばならぬ、其のものであらう。

【一九】 水府事情探聞書(五)

平山謙次郎

探聞書は轉じて、岩瀬忠震の配下平山謙次郎に及んである。

一 御書物奉行平山謙次郎は、奥州三春邊出生にて、少數學術も有之、先年小普請方吟味役手傳岡田甚平方へ便り參り、同人奥御右筆竹村七左衛門と由緒有之、同人方用人同様食客にて、經書杯講じ、謙次郎素より才氣も有之、七左衛門之世話にて、平山家へ養子入、妻は七左衛門血縁之よし、一體謙次郎表は朴突にて、内實姦智に丈け、學術も宜程には無之候得共、一廉御用立、御徒目付

之節、肥後守之腹心にて、萬事内命を受、夫是機密之談判いたし、同人追々結構にしたがひ、世間も手廣さまぐの者と交り、御玄關番永井藤左衛門(原注 此もの越中富山出生、御當地へ罷出、御小人の明珠へ入、追々身上向相應にいたし、手廣金子を貸出し、生質強性にて、表は柔和に相見、謙次郎へ懇意にて、金子を貸付ある由。藤左衛門内實近比病死之由)より加州、越前家へ取持、又藤左衛門次男御小人目付吉岡元平(原注 當時外國方定役元締)謙次郎に附屬いたし、蝦夷地、長崎、京都、下田等、其外之御用に、必元平を召連れ、年數も無之處、遠國御用度相勤候廉を以、御普請役格に被仰付、尙元平身分藤左衛門より、謙次郎へ深く頼込、右に付、同人藤左衛門を頼越前家へ内々にて立入候は、肥後守(岩瀬忠鸞)承知にて、橋本左内とも懇意いたし候よし、其外鈴木藤吉郎とも厚く交り、相互に内々立入、都て肥後守之一體にて、種々内心に奸計を巧、在京中も彼地懇意之者を遣ひ、關東之極意を明し、彼より事を破り候義も有之趣、肥後守より越前家へ之用向、謙次郎受繼、内通いたし候事之よし、轉役之以前も、互に顔色を變じ、何歟

吉岡元平

物騒敷體に罷在候は、内事差纏れ候義を、周章仕候義哉、于今心中不穩様子にて心配罷在候景色之よし。

岩瀬肥後
失脚

以上は平山謙次郎を主とするも、其の目的は岩瀬肥後守にあり、當時岩瀬は外交上殆んど唯一の必須人物にて、流石の井伊も、當初から岩瀬を面白からず思ひつゝも、當分其の必須の爲めに、彼を放逐する能はざる次第であつたが、遂ひに安政大獄の波瀾は、此の有用の人材をも漂はし去らざる可からざるに至つた。彼は安政五年九月五日外國奉行より、作事奉行の閑職に轉じ、更らに安政六年八月十六日、思召有之、御役御免、家督も被下間敷、謹慎可罷在旨、老中役宅にて申し渡されたことは、如何に彼が、井伊側からの憎惡を受けたる程度の過甚であつたかと思ひやらるゝ。

森山多吉
郎

探聞書は更らに進んで、下田奉行支配役並の森山多吉郎に及んだ。多吉郎は即ち彼理提督來航時代の森山榮之助だ。然も多吉郎の内行などを暴露したるは、所謂敵本主義にて、其の目的は決して一個の多吉郎ではなかつた。其實は斯

る不都合なる人物を用ひたりとて、川路、岩瀬等を中傷せんとするの資料に過ぎなかつた。

右様之人物は、海防懸り之面々乍存、左衛門尉、肥後守、其外之者取用ひ、亞國其外之趣意増長いたし候を、老公(水戸齊昭)にも表に是を患ひ、内實奸計も深く有之候事之由。

此の如く水戸齊昭を中心として、攘夷派、開國家に論なく、皆一味の奸計もて、互ひに相ひ聯絡し、容易ならぬ陰謀を企てゐたるものとして、一切の事實、風評、想像を湊合し、それぞれ思ふ存分に捏ね上げ、遂ひに陰謀派を一網羅し盡くすの大芝居を打ちたるものにして、其の結果や實に寒心に堪へざるものが出来上つた。

思ふ存分の捏上げ

諸侯の心幕府を離る

安政六年二月二十四日、室賀美作守(駿府城代より)側衆となり、酒井隠岐守(小性組番

頭より)外國奉行となり、外國奉行永井玄蕃頭は軍艦奉行、井上信濃守は小普請奉行に轉ず。目付加藤正三郎外國奉行となる。永井、井上二人は岩瀬と同じく、外人に應接し、皆器識才幹あり。是を以て井伊の爲に憎疾せられ、其水戸黨と云ふを以て之を退くる也。(註略)二十六日松平土佐守幕府の内諭を以て隠居を請。此日之を許す。土佐守は嘗て書を三條殿に通じて議請する所あるを以て也。土佐守は松平越前守、伊達遠江守と謀り、賢長を立て、西城とし、以て内外を匡救せんとす。深く幕府の衰頹を憂へて之を挽回せんと欲する也。而して今や却て罪を幕府に得。是より大名皆心を幕府に離し各自立の心あり。〔安政紀事〕

二一〇 水府事情探聞書(六)

昭和六年三月十五日午前五時、病の爲めに、東京木挽町南病院に在り、此稿を續く。

齊昭と筒井川路

去丑年(嘉永六年)魯西亞使節長崎へ渡來、筒井肥前守、川路左衛門尉、應接爲御用罷越候砌、伊勢守殿御差圖にて、老公へ罷出、御内談數刻におよび、御餞別として御手自肥前守へは御脇差、左衛門尉へは、御大小を被下、外國條約應接方之義、彼是御配慮之御内談有之候風聞も、世評の通り、詰り反覆之御處置にて、尤其後備中守(堀田正睦)再勤之後、大に御内心不平も、表は貿易と決し候見込之者は、傍若無人に申議り、備中守殿、伊賀守殿(松平忠固)は、兩人退散爲致候はずば、迎も難治、毎々口外有之由なれ共、其已下に有左衛門尉等、厚く老公の見込を受繼、其他海防之もの共働、亞人之官吏(ハリス)を事大(原文のまゝ)江戸へ出府之御治定後、老公大に御不承知御難題ケ間敷事共被仰立候よし之處、備中守殿を始、掛り之者共當惑いたし、左衛門尉工風にも可有之よし、同人并御目付一つ橋殿へ罷出、御取扱を願、老公心和らぎ、親は子に勝れぬものと一橋へ被任せ、事まとまり、左衛門尉其外、御使に罷出候ものへは、陣羽織に可仕

川路等の齊昭なだめ

と之御沙汰にて、御手自能御裝束を被下、此節御役人方一層一橋殿を奉尊崇候氣分を増し、御一策のよし。

一橋慶喜の英發

以上は概して事實としては、間違ない。齊昭は松平忠固は勿論、堀田正睦をも其の再勤には、不同意であつた。而して筒井、川路に長崎行の餞は勿論、川路等のハリス一件にて、齊昭へ面會の際、極めて不首尾であつて、それを一橋慶喜が取成し、その勘忍分として一橋から能裝束——一橋治濟の使用したる——を陣羽織にせよとて手から贈りたる次第であつた。要するに當時の一橋慶喜は、宛も鶏群の一鶴として、實に光つてゐた。何人も彼に接觸する者は、其の才氣英發に打たれないものは無かつた。

老公年來の奸計

御養君之義は、老公年來之奸計、左衛門尉(川路聖謨)丹波守(土岐頼貞)肥後守(岩瀬忠震)民部少輔(鶴殿長鏡)玄蕃頭(永井尚志)類に御養君之評論を立申勸め、大目付御目付御勘定奉行、其他之御役人半は、右等に同意之由。

此れは事實其の通りであつた。但だ之を以て齊昭の奸計と云ふは、恐らく平允

老公大望
成就の結

の見ではあるまい。

畢竟其身後榮を量り、其頃之姿に、永く勢を取、權柄恣に可致、私欲より事を計らひ、老公之奸人、凡銘々之見すへも有之、老公御存命にて、萬一橋殿御養君被仰出候上は、天下之大亂にて、老公之大望成就之上は、二丸へ御移り、御後見にて、御政事を取可申程之御見込も有之候義を、徒黨いたし、丹波守、左衛門尉其外之身分にあづかるべき評論にも無之、乍恐先君をないがしろに成し奉り候心體、御政事にも拘り候人々、實に君臣之大義を失ひ、御爲を存じ過し、見込違も事品に寄可申と風評仕、追々右等之祕說世上へも何となく相洩れ候折柄、肥後守(岩瀬忠震)外國奉行之上、當御役(安政五年九月五日、御作事奉行に轉任)に轉じ、一同驚き、内實同席は勿論、其他之御役人、且勤向之衆、更に御懷合も不相分、肥後守の結構難解、竊に不平を抱き罷在候よし、當六月中井上信濃守(清直)岩瀬肥後守、於神奈川亞墨利加條約調印いたし、使節へ相渡し候趣には候得共、實は其以前調判も相濟居り候を、同所にて遣拂を立、尤此義は内密掛

岩瀬等の
心事

り合之者も有之、祕密之事と申者も有之よし。

岩瀬等の心事は、唯だ賢明なる將軍にあらざれば、此の難局の中心人物には不適當との一念であつたらう、何事も色目で見れば、如何様にも判断は出来るものであれば、其のあらを探偵するを専務とする者の目には、上記の如く映ずるも致し方はあるまい。

三三三 水府事情探聞書(七)

探聞書の
中心

探聞書の眼は八方を睨み廻しつゝあるが、其の中心點は必ず水戸齊昭其人に存した。

一 老公兼て之計策、京地引合は勿論、諸侯をなづけ、其他此程御詮議に相成候もの共、姦計は、老公一橋殿を御養君に成し、二丸亦は西丸へ被移、御後見に

て御政事を取、萬一御成就之上は、當時老公方面々御供に付、昇進眞之當り杯と之見込より、武田修理、岡田信濃守、安島帶刀(原注 帶刀娘は、一橋殿御召使のよし、別て御養君の義に付、骨折候よし)、其外之奸臣、深く姦計を巧み、豊作(豊野正道臺山)ごとき者も、皆私欲より一味いたし、不容易事共を企、日下部伊三治、藤森恭助(淳風號天山)は、水府へ關係より、諸家之上書を多く扱、老公へ相談、同人之見込に任せ、取計候よし。

此の如く當時の所謂志士、何れも皆な姦謀の徒黨として、逐一闇魔帳に登録してゐる。

廣瀬達太郎

當時大阪町奉行、一色山城守長屋に住居、稻葉長門守儒者、亞墨利加總記を著述いたし候廣瀬達太郎は、學力も有之、岩瀬肥後守と懇意にて、同人之世話を以、山城守え相頼み、長屋に差置、御徒目付新見、螻藏とは、別懇にて、平山謙次郎にも深く交り、謙次郎都て達太郎之力を借り候由、同人肥後守、謙次郎等に深、交り候ものに付、奸計之義も可有之哉と深量仕候處、定て意味合も可有之

候得共、取留候儀も無之よし、尤山城守義は、御目付之節、専ら肥後守に隨ひ、近頃續に相成、御養君同意之者之よし、風評仕候。

岩瀬の目的

廣瀬の著述亞墨利加總記は、岩瀬の序文もて、當時刊行せられた。岩瀬などは、唯だ日本を開國し、大いに積極的の政事を爲さんと、意氣込以外に、惡謀姦計などある可きものではなかつた。

中井輕藏

亦伊三治之附屬人多く有之候得共、當時外國奉行支配調役中井輕藏義は、四五ヶ年前黒嶽之明珠を求め、其以前寄合羽倉外記にも罷出、伊三治には格別之恩義にて、同人左衛門尉(川路聖謨)、其外禁裏附大久保右近將監(忠寬)とは、格別に深く交り、近頃右近將監漢學歌學は、伊三治に相談いたし、同人御目付之節も、萬事伊三治之見込を以、取計候義も有之候よし。

右に付伊三治より右近將監に相頼、中井輕藏黒嶽より御臺所番に成り、其後火之番、引續御徒目付にて、直に海防懸を勤、纔に貳ヶ年に不滿、身分も進み、海防掛之局に入候は、伊三治奸計道具にいたし候ものゝよし、輕藏より伊三治

え、公邊海防之機密相洩し候義に有之候よし。然處當分之御時勢に恐れ、輕藏義伊三治は知らざる人など申居候よし。

大久保忠寛の失脚

大久保忠寛は、寧ろ井伊側に近く、その爲めに井伊に拔擢せられて、安政五年五月二十日駿府町奉行より、京都禁裡付となり、安政六年二月二十六日には、京都町奉行に轉任した。然るに彼は其の公平實直の爲めに、却て長野義言等に讒せられ、同年六月二十四日には、西丸留守居の閑職に左遷せられた。以下一橋慶喜に付ての風聞だ。

一橋慶喜の風聞

一 一橋殿御事、奥坊主にて、名前不知、或日御前被罷出、御紋付御肩衣を被下候よし、差當り身分不用之御品、可相成は速に用立候品頂戴いたし度旨、申上候處、いづれ無程著用可爲致印として差遣候間、仕廻置可申旨御沙汰有之、頂戴いたし、罷歸り候もの有之よし。

一 一橋殿六月廿日之頃、上野御參拜之御歸り、湯島靈雲寺へ御立寄相成、太元帥明王御拜禮有之、御歸館之由。

此れは一橋慶喜が、將軍家茂を調伏にてもするかの如く、

一橋殿御參詣は、所の者も不覺、近頃珍らしき事と、其頃申沙汰し、御願意不相分候よし。

と故らに報じてゐる。

井伊側の色目鏡

抑も此の風聞書は、安政五年十一月附のものにて、先づ此れを見て、如何なる色目鏡もて、井伊側が、水戸齊昭其他の反對側を觀察しつゝ、あり、而して此れが爲めに、安政の大獄が、案外の方面までも展開し、進轉したるかを知るに於て餘師あらむ歟。

三三三 江戸に於ける志士の逮捕

逮捕連續

井伊直弼の手は、京都と江戸と双方に向け、殆んど同時に志士逮捕の爲めに動

いた、安政五年九月七日、梅田雲濱を京都にて逮捕したるを手初めとして、九月十八日には、鶴飼知信、知明父子、二十二日小林良典を、而して爾來年末に至る迄、相ひ連續した、而して江戸に於ては、九月十八日幕府旗本の士曾我權左衛門家臣飯泉喜内の逮捕を手初めとして、二十七日日下部伊三治を逮捕し、十月四日旗本古賀謹一郎家臣藤森恭介に及んだ、日下部の捕縛せらるゝや、勝野豊作(正道)は其禍の身に及ばんとするを覺り、其の手記、文書を焼き捨て、脱して水戸藩邸に投じ、大野謙介の家に匿れた、やがて捕吏は、其妻及び二子正倫、正滿を拘執し去つた。

日下部召出し

昨夜(九月廿七日夜)日下部伊三治事、幕府へ召出しに相成、幕吏直に踏込參り候間、走路無之罷出申候、勝野豊作(正道)は出奔致候事に候、(鈴木大日記)尙ほ鈴木大日記、九月二十九日の項に曰く、

昨夜鮎澤(伊大夫)より歸候節、一寸海保(帆平)へ立寄、此夜長谷川宗衛門(惣衛門秀驥)事、海保宅より、御國(水戸)へ下り候騒ぎの處に候ひき、直様歸宅候處跡を

勝野等の警戒

被付、今朝より宿邊可怪警あり、蓋し長宗之伴杯と見候事にも候はん歟。とある、長谷川は、讃州高松の志士にて、亦た一味の志士であつた、當時水藩の有志は、其の同志たる勝野正道、豊作、櫻真金(任藏)、日下部翼(伊三治)、藤森大雅(恭介)等に切迫せる事情を報じて、其の警戒を勸告した、左に掲ぐるは、原田成徳の勝野正道に與へたる一書だ。

原田成徳書狀

愈御安健奉賀候、然ば去ル十八日(安政五年九月)于海(鶴飼)父子暑支臺(所司代)へ呼出しにて罷出候處、其まゝ留置に相成、模様一切不相分候旨、一昨夕(九月二十四日)四日切にて内々申來候、尙又昨日山貞(山本貞一郎)と申もの、妻娘市尹へ呼出しにて留置と相成候趣、内々相聞へ申候、尙又御沙汰書調處小吏何某(飯泉喜内?)も就縛、是又追々桂枝(京師)へ音信の疑心と申事、右様之釣合にては、此上追々連及候半、第一貴兄御危く候間、早々爲御知申候様、芒(茅根)伊豫之介、始心配いたし候、付、丈夫の人物見立、一書如此、此ニ御坐候、何分御書きもの等、御用心第一と奉存候、尤御如才は無之事ながら、老婆心切御恕可、被下

候。

茅根の警

されば勝野の逃亡も、此の豫備知識あつた爲めであらう。尙ほ茅根彼自身も亦深く決する所あり、左の一書を、其の友人金子教孝、野村鼎實に與へてゐる。

方今主上聖明、鳳詔を東藩に下し玉ふ、然るに幕府有司我兩公(齊昭、慶篤)之精忠を不奉、察、猜疑日に甚しく、鍛鍊羅織至らざる所なし、鶴飼知信父子、既ニ下獄之聞へも有之候間、只今幕吏之手に觸れ不可然、文書類取集め、此筐中に納め置候なり、泰身上不慮之儀有之候節は、御一覽之上、長谷川作十郎へ御渡可被下候、他日豚兒熊長成之時ニ至、若能繼述之力御座候はゞ、其節返しくれ候様、長谷川生へ御傳達ニ致度候以上。

安政五年戊午九月廿五日

茅根伊豫之介

秦花押

金子孫二郎様

未だ水藩要路に及ばず

野村彝之介様

然も幕吏の手は、未だ猝かに水戸藩要路の士には及ばなかつた。茅根泰は斯く決心はしたものの、彼は此際は免れ、翌年(安政六年)四月評定所に召喚、審問せられ、同五月遂ひに囚繫せられた。然も如何に當時の形勢が、日一日と險惡に赴きつゝあつたかは、如上の記事に就き思ひ知らるゝ。

【二三】幕府の手漸く水戸に薄る

日下部勝模様

九月廿七日、日下部伊三治逮捕及び勝野豊作搜跡の様子は、茅根伊豫之介が在水戸奉行に寄せたる書中に詳かだ。

拜啓、鶴飼父子揚り屋入之儀、金兄(金子孫二郎敬孝)ニは御承知と之儀、扱又昨夜(九月廿七日)松平泉州(原注 御用番なり)指圖之由にて、日下宅え大勢押込町

奉行所へ呼出し、尤留主居へ達有之候事と相見へ、薩之留主居立花直記付添罷出候よし、其跡へ又々別留主居某、町方之與力ニも候哉、數人一同ニ罷越、書付類搜索持參致候よし、併京師手掛之書は無之と申候由。(原注 前日より用心致候故、格別の書付は有之間敷被_レ存候) 今日彌揚り屋え入候由、扱々可憐事に御坐候將又勝野宅えも、今日幕吏卒罷越候て、書付類搜索致し、阿部家之方迄尋候との事(原注 但勝野は此節留主之由、在宅なれば召捕候事と相見へ候)何れとも慘毒極り候處、京師之御勢は容易ニ挫ヶ候事は有之間敷候。

斯くは云ふもの、京都の勢は、其實大いに挫けて來たことは既記の通りだ。

〔參照 安政大獄中篇〕

水戸の警戒

然所右ニ付水(水戸)ニて京之尻押云々、羅織之手段と相見候間、不日ニ如何なる事暴發も難計との説行はれ候所、文網繁密之世界、油斷は不相成候へ共、前件鶉(鶉飼父子)并日下(日下部)云々等ニて、又々騒立候様ニては、尙々何か引張有之様相見へ、益彼の術中ニ落入候事と被_レ存候間、何分鎮靜、隱然力を蓄へ居

幕府太宰木村を出入す

候様仕度ものと奉_レ存候。此廉ニて、再發大舉相成候様ニては、必以之外と存候間、篤と御申合被_レ下候様致度云々。

此れにて如何なる影響が、水戸人士に及ぼしたるかを知る可きであらう。而して幕府は、矢繼早やにて、十月三日、水戸藩に命じて、太宰清右衛門、木村三穂介を、町奉行所に出さしめたが、水戸藩からは翌四日、兩人の不在を以て答へた。

小野整三郎組御徒柴山範之助地借

水戸殿家來

太宰清右衛門

同人方同居

水戸殿領分郷士

木村三穂介

右兩人備後守殿(老中太田資始)依御指圖、御吟味之筋有之候間、早々召連人指添、其役所へ指出候様、昨夕御達之趣、其筋役場より達ニ付、早速當人共呼出申

第四章 二三 幕府の手漸く水戸に薄る

遣候處折節留主中之趣ニ付、出先をも爲承候處、行先不相分、昨夜も歸宅不相成由、一體國許人別之者ニ候處、用向有之、暫く御府内借地致し罷在候處、若や當節國許へ罷下候事ニも可有御坐候哉、依御府内尋方をも申付、國許へも早速申遣候事ニ御坐候、勿論見當次第早速出可申候へ共、前件之通ニ而、延引ニも相成候間、其内御猶豫相成候様致度、及御達置候様、役人共申聞候、依而此段云々。

午十月四日

水戸殿小十人目付

塙 清 之 允

漸々水戸に及ぶ

此の如く幕吏の手は、漸々と水戸に及びつゝあつた、日下部伊三治も、其實は水薩兩屬の士であつた、彼の父は薩摩の侍にて、水戸に寄寓し、彼の時に至りて薩摩侍に復歸したるもの、勝野豊作も、水戸には淺からぬ縁故があつた、彼は日下部と相ひ前後して、京都に赴き、賜勅一件に周旋したるもの、太宰、木村は正銘の

水藩士の氣物

水戸者、而して十月四日、町奉行所に拘致せられたる藤森恭介も亦た水戸とは、極めて深密の縁故あるもの、されば茅根輩が、就縛の覺悟(參照 二二)をなしたるも、決して大早計とは云ふ可きものであるまい。然るに親の心子知らずにて、水戸一藩の有志は、誰彼の差別を問はず、何れも暴發して、いざと云はば、江戸へ押し上らんとする氣勢を示しつゝある、是れ實に薪に油を洒ぐものにして、在府水藩當局の心配大方ならざりしも、良とに所以ありと云はねばならぬ。

【三四】 藤森恭介の拘致

藤森恭介 十月四日(安政五年)幕吏の手は、藤森恭介に及んだ。恭介は即ち天山先生、當時の學者的志士にて、曾て土浦藩主土屋侯の賓師となり、水藩の藤田東湖杯とも親

善にして、齊昭の知遇を蒙り、當時御合力米十人扶持を享けてゐた、今ま茅根伊豫之介の所記によりて、其の顛末を掲げんに。

藤森拘致
状況

藤森恭介（原注 御家御合力十人扶持被下）宅へ、昨夜五ツ時（午後八時）町方與力呼出ニ來る、折節上野眞如院へ講釋に參候ゆへ、其趣申聞、迎之もの遣し可申哉と申候へば、夫にも及不申と申、座敷内之書付類、搜索引上候由、然るに眞如院へ參り居候事は、諜知候者と見え、駕籠を彼方へ遣し、恭介を載、奉行所え引立候。恭介曰、一寸宿所へ著替致度、且尋之儀ニ付、證據相成候書付も有之故、持參致度と申候所、夫ニは及不申とて、羽織袴之儘ニて同道候由。

藤森訊問

此の如くして、彼は拘引せられた。以下は訊問に入る。

扱奉行石谷因幡守より尋ニは、

日下部伊三治と申者は、心安く候や。

心安くは無之候へ共、知ル人にて、何年以前一度、其後何時一度逢候迄に御坐候。

水戸殿家來木村三穂介と申者は、心安く候や。

名も始て承り候。更ニ存じ不申候。

勝野豊作は如何。

是は隨分心安く仕候、八九月之間、一度參り、先より一度參り申候。

何故其通往來致候。

水府表動搖之儀承り候處、豊作は手廣之者ニ付、若事情分り居候哉と存承り候爲罷越、先方よりも其事にて參り候迄ニ御坐候。

飯泉喜内と申者は、心安く候哉。

是は名も始て承り候。

水戸殿より扶持をも受候上は、前中納言殿（齊昭）慎之儀に付、心配も致候半、仰之通深心配仕候。

心配仕候からは、前文之者共と申合候儀も可有之。

一圓覺無御坐候。

伊三治等
追々調査

右伊三治等四人、追々呼出ニ相成、御調ニ相成候所、水府表同様之儀、公邊御役方迄、手を付不申候ては治り付不申との事にて、伊三治は大目付へ手蔓有之、其方は御目付へ手筋有之由にて、右三穂介諸方周旋いたし、件之事取計候趣、無相違相聞え候、有體可申上候。

證據書類
の件

右之儀存も不寄候、水戸老公之儀、實に心配は仕候へ共、右被仰候御役方を云云杯、存も不寄儀、私愚昧ニは候へ共、卑賤之身分、右等之事、所詮不及儀は心得居候事ニ御坐候と申述候得ば、追而呼出候迄、相引候様ニと被申、其場を退候所、又々與力より同様之儀、穿鑿ニ付、同様相對候由、尤與力尋之節は、重き御役方へ手を付候企と申候由、其後ニ至り、先刻證據ニ相成書付をも申候は、何事にやと被申候ニ付、是は私心得不申儀、二ヶ條、私之手紙なりとて、骨董鋪に有之趣、爲知候者有之故、取寄せ見候處、私門人松平主殿頭家來荒木犀五郎へ書通之面にて、主殿殿留主居兩人、其事を爲知候様之文意ニ御坐候處、犀五郎は、其節塾中へ指置候者に而、書面にて申越候理は無之、全謀書と奉存候、併如何

淡々の鞠
問々の鞠

之行違ニ相成候哉、難計候ゆへ、先方へも當り合、先方ニても覺無之と申證據を取置候儀にて、今日の御呼出も、右様之事ニも可有之と奉存候ゆへ申候事ニ御坐候と申候得ば、夫にて相濟、何之構もなく引取候由。
此の如く藤森の鞠問は、寧ろ淡々たるものにて、何等重大なる事件が、此間に潜みあるものとは見受けられなかつた。惟ふに幕吏は、彼によりて何等かの端緒を得んとしたるも、遂ひに得る所は無かつたものであらう。

第五章 水戸藩の對策

〔三五〕 燎原の火

事件の曲折

井伊直弼は、安政五年四月二十三日、大老就任の當初から、水戸齊昭一味を退治の決心もて出で來つた。云はゞ水戸征伐は、彼が使命と覺悟して出で來つた。されど彼が安政の大獄を構成するまでには、幾許の曲折があつた。

井伊の對水戸思惑

彼は當初から京都に幕府に不利なる雰圍氣の充滿したるは、畢竟水戸齊昭手入の結果と睨んだ。されば水戸齊昭さへ退治すれば、京都の騒ぎは、自然に鎮定す可きものと見當をつけた。されば彼は必ずしも當初から、京都の巨頭、即ち鷹司父子、近衛若しくは三條實萬などを、手荒く處分する積りでは無かつた様だ。

京都取締

然るに六月十九日には、米國との條約を、勅許を俟たずして調印し、二十四日に

は所謂る尾水、一橋、越前等の不時登城あり、而して京都に於ては、主上逆鱗をしまして、七月四日には、三家若しくは大老召喚の勅命江戸に到着した。此に於て井伊は先づ七月五日を以て、尾張、水戸、一橋、越前等を、それぞれ處分し、京都に向て、殆んど戒嚴令を布かんばかりの取締をすることとなつた。井伊は固より勅命を奉せず、唯だ六月二十六日、老中の一人間部詮勝を、上京せしむることに決し居たれば、間部もて三家若しくは大老上京の代りに充んとした。

在京幕吏
更迭

而して六月二十六日、京都所司代本多忠民に代ふるに酒井忠義を以てし、七月十一日には、伏見奉行内藤正繩をして、禁裡付取締を兼任せしめた。此れは申す迄もなく、何れも京都に向て、大いに其力を逞うせんとの準備であつた。然も彼は恐らくは未だ巨頭處分などのつもりは無かつたであらう。

意外の詔
勅

然るに思ひきや八月八日、詔勅は意外にも、水戸に降下し、併せて幕府にも賜はつた。而して其報は十七日江戸に達した。此れは井伊直弼其人に取りては、實に青天の霹靂であつた。此に於て彼の水戸に對する迫害は、更らに數層の嚴酷を

來たし、同時に京都に對する監視の眼も、更らに猛銳を加へ來つた。而して九月二日、九條尙忠が關白を辭し、代つて近衛忠熙が、内覽を命せられたるを以て、京都に於ける否井伊運動の絶頂と云はねばならぬ。

井伊側の
強硬意見

事此に到りては、井伊直弼及び其の仲間は何れも何處へまでもやりつくるとの覺悟をしたであらうことは、間部詮勝が、上京の途次、井伊直弼に答へたる書中によりても、之を推察するに難くない。其中に水戸齊昭には切腹を命せよ杯の文句さへあつた。而してやがて著京したる間部などは、鷹司父子を、遠島に處せんとの見いさへも漏らすに至りたる程であれば、上下の分別なく、貴賤の差別なく、苟も否井伊派は、悉皆一掃するの決心出で來りたることは、固より云ふ迄もあるまい。

在京志士
吟味

而して彼等は否井伊派を以て、水戸齊昭を中心としたる大陰謀團と見做し、先づ京都を詮索したらんには、水戸齊昭陰謀の委細が、必らずや分明なる可しとの猜定よりして、在京の志士を吟味し、此れによりて、其の有力なる資料を得、以

て其の罪案を構成せんとした。乃ち此の如くして漸く安政大獄の輪郭は出で來つた。

井伊側覺悟決定

然るに此れと同時に、鶴飼知信―吉左衛門―が、九月十五日附、目下部伊三治に與へたる書簡が、大津に於て、幕吏の爲めに押收せられた。其中には、赤鬼の方へ一發致切込云々の文句ありて、之を一讀したる井伊側は、最早是れ迄なりと諦め、更らに一倍の深刻味もて、壓迫政策、羅織政策、鍛鍊政策を勵行するに到つたことは、之を想像するに難くあるまい。

存意貫徹決心

此の如くして彼等は兎も角も京都町奉行の手にて、在京志士を逮捕し、鞫問し、それを以て鷹司父子、近衛三條等の罪案を構成し、遂ひに主上の御意に反して、其の人々を單に主上の周邊から遠くするばかりでなく、更らにそれぞれ懲罰を加へ、井伊直弼の替人とも云ふ可き關白九條尚忠の位置を擁護し、飽迄も井伊の存分に、京都を處理せんことを勗めた。

井伊の相手

然も井伊の眼は、決して京都のみに注がなかつた。彼の正面の相手は、鷹司や、近

江戸吟味の要

衛や、三條ではなくして、水戸齊昭であつた。此を以て彼は水戸齊昭を中心とする在江戸の志士を逮捕し、併せて水戸人士に及んだ。而して更らに京囚を悉く皆な江戸に拘致し、之を審問す可く企てた。

實を云へば、京囚の面々は、何れも京都町奉行の手にて、それ〴〵審問は濟み、其の書類は出來上つてゐた。然るに更らに改めて之を江戸にて吟味せんとするは、果して何の必要かある。そは云ふ迄もない。所謂大陰謀の端緒を得んとの下心あつたが爲めと云ふの外はあるまい。此の如くして安政の大獄は、燎原の火の如く、四方八面に燃え廣がつた。

恐るべき反動

凡そ此の獄に連なるもの、上は親王より、下は百姓町人に至るまで、百餘人の多數に上り、其の範圍の廣く、其の處罰の嚴なること、古今未曾有と稱せらる。これ皆直弼が其の政敵たる一橋派の勢力を根柢より破壊せんが爲に行はれしもので、一時之を

歴倒したやうであるけれども、遂に能く其の目的を貫徹することは出来ない。就中朝幕關係の上に容易ならざる破綻を生じ、倒幕の氣勢を助長せしめたことは、幕府としては恐るべき反動であり、且直弼自身もまた政敵の襲撃する所となり、悲惨なる最後を遂ぐるに至れるなど、結果は寧ろ幕府の期待を裏切るものが多かつたのであつた。(井野邊茂雄、明治維新史)

【三六】江戸に於ける幕吏の手

各方面吟味

京都に於ては、殆んど地引網もて海底を浚ふが如く、凡有る手懸りの方面を、上は鷹司太閤より、下は民間志士及び其の家族に至るまで、それぞれ吟味の手を廻した、而して江戸に於ては、水戸齊昭を中心として、其の周邊の所謂連類と認むるものを、芋蔓を手繰る如く、それからそれへと手繰り上げた藤森恭介の

ことは、既記の通りだ。(參照二四)尙ほ茅根伊豫之介の所記によれば、幕吏は更らに讃州高松藩の志士長谷川惣衛門の踪跡を頻りに探索しつゝあつた。

長谷川惣衛門
右門搜

一 海保帆平へ、讃州之長谷川惣衛門(原注 先日讃を立退候よし)潜み居しと云事、并去月(九月)廿六日井伊家へ海保等水府浪人を引連切込候と云浮説有之よし、兩様之疑にて殊の外付られ、間牒の神田孫市等、手先き勝藏といへるもの、深川の伊藤誠一郎(劍客なり)を語らひ來り、海帆え申含、長谷川を出さしめんとせし由、海保覺無之段斷り、勝藏をも呼寄、委細ニ語りけるは、先日水府より士民共大勢登り候、日々拙宅へも來る故、萬一惣衛門來り候をも、水人と思ひ、飯を振舞し位之事は不知、長谷を圍ひ置候儀は無之、疑敷ば我宅ニ泊り居氣を付探索可致申候由、勝藏云、何故水府の者登り候やとの事故、御連枝後見之姿ニて、君上御面目立不申段、委細申聞候へば、左様之わけなれば、至極御尤之筋、併公邊へは左様は通り不申、全公邊御役人を押拔度宿意など、色々不容易説も有之旨申歸り候由。

長谷川の
東下

長谷川は高松藩士であつたが、高松は水戸の支藩であるに拘らず、藩主松平頼胤は、井伊直弼に與みして、水戸齊昭と相ひ容れず、此に於て彼は脱藩して京都に奔り、京都より東下して江戸に赴いた。今ま世古格太郎の所記によれば、

長谷川世
古を訪ふ

安政五年八月二十一日夕、予(世古)が京師の寓居に、歳六十計の一士人、綿衣に袴羽織を著し、突然と來る者あり。大阪大久保要——城代土屋侯の公用人——の添書を携へたり。是を見るに惣衛門なり。予驚て其來る由を問ふに、前に記する事件(譜水兩立せず、進退維れ谷る、故に脱藩す)を語り、國を遁れ出、大久保要知己なるが故、これを訪ひしに、京師の形勢足下(世古)を尋て聞べしとて、添書を與へたり。是より窃に關東へ下り、水藩に潛み、天下の形勢を見むといへり。予國許の跡を如何なりしか、又子息にてもあるやと問しに、國は彼遺書(投海して死すとの)を出したらば、定て怪しみ探るべし。今頃は如何ならむ、又作は江戸にあり、近士を勤めありといへり。斯て談話時を移し、予に一封を托し、栗田(青蓮院宮家臣)伊丹藏人に送る、仁科某の書なり。是恐らくは有志の士、變

名と思へり。去るに臨み、鶴飼吉左衛門へも、大久保添書を以て、往くといひしかば、人を附て案内せしめけり。其翌日子三條通にて再び行逢ひ、何くに行かると、かと思ふに、予(世古)を訪ふよしなりければ、河原町の或家にて、又數刻對話せり。此時の話に、鶴飼池内に面會せりといへり。昨夜は鶴飼に止宿せむと思ひしかど、嫌疑あるよし故、旅宿に宿れり。自是今日發足し東行すとて別れけり。後鶴飼の話に、初め惣衛門參り、高松の士と聞、心を置しに、彼藩にも珍敷志の人ありと歎稱せり。又池内の話に、梅田源二郎にも逢けれど、其いふ所、感服せずと語けるとぞ。

杉浦仁右
衛門

以上もて、長谷川の何者たるを知るに足らむ。而して十月十五日、幕府は又たしても水藩に命じて、杉浦仁右衛門を町奉行に出さしめんとしたが、藩は不在もて之に對へた。

杉浦仁右衛門

右之もの、御尋之筋有之、石谷因幡守え御吟味被仰付候ニ付、手當致し置、因幡

守より達次第早々差出可申、尤定府在所之譯可申立旨、御書付之趣、被致承知候。右之者儀は、與力立場に而、定府之者に候處、先頃他行いたし、今以罷歸不申、内々探索致居候折柄、昨日御指圖之趣も御坐候間、尙更爰許探索は勿論、國元へも役人共指下、精々相尋候上、否可及御達候、此段不取敢及御達置候様被申付候。

十月十六日

要するに是等は畢竟小鱗細魚のみ。然も幕吏の手は、漸次に其の達す可きところ達す可く、伸ばし、且つ伸びつゝあつた。

【三七】 水藩の對抗運動

志士特派

窮鼠猫を食む。水戸も井伊派の迫害の日一日と切迫し來りつゝ、あるを見て、今

は獨り自ら支持するの不可能なるを認め、大いに四方に向て、其の同志の徒を得可く、其の有志の面々を、諸藩に特派することとなつた。此れは水藩中の所謂天狗黨の牛耳を握りたる高橋多一郎(愛譜)金子孫二郎(教孝)の發議にて、それには水藩當途の有司其他も亦た賛成して、愈よ實行することとなつた。而して其の特派員は住谷寅之介(信順)大胡半藏(養敬)矢野長九郎(長道)關鐵之介(遠)の四人であつた。

關江戸歸還

住谷、大胡、矢野の三人は、曾て水藩有志の徒と與に、小金驛まで押出したが、藩主の諭旨によりて、當時退いて水戸に在つた。關は官遊して越後水原にあり、將さに北地に赴かんとしつゝ、あつたが、九月八日、水戸からの飛信にて、七月五日、齊昭、慶篤の父子が、井伊大老の爲めに、懲罰を受けたるの報に接し、晝夜兼行、同十七日江戸に還り、當時尙ほ江戸に滞在してゐた。左に掲ぐるは、高橋愛譜の關遠に與へたる書簡だ。

高橋愛譜狀

二州橋畔(兩國橋)一別以來、益御壯健爲國家大賀々々、幕吏之慘刻、取りも不直、

鎌倉之時勢に不異、鳴鶴(日下部伊三治)臺山(藤野豐作)太平記之開卷第一ニ被爲載之姿に可相成、勤王義旅從今振起、武門之身、羨敷事に御坐候。鳴鶴(日下部)は去月(九月)廿日黃金驛(小金驛)迄、飛脚相立、肌に掛置候一封被託候。臺山(藤野)は過日同舟之通、其後も相携、念五(九月廿五日)予を舟橋(船橋)驛舎へ逐來り、一夜寐物語り、血涙紛々、酌取の紅衫怪しみ去申候。御一笑く、翌朝別をおしみ、四時(午前十時)分手、此真情御察可被下候。十五年水魚之知己故、身ニ引受三兩子之處は、請負居申候船へ寐神社の廣場所前ニ、大義を議候儀も有之、櫻任(櫻任藏眞金)藤森(恭介弘菴)等も同斷、石和(石川和介)陰然周旋、天地も不知、遂に感應相見へ申候歸東晝夜草忙、不得寸暇、疲勞仕候。矢長(矢野長九郎)住谷(寅之介)も愈西遊決心、依而は貴兄も是非御同行爲天下爲國家、勤王之大義、御振起所、祈ニ御坐候。小生も廿三日公邸を出候處、拜領物有之、又々引返しの公命、難有事には御坐候へ共、一扇之小詩、斷然と北去、心事御察可被下候。只太夫人君へ而已呈書紅涙を添申候。何も天、もし期再會候はゞ、大慶御同様、武門の本意、愉

矢長住谷
西遊決定

快の世の中、神州之正氣挽回、此時ニ御坐候、恐々頓首、

十月二日

よしゆき(愛語)

子任大兄

水戸切迫 此れにて如何に水戸が切迫の位置に押し詰められつゝ、あつたことが想像せらるる、尙ほ此れと同時に、野村彝之介より、關鐵之介へ與へたる書中にも、

野村書狀

此間中除目等表向之處は、至極宜敷候へ共、其内實如何可有之哉。又々惡魔到來不致内、斷然雄決、鳳詔廻達之儀可然存候へ共、更に一定不致、扱々に御坐候と云ひ、

今一段暴發とか、又は西風良機を待候論杯、十分にて何ともがき候而も、大議一定不仕、致方無之候、貴地(江戸)勿論と奉存候と云ひ、

依而袖門氏(高橋愛語)等及評議候處、何を致候にも、元より天下之大事業に候

問、外援無之候而は、必成就不致儀に付、諸藩へ人を差出し、血誠義勇を以有志有志相結び、夫々侯伯を懲誦、激勵致置、互ニ相應援之儀肝要に可有之と相決し申候。

と云ひ、

其任ニは住谷、矢長、大津、并貴見最可然と申合候事に御坐候、依而右三子明晚出發、貴地へ罷出候筈、何れも正氣堂々、躍然振袂之勢ニ御坐候間、委曲矢長へ御申合重々御辛勞には御坐候へ共、邦家之爲め、世道の爲め御忠力御竭盡列藩有志義結之儀、何分仰望此事ニ御坐候。

と云ひ、

中國筋、四國邊、兩途ニ手わけ候方可然と申合候、猶更占魚子へ御談合、評議を御盡し勿論と奉存候、實ニ尋常世界には無之、戰國同様之形勢に候間、何分にも、智謀雄略を振、鞠躬盡瘁志士報國之秋と奉存候。

特派實行

此の如く志士特派の議は、愈よ實行せらるゝこととなつた、書中の占魚子は、鮎

澤伊太夫(國維)にて、高橋多一郎の弟である。

〔三八〕 水藩四士遊説の効果如何

四者向島會合

水戸の特派員住谷寅之介、大胡聿藏、矢野長九郎等は、十月八日水戸から江戸に來た、此れに就て在府の關鐵之介等と向島梅若祠畔に密會し、小石川水戸邸に在る鮎澤伊太夫、下野隼次郎、菊池爲三郎等亦來りて、饒別をした、其の模様は、關鐵之介の目錄に、左の如く記してゐる。

探索益々急

既に蝶雙(長谷川惣右衛門)の亡命に因りて、都下の探索益々急なり、木三穂(木村三穂介)、太清右(太宰清右衛門)、之れが爲めに嫌疑を來たし、兩子指出す可き旨、礫邸に申來り、遽かに亡命す、太清(太宰清右衛門)留寓の義民、兩人召し取り、家内并に僕雷介下婢双縛に就き、家財缺處す、是に於て北地公役の中、提る所

の秘篋、并に旅裝等、皆な爲めに沒收せらる。姓名顯然、大に嫌疑を生ず。寢食の間、安居す可らず。潜匿數日、事變を察し、奇計を施し、往々遠遊を謀る。

斯る次第なれば、關其人も、太宰清右衛門の家宅搜索の爲めに、愈よ危殆に陥り、自から遁亡す可く目論見らるることが判る。

關三子を待つ

十月初七日、忽郷書を得たり。參照 二七住矢大三子と與に、西海に至り、勤王の義旅を募り、丹心血誠固く情義を結ぶ。機に應じて而して發し、天下の爲めに相ひ策す。遽かに相ひ應援す。是則ち當今の一大急務、書を披き奮然、義氣十倍す。相州樓に於て三子住谷、矢野、大胡の來るを待つ。占魚鮎澤又た書を以て相ひ應ず。時俄かに嫌疑を生じ、奇禍を得んと欲す。幸に虎口を脱するを得、小塚原に至り、三士と相見る。曉天を待ち、千住大橋下より纜を解き、竹光風竹内百太郎の周旋に因りて、遁れて梅兒塚頭の野樓に至る。占魚鮎澤若和菊池爲三郎野隼下野隼次郎來訪、激論終日、西遊の事を議す。孝内藤孝介、又七郎の前名作天和田作兵衛と旅裝を計る。夜來平岩亭に避け、四鼓午前二時を下りて東

西遊評議

特派員出發

西手を別つて去る。是れよりして又故人を見ず。是則ち本月十月初八日也。斯くて十月十一日、四人の特派員は二組に分れて出發した。住谷寅之介、大胡隼藏は南海、西海を指し、矢野長九郎、關鐵之介は、北陸、山陰、山陽に向うた。彼等は何れも變名し、形裝を改め、潜行した。而して住谷、大胡は、吉田健藏、根本正之介を伴ひ、矢野、關は大和田作兵衛を拉へた。而して宛も同日——十月十一日——當時薩摩の志士有馬新七武藏は、櫻任藏と相ひ伴うて江戸を發し、京都を指して出發したが、彼等は互ひに相ひ知らず、何れも別個の運動であつたことは、既記の通りだ。參照 安政大獄前篇 九五—九九

關矢野の行遊

斯くて十一月朔、矢野、關の二士は越前福井に至り、野村淵藏、坂部簡輔に面して、謀る所あつたが、遂ひに要領を得ずして去つた。而して十一月二十九日、因州島取に抵り、安達清風を訪ひ、更らに安達辰三郎、堀庄次郎等と會し、淹留數日、互ひに相謀る所あつた。因みに云ふ、安達清風は、曾て水戸に遊學し、福地廣延に就て、砲術を學び、又た會澤安の門に遊んだ緣故を以て、兩士は訪問した。而して此處

安達清風

に彼等は偶然にも櫻真金と相ひ逢うた。櫻は有馬と分れ、潜行鳥取に抵り、やがて去りて大阪に至り、姓名を變じ、傭奴となつたが、安政六年己未七月、四十八歳にて病死した。彼は固より井伊側の指目する所となり、江戸にて追跡せられてゐたが、幸ひに病死して、其の大獄の連累たるを免かれた。

住谷大胡

尙又た住谷大胡の一行は、中山道より北陸道に入り、加賀、越前を経て若狹に至り、京都に入り、大阪より兵庫、明石を経て、四國に航し、十一月十七日土州立川村の關所に駐められ、書を高知に寄せ、奥谷喜宗次、坂本龍馬に來會を求め、同二十三日坂本龍馬、窪爲介、甲藤馬太郎等の諸劍客來會したが、是亦た遂ひに要領を得ずして去つた。斯くて彼等は十二月八日、伊豫宇和島に至り、淹留數日、藩士金子孝太郎、高間權八、上田左治馬と會し、同十九日阿波に赴き、劍客佐藤兵馬、堤大介等を訪うた。然も彼等は果して幾許の得る所あつた乎、猝かに判斷することが出来ない。

關矢野長州に入る

而して一方矢野、關の一行は、因州より作州津山を経て、備前に入り、長船より水

諸藩の態度

路馬關に著し、十二月二十九日長州萩に至り、赤川忠亮（後に佐久間佐兵衛）に會し、大いに謀る所あり、安政六年己未正月七日歸途に就いた。而して彼等は更らに踵を廻らして、因州鳥取に抵り、安達清風等と相ひ議し、義盟を結んだと云ふ。要するに當時の諸藩は皆な井伊大老の勢焰に畏避し、何れも首鼠兩端を持し、其の偶々水藩の士と肝膽相照らすものもあるも、個人の資格に過ぎなかつた。されば住谷、大胡等も遂ひに九州に赴かず、阿波より紀州に入り、大和を経て東海道に出で、安政六年正月歸藩した。而して矢野、關の一行も亦た其の二月を以て歸藩した。

櫻真金の鳥取潜行

矢野關の鳥取に到るや、會々櫻真金も亦來り偶然邂逅、無限の感ありしといふ。是より先き、真金は、有馬武滿と與に江戸を發し、甲州より岐蘇路を経て西上せしに、到處數々偵吏の爲めに追跡せられ、崎嶇間關辛うじて大阪に抵りしに、京畿の形勢既に一變し、同志の士は今や皆縮晦奔逃せざるはなく、譏察甚だ密にして、危懼言ふ可ら

す、是に於て眞金は遂に武滿と分れ、潜行鳥取に抵りしなり。〔水戸藩史料〕

第六章 幕閣斷獄の準備

【三九】 京囚の東下 (一)

一切江戸にて審問

井伊大老側は、豫じめ水戸派大陰謀の輪郭を畫きて、而して後、其の事實を得可く、京都及び江戸に於て、諸有志を逮捕し、且つ審問した。而して最初京囚は京都に於て、江囚は江戸に於て、それぞれ審問したが、やがて一切の囚人を江戸に集め、悉く之を直接井伊大老の息のかゝる江戸に於て審問することにした。

大獄審判準備

安政五年十月九日、松平伯耆守宗秀寺社奉行となり、久貝因幡守正典大目付となり、池田播磨守頼方町奉行となり、伊澤美作守政義大目付に轉ず。池田は鬼池田と稱せられ、酷吏の評判高き一人だ。是れは安政大獄の審判の爲め、下地を作したるものであらう。

井伊側意氣込

尙ほ安政五年十二月十九日附宇津木六之丞より、長野主膳に答へたる書中に

は、此の大獄の成行を察す可きもの少くない。

加納、渡邊（京都町奉行付與力）之兩人、忠勤にて、小林、鶴飼始吟味正路に行届候由被仰下、天に能き御都合に相成申候、何分今度之一條は、正邪分明嚴重に御糺し無之ては、何時再發も難計、乍去大名之中、死罪等被仰出候様相成候ては、是亦騒動之基に付、寛猛之御處置、一大事之御場合と被仰下、御尤至極、何分惡謀方、飽迄根強く候間、無據手荒之御處置に可成行哉と嘆息罷在候事に御座候。

猛斷威決
あるのみ

此れにて如何に井伊側が、此の大獄を徹底的に審判せんとする意氣込を察するに足る。寛猛之御處置と云ふもの、其實は固より猛斷威決の他ではあるま

一 小林民部權大輔より御取上之書付寫御廻し、則御紙面とも入御覽申候。
（井伊直弼の一覽に供した）追々惡謀顯れ候様相成申候、右等之事共、一一達叡聞御疑念御晴被遊候様奉祈候。

京囚出立

されど若し之を惡謀と云はゞ、主上御自身が、其の中心人物にて在りましたことを知らねばならぬ。尙ほ京囚出立に付ては左の如く記してゐる。

竹輿も、今五日に出立、警衛貳百人計、宿へも嚴重之御觸出候由、大切之囚人に付、御尤之御儀、加納、渡邊、格別之骨折にて、小林初大事も白狀致候由、山本貞一郎日記帳等御一覽被成候處、大事之件に付、分明にて、日下部伊三治等之働振、三條殿（實萬）土州え之御入魂、水府勅諭も三條殿御引請にて、御同人之御所爲、森寺、丹羽（三條家臣）等之働も明白に有之由、右様之書類、御隠し置被成候御所司代（酒井忠義）之御深意如何にも合點不參事に候。

酒井彈劾

此れは酒井忠義に對する彈劾だ。忠義は此の大獄の擴大を慮かり、成る可く之を收縮せんとし、之に反し、長野、宇津木の徒は、井伊の意を承け、飽迄之を擴大せんととの意見の相違が、則ち此の如くなつたのであらう。

池内白狀

大切之大卷物投書、池内大學（兩所）え上書見せ候處、三樹八郎（頼）之手跡なりと申候に付、早速頼御呼出し御吟味に相成候よし、梁川星巖方え參會之節、水老

公を大阪城内に移し可申との建白致候事白狀之よし、不輕事共に御座候、梅田源次郎右之連中之由、伏見にては何を御吟味被爲、在候哉との御不審御尤千萬合點不參事に候。……追々正道之御調に相成、御同慶仕候。

池内白狀の結果

當初伏見奉行兼禁裡取締内藤正繩の手にて審問したが、それが手緩つたとて斯く攻撃したのだ。此れにて見れば曾て遁亡し、やがて自首して出で來つた所謂惡謀四天王の一人池内大學の白狀にて、頼三樹も召喚せられたことが判知る。池内が此の獄の後に於て、志士に容れられず、遂ひに不慮の禍に遭うたのも、或は彼自から取る所のものであつたかも知れない。

小林毒殺の事

先頃或方より小林を、一ふく爲致候手段も御座候由、惡謀方には眉に火之付候心地にて、死にももの狂ひに働可申間、少しも油斷不相成事に候。とあるが、此れは小林良典を毒殺して、其口を滅す爲め、有志側の計策と云ふ譯であらう。他に向て斯る嫌疑を掛くる長野、宇津木の徒も、恐らくはいざとなれば、自分等にも之を實行するを敢てしたかも知れない。

竹輿道中固め

竹輿道中固め、嚴重にて、膳所にては、足輕百人、鐵砲切火繩物頭大目付警固いたし候由、右様嚴重之次第、惡謀方にて承り、恐怖之餘り云々。

如何にも物々敷模様が判知る。

過日因幡守様(町奉行石谷穆造)え相伺候處、伊三治(日下部)え尋候へば、幸吉(鶴)えねじり、幸吉は伊三治にかぶせ候様成事にて、爲突合吟味不致候ては、埒明不申に付、御呼下に相成候趣に御座候。……毎日日夜御白洲有之、寸暇無之、拙者杯參り候ても、容易に御目に懸り候事も難相成程之事に御座候。とあれば、如何に其の全力を、此事に傾倒しつゝあつたかと判知る。

三〇三 京囚の東下 (二)

京囚護送

京囚は既記の如く、安政五年十二月五日第一回の護送を始めた、今ま其の一人

なる、三國大學所記の笑艸によれば、

此の日早天清明、網乗物五挺、鶴飼父子、小林良典、兼田義和、準(三國大學)軍鶏籠六個、宇喜多父子、池内、近藤茂左衛門弘方、飛脚體の者二人、都合十一人、一時に江戸へ下り、輿力同心等、警固數十人爲列、誠に珍敷事故、街上の見物人群を爲す。然るに右列牢屋敷を出で、三條通りに掛りたる時、俄に一天曇り、風雪篩ふが如く、警固の輿力同心は、雨具を早天に大津へ差立候故、笠もなく、風雪を衝き歩行し、大いに難義の様子なり。

とある。

警所藩の
警戒

罪囚束縛
の状

大津を出で、膳所領の地に到れば、領主本多家より、警固一組鐵砲を持ち、火繩に火を付けて携ふるなど、頗る嚴重にして、領内を送り出す。江戸迄の道中、領主一皆同じ、是は途中にて、罪人を奪ひ去る者あらんかとの用心なりとぞ、此れは既記の通りだ。(參照 二九)尙ほ護送せらるゝ罪囚に就ては、三國大學の所記は左の如し。

五日(安政五年十二月五日)早朝網乗物にて京を發し、江戸へ下る。白木綿一匹を以て、巾を四つにたゝみ、兩臂をくゝり、胸背を繞らし、兩の端を一集にして、乗物の穴より外へ出し、其端を結びとめ、内へ引入ること能はざるやうにす。引戸には錠をおろす。

二便は前の引出にて取去、常は引出しに蓋あり。便せんとするときは、輿外を護す中座に告ぐれば、其蓋をとる。便し畢れば、中座引出を抜き、穢れを捨て、元の如く、蓋をして輿に指入る。中座は獄卒なり。中座注意にて、蒲團を澤山に入しむ。道中寒氣を防ぐ用心なり。故に二便をする時は、甚困難なり。小便は竹の筒、尺餘の物を中座より渡す。筒の一方に陰莖を入れ、一方を引出しへ向け、外へもれざるやうにして、小便するなり。

並浪士の
縛し方

此れは士人を護送する網乗物だ。所謂浪士などは軍鶏籠にて、其の窮屈は、更らに一層である。

十九日(十二月)江府へ著、町奉行石谷因幡守役屋敷へ著、越後高田城主榊原式

部少輔殿へ被預旨、因州被申渡。

第二回京囚東送

第二回の京囚は、安政五年十二月二十五日藤井但馬守尙弼(西園寺家臣)飯田左馬忠彦(有栖川親王家臣)森寺若狹守常邦(三條家臣)梅田源二郎定明等護送せられた。梅田は浪人なれば固より軍鶏籠であつた。彼等は安政六年正月九日江戸町奉行石谷因幡守役所に著し、何れも小倉藩主小笠原右近將監忠素の邸に預けられた。

第三回京囚東送

第三回は山田勘解由伊丹藏人(兩人共に青蓮院宮家臣)高橋清陰、頼三樹八郎の四人にて、安政六年二月二十五日であつた。而して彼等四人は、何れも福山藩主阿部伊勢守の邸に預けられた。

羅伊の爬羅剔抉

此の如く京囚は續々江戸に護送せられ、江戸に於て、愈よ大獄を起すこととなつた。若し井伊大老にして、事件を大抵のところにて、打切らんとする心掛けあつたならば、固より斯る大袈裟の措置には出でなかつたであらう。然るに彼は飽迄所謂大陰謀團を根絶せしめんと欲し、爬羅剔抉、其の手の届かん限りを盡

して尙ほ足らざらんとするの風があつた。されば一方に此の如く京囚を江戸に拘致すると同時に、江戸の陣立を改め、茲に彌よ井伊大老の意に適したる裁判官を撰定して、其の意の欲する如き裁判を行はんとしたるは、彼としては良とに必然のことであらねばならぬ。

【三】 安政大獄の陣立 (一)

井伊派不滿意

伏見奉行内藤正繩、京都所司代酒井忠義など、何れも京囚の審判者としては、長野、宇津木輩の意に満たなかつたことは、既記の通りだ。(參照 二九、三〇) 彼等が不滿意は、取りも直さず、井伊大老其人の不滿意たる可きは、云ふ迄もない。此の如くして京囚は十二月五日以來、其の翌春に亘りて、一切東下し來らしめた。然も江戸の裁判官も、亦た未だ悉く井伊大老の注文通りに參らなかつた。

石谷穆清

裁判官の重なる一人石谷因幡守穆清は、井伊直弼が、大老に任ずる間もなく、正確に云へば、一個月の後に勘定奉行から、町奉行に轉任した。固より井伊の腹心股肱の一人であつた。されば彼が硬派の一人であつたことは勿論だが、然も其の所謂る五手掛りの中、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付の中には、随分異見を懷いたるものもあることは、左記によりて知らる。正月十三日附、宇津木六之丞の記録によれば、

正月十三日

一 石谷因幡守様へ權兵衛罷出、今度京都より御差下し御吟味物、五手(町奉行、寺社奉行、勘定奉行、大目付、目付)之御懸りに候處、寺社御奉行(當時板倉周防守勝)御勘定奉行(佐々木信濃守顯發)にて、飽迄御僉議御座候て大騒動に可相成も難計、當時御幼君之御儀に付、大體にて爲御濟に相成候方可然と之御見込にて、石谷御見込とは、甚相違いたし候に付、段々御討論之上、評定所組頭之見込も御尋被成候處、是等は猶更穩當之御取扱可然と申居候由

石谷同僚
一致意見不

以上は石谷穆清が、其の同僚と意見の一致せざる點に就て語りたるもの。當時其の多數は、井伊の硬説に反對であつたことが判知る。

石谷愁訴

陰謀之者有之、御幼君之節御調無之と相成候ては、公儀之御威權にも拘り可申と、御歎息之由被仰越、委細申上候處、以之外、心得違、右様之儀、水府へ聞へ候時は、大害之基に付、右御懸り、和泉守(松平乗全)様え罷出、委細思召之處、申上候様、六之丞え被仰付。

松平乗全
説得

此の如く石谷穆清の愁訴は、井伊に取り次がれ、井伊から天降りに五手組の掛長たる老中松平乗全に向け、其旨を諭すことゝなつた。

一 松平和泉守様え今夕六之丞罷出、差向被仰進候儀御座候に付、御目通相願度趣、公用人中川善右衛門を以申上候處、早速御逢有之、御口上並思召之通り、申上候處、右様委細御事柄は、御承知不被成候へども、今日於營中、右之御様子粗御承知被成、奉行は説得致候ても、中々手先共迄行届不申、不捨置儀に付、板倉周防守、佐々木信濃守は御役御免に成不申ては成申間敷哉と、御同列に

ても、御談被成候事に有之、思召(井伊の意見)と符合致し候に付、明日承り糺、速之取計に可致、備後殿(太田資始)えも明朝罷出委細之譯柄、且思召之處(井伊の意見)申上置吳候得ば、尙更御都合宜旨被仰候間、罷歸伺之上、罷出候様可仕旨申上、寒夜御使太儀に思召候趣にて、御酒御肴御菓子等被下置、罷歸申上候處、夫々御承知、明朝太田様えも罷出、委細申上候様被仰付。

此の如く松平乗全も、井伊の意見に迎合して、愈よ其腹を極めたものであらう。

正月十四日

井伊の準備完了

一 太田様え御内用に付、六之丞御使者相勤、御直書持參御目通相願、委細御口上之趣申上候處、御承知被成、品に寄夕刻可被召呼旨に付、罷歸、其段申上、尙亦夕刻罷出候處、御逢有之、御用之次第被仰含、可被相成は、十六日に、押て御登城被遊候様には相成間敷哉、尤右御用丈之事に付、九つ頃(正午)より御上り、御用濟次第御退出被遊候て、宜敷旨被仰候間、罷歸り申上る。

當時井伊大老は、病氣引入中であつたものと思はるゝ、此の如く井伊の手は、愈

よ廻る可きところに廻りて、安政大獄の陣立を立て直す可く著手せられた。

幕閣の嚴譴論

幕府斷獄の制

幕府の制に於て大獄を決するには、臨時の裁判廷を評定所に開き、寺社、勘定、町の三奉行及び大小の兩目付を裁判官に充つ。此五職を以て組織するの裁判を稱して五手掛りの調べといふ。直弼の齊唱に於ける政界の争闘久きに至れるを以て、互に憤るの念漸くに長じ、特に幕閣既に定まるの後に至りても、水藩の君臣尙ほ之を變ぜんとするの詔命を請へるを以て、直弼の是事を尤むるの念甚深し。然れども、是事機密に屬するの故を以て幕水の人と雖も、多くは其詳狀を知らず。而して幕吏の之を知る者は、閣老の外、直弼の腹心に過ぎざりしが如し。直弼の意蓋し以爲へらく京神の受誼退職は職として水藩の計畫に應じたるによる者なれば、水藩は實に此件の根本にして、京師は其枝葉なるに、今此獄を斷するに寛裕の處分を以てせば、本末其權衡を失して水藩の勢力を憚れりとの譏を招き、以て先きに退職したる京神の憤を長ぜん。又水藩の勢力を一舉に挫折して、以て其京師に通ずるの念を絶たざれば、今より以後諸藩の或は水藩の所爲に倣はんとする者を懲らすに足らざるなりと。而して幕吏の中此獄を寬に處せんとする者は、將軍幼少にして國家多事に際する

が故に、事を聲靜に處決して齊昭を不問に置かんとするに在り。寺社奉行板倉勝靜（周防守、備中松山藩主）勘定奉行佐々木顯發（信濃守）の二人此説を持して、町奉行石谷穆清（因幡守）等と議合はず。蓋し穆清は直弼の意を承くるなり。（開國始末）

【三三】 安政大獄の陣立（二）

太田を説

井伊大老は、其の公用人宇津木景福（六之丞）をして、安政大獄の高等法院長とも云ふ可き老中松平乗全に、其の旨を含め、更らに乗全の提議により、井伊よりして、筆頭老中太田資始に、宇津木を遣はし、其の意を通ずることとなつた。

正月十七日

一 今朝太田様御登城前え、六之丞罷出候様申來候に付、罷出御逢有之、竹輿

連御吟味方に付、板倉様、佐々木様より三奉行惣懸之儀被仰立之事に付、御相談被仰進、罷歸申上る。

此れは太田の招によりて、宇津木が出懸けたのだ。板倉、佐々木は裁判官中の軟派であることは、既記の通りだ。（参照 三二）

硬軟兩派

尙ほ幕府に於ても、五手掛りの中にて、京囚其他志士裁判に付、硬軟と云はん乎、寛猛と云はん乎、自から意見相岐れ、今以て容易に纏らなかつた模様は、左記正月二十九日（安政六年）附宇津木より長野への返書にて分明だ。

一 水戸も又々騒立候哉に相聞へ申候併在府之天狗共は、京地之釣合も切れ候故歟、此節は大弱りにて、金銀財寶は、不及申、御家重器迄も、賄賂に遣ひ、どうか御館無難に相濟候様にと働居候趣に御座候。此手段に乗り候御役人も有之歟。折角御差下しに相成候召人、今以墓墓敷御吟味も無之、就中御掛り寺社御奉行板倉周防守様、御勘定御奉行佐々木信濃守様、御異存御申立、石谷様（町奉行石谷穆清）と二つに割れ、甚面倒に付、御上様（井伊直弼）にも深く御配慮

被爲在候。しかし此一條程なく相濟可申、左候へばすらくと御埒付候様可相成、此一條は中々難、盡筆紙程なく御歸府之節可申上爲、差御心配に及不申候。

此れにて内輪の消息が、略ぼ見當が付く様に思はる。

閣僚交迭

宇津木が上記の如く言明したる通り、二月二日には、彌よ其の更迭があつた。

二月三日

昨二日思召有之、板倉周防守様、御奏者並寺社奉行御免、雁之間詰、佐佐木信濃守様、御勘定奉行御免、寄合被仰付、評定所留役組頭木村敬藏殿御役御免、小普請入被仰付、京都より之召人吟味、松平伯耆守様、御勘定奉行助、池田播磨守様同斷、御掛り被仰付。

陣立揃ふ

とある。而して此の松平伯耆守宗秀、池田播磨守頼方等は、何れも安政五年十月九日、松平は寺社奉行、池田は町奉行に任せられ、豫じめ其地を作してゐたものと見るも、差支あるまい。此の更迭にて、愈よ安政大獄の陣立は揃うた。所謂る宇

井伊派の臆斷

津木が期待したる如く、此の一舉よりして、すらすらと埒が明く可きは勿論だ。尙ほ此事に付ては、左記水戸藩史料が、其の要領を盡してゐる。

さて幕府は、既に京囚を東送し、五手掛を選定して、戊午疑獄の審問を開始せんとせしが、此に一紛議を生じたり。初め大老直弼は、胸中先づ水戸隱謀といへる大罪案を擬し、嚴に其の黨を糺問せば、必ず罪跡を得べしと臆斷せしも、其の所謂隱謀なるものは、彼の徒が捏造せし所にして、素より證據あるに非ず。故に五手掛は、其の審問に先だちて、會議を開き、書類其の他の物件を按檢せしに、毫も證據を得ること能はざりき。(原注 京囚の東送と同時に、京師にて押取せし書類、一長持ほご江戸に廻送し來りたれども、一も確證とすべきものを見ずと云ふ)元來幕府の刑獄は、其の法甚だ嚴にて、或は拷問等の苛法さへあれども、苟も此の如き大獄に著手するには、豫め嚴密なる探索を遂げ、十分證據を拾收し、然る後鞫問に及ぶの例なり。然るに今や非常の大獄を起すに當り、一の徴すべき書類等なく、揣摩臆測を以て、之を斷せんとするは、是れ舊記にも未

だ其の例を見ざる所なり。
以下其の事實に就て語る所あるも、次回に之を掲ぐることにする。

幕府の寛典論者

訊鞠の目的

去年京囚の江戸に至る、評定所に命じて之を訊鞠す。大小日付三奉行をして之を主
掌せしむ。井伊の意之をして究問訊詰、東西の關涉を審明し、罪を水戸前納言に歸せ
んと欲す。寺社奉行板倉周防守、勘定奉行佐々木信濃守等之を可とせず。評定所留役
組頭木村敬藏固執して不可とす。曰く、今也京囚没する所の書類を検査するに、其首
ふ所皆賢明の將軍を立、外夷の驕傲を制するにあり。是皆國の爲にする者にして、私
の爲にするにあらず。殊に罪すべき者なし。但公武の間自ら盟約ありて士庶狼りに
政事を京紳に議するを許さず。然るを其盟約を破る者は罪すべきが如しと雖、是亦
朝廷の嘉納する所にして、其責め自から歸する所あり、然れども北條、足利の如き悖
逆之事徳川家の決して行ふべからざる所に在れば、今京囚を鞠問するは到底害あ
りて益なし。もとより其罪を問はざるの愈れるにしかず。且水戸家臣を逮繋して之
をして其君の罪を證せしむるは徳川家の典刑に背く。(按、法律の臣をして君を證
せしめず、子をして父を證せしめざるを云ふ)且其臣亦豈輒すく其君の罪を言べけ

木村硬論

木村指控

んや。板倉、佐々木此議に従ふ。石谷因幡守之を嚴詰せんと欲す。井伊石谷の議を用ゐ、
二月二日板倉、佐々木の職を奪ひ、木村敬藏を小普請となし、指控を命ず。町奉行池田
播磨守を以勘定奉行を兼ね、以て佐々木に代らしむ。寺社奉行松平伯耆守板倉に代
る。吉田昇太郎木村に代る。(安政紀事)

【三三】 安政大獄の陣立 (三)

木村敬藏

水戸藩史料は更らに前文(參照 三三)を承けて、左の如く語りてゐる。

故に評定所組頭木村敬藏勝敬は首として、其の不法を唱へ(原注 勝敬は多年
評定所に在職して、法典舊記に精通し、強記諳熟、其比を見ざる人なりしといへり)

此れは事實であらう、其の證據は、安政六年正月十三日(公用方秘笈)の記事に「段
段御討論之上、評定所組頭之見込も、御尋被成候處、是等は猶更穩當之御取扱可

然と申居候とあるを見ても判知る。

過酷非難者

五手掛論分裂

五手掛改組

寺社奉行板倉周防守勝靜、勘定奉行佐々木信濃守顯發等も亦之を不可とし、其の他之を口に論せざるも、竊に大老の過酷を非難する者少からず。然るに町奉行石谷因幡守穆清及び目付松平久之允康正等は、之に反して、必ず罪證あるべしと論じ、速に鞫問に著手せんことを主張し、五手掛の議論、茲に分裂せり(原注 正月中の事なりき)。時に直弼小恙ありて出でざりしが、之を聞いて蹶然として起き、二月二日を以て、板倉勝靜、佐々木顯發及び木村勝敬を黜け、更に町奉行池田播磨守頼方を勘定奉行公事方兼務と爲し、寺社奉行松平伯耆守宗秀に穿鑿掛を命じ、評定所留役吉田昇太郎を、同組頭に擧げ、更に五手掛を組織せり。かくて穿鑿には著手したれども、元より證據なき罪案なるを以て、意の如くなる能はず。是に於て乎、更に水戸の家老を糾問し、以て罪狀を羅織せんとしたるなり(原注 茅根泰の鞠訊筆記に考ふるに、彼の五手掛より訊問せし個條は、將軍繼嗣、并に勅諭の事件にて、泰等が鶴飼に通牒したるは、則ち齊昭の内

命なるべしと云ふに在り。則ち彼の意は、強ひて之を齊昭の命に出でたるものと爲し、以て其の罪狀を羅織せんと欲したるなり)

尙ほ木村勝敬の自から語りたる所によれば、

木村の決心

此度の吟味は、人間の皮をかぶり候者にては、出來申さず、依て三拾俵に相成候心得にて、御爲筋一應申上候了簡、是を捨置候ては、御役義不相立、又佐々木氏も、貳百俵に相成候覺悟、誠にとんだ所へ當り候とて、致嘆息候よし(維新史料)

我等は寧ろ濁世の幕末時代にも、木村等の如き廉直の循吏ありたることを、徳川幕府の爲めに慶せねばならぬ。但だ斯る循吏を黜けて懲罰に附したる井伊大老の仕打は、其の動機は、固より幕府に忠なるにある可きも、其の結果は正しく幕府を滅す所以であつた。

敬藏又物語は、此度の眼目は、水府老公より、鷹司家へ、夷狄交易等致候様にては、不宜候間、御指留に相成候様にと申御意味にて、御文通有之候に付、鷹司家

偽物の事

にて取扱、勅諭御下しに相成候處、右は鷹司家の偽作にて、眞の勅には無之、右鷹司家へ一味致候者に付、召捕指下候儀に付、囚人共悉く及吟味、鷹司家の偽作と申義を可申上と申意味合にて御穿鑿致し候様、大老(非伊直彌)より書付被相渡候に付、吟味懸り一同寄合及論判候處、右書面之面にては、是と申偽作の確證も無之故、穿鑿致し兼候旨及相談、板倉、佐々木、木村、大老の前へ罷出、右の段申述候處、左様には有之候間、再應可及勘考旨挨拶有之に付、何程了簡致候ても、我々共行届兼候旨申置、且穿鑿いたしかね候意書取に致可申上哉と伺候處、書取にて指出候様にと有之候に付、引取、木村義は評定所一座へも及相談、定論之上書取候。

井伊側眼

以上木村の語る所、如何にも要領を得てゐる。京囚の東下したるもの第一回安政五年十二月五日には、小林、三國、兼田等鷹司家の家臣及び鶴飼父子が重なる者であつた。之を見ても井伊側の眼目が、専ら水戸、鷹司兩家に注がれたるを知る可しであらう。彼等は水戸と鷹司との聯絡の筋を辿りて、此に一大陰謀の巢

を發見するつもりであつたものと見受けらるゝ。

【三四】 安政大獄の陣立 (四)

木村意見書

尙ほ井伊大老に差出したる、評定所組頭木村敬藏の意見書の意味は左の通りだ(參照 三三)

大意は此度の御吟味様なる義は、神祖様(家康)より御代々様御記録を繰り候ても、御例無之事にて、不容易御次第柄故、御吟味に相成候はゞ、此先如何なる事に相成可申哉、見留無之、且水戸前中納言殿にて、鷹司家へ御文通有之、右に付勅下り候と申確證有之候はゞ、第一前中納言殿(水戸齊昭)へ上使被遣候歟。又は御登城相成候様被仰進、御三家御一門御大老、老(老中)若(若年寄)諸役人御列坐の上、確證を以、御尋可上、萬一御申開無之節は、御心得違の旨申上候はゞ、

御自分の御覺悟も、可被爲在、其の上にて、京へも申上候はゞ、事柄等小さく相濟み可申。御膝元に被爲入候御大本の御方を、御吟味不相成、却て禁中を奉騷、枝葉の者を召捕、事を大きく致し、是と申確證も無之、及吟味候義は、出來不申道理故、御穿鑿無之内、却て宜敷御了簡可被成。

堂々の論

此れは如何にも堂々たる正論だ。斯る場合に、斯る正論を發する者あるを見れば、未だ必らずしも幕府に其人無しと云ふ可からずだ。

先代規格
遵守の事

尙又白河越中殿(松平定信)御臺所向御改革の御了簡違の義有之に付、役人中より、何程御改革なれば、御先代様より、御規格も無之義を、被仰出候ては、宜敷有之間敷と申義、一同相談、右の旨越中殿へ申上候處、手を打て御悦び被成、我等全く心得違なり、能くこそ爲申聞候とて、直様御書付御直しに相成候と申義も有之と申事を引、此度の義は、御了簡違なりと申様に認取、指出し候に付、大老大に怒り、且板倉始め、我等一同水府より賄賂を取り、水府方と相成候と申讒説も入候に付、右の通被仰付候なり、然る處、水府より飯の一杯も貰

ひ候義は無之と申候へき。

以上木村の所説、逐一尤のこと、然も松平定信を援いて、之を井伊直弼に望むは、寧ろ無理なる注文と云はねばならぬ。定信は天下の爲めに公を做さんとしたるもの、直弼は、一己の成見に執着し、唯だ無二無三にそれを貫徹せんとしたるもの、相手が違へば、如何なる名説卓見も、致し方はあるまい。

佐々木等
の同意

右書取は木村相認め、佐々木(信濃守、勘定奉行)へ爲見候處、至極尤なりと致同意、佐々木より板倉(周防守、寺社奉行)へ爲見候處、是亦同意にて、指出に相成候よし、石谷因幡守(北町奉行吟味掛)右書付致一覽、越中殿の義を引候義、宜敷有之まじく申候に付、及論判、却て不宜と心付候義は、其通り不申立候ては、不相成、越中殿の義を引候を不宜と申義、如何の心得なりと申様の義、及口論互に膝を前め候程の仕打に及び候由。

石谷と全
然不一致

以上は木村敬藏の意見書に就ての來由を録したるもの、木村等と石谷との意見が、到底合致致す可き筈はない。石谷は全く井伊の代表者として、治獄の任に

當りつゝある一人なれば、公正は敢て其の目的では無かつた。

木村廣言

木村又曰、致自負候様なれども、拙者義は、評定所雀にて、類集御用掛八ヶ年相勤來、役所に居候事故、御記録物不殘一と通り目を透し置候事にて、御例も大抵相覺居申候。何程大老賢明なれば、未だ一年も勤不申、御例を覺候義出來可申哉、御例を知り不申候得ば、眞闇に候。拙者杯の見込を付候義は、間違有之間敷、只今の姿にては、穿鑿は出來中間敷候。當時穿鑿掛りの様なる人のみにて、無分別者集り、大老の指圖通り穿鑿相始め候はゞ、徳川家の天下是切なるべしと申候。

當時大老了簡には、水戸老公を御吟味と申事は、出來不申事故、よき程に致し、鷹司家も同斷、全く此度呼下し候囚人共の内にて、勅の偽作人を拵へ、罪を誣加へ度念のよし、〔維新史料〕

判官更迭
真相

上記は固より井伊反對派の所説ではあるが、裁判官更迭の真相は、全く此の通りに相違あるまじく、斯の如くして一切の異分子を淘汰し去り、裁判官は、裁判

長松平乗全を始め、松平宗秀、石谷穆清、池田頼方、吉田昇太郎など、何れも悉く井伊の一味もて固め、爰に愈よ其の陣立は出來上つた。特に池田は、鬼池田と稱せられ、酷吏の評判取りの一人であつた。

第七章 水藩の激派と鎮派

【三五】 安島、茅根、鮎澤等の喚問

護送完了
京囚の護送は、第一回安政五年十二月五日、小林、鶴飼父子等其他第二回十二月二十五日、梅田、森寺、飯田、藤井等、第三回安政六年二月二十五日にして、三月十日江戸著、此れにて京囚一切の護送は完結した、而して井伊側の所謂大獄の陣立、裁判官の更迭は、安政六年二月二日に出来上つた、此上は愈よ其の全力を此に傾注するばかりだ、果然四月二十四日に至り、幕府の手は、水戸家老以下諸臣水府重臣喚問に及んだ。

水戸殿御城附へ

水戸殿御家老

安島 帶 刀

同家來

竹村儀兵衛

茅根伊豫之介

鮎澤伊大夫

柏一郎

右之者、御吟味之筋有之候間、來廿六日五ツ時、同道人差添、評定所へ可被差出。右は備後守御差圖に付、申達候間、其筋之役人中へ通達有之候様存候。

松平伯耆守

久貝因幡守

池田播磨守

石谷因幡守

松平久之允

此れは水府其物に取りて、實に一大打撃であつた。何は兎もあれ先づ城附をし

て、左の伺書を呈せしめた。(人名上記の通なれば略す)

水戸伺書

右之者共、御吟味筋有之候間、明後廿六日五時(午前八時)同道人差添、評定所へ指出候様、備後守殿(老中太田資始)御差圖に付、御達之趣、水戸殿へも申達候上、指出被申候に而可有御坐候。然ル處右之内、鮎澤伊大夫、柏一郎儀は、當時國許に罷在候間、早速申遣、到著次第、指出候様可被致候、尙更大竹儀兵衛と申者有之候所、若右之者に可有御坐哉、竹村儀兵衛と申もの無御坐候間、御問合申候。此段御挨拶旁及御達候様、役人共申候。

四月廿四日

水戸殿御城附

三家協議

水戸慶篤は、二十五日、書を老中太田資始に與へて、家臣の出廷は餘儀なしとするも、拘留には異議を申立てたが、太田は追て返事をするとて、固より要領を得なかつた。又た斯る事柄は、從來其の慣例なきことにて、三家の規格にも拘ることなればとて、尾紀兩家へ協議したが、尾州家よりは、三家之威光に拘り候と申候得共、公邊ありての三家に候へば、家老は勿論父

見たりとも、公邊御用と有之候へば、拒申す事は有之間敷、紀州迎も定て同意之事と被存候。

問安島等鞠

との意味の返事をしたと云へば、固より水戸側の注文は外れたるものと云はねばならぬ。斯くて二十六日安島帶刀信立、茅根伊豫之介泰、大竹儀兵衛安直、何れも評定所に於て、鞠訊を受けた。信立は直ちに九鬼長門守へ預けられ、泰、安直は親族預けとなりて一旦歸邸した。當時安島信立は、家を出づるに際し、自から鏡面に對して、その肖像を描いた。彼は固より一死を覺悟したものであらう。尙ほ茅根泰は、長篇の詩二首を作つた。

贈茅根兒に
贈る詩

安政己未四月廿六日、以幕府之命、與安島大夫及大竹儀兵、同抵評定所、受審。此行禍殆不測、將出、得詩二篇。乃把筆一揮、留以與兒熊太郎。他日成立、其有以知余之志也。時屬天明、曉雲慘澹、杜鵑悲鳴、如訴冤者然。

如何にも悲壯の序言だ。

長鯨横海驕

妖氛蔽日昏

奈何春秋義

舉世付空論



安島帶刀白畫像

簧言入左腹

羅織斥宗藩

額辯既無地

痛哭聲每吞

忽植紫泥詔

遠傳自天關

我公感且奮

禍福寧遑掄

修攘翼幕府

正將答至尊

皇天未悔禍

逮捕驚禁垣

況此螻蟻微

壑粉亦何怨

嗟予真不肖

學術無淵源

壯歲得虛名

要地浴殊恩

感遇不自揣

欲撐狂瀾翻

報效無涓埃

疎漏忽既根

今日逢窮鞫

豈復望平反

丹心尚如火

誓欲雪君冤

生前所未報

竊期椒山言

椒山の言とは楊椒山の刑に臨む詩に曰く、

天皇自聖明

制度高千古

生前未報恩

留作忠魂補

同第二首 乃ち此れである。第二首に曰く、

嗟予生不辰

夙懷小同悲

(鄭小同者玄之孫而遺腹子也故及之)

願復與教誨

一仰萱堂慈

丁艱服未除

歸葬遂無期

義父在故山

罪戾或相隨

忠孝兩虧矣

不覺血淚垂

萬死固其分	報恩更付誰	兒乎纔五歲	遙望成立時
日月易蹉跎	須擇友與師	慎勿效童愚	頑鈍失機宜
勿懲爺遭禍	懦弱易操持	涵泳道義中	險夷須以之
望汝月兩次	拜跪誦此詩		

茅根の志
 茅根泰は、五月九日再び評定所に出づるに際し、一封書を門人長谷川允迪に託し、死後開封す可き旨を以てした。他日允迪之を披きたるに、上記長篇二首を書きたるものにて、其子熊太郎成長の後、之を與へんことを依頼したものであつた。其志良とに悲しむ可し。

【三六】 安島信立の述懐

水戸藩邸
 議論紛々

家老安島、重臣茅根、鮎澤等の喚問は、常人共に取りては、いざ知らず、藩邸に取り

ては、青天の霹靂であつたに相違あるまい。而して如何に藩邸を擧げて、議論紛々であつたかは、以て知る可しだ。

鈴木大の日記、四月二十五日の項に曰く、

- 一 安島出ず不出と之義有之候處、公(水戸慶篤)は勿論、老公(水戸齊昭)迄も、指出可然とて、彌明日指出候事。

尙ほ同月日附の日記に、鈴木大が安島を訪問し、安島との對話の記事がある。

勅諭問題

安島曰、一先づ明日は罷出候得共、如何相成哉。此後之處、何分宜敷願度候。扱事實は追々御承知之外に、心配之事も無之候得共、勅諭一事は如何相成居候哉。是れも追々御承知之通りには候得共、一事心配之義は、鶴飼幸吉、勅諭持參にて、拙宅へ參り、公然と誇り顔にて、憚りなく參り、でかし參り候と申候間、拙者も大に驚き、夫より承り候處、拙者存じも致さぬ事等を頼み候様吞込み居候間、委細承り候處、事皆拙者の關せざる事にて、其旨申候得ば、始てしほしほいたし候位の仕合故、此のみは實に如何様相成居候哉、心配に御座候。

安島重大
關係

此れは安島としては、尤なる心配だ。然も勅諭の降下に付ては、當初水戸に淺からぬ干係ある日下部伊三治、勝野豊作等の周旋尤も勗めたることであれば、當時在京の西郷隆盛等さへも、日下部は安島等の代表的運動者と認めてゐた程であつた。「賜勅始末」されば、鶴飼父子に於ても、固より斯く信じたものであらう。鶴飼幸吉が、誇り顔にて出来し参りた」と口を開いたのは、當人としては、固より當然過ぎる程のこと。安島の辯明を聞いて、しほくいたしたのも、決して不思議はあるまら。

安島又た曰く、

鶴飼書狀
押收のこと

尙更宇津木六之丞話の由にて承る。去年(安政五年)九月十八日鶴飼(知信、吉左衛門)より出候書狀、途中公邊之手へ入候歟之處、既に其前何んでも推抜き候様云々、純粹に無之書狀参り、第一に老公多年之御眼目とも違ひ候事に奉存候得共、遠方故教諭も出来兼候間、打捨置候處、此事又々申聞けにも候哉、兎に角心配の事は、夫等のみに候間、以後之處、何分にも頼み候様申聞有之候。

安島鈴木
に懇囑

鶴飼の書狀の幕吏の手に押收せられたことは、既記の通りだ。(參照 安政大獄上篇九四)然もその以外に、随分激烈なる書狀が、江戸に到來しゐたものと思はる。

尙又申聞に勅諭の義に付ては、此間中御周旋も有之候處、拙者には不構早々御盡力、兎に角御國(水戸)へ下り候様、御取計ひ願度、左様に無之候ては、右を以て名として(勅諭奉戴)御國より押出し候と、中々始末に指支申候間、宜敷御含被下候様との事に候。

此れは鈴木當人に向け、安島が懇囑したるもの。本文の次に、鈴木大は、更らに左の一項を添付してゐる。曰く、

勅諭に對
する安島
意見

勅諭之義に付、前日茅根(伊豫之介、泰)より京師へ御直納歟、御廟へ納め候歟之旨申聞に候處、其後茅根申聞に、夜中能々考へ候得ば、天下之爲め、切角之御思召にて御下げ相成候御品を、届き不申候とて、返上いたし候ては、又叡慮も如何いたし候者歟、御案んじも可被遊候様にも被存候間、やはり其内、叡慮に叶

ひ候様計らひ方可有之候間、先づ御預りと申譯にて、御廟納め之方、穩當之了簡歟と存候旨話し有之候處、安島も右之論にて、是非御國へ下て、御廟納めをいたし、結局を付候様、所存に候事、前日に落ち候間、此に序に認め置候事。

安島の穩當

要するに安島、茅根等は、天狗黨の面々ではあるが、高橋金子の徒より見れば、因循、姑息の徒たるを免れず、而して安島等より見れば、高橋、金子等は、過激無責任の徒たるを免れず、兩者の間には、當時既に若干の間隙、斷層を生じつゝ、あつたことが想ひやらる。然も安島等は、當局者であつたから、幕府の手は、先づ彼等に及びたるものであらう。

【三七】 安島等拘執後水藩の形勢

安島等處分

當時井伊側は、水戸の能く成すなきことを見縊りゐたのであらう。既記の如く

家老安島信立は、四月二十六日喚問の上、直ちに九鬼長門守に預けられ、茅根泰、大竹安直は喚問の上、親類預けとなり、在水府の鮎澤國維は、五月二日、評定所へ出で、審問を受け、親類預けとなつた。

幕府督促狀

而して幕府は更らに五月二日、左の督促狀を發した。

水戸殿家來

大宰 清右衛門

木村 三穂介

杉浦 仁衛門

右之者共、先達石谷因幡守方へ御差出有之候様相達候所、未被差出候、此度安島帶刀始、其外之者共、評定所へ被差出候に付、而は、書面之者、猶又住居篤と御探索之上、同所へ御差出被成候様可被取計候事。

五月

茅根喚問 斯くて茅根泰は、五月九日再び評定所へ喚問、同十六日又た出廷したが、當日遂

ひに竹中圖書頭に預けられた。

水戸藩論
また沸騰

去年(安政五年)七月以來、水戸の衆論は、井伊大老が、水戸兩公——齊昭と慶篤——に對する措置に付、沸騰し屢ば其冤を訴へんとして、大舉小金驛まで押出し來つた。然も漸く兩公の慰撫にて、若干鎮定しつゝあつたが、安島等の拘執にて復たしも沸騰し、容易に防止し難きものがあつた。然も井伊側では、此れは寧ろ覺悟の前の事であつた。當時宇津木六之丞が、長野主膳に與へたる書中の一節に、

井伊側覺悟

五手掛御吟味も、東行の向は、追々御調も付、此程水府御家老安島帶刀、外に大竹儀兵衛、茅根伊豫之介御呼出しに相成、御糺之上、帶刀は、九鬼長門守様え御預け、外兩人は、水府より附添人え御預けと相成申候。右之外にも御呼出しに相成候得共、御國許え參り候趣にて、著次第御呼出しには相成候との事に御座候。一體御呼出しに相成候ても、容易に御差出しには相成間敷やと申噲も候得共、子細なく御差出しに相成候。帶刀(安島信立)御預けに相成候事は、殊之外御迷惑之由にて、御歎訴被成候得共、御聞無之由に御座候。右一條に付ては、

いづれ天狗共には、驢立可申、不遠自滅可致、是にて眞に太平に歸し候事と奉存候。

此の如く井伊側は、寧ろ速かに爆發して、其の自滅の期を早めんことを期待してゐた様だ。

金子教孝
意見

豫て硬派の領袖であつた郡奉行金子教孝も、當時江戸にありて、其の現状を察し、此際徒らに妄動輕舉せば、却て敵の術中に陥らんことを虞れ、左の一書を、其の同僚に與へてゐる。

扱前文安島御差留御預に相成候に付ては、少壯之有志憤激之餘、南發も難計、就ては郷中之者動立候様にては、名義も相立不申、甲辰以來之誠忠も空敷相成可申と、兩公御配慮にて、追々御親書等を以て、鎮撫之御下知被爲、在候處、猶更元締差下取鎮可申との御下知に付、則野島(當時金子は郡方元締野島佐三郎を、水戸へ急行せしめた)へ相達、指下申候鎮撫之儀、宜御指揮御座候様致度、此段得貴意候以上。

齊昭他藩
預けの噂

此の如く金子も兩公の意を體して、専ら鎮撫に骨折つた。尙ほ金子の所言として鈴木大の日記には、左の如く録してある。

廿七日(安政六年四月)

朝金子と中山執政に至る。鮎澤を訪、萩を訪、久木を訪。

一 (金子曰)幕府監察之口上之由、此度は死罪四人、遠島四人、老公(齊昭)は他藩へ御預け、御家來にも御當り有之候よし承り申候との事。

とある。此れは果して何の確證ありての言乎、當時如何に種々様々の風評が、世間に行はれつゝあつたか、判知る。

【三八】 金子教孝の意見

金子の同
志鎮撫

當時硬派の領袖の一人、金子孫二郎教孝の如きも、江戸に在りて、寧ろ人心鎮撫

の必須、大舉南上の不可を認め、書を水戸の同志に送り、其旨を説き傳へてゐる。乃ち四月二十九日(安政六年)附の書に曰く、

扱安茅(安島、茅根)等呼出之上、安(安島)拘留、茅竹(茅根、竹村)歸宅相成候得共、何も縲囚之姿、茅(茅根)此上留られ候も難測、鮎兄(鮎澤國維)は何共申兼候へ共、二日には御歸邸、何共安心不仕候。猶此上呼出之者も可有之、總而骨拔之策、成就之上に而、勅諭取戻之策に出可申奉存候。

此れは斯く猜するも、中らずと雖も遠からずであらう。

當局意中
を猜す

依而は勅取戻之機會と申而は、骨拔どせう、ごたくに相成候後ならでは有之間敷、其外舉義之名有之程之暴は、當今は出申間敷被存候。

此れも斯く猜しても、先づ差支はないであらう。以上幕府側の出口を見透して、左の如く意見を開陳してゐる。

動搖の不利

扱此度呼出一條に而、動搖いたし候而は、私黨に相成、残念に存候、せめて泉下ニ芳名を存し申度候、併最上の名義をのみ、志候而は、其中ニは、骨拔どせうニ

可相成、私黨を離れ、名義之廉さへ相立候はゞ可然。但他をたのみず、多をこの
まず候て、先生方にて御決斷、大義を御ふまへ之外、有之間敷、委細弓氏(按する
に弓削三之允、即ち矢野長九郎の變名歟)口頭に話申候。くれぐれも名義相立候
而、國家を維持致度、危急存亡之機、宜數御熟議、否可被仰下候。頓首。

四月念九(安政六年)

教 孝

茅旬 柚門 西 北様

茅旬は豊田亮、柚門は高橋愛諸、西は太田政徳、北は野村鼎實、何れも金子の同志
者だ。上記によれば、強ち無事唯だ希ふの偷安姑息の意見ではない。唯だ大義名
分を顧み、私黨の暴動たらざるを期したるまでだ。金子は尙ほ同書の追伸にて、
左の如く説いてゐる。

幕府先づ
差置か

幕よりも勅諭御取戻、ほんごに不致候而は、不相成見込勿論に可有之候へ共、
當節御取戻に而は、水國之人氣を激し可申候へば、先づ指置、諸役所に而申出

ものなどを沈め置候と同様之取計可然と申意味の儀と推考仕候。此儀推考
のみニは無之、閣老も當分先づ何なしニ棚へ上ゲ置候方勝手之振は、たしか
に探得候廉も有之候。

物論鎮定の後を俟て、勅諭取戻の沙汰に及ぶ可く、それまでは幕府も、其儘看過
す可しとのこと。

間部の水
戸への挨拶

先日勅諭之儀、御手調に而間閣へ御催促被仰遣、間閣御挨拶之趣も有之、久侍
中(久木久敬)竊ニ拜見仕候由。

此れは水戸當主慶篤が、自分一存にて、閣老問部詮勝に、勅諭の件に付書を與へ、
間部よりの返書あつたことを云ふ。

金子の本
意

是も甚奇々怪々之事情可有之と、此は全く推考に御座候。とかく名義さへ相
立候へば、三位重盛が清盛を諫候趣、純粹之有志ニ而、決心之外無之様、他と多
をたのみ不申儀、肝要と被存候。

多數を頼まず、他力を頼まず、少數の有志が、大義名分に據りて運動する、是れ金

子の本意。

高崎五六
來訪

名義を以決心さへ致候は、他多之應援、其中ニ可有之被存候。颯(薩)之高崎生(猪太郎、後に高崎五六)昨日來訪、面會之所、議論之大意は、貴地に而申述候通に有之、先達而岩下(左次衛門、方平)等之論とは相違ニ付、其段問返候上ニも、彼是申廻し候へ共、廉々を以、申談候へば、先達は事情切迫、只今ニ而は、模様も違候間、隨而論もかはり候氣味に候へ共、水國ニ而義舉いたし候へば、隨而盡力可仕との申聞に有之、一體岩下等に比候而は、文事有之、遊學生之口氣ニ而、實意決心は、遙に下り候様被存候。畢竟論の替り候ゆへと相見、ちとひるニ候而引取申候。併流石に大藩且決心も御座候へば、不遠邸外ニ而再會可致と申合、堀(仲左衛門)樺山(三圓)などは、今以一段決心も可有之奉存候。

薩藩と
水戸藩士

薩藩の有志は、安政五年の末期から六年の初期にかけ、堀仲左衛門、岩下左次衛門、樺山三圓等水戸藩邸に來り、密に謀る所あつた。當時薩摩にては、所謂の精忠組なる有志の一團、正さに機を見て突出せんとの勢を示し、藩主の慰撫にて、漸

く其鋒を藏めた。而して安政六年三月下旬には、高崎猪太郎水戸に赴き、有志と協議する所あつた。併し金子の意見にては、何は兎もあれ、先づ少數同志の決心を固め、大義名分により、其中堅となりて、此の危機に善處するの意見であつた。然も金子の此書の水戸に達する以前、水戸の形勢は、到底手を著くる能はざる程の潰出を來たした。

【三九】 水藩激派鎮派の分裂

水戸激派
憤慨

江戸に於ては、水藩の當局者は、勿論硬派領袖の一人と目指される金子教孝さへも、輕舉妄動を警め少數の志士、此れが中樞となりて、機を見て起たんとの覺悟であつた(參照三八)。然るに水戸に於ける、士民の憤慨は、到底之を抑止す可き勢ではなかつた。五月三日には、床井親徳等十八壯士は、水戸を發して南上した。

同日靜神社長官齋藤一徳等神職數十名亦た南上の途に就いた齋藤等はその前日神職六十餘名の連署もて、建議した。其の一節に曰く、

神職有志
建言

此度御家老安島帶刀殿九鬼長門守殿へ御預ヶ被仰付候趣承知仕、誠ニ以而驚入候。……何卒右帶刀殿早速御引戻し被遊、兼而奉申上候勅諭御廻達之御儀は勿論、御三藩之御威光御輝し被遊、御先代様より之御至誠被爲貫候様仕度、若し萬一御引戻しも無之、御遲滞被爲在候はゞ、右場合に至り候儀、眼前ニ鏡を懸而見るに均敷候間、此段如何程御下知被爲在候とも、安居罷在候様、不相成候間、速に馳登り一生懸命之御奉公相盡し可申と、一同決心罷在候、且又旨儀により、此度之御儀は、御家計り之儀にも無之は勿論、神州之興廢にも拘り候事に有之候得ば、我々共職分之儀を以、京師迄も罷登り、乍不及周旋可仕候、此段恐を不憚奉言上候。

家老に早
書の嘆願

此れは神職ばかりでなく、水戸士民有志者一般の聲であつた。尙ほ南上に際し、有志者の面々が、家老山野邊義藝に差出したる歎願書中の一節に曰く、

彼是日ニ増ニ切迫の場合、片時も早く勅諭の儀、御催促被遊、條理御辨明の處、御取行、天朝公邊の御爲、至厚の叡慮被爲貫候様、并安島殿早々御引戻ニ相成、三藩の御規格御立拔被遊候様、御盡力の程、爲國家奉至願候、萬一勅諭の儀、彼より申出候迄、御打捨被遊候はゞ、此後の變化難量、自然如何の場合に至り可申哉、兼ての御丹誠も空しく相成、三藩の御規格も相破り、此儘ニて御差置被遊候様ニては、一統憤懣難忍候間、早速御上登ニて、右の儀御申上に相成、速ニ御明斷の御處置被爲在候様、御盡力奉祈願候。

激派鎮撫
派の分裂

斯くて憤慨の餘、或は水戸、或は南上の途中、或は江戸にて切腹したる志士、數ふるに違あらず、然も江戸水戸の當局は、只管ら鎮撫を事とし、他に詮すべもなかつた。此に於て金子教孝は、今や人心の激昂、到底如何ともす可からざるを見て、寧ろ此勢を利用して、奉勅の大義を宣べんとし、此に於て有志者の中に於て、自然に激派と鎮撫派との分裂を來すに到つたことは、水戸藩として、尤も不幸の一事であつた。

幕府の水戸對策

水戸の士民の南上に就ては、幕府も安からぬ有様にて、當時微恙にて引籠り中であつた井伊大老も、此事を聞くや、五月十八日登城し、兵力もて之を鎮壓せんとしたが、衆議其の大早計なるを諫め、先づ水戸の事情を審問す可しとのことにて、直に家老を召喚した。當時宇津木六之丞が、長野主膳に報じたる書中の一節に曰く、

水藩又々騒立候由……愚意申上候處、御不快押て十八日御登城、段々御評議御座候處、全く士分は少く、多分修驗百姓、郷士體之者之由に付、公邊より御人數被差出も、おどけ候譯に有之、水府え御達に相成候方可然との御評決に相成、即日水府家老兩人御城え御呼出し、早々取鎮め可申、左無之候ては、公儀御法通り被仰付候旨、御達に相成、恐入畏候由、尤自然之節には、被差向候御人數之御調も、御手中御取極に相成候趣に御座候。

とあれば、井伊側では、固より之を豫期したるものであつたらう。然も水邸の要人等は、一意専心幕命を遵奉して、鎮撫を事とし、金子、高橋の諸有志者は、却て此

水戸兩派の敵視

の閭藩憤激の大勢を利用し、勅書廻達を實行せんとし、此の如くして有志中に、鎮撫派と、激派との兩派を生じたるばかりでなく、やがては互ひに反目し、敵視するに至つたのは、如何にも水藩に取りて、遺憾至極の事であつた。

水戸藩中の奸黨

大獄の罪案は、井伊掃部頭が間部下總守と議りて自ら裁斷したるなり。板倉周防守は評議の席にて掃部頭に向ひ、「御養君も開國も貴説の如く行はれしことなれば、此上は斷獄も大抵になし給はんこそよけれ」といひしに、掃部頭は色を變じて座を起ちたるが、周防守は其翌日御役御免となりたり。下總守とても、かの罪案を固執したるにはあらず、之を固執したる者は、唯掃部頭一人のみ。蓋し高松の入説によれるものならんか。いふまでもなく高松の背後には、かの所謂水戸の奸黨ありて操縦したるものと知らる。而して奸黨の意は此度の例を以て天狗黨をも嚴科に處せんとするにありしなり。〔昔夢會筆記〕

【四〇】 金子、鈴木の對談 (一)

兩派領袖

水戸に於ける所謂正義派の連中が、激派と鎮撫派とに分裂し、やがては兩派の相ひ闘ぐ、却て正奸兩黨——藤田派と結城派——の相ひ闘ぐよりも甚だしくなりたるは、獨り水戸一藩の不幸のみではなかつた。鎮撫派は概して當局の要人等にして、中にも志士中の元老とも云ふ可かりし會澤安の如きは、其の尤なる一人であつた。而して激派は固より、金子教孝、高橋愛諸兩人が、其の領袖であつたことは、云ふ迄もない。

今ま茲に鎮撫派の一人、鈴木大の日記に徴するに、鈴木は安政六年五月十日、金子教孝と、其の意見を交換してゐる。

十日(安政六年五月)朝久木を訪、晝後金子を訪、立原を訪。

壯士屠腹

一 御國(水戸)出發の人数、松戸にて被留候處、其内の者、立原源太兵衛、松戸宿屋松屋にて屠腹死去の事、右は御爲にて罷登り候處、御不爲に候はゞ死を以

て御申譯と申候よし也。

此の如く壯士の相ひ屠腹したるもの、前後相ひ接した。

金子意見

一 金子にて、國事を議し候處、金子云、此有様次第に敗れ候間、挽回の義は次第に出來申間敷、所謂油賣りの地獄落ちと歎にて、上らんといたし、づるりふと落ち候姿に候間、事を一舉に決し候外有之間敷との事。

事を一舉に決するが、金子等の見識だ。窮鼠猫を食む、井伊側からの壓迫も、極所に至れば、斯くするの外はあるまい。

余云(鈴木大)、大に御尤には候得共、扱一舉に決し候とは何を御眼目に候哉と申候處、味方ヶ原戦の如く、始め石打より終に大戰に至り候姿故、御國動搖甚敷、追々出府いたし候はゞ、幕にても其儘には出來申間敷、左候はゞ、勝敗を其時決し候ては如何との事故。

余云、夫は左様相成候譯歟は、難料候得共、愚見にては何分にも見留め付き不申候と申候得ば、

鈴木持重
説

金子云、左様ならば此姿にて居り候はゞ見留め有之候哉との事に付、
余云、此姿にて居り候とも、屹と挽回之義出來候と申見留めは勿論付さ不申
候得共、大事を見留なく發し候事も出來不申、殊に愚見にては、此姿にて降り
來り候義を、出來候丈け防ぎ候て、押し行き候はゞ、どう歟少々の間は、持ちこ
らへ可申、其内機會も可有之、左候はゞ此姿にて無油斷盡力いたし候はゞ、半
年にて敗れ候義を、一年は留め可申、左様に無之、一舉して事をいたし候ては、
一年持ちこらへ候義を、一二ヶ月の内に敗れ候姿と奉存候、夫は先づ置き、第
一當て無之候間、如何いたし候者歟と申候處、

金子覺悟

金子云、此の天下の大變にて、天下有志之士憤懣いたし候者も、大勢多數可有
之、水戸より勅を廻達致候はゞ、應じ候者無之にも有之間敷、既に其旨老公（木
戸齊昭）へも申上候處、老公にても成程そふ歟も相知れ不申と被遊候と申候
間、

余（鈴木大）云、愚見にては、天下にて第一の頼みに致候長州すら、宣下後（將軍宣

下）局面を變じ參府致候時節にて、何共安心不致と申候處、

金子云、外の應否に頓著致候ては、事は出來不申、夫は先づ置き、御國之勢ひ中
中留り兼候間、指支候との事故、

余云、夫は却て憂ひるに足り不申と申候處、

金子云、左様ならば如何致し留め候哉と申候に付、

余云、先生（金子）始め邸内御立場にて彌ヶ様と議論を定め、此場は引締不申候
ては不相成と申事に相成り、出發人數の立場の者へ、利害得失申聞ヶ候はゞ、
引き可申、利害を申付け、御國御爲メに不相成と申候ては、夫にても何でも出
府いたし不申候ては不相成と申候者は、有志之士には有之間敷、

鈴木鎮撫
策

金子の計
照するか

此の如く金子は寧ろ此の機會を利用して、事を一舉に成さんとするにあり、此
れは如何にも冒險の一六勝負であつたが、彼の胸中では、恐らくは反對黨の巨
魁井伊直弼其人に向て、一撃を加へんとするの謀は、既に成熟しつゝあつたも
のであらう。

【四一】 金子、鈴木の對談 (二)

輕舉者取
締意見

金子、鈴木兩人の對話は、尙ほ左の如く續いてゐる。

余云(鈴木、且つ萬一左様申候はゞ、此迄有志と申候ても、亂賊之士にひとしく候間、嚴重取扱ひ候外無之、右にて留り不申と申譯決して無之、右留り不申候と申は、即ち先生方に出發の御論盛故に候間、夫等之事は、却つて愚生は頓著不仕、唯々先生方の御論の定り候處を專務と奉存候と申候處。

教唆的論
事慎みの

此れは有志の輕舉妄動して、南上するは、亂賊同様であれば、嚴重に之を抑止す可く、然も抑止し能はざる勢を呈せるは、畢竟金子等の出發論の爲めに激成したるに外ならねば、金子等先づ自から斯る過激、教唆的の議論を慎む可しとの意味合だ。

金子云、夫は左様歟も不存候得共、どふも留り候事には參り申間敷と申候間、余(鈴木)云、成程御思ひ立被成候上は、今更御留りは無之譯と存候と申候得ば

輕舉の不
得策

金子云、左様ならば、拙者を動搖頭と御覽被成候事に候哉と申候間、此れは金子としては、尤の質問である、恐らくは正直のところ、鈴木は全く金子を斯く見てゐたものであつたらう。

決末覺悟
如何

余云、左様之譯には、無之候得共、唯今之御話にては、理合に於て更に解け不申候故に候、扱愚生も少々は所存も有之、隨分御國之御模様を存じ不申候にも無之、動搖と申しても必死之者何百人もは無之候間、當てなしに押出し、此迄幕にて水府之底之分り不申候所にて、大に益を得、威を貯へ置候處、其底を扣き、幕府よりは、となげ知れた者と被思、此迄御國壯勇之氣勢も無之に相成、遽に大敗之本と相成候義、何共難計、苦心之事に御座候得共、無致方奉存候。

乍去一言願ひ置度義有之候、御論之通り、事出來候歟は難計、左候はゞ國家之爲め無此上候得共、愚見には前文の通り故、萬々一愚見の通りに相成候節、間違候とて唯爲引候様之義にては、幕府の有司より、水戸は知れたものと被侮、如何様之事を被致候哉、難計候間、彌愚見通り相成候はゞ、結末は御決斷を願

度候と申候處、

金子云、決斷致候とて、兩公(齊昭、慶篤父子)御承知無之時は、戦ひも出來不申候と申候間、

鈴木の閣
老刺殺論

余云、左様には無之、六七人之御知己之壯士を以て、大老始め閣老不殘刺し可申、左候はゞ、水府之氣勢未だ挫け申間敷と申候處、

金子云、夫は暴論と申者にて、直に井伊始め、此方を敵に致し候事には無之哉と申候間、

余云、左様に候。

金子云、臣下として、君の敵を拵へ候ては、相成申間敷、

余云、夫故國之爲め、今之内爲引候様いたし、底を見せ不申候様致度と申事にて、夫も不被成候はゞ、始めから國之爲めとも不存候間、やはり暴で御推抜き被成候はゞ、又やはり御國之爲めにも相成候歟と存候故、右様にも申候事也と申候處、夫は出來不申杯申候間、夫切りにて、跡は論じ不申候て返り候事、

互に眞肝
を吐かず

鈴木も金子も、何れも奥齒に物のはさまりたるが如き氣持にて、議論を闘はし、互ひに眞肝を吐き出したるものとは思はれない。更らに一步を進めて考ふれば、金子は鈴木輩を與に議するに足らずとなし、相手とはしなかつた様だ。

十二日(安政六年五月)

鈴木金子
を追ふ

一 御國出發之人數、追々雲霞の如く到着に付、余思フに前日金孫へ(金子孫二郎、教孝)、隨分論じ候處、中々聞入申さぬ事と存候得共、國之爲めには、少々見當を違ひ候様被存、畢竟此迄事情にうとき失と存候間、今一應論じ度と存じ、金子鎮撫として新宿へ行き候故、跡より逐ひ行處、小金へ參り候よし故、直に小金へ行、尙又過日之通り論じ、且云、過日得貴意候通り、屹と結局之御決斷無之御積りに候はゞ、唯今にても、未だ間に合ひ、且つ此位にて又颯と相引き候得ば、幕府益々恐れ、國に大利有之候間、早々爲御引可然、左なく候はゞ、度々得貴意候通、速に大老始め御倒しは如何と申候處、何分承知無之、且つ云ふ、結末之御心配にも不及、五十人成六十人は、今にも色々之事仕出不申候得ば宜敷

と存じ候位なり。乍去成程一とこぶし早き様には候得共、出來候物故、先づ御覽被成候様との言にて、意氣十分盛故、

余云、事なれば大功に候得共、どふも見込兼候間申上候なり。わざわざ此迄参り候得共、無詮候間、此よりは拜見可仕とて歸り、夫より諸旅宿をも經不申、直に歸り候事。

而して鈴木は更らに、其の日記に斯く誌してゐる。

鈴木思惑

此時熟考いたし候に、此迄人物先づ安島、茅根、金子、高橋等に候處、安茅ヶ様相成候跡は、金高外無之處、ヶ様事情をも取違ひ候上、外に苦にいたし候事にて、も有之歟、ちと兩公(齊昭、慶篤)をも省み不申候様被存候、尤も其名とする所は、實に天下之大義に候得共、畢竟右大義を全くいたし度候間、焦心苦思も致候事也、然るをヶ様一舉に被致候義、どふにも呑み込み兼候間、此上は先づ暫く金高之手ざわを見可申云々。

併し金子等をして云はしむれば、燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんとでも申した

であらう。彼等は此の勢を抑止せずして、寧ろ之を利用せんとしたものであらう。

第八章 水藩士審問

【四二】 宇津木の強硬意見

關口園十郎風聞書

水戸側に於ては、有志者中に激派鎮派の分裂を生じ、やがては互ひに反目し、遂ひには互ひに敵視するに至らんとするの形勢を來たしつゝあるに際し、井伊側にては、水戸より士民の南上するを安からぬことと認め、此れに對して嚴重の處分をなす可く、それ〴〵評議を凝らしつゝあつた次第は、既記の通りだ。參照三七當時井伊直弼の公用人宇津木六之丞が、關口園十郎の風聞書に添へて、井伊に上りたる意見書は、其の消息を語るに、尤も有力の文書なれば、今茲に之を掲録する。

一 關口園十郎より、左之風聞書差出候に付添書いたし申上ル。

風聞書本文

風聞之趣

關口園十郎

第八章 四二 宇津木の強硬意見

一八九

水戸道中此程及混雜罷在候處、水戸より人數繰出し、當十四日(安政六年五月)小金町え凡七百人餘罷出、翌十五日に至り千人餘に相成、右旅宿之儀は、同所困窮之者相除き、中以上之者不殘え宿被申付、存外之混雜、就ては小金町御旅館明地え陣小屋と唱、間口四間、奥行拾五間之小屋三ヶ所、當十五日中に出來候様、出張之向より嚴談に付、直様取掛候處、尙模様替に付、奥行四十間之積、昨十六日朝一棟出來上り、昨夜より右小屋へ相詰申候、追々右之外、本所小梅藏屋敷えも出來之風聞、且十四日我孫子宿え神主修驗凡四百人餘止宿致し、十五日同宿より追々小金町え引移候様子、是迄江戸え罷越候もの、凡二千四百餘人之由。

水藩土江
戸繰込

一 十五日夜小金町えは人數詰り切不申、水府目付役之者より及指圖、直に小金町より壹里餘、流山村え六百人餘相廻し、同所より江戸表え繰込候由、同夜百人程は、日光道草加宿へ一泊仕、昨十六日、板橋通り、駒込之方へ罷越候由、未五月十七

宇津木の
對策

以上は所謂風聞書だ、此れに就て宇津木の意見書は左の通りだ。

別紙風聞書之趣にては、如何にも公儀を蔑視致候處不輕次第、此儘被差置候ては、乍恐御威權にも拘り候儀に付、水戸御屋形え急度御沙汰被爲遊、夫共及遅々に候はゞ、公儀より御取押可被成旨、不仰出候ては、向後御取締にも拘り可申、右出張之面々は、狂人同様之者共に付、如何様之儀、仕出し可申も、難計、萬一之儀有之、御手當無之ては、御不覺之次第、夫は差置候ても、先立て以來、水府之天狗共に、御恐怖之様に、京都にても申唱候哉に有之、今度穩便之御處置にては、誠に以御一大事之御儀と奉存候間、乍恐御賢考被下置候様仕度、此段奉申上候。

五月十七日

此の如く宇津木は、其主井伊を刺戟し、更らに其の翌日は、左の一書を上りてゐる。

昨夜奉申上候小金え出張人數之儀に付、猶又左に奉申上。

御咎手弱の害

一 此儘被差置水府御咎方御手弱に候得ば、彌以御恐怖之御處置と申唱候様可相成御手強に被仰出候節には、不敬之所行可致は必定に付其節は急度御手當之上に無之ては、難被仰出其期に至り候得ば、是非劍戟を用候場に至り可申と奉存候。即今嚴重之御手當之上、嚴敷御沙汰に相成候連、老公初天狗共御咎之輕重知れ不申内には、死に物狂ひ之働可仕御氣問は無之。昨年騷立候節には、荷擔之諸侯も有之、御役人方には徒黨之方も有之事に付、其儘被差置候儀、誠に無御據次第に候得共、今日嚴威御示し被遊候機會、此圖を御はづし被遊候は、却て眞に争亂之場に至り可申と奉存候に付、御威光を以て、不届之奴原、嚴重に被仰付候上は、老公初天狗共、御憐愍御座候ても、眞に御憐愍と心得可申、此儘にて御仁憐之御沙汰に相成候ては、乍恐御威權に拘り、實に一大事と奉存候。昨年來水藩之模様、相考候處、驕慢強情之者共に付、いづれとも、一度は嚴敷不被仰出ては、治り付申間敷、左候得ば、此節嚴威御示し被遊至極之機會歟と奉存候。

水藩驕慢

出陣の見

一 彌嚴重之御手當被仰付候御儀に候は、御膝元之儀に付、御先手、兩御番大番頭、町奉行等、御旗本之御人數を以、御取押に相成可然、右にて御不足に思召候は、御譜代御大名え被仰付候て可然、御在府之御譜代役人之外にても、凡八拾人計御座候様奉存候。右等を被差置國持外様え被仰付候ては、是又御威權に拘り可申と奉存候。乍恐御賢考可被下置候。

五月十八日

公用人

幕閣不贊成

乃ち宇津木は、此れを好き潮合として、水戸に一大打撃を加ふ可く、井伊直弼を懲慥した。然も此の意見は、幕閣には容れられず、同十八日井伊は疾を力めて登城し、評定の上、水戸家老を召喚して、其の事情を審問することとなりたるは、既記の通りであつた。〔参照 三七〕

【四三】 茅根泰の鞠問大意 (一)

審問緩慢 井伊側では、裁判官を更迭して、其の陣立を立て直した。(參照 三一―三四)然も京囚に對する審問の如きは、寧ろ頗る緩慢に失する程であつた。彼等が元凶首惡と目指したる梅田雲濱の如きも、其の在府約二百四十日間に、評定所に於て取調を受けたるは、三月十二日と、八月十四日の二回に過ぎなかつた。其他何れも之を以て類推す可きであらう。蓋し此れは一通り京都に於て、取調が出来てゐたから、唯だそれを確かむるまでのことであつたと云へば、それも一應の申分にはある。

茅根鞠問
二回

扱も江戸にて拘執せられたる連中、特に水戸の家老、重臣等に就ては如何と云ふに、此れも茅根伊豫之介の如きは、四月廿六日(安政六年)評定所に出頭し、五月九日再び出頭し、同十六日又た出頭し、當日執へられて竹中圖書頭に預けられ、八月廿七日安島等と與に刑に就いた。乃ち其の鞠訊を受けたのは、二回に過ぎ

茅根出廷

なかつた。今ま試みに當人の自から筆記したる所に就て、之を掲げんに、

一 同日(安政六年四月廿六日)五つ時(午前八時)安島子には御目付美濃部新藏、並其親戚中山庄司左衛門、鈴木藤次郎付添へ、余には小十人目付塙清之允、秋山三郎次付添、大竹儀兵衛には、小十人目付梅澤孫太郎付添にて、評定所へ至りけるに、寺社奉行松平伯耆守宗秀、大目付久臈因幡守正典、町奉行兼御勘定奉行池田播磨守頼方、町奉行石谷因幡守穆清、御目付松平久之丞等、出揃まで、門前に待せ置る。(此日鮎澤伊太夫柏一郎の出ざりしは、此節兩人共、御國に居し故なり)

此れが評定所に趣きたる次第だ。

吟味開始

一 寺社奉行始め五人出仕に相なりければ、安島子始め、一人切に付添人同道、玄關に登れば、役々控居、始め名年月迄尋ねられ、その上にて御大法の通り、双刀、懷中物等、總て取上げられ、只鼻紙手拭のみ渡され、控席へ通り、暫らく待ち、安島に吟味半時計(現時の一時間)次に大竹、是れも刻限同様なり、次に余が

名を呼びかけしゆゑ、立たんとせしが、午飯の由にて、控させられ、余も弁當を遣ひ、やゝありて、吟味の席へ出で、吟味を受け、伯耆守、因幡守、播磨守と順々に尋ねらる。終て元の所に引き、大目付は全く立ち合のことに、見え問ふ所なし。以上は審問の様だ。

安島呼出

一 かくて安島子は、九鬼長門守の家來九鬼與五衛門なるものと一同に呼び出だされ、吟味中、同道人へ預け返さるゝ趣、伯耆守より達ありて、相引き、預り人へは、それ〴〵請印申付られの様子なり。安島子残されしこと同人の心中はさらなり、國家の大恥、此上もなく、扱々残念なること共なり。如何にも其通りだ。

退廷

一 返さるゝ時も、玄關にて大小懷中物等返し遣旨申渡され、下役よりそれぞれ出し渡さる。

一 著服は何れも服紗麻上下、但差添人は、皆肩衣なり。

此れからが、茅根當人の筆記にかかる鞠訊の始末だ。

鞠問大意

四月廿六日鞠問大意

松平伯州より

一 其方儀、度々鞠飼吉左衛門父子へ、御養君等之儀に付、前中納言殿（水戸齊昭）直書の御取次致候趣、右は如何之事にて、右様相運び候哉。

答 御養君杯申儀は勿論、度々と申事は覺不申、尤一兩度は取次も仕候。

一 夫は如何様之儀に候哉。

一度は巴豆之事に付、吉左衛門より申置候儀有之由にて、此事と覺申候、外は何事に候哉存不申。

一 右直書は如何之手蔓にて、其方請取取扱候哉。

私儀小姓頭取相勤、無程奥右筆頭取兼職仕候へ共、右側勤之廉にて取次仕候儀に御座候。

此れから追々と一膜を剥ぎつゝ、審問は進み行いた。

【四四】 茅根泰の鞠問大意(二)

松平宗秀
鞠問

松平伯耆守宗秀の鞠問は、尙ほ下の如く續いてゐる。

直書火中
の事

一 安島帶刀より、去春之頃、其方へ渡し相運、且直書と申は、不容易事、火中致候様にと申遣させ候由、帶刀申候處如何。

其儀は確と存不申候得共、取次候儀有之かにも相覺申候。

一 火中之儀は如何。

其儀もはきと覺不申。

一 左様陳候は、如何之心得にや。君の直書を右様龜末に扱候段、難心得候、帶刀も其方へ渡候こと有之と、虚言も申間敷併、其方が實か、帶刀が實か、直に分り候事也。右之決答可致候。

御理解は御尤に候へ共、何分頃合確と覺不申候。

一 然ば君の申付を、龜略に致候儀なり。外之事と違ひ、上よりの書杯取次候

儀は、容易なる事に無之、我等位の小身にても君直の間は、夫々けじめもあり、直書等容易に手觸候儀は無之候得ば、覺居可申道理、然を右之申立、甚以て不相濟、左様のもの親近致候ては、兩君(齊昭、慶篤)の御不明にも落入候筋に相當り可申、君へ不敬之儀、何と心得候哉、扱々埒もなき事に候なり。

頃合竝事實、確と覺不申段、不敬と被仰候ては、恐入候へ共、實以相忘れ候儀、且小姓頭取兼職中は、臣下への直書取次も、職掌の一つに御座候へば、一寸致し候事にて、被下候直書類之儀は、度々扱事も御座候、尤吉左衛門(鶴何知信)へ渡候と申儀は、無之候へ共、前件之通、些しなれ候氣味にて失念仕候。

此れは茅根としては、苦しき申譯の様に見受けらるゝ。

公邊模様
相運びの
件

一 去午(安政五年)正月頃、吉左衛門方へ、公邊之御模様等時々相運候儀は、如何に候哉。

公邊御模様と申儀、中々我等存候儀には無之、尤御城へ被付置候者の寫取參候御沙汰書等事立候儀、杯運候事は御座候、尤吉左衛門先年國元に居候節、三

男等被頼少々計り書物坏教候儀も御座候て、右之因み旁時候之様子尋候往復等は、互に仕候。

一 往復中に御養君之事を運候儀可有之候。

是以確と不相覺御養君之事、世上之取沙汰等は、運候儀も可有之候。

一 何事もはきと不申、無相違證據も有之候所如何。

運候儀も可有之候へ共、確と覺不申候。

以上は裁判官の首席寺社奉行松平宗秀よりの鞠問であつた。以下は石谷穆清の鞠問だ。

石谷穆清
鞠問

石谷因州より

一 去秋中水戸殿へ勅諭御下げに付、鶴飼幸吉一同罷下候日下部伊三治幸吉歸京後文通致候處、右書面其方へ、伊三治より相廻候との儀、右は如何様之事を認候哉。

此事は少々異同御座候。吉左衛門よりの手紙、別紙の様子に、茅根へも無沙汰

致候故、宜本文之意味、序に通じくれ候様にとの文儀に御座候て、本文は廻し不申候間、如何様之儀有之候哉不奉存候。

一 本文を廻し不申とも、其方も心配致居候半ゆへ、直に其事情を尋候歟、又は當人へ參り候歟、其儘打置候筈は無之候。

右様可被思召候へ共、既に私儀其節母を失悲歎之中に有之、返事も遣不申、請取を遣候迄之事に有之、且伊三治よりも悔にも未出不申候間、何れ近日罷出候と、申様申來候へども、無程伊三治御召捕に相成候間、とふとふ承り不申候。一 只今伯耆(松平宗秀)より尋、御養君の義運候段、覺可有之、且其方より運候儀、吉左衛門等は、其方一存之儀にも有之間敷、前中納言殿(水戸齊昭)にも、御承知之儀と心得、周旋致度、達書用立候所如何。

度々御尋に候へ共、御養君之儀を、箇様致度、確と運候段は、覺不申、勿論前中納言殿に、右之存意は、決而有之間敷候。

茅根切抜
策

此の如く茅根は唯だ、確と覺え不申の一天張りにて、一切を云ひ抜け、切り抜け

んとしたるもの、様だ。然も當時京囚一切の書取は、既に鞠問者の手中にありたれば、彼等が容易に此れにて抛却す可きことはあるまじき事だ。

【四五】 茅根泰の鞠問大意 (三)

鞠問主眼

評定所に於ける鞠問は、寧ろ其の主とする所、専ら水戸齊昭を、其の主魁となす可き罪證を得んとするにあるもの、如く、然も茅根其人としては、専ら水戸齊昭を、此の渦中に捲き込むが如きことなからんことを是れ易めたるもの、如く、此の如くして鞠問者と被鞠問者との双方の間に、自然の喰ひ違ひを生ずるの止むなきに至つた。石谷穆清の鞠問は、尙ほ以下に續いてゐる。

石谷懇問

一 右様申候ては、益御疑心も籠り候儀にて、爲君隠し候心かも知れず候へ共、一體之所を申候に、外様杯と違御三家之家來にて、箇様相成候得ば、天下之

爲にも成、又主家の爲にも相成杯申所より論候儀は、無餘儀情合、決して無理とは不存候、只上様思召に有之儀を、彼是申上候は、如何に候へ共、思召にて一橋殿を、御立に相成候へば、我々逆も恐悅を唱候儀、さすれば、其方共箇様致度と存候も、情に於ては、尤に候間、有體可申候。然るを包み候ては、却て益御疑もかゝり、前中納言殿(水戸齊昭)まで、御疑も晴不申候間、能々勘考致候様可致候。如何にも老吏斷獄の腕前を現はしてゐる。然も茅根泰は、之に對して、左の如く答へてゐる。

御理解御尤に候へ共、全體風聞有之、仰之所運候歟にも覺候へども、確とは覺不申、勿論前中納言殿に、右之事は、決して無御座候。

池田頼方
鞠問

此れよりして池田頼方よりの鞠問となる。

池田播州より

一 幸吉(鶴岡知明)儀、勅諭持參被下候て、帶刀(安島信立)へ相渡所、帶刀より其方を以、岡田信濃守、武田修理等へ申傳、且御品を其方持參、信濃守等へ相渡候

趣聞え候所、相違無之候哉。

此段相違無御座候。

此時刻限、尙又わざわざ出仕候や。且信濃守、修理、帶刀、席順等迄尋有之に付、夫夫委細に答。

一 夫は如何。

表勤指圖者

八月二十九日(安政五年)御指圖有之、帶刀表勤相成申候。

一 誰之指圖に候や。

太田殿(老中太田資始)より御指圖に御座候。

右之事を聞、石谷(因幡守穆清)驚候様子にて、ちとそり候故、續け岡田信濃守、武田修理、國家老、大場彌右衛門、並に帶刀等、何れも政事方取放候様御差圖と申候へば、尋ぬとて、大切になる。

此れは却て藪蛇の虞れあつたものであるから、それにて打切つたものであらう。

一 只今之御養君之儀、覺無之筈は、有之間敷候。既に其方認候なりとて、此節御養君之儀、紀州公とも一橋公とも申候へ共、自然年長之御方へ取歸し可申、左候へば、天下之御爲にも可相成、御勘考に致度と申文有候所如何。

左様相伺候へば、御文儀は其通りにや否、確と覺不申候へ共、私一存意中の所を、運候儀に御座候。

一 彌相違無之や。

相違無御座候。

一 又々尋可申候得ば、先づ今日は御引候様可致候。

是にて相濟控席へ引取暫在て同道人へ預け返さるゝ旨達ありて、引取候事、此れにて第一回の鞠間は濟んだ。尙ほ茅根泰の所記によれば、

面會遮斷

一 此日家に歸りければ、程なく美濃部新藏來、上命を以て、吟味之模様御尋あり。尙又事になり候迄は、同僚はさらなり、親戚へも、むざと面會致間敷、且書通も猥に爲すまじき旨、仰下されければ、夫々御請申上ぬ。

一 かくて此日(安政六年四月廿六日)より、御目付方の下役、替る替る來りて警固し居れり。

一 鮎澤伊太夫も、廿四日御國(水戸)を立て、廿六日夜上著すと云。

一 後に聞、伊太夫は、五月二日に呼出され、吟味を受、是又宅に歸るを得たりと云。

一 柏一郎之事は、如何なりしや、其後登しや否も聞得ざるなり。

井伊の目
指す所

以上第一回の鞠問の様を見れば、井伊派の此獄に對する態度、及び方針は、自から分明だ。何處迄も目指す相手は、水戸であり、水戸の中でも水戸齊昭であつた。

〔四六〕 茅根泰の鞠問大意 (四)

第二回鞠
問出延

茅根泰の第二回の鞠問は、實に五月九日であつた。彼の自から筆録したる顛末左の如し。

一 五月九日、前日達にて、五つ時(午前八時)又評定所に至る。付添秋山三郎次、并小十人目付藤田傳吉、杉山萬藏なり。此前之通り、五人松平宗秀、池田頼方、石谷穆清、久貝正典、松平康正)出揃候上通り、玄關上にて、大小懷中物等を渡す。

鶴岡父子
同座

一 此日同藩鶴岡吉左衛門(原注 舊冬京より下され、松平飛騨守殿家來へ預け)同幸吉(同様に、柳原式部大輔殿家來へ預け)も呼出されたる様子にて、幸吉は直に余(茅根泰)の上の座に就居、染帷子麻上下にて、腰より左右のもの、細引をかけ、自由ならざる様致置、互に顔を見合せたれども、辭をかくる事も能はざるなり。

吉左衛門は、控席へ通らず、直に吟味の席へ出し様子なり。病中故にも可有之哉。

又跡より聞ば、池内大學(原注 京都儒者、鶴岡等と同時に下され、柳原殿へ預けなり)

も出しよしなれども、是又席へ通らず、御三家の臣と、外々と扱の違故なるべし。

諸家付添人

鶴飼病中など思はるゝなり。

扱諸家の付添人は、何れも余が控席の並に並居れり、是又三藩と諸家との違ひなるべし。

以上は五月九日に於ける、審廷の模様就て、記するところ。

吟味順序

一 此日吟味の順は、鶴飼吉左衛門、同幸吉、何れも半時計（今の一時間計）にて申入となり、暫く在て余吟味を受、其跡にて駕籠を廻せとの聲聞えしが、此時池内大學出しならんと思はる。鶴飼父子の尋に、何事や分り兼ね共、安島帶刀と云ふ事は、度々聞えしなり。

此れも亦た審理の光景に就ての記事、而して此れから彼に對する鞠問の筆記に入る。

宗秀訊問

松平伯耆（宗秀）より

一 一橋殿御養君の儀に付、鶴飼父子へ、其方（茅根）一己に意中の所を申越候趣、先日申立候所、一體何事も一人にて引冠り候趣意に相聞へ候。先づ能考へ見よ、公邊の御事、殊に御養君之儀、公方様思召に有之事にて、下々にて如何様存候迪、出來候品にも無之、然るを運び候は、一存と計は、決して不被存、前中納言殿（水戸齊昭）御同意と歟、何か無之候は、其方より運候筈も有之間敷、又其方一人の運を、吉左衛門始も、周旋致候譯も無之候得ば、其段不包申候様。此れは如何にも尤の問だ。

内慮に非ず

答 御尋之趣、實は恐多き儀を、私輩運候段、勿論恐入候事にて申上候様も無之、且右之事は、弊藩（水戸藩）にては、別て嫌疑も有之、容易に口外も仕兼候へ共、世上風説も有之、且乍恐有徳院様（八代將軍吉宗）にて紀州家より御相續後、始て御三卿（一橋、田安、清水）御立被遊、既に文恭公（十一代將軍家齊）一橋家より御相續と申、御近例も御座候ゆへ、左様も相成候は、夷狄指迫候折柄、天下の御爲め、又主家の爲にも可相成哉と存じ候儀を、懇意に任せ達候迄にて、内慮杯

申儀は、決して無御座候。

此の如く茅根は極力、其の主君の内意を奉じて運動したるものでなきことを辯明してゐる。

一 其方申聞之通、文恭院様之御近例も有之、一橋殿迎も御連枝之儀にて、神君(家康)之御血統前中納言殿(水戸齊昭)も勿論之御儀に候へば、老公(水戸齊昭)にて簡様被成度と被遊候とも、何も御無理と申譯にも無之候へば、包み不申申立候様、且君側へ昵近致候へば、簡様爲とは不被仰とも、和漢古今治亂の御話杯より、右之儀、何か御話位は、有之候半。

一 養君の事
一切不知

御申聞之所、御尤之様に候へ共、前中納言殿には、親子之儀、嫌疑も有之事にて、勿論私共罷在候ても、一切右之事は、承り不申。尤夷狄之儀等、彼是心配被致、夫彼之論は、追々被申聞候へ共、御養君一條は、遂に承り不申候。

問ふ者も問ふ者であるが、答へる者も答ふる者である。幕吏は極力水戸齊昭の内意に出でたることを、追究せんとし、水戸の臣は極力之を否拒せんとす。双方

の掛合ひは、全く此の一點に存してゐる。

【四七】 茅根泰の鞠問大意 (五)

一 夷狄の事
配慮

松平伯耆守宗秀の鞠問は、尙ほ續いてゐる。

一 其夷狄之儀御配慮之餘りには、簡様相成候は、天下の爲にも可相成と、年長之御方を云々と申す御論も、可有道理には無之哉。且左様被仰候共、人情に於て、御尤之儀、夫を伺候て自然其方(茅根)筆をも把候事に可有之候。如何様仰にても、右之事は、承り不申候。

茅根は斷々乎として、養君一件の運動が、自己の一存に出で、決して水戸齊昭の内意を承けたものでないことを主張した。

一 老翁の審
問

一 左様陳候ては、不宣、其事を爲致との仰は、無之候共、御話位は、是非可有之

道理なり。又御辭には無之共、御意中を酌取、箇様致候は、思召に叶可申と存候か何か可有之、然らずんば、其方運を本と致し、前中納言殿(水戸齊昭)にも、御承知の事と存候、吉左衛門(鶴岡)父子周旋致候筈無之候、又其節小姓頭取を勤居との所、公邊の御定等にては、奥勤之者、猥に表方之者へ參會文通等は、無之事なるべし。吉左衛門連も、同藩とは申もの、高が留主居役之儀、然るに其方運候故、思召と存候事と相見へ候所、是等之所如何。如何にも老獪なる審問だ。幕吏側では、何處迄も水戸齊昭を、此の渦中に捲き込む可く、百方責め立てたものだ。

飽迄辯明

只今も申上候通、御話も無之、又意中を酌取候と申義も曾て無御座候。扱小姓頭取のみに候へば、内外之差別有之候事に候へ共、先日も申上候通、私儀奥右筆之方兼務仕居、小姓頭取常輪之務は、持不申候。扱又奥右筆之方にては、京都へ往復候事もまゝ、有之事故、其序に運候儀にて、内意扱申事は、曾て無御座候。茅根も飽迄辯明につとめてゐる。

奥右筆勤務の件

一 奥右筆勤之柄は、執政之宅へも時々罷出、政事之相談も有之儀と相見へ候へば、年寄之内杯にて、一橋殿云々ならば、天下之爲に相成可申杯と論者も可有之、夫等より自然右之運も致候半、とにかく前にも申候通り之不容易義、其方一存と申候へば、疑晴不申候。中々執拘く、其の虚隙を衝かんとしてゐる。

執政之宅へ度々參り候儀に候へ共、御養君之儀、是非箇様扱申談候儀無之、世上風評之所、一橋殿の方なれば、宜杯申儀は、可有御座候へ共、申合候儀等、曾て無之候、且前中納言殿を、斯く迄に御疑と申は、餘り御情なき儀と存候。

「餘り御情なき儀と存候」の一句は、如何にも其聲を聞くが如く、今尙ほ烈士の血性、其響あるを覺ゆ。

一 何れにも包居、家老之名にても出し候へば、又其者を尋に可相成、扱、懸意に可有之候へ共、左様之わけには無之、確と申候様可致候。只今之通、申合候儀は、無之候。

此れから立替りて、石谷穆清の審理となる。

石谷審問

石谷因州より

一 幸吉(鶴飼)儀、勅諭持參下向之節、帶刀(安島信立)方へ著、同人へ御箱相渡し候所、其節帶刀引中に付、其方へ申付、信濃守(岡田)修理(武田)へ申聞、尙又其方(茅根)御品持參、兩人へ指出し候との儀、先日申立候所、右様之御品、帶刀引中受取置候筈無之、早速幸吉を外へ指向可然所、無其儀、明日に相成、其方より云々申事、些と如何敷、又信濃守等も、夫々にて、異存も無之哉。

仰之通、帶刀引中に候へ共、是迄鶴飼へ書通等も仕り、知る人に候へば、右之好みにて、幸吉も到着仕候儀に有之、扱引中に候へば、幸吉を外へ向可然候へ共、其節既に中納言殿(水戸慶篤)登城も控被居候砌、何か目立候段も如何敷、又幸吉逆も、屋敷内不案内之儀に候へば、自然右様罷成候事と奉存候。尤私も帶刀傳言は、申通候事に御座候。

此れより鞠問は、彌よ危険區域に逼り來る。

【四八】 茅根泰の鞠問大意(六)

石谷穆清の鞠問は、尙ほ左の如く續いてゐる。

勅諭降下
豫知の事

一 其節兩人(岡田、武田兩家老)異存無之儀に候はゞ、前日より勅之來り候を、承知致居候故に候哉。

前日より承知と申儀は、彼逆も無御座、右は傳奏衆より大切之御品、早々持參致候様にとの御事にて考候由ゆへ、一同心配仕候處、御申柄も相分り不申候故、早速何れも出仕、君聽にも入候手續に相成申候。

一 心配は心配にもせよ、右様不容易御品、懇意之廉にて、受取筋にも無之處、筆頭之者へ不參帶刀(安島信立)引中に受取候を、兩人とも何れも不存儀も、餘り手延之了簡、然る上は、前々より存候儀にも可有之哉。

獄案の重
大事件

勅諭降下を、豫知するとせざるとは、此の獄案の尤も重大なる要件の一だ、幕吏は豫知したるものと断定せんとし、水戸側の者共は豫知せざるものとして辯

明す。此處に双方の分目が分明だ。

兩人とも帶刀扱振如何と存候哉は難計候へ共、私(茅根)へは何とも申候も無之候。扱前々より存候との儀は、決して無御座候。

一 一座より追々相尋候御養君之儀、決して其方(茅根)一存之運びには有之間敷候。既に幸吉(鶴河)儀、伊三治(日下部)罷登り、關東之事情も相分り、尙又其方よりも、右之書簡參り候故、周旋仕候段申立候へば、何も其方一己の運を以て周旋可致筈無之候。既に七郎磨殿にて、一橋殿へ御養子之砌より、一藩之者、往々は西城へ御直りにも可相成と存候由に候へば、御内慮とか又は執政よりの申付とか、可有之候。

是は只今迄申上候通り、私一存之運びにて、外々年寄共等相談致候儀は無之候。尤追々御尋も有之候處、箇様相成候へば、よろしかるべく存候ゆへ、筆にも顯はし候儀に御座候。

一 かつもかつも其申立は候へ共、一己之了簡に可申遣申文の儀も無之、又

鶴河父子
周旋の事

鶴河父子其書付を以て、青蓮院宮並三條殿等へも入御覽、周旋致候由、何も其方一人之運を、左様取計へ候筈は無之、夫には次第有之事故、其通り相成候儀。然を右之申立にては、拂相立不申、只陳居候程事柄は、隙取、兩君(齊昭、慶篤)之御心配も増候儀に可有之候へば、早々申立候方可然候。

私運候儀を、先方にて右様諸方へ遊説と申儀、始て伺驚入候事に御座候、併何も此方より周旋致候様にと申遣はし候儀には無之候。尤一己之了簡と申事、書添不申段は、卒忽之至りに御座候へ共、何方より分り、箇様爲致候と申候に付、運候と申儀には無御座候。

此の如く徹上徹下、茅根は一切の責任を、自己に引受けんとして、辯明尤もつとめた。

以下は池田頼方よりの鞠問だ。

池田再鞠
問

池田播州より

一 前中納言殿(水戸齊昭)御直書取次候儀、右は凡如何様之御事柄に有之候

哉、拜見は不致候共、其方(茅根)昵近致、御直に御渡しも被遊、又帶刀より渡候節も申付方も可有之、大圖心得候處承り度候。

帶刀(安島信立)より受取候儀、此前御尋之節、胸に浮び不申、彼れ是御疑心も有之處、一度は受取次候儀御座候、其節大切に遣候との儀にて、外には覺不申候、又直に被申付候節も、此前申立候通、一度は巴豆之事に付と申事承り候へ共、其他は心得不申候。

一 兎角何事も不存候と申、糺問之上、少々づゝ申候様にて、甚不宜、有體に一箇條申候へば、濟事なり、此方にも證據なき事を尋も不致候へば、能考へ可申候、逆も何も次第無之、然もいつ迄も陳じ居候ては、御屋形之御爲にも、又其方爲にも不相成候。

仰聞られ候儀、御尤に候へ共、何分覺不申候。

茅根強陳

茅根は流石に水戸男兒だ、彼は一切知らず、存せず、何人の命令をも受けず、何人とも相談せず、只だ自己の了簡のみにて、萬事を運びたりと抗言強陳した、され

ど幕吏は固より此れをその儘受け納る可きではなかつた、彼等は何れも其の胸中には成見ありて、其通りに白状せしめんとした。

【四九】 茅根泰の鞠問大意 (七)

池田頼方の鞠問は、尙ほ左の如く續いてゐる。

京便出し方

此時京便出し方、巨細に尋あり、帶刀(安島信立)より渡候節、別飛脚にても、立候様聞へ候處、如何との事故、何れも町便に指出し候段答。

一 御養君の儀、前中納言殿(水戸齊昭)より、箇様致度とは不被仰候共、箇様も成候ば、宜からんとか何とか御論のなき筈もなし、又君臣の間も、嚴重の者は候へ共、又御内輪にて打解ての御話等有之節は、上下共にくつろぎも有之ものなれば、何とか御話のなき筈無之候所如何。

運を勘考の事

此前も申上候通、夷船等の儀、議論は被爲在候得共、御養君の儀は承り不申候。一 然らば其方(茅根)運を勘考と申事、何故に認候哉。先刻より追々相陳じ、只運候迄と申候へ共、右様の大事、其方より只申越候筈も無之、又吉左衛門(鶴飼知信)は、勘考致候とも何の益も無之事なり。勘考の二字に、周旋爲致との事は、籠り居候は、しれたる事なり。然るに一存にて、只運候と申候ては、申譯立不申。誠に吉左衛門始、何れの申口も、前中納言殿にも、箇様存、周旋と申候所、其方の口のみ合不申候。必老公の御胸を計候て運候か、さもなくば家老の申付か、何か可有之候。

池田の鞠問は、愈よ切迫して來た、茅根は、如何に答へたる。

茅根答辯

成程仰の通、勘考と申所、周旋の意を含み、箇様可相成事なればと申意に運候段、相違無御座候。扱先刻より度々御尋御座候所、家老共の内にも、世上の風説を申候儀は候へ共、申合の儀は無之候。尤帶刀(安島信立)とは、箇様相成候へば宜敷、何乎左様致度と申候儀は御座候。乍併右の書面遣候儀、相談も不仕、又追

池田の誘出訊問

て箇様候と申候程に、談合候儀は無御座候。池田は更らに一步を進めて曰く、

一 夫なればよし、今少しの所也。先君臣の間にて、媚を求候わけには無之候へ共、君の容子宜敷は所願。又不機嫌なるは、誰も欲せざる事に候へば、何か御話の序杯に、右之事申出、仰の有之候事は無之哉。

池田は何處までも、養君問題を、齊昭の内意に引き掛けんと、言を巧みに誘ひ出しつゝある。

茅根辯駁

夫は餘りの御疑心に御座候。前申上候通り、此儀計は遂に承り候儀無御座候。併箇程に申上候ても、御疑晴不申候所、養君の儀に付、承り候儀、一箇條御座候間、夫を可申上候。六月朔日(安政五年)御養君御内意被仰出候節、尾張殿(尾張殿怒)より前中納言殿へ直書に、御養君の儀被仰出、恐悦至極、扱御人體は紀州殿と申風説の由被申越候由にて、其答前中納言殿返書には、此度の儀、恐悦なり。御筋目と申候へば、三家三卿有、先づ其内に籠居候様なれども、天下多事の時

節、此家(水戸家)より出候者にて治り付不申候ては、恐入候儀、紀州殿に候へば、第一當公方様へ御血統も近く、天下人心も歸服可致御同様安心の事と申越候由。此儀は其案内々承り候儀にて、外に御養君の事は、承り不申候。此れは勿論水戸齊昭が、例の流儀にて、表向の挨拶であつたことは、今茲に説明するまでもない。

池田突込

一 然ば前中納言殿、右之思召に候所へ、其方よりは、一橋殿を御直し申度と申儀を運候ては、雲泥の相違にて、直に死でも申譯も無之儀、左様不都合の申立は、取上に不相成候。

此れは池田としては、確かに一本突き込みたるもの。流石に彼は老吏斷獄の辣腕がある。

右の御氣にて、尾公へ御往復の事は、更に不都合なり。

其後又々尋可申と、伯耆(松平宗秀)を願候へば、伯耆挨拶、休息可爲致と云、播摩(池田)思召次第と答。

伯州 伊豫之介(茅根)又尋候間、一先休息可致候。

右に付其座を引、控席に著座、依ては尋口相談の上、又々吟味有之事と思ひしに、暫過て同道人一同、玄關へ被呼候所、御用相濟候間、引取候様との事にて、大小等被渡歸宅の事。

井伊側意度の表明

以上は茅根泰の手記にかゝる鞠問の大意だ、固より事後に筆記したるものなれども、未だ其のほとぼりの冷めざる、極めて記憶の新たなる際に成りたるものなれば、大體に於ては確實と認めねばならぬ。此れにて井伊側の水戸派に對する態度の真相が分明だ、此れは四月二十六日、五月九日の二回に亘れる鞠問の要領であるが、茅根は既記の如く、更らに五月十六日に出廷、竹中圖書頭に預けられ、八月二十七日安島等と與に刑に就いた、其の顛末は他に記するであらう。

茅根泰の強硬

安島以下對審の次第は書類の考ふべきものなきを以て之を知ること能はざれども、此の申渡書に對しては固より苦心に服せざりし所なるべし。殊に茅根泰の如きは、痛く其の誣構を憤りたりといふ。鈴木大の日記に、後年鮎澤國維より聞く所の説話を記せるもの左の如し。

先年瓜判の時安島は黙して仕舞、其次に茅根罷出、ケ様之事は申候覺無之、杯申候處、我々一同開き候事にて不申と計りには有之間敷、杯役人申候を、茅根申候は、夫にても覺無之儀申候、管無之杯申張候へども、唯今に相成左様御申張にも及間敷杯とて、とふく判を爲致候間、鮎澤は黙して判せしとの事。

獨り池内大學は幕府へ自首せし者なれば、渠が自白せし所は、幕吏は喜んで之を證據とせしのみならず、又巧に之を勸誘威嚇して口供せしめたるなるべし。然れども其の人物既に此の如し。平生の心事亦知るべきのみ。鵜飼父子に至りては、久しく在京せしを以て、或は藩情に通せず、安島等の意と齟齬するものなきに非るべし。然れども此の人多年輩下に在りて王室の式微を歎じ、且つ藩主の恩遇に感じ至誠國家に報せんことを期す。其の志成らずと雖も、亦天地に愧ぢざるなり。(水戸藩史料)

〔五〇〕 鵜飼父子の審問

昭和六年四月十四日、昨日南胃腸病院より歸宅、大森山王草堂に於て、此稿をつづく。

* * * * *

鵜飼捲込

尙ほ水戸關係者としては、鵜飼父子がある。彼等の審理も、茅根泰同様(参照 四三―四九)何れも其の事件が、水戸齊昭の内意を承けたものとして、是非ともそれに引き付け、それに捲き込まんとするものであつた。今や彼等の傳記に就て、之を掲げんに、

鵜飼父子
取調書

鵜飼吉左衛門、鵜飼幸吉取調書

一 松平伯耆守曰く 先達てより度々尋問に及ぶと雖も、未だ其の實明白ならず、依て台命を奉じて、伯耆守嚴密に事の始末を取糾すに付、兩人共包み隠さず、眞直ぐに申立よ。

一 鶉飼父子 身に覺への有事なれば、何條包隠し可申、御尋に對し、逐一申上ます。

宗秀訊問

一 伯耆守曰く 然ば尋問せん。其方共主人水戸前中納言殿(齊昭)之御直書を、度々、宮堂上方へ差出し、又は一橋刑部卿殿、御養君の義に付、伴幸吉と申合せ、宮堂上方へ歎願致し種々内願の筋申上たる條、不届之至り、殊に幸吉義は、不容易御綸旨を、前中納言殿へ下し賜はる様、宮家へ取入て、密意を奉じ、水戸中納言殿へ奉りたる事、不輕大罪、夫に相違無之哉、如何、明白に申上よ。

一 吉左衛門並に幸吉答 其義は主家前中納言に拘り候様、仰に御座あれ共、全く主家の存せざる事にて、我々父子が、一存を以て致したる事に御座ります。

水藩臣覺悟

此の如く幕吏は、何處までも水戸齊昭を、事件の發頭人たらしめんとし、其の臣下たる者共は、何れも申し合せたる如く、之を銘々一個人の了簡にて運動したるものとして、其責に任せんとした。

一存には
おらじは

一 伯耆守問 其方は左様に申せど、幸吉は小瀬傳左衛門と偽名し、右勅書を守護して江戸へ下り、直様御館へ差出すべく處、小石川春日町旅籠屋長右衛門方へ、一旦著致し、追て安島帶刀宅へ密かに持參して、立寄たる事を思へば、其方等一存の計ひとは申難し。

此の安島宅に立寄りたる一事が、鶉飼に取りては、重大なる罪案を構成したことは、後にて知られた。

立寄承認

一 幸吉答 其義に付ては、安島帶刀は、元より同志の者に付、一旦同人方へ立寄たるに相違無之。

一 伯耆守問 然らば始め鷹司殿家來小林民部權大輔へ相頼みし節、何故主命なりと申せしや。

幸吉答 其義は主なりと申さざれば、事遂げ難く考へ、主命なりと偽り申したる次第に御座ります。

幸吉も勢ひ、斯く返答せざるを得なかつた。

鶴飼父子の審問

一 伯耆守問 吉左衛門、並幸吉其方共、上を如何様に偽る共、右御説に關係の者共、既に白狀に及たれば、事を曲げて陳るとも、到底逃るべき罪科にあらざれば、有體に申上よ。

一 兩人答 假令何者が如何成事を申上る共、夫等は皆拷問の責苦に堪へ兼、身の苛責を逃れん爲、跡方もなき事を申立て、御座ります。

一 伯耆守問 すりや其方共に於ては、どうあつても、水戸殿の御存なき事と申張るか。

一 兩人答 如何にも我々一存の計ひに、毛頭相違御座りませぬ。

一 伯耆守曰 然れば追て呼出す間、引下て沙汰を相待て。

以上は、鶴飼父子の傳記(尊攘私記)によりたるもの。此れは、茅根泰の手記に比して、極めて大摺みの記事ではあるが、大體に於て、事實を過つてゐないことは、これから首肯せらるゝものがある。

右説明

尙ほ右の傳記には、以上に付て、左の如く説明を加へてゐる。

立寄の辯

右調書中刑部卿養君の義に付、宮堂上方へ歎願せしと云ふ點、幸吉が小林民部に、主命なりと申せし點、右御説に關係の者共、既に白狀に及び云々の如きは、民部(小林大學池内)が變節して、幕吏へ資料を與へたるに因る訊問にして、又幸吉が、勅説を護衛して、江戸に著たるは、申の下刻(午後五時頃)既に夕刻にして、且、數日旅行の爲め、不潔なる行装なれば、衣服を更めざれば、直ちに參殿すべくもあらざるに付、春日町なる藩邸の用達旅舎へ立寄りたり、途中數日間各驛に宿泊し來れると同一にして、何の不審かあらん。又老臣安島帶刀の宅に立寄しは、斯かる大事に關し、夜間君前に伺候するに、突然に參殿して、君側の士に告げて、拜謁を請ふべき事柄にあらず。此場合同志の正義家たる老臣安島帶刀に著府を報じ、同行して君前に伺候する、何の不可かあらん。殊に勅説を、帶刀の手に交付したるにもあらず、君前に於て、初て披露せしものなるに、伯州の尋問は、江戸へ下り、直に御館へ差出さず、旅籠屋長右衛門方へ著したる事、及び安島帶刀宅へ立寄りし點より思へば、其方等一存の計ひ

とは申難しとは、尤も要領を得ざる尋問なりと謂はざる可らず、蓋し同囚生還の士の談に據れば、此最終審判に關し、知信(左衛門)、知明(幸吉)、只公(齊昭)の干與せざる所なるを主張するに止り、一身に係る事柄は、既に民部、大學等の陳述を以て據となし、獄を斷せらるゝ事を察し、敢て争はざりしものなりと云ふ。

以上の所説は、小林良典等をして語らしむれば、或は多少辯疏の辭もあらう。されど鶴飼父子の立場からは、斯く判断するも、未だ必らずしも大なる間違はあ
るまゝ。

第九章 橋本左内喚問

【五一】 橋本左内の家宅搜索 (一)

梅田等の
病死

所謂る京囚の巨魁とも云ふ可き梅田源二郎は、安政六年九月十四日病死した。勅諭事件の張本の一人と目指されたる日下部伊三治は、安政五年十二月十七日獄中に死した。此れは拷問の爲めと云ふ説がある。而して京囚の重なる一人、小林良典は、安政六年八月二十七日、遠島の刑に處せられたが、未だ配處に到らずして、十一月十九日、獄中に病死した。此れは當時の言葉にて、「一服もられた」との説があるが、恐らくは病死であらう。此の以外に、最も注意す可きは、橋本左内(綱紀)と、吉田寅二郎(軍方)である。

橋本左内
歸府

抑も橋本左内は、一橋擁立派の中堅とも、將た急先鋒とも稱す可き松平慶永の旨を承けて、安政戊午(五年)の初めから京都に赴き、堀田正睦上京の際、其の羽翼

たる川路聖謨、岩瀬忠震等と、互ひに呼應して、それぞれ運動する所あつた。然も遂ひに其志を遂ぐる能はずして歸府し、而して同年七月五日、井伊大老の爲めに、松平慶永は隠居、慎を命せられ、折角の運動は、全く水泡に屬したばかりでなく、事全く志と違うた。

橋本喚問

然も同時に彼は、中將様(慶永御用兼命せられ、御側向頭取は元の如くであつたが、その十月に至りては、中將様御用兼を免せられ、同月二十二日夕、町奉行の屬吏數名突然彼の寓舎に闖入し、家宅搜索を爲し、文書簡牘の類を收め去つた。而して翌二十三日、町奉行石谷因幡守の役所に召喚せられ、瀧勘藏に預けられた。爾來彼は謹慎、只だ讀書講學を是れ事とした。而して安政六年正月八日、二月十二日、三月四日、七月三日の四回に互り、何れも鞠問せられ、十月二日、評定所鞠問の後、傳馬町の獄に下され、十月七日死罪の宣告を受けた。

幕吏出張

今ま最初に町奉行石谷穆清より、屬吏を橋本左内へ差向けたる顛末を語れば左の如し。

橋本宅案内の事

御内狀得御意候。然者去る廿二日(安政五年十月)夜六半時過(午後七時過)町奉行石谷因幡守殿組同心板倉九十郎と申者、東御門所(常盤橋越前藩邸)へ罷越、大道寺七右衛門殿へ致面會度趣申聞候に付、御留守居役より七右衛門へ懸合之上、御留守居役所迄同人書役之者、案内致候處(外に組與力服部孫九郎、三好助右衛門、同心綿貫豊次郎、岡田源三郎、神田吉太郎、都合六人其餘手附之者五六人罷越す)何分只今大道寺七右衛門殿へ致面會度旨申聞候由に付、七右衛門及面會候處、石谷因幡守殿より(御名)家來橋本左内へ被相達候儀有之、御役所へ指出候様之呼出、別紙致持參、直様左内宅へ致案内吳候様、同人御尋之筋も有之、家内書類等及吟味候様、被申付候間、同人へ前以相移り候ては、勿論不相濟、早々密に致案内候様、袖を引留申聞候由に付、七右衛門相答候は、夫々屋敷作法も有之、左内儀は拙者共、別配にも無之、一存にて致案内、自然不法意外之儀出來候節は、如何可仕哉、何共難及御挨拶、其筋を以、御案内可申旨申聞候由之處、如何様尤之儀、然ば如何致吳候哉、申聞候に付、目付役へ申聞、夫より直に及案内可

孫右衛門
小屋

申旨、七右衛門相答候由之處、何分直様右之手續いたし、早速案内候様申聞候に付、則七右衛門儀、右之面々同道にて、孫右衛門御小屋へ罷越、七右衛門申聞候は、只今石谷因幡守殿組與力並同心等罷越、左内御小屋案内いたし候様申聞旨申居候内、右之面々何も孫右衛門御小屋に這入來り、孫右衛門へ申聞候は、右同様和泉守殿(老中松平乗全)御連にて、因幡守殿被相達候儀有之、橋本左内只今役所へ指出候様、依之早急左内御小屋へ案内致吳候様申聞候に付、孫右衛門相答候は、袴等著用之上、御達之様可承段申聞、然る處早急之御用に付、御著替杯に不及、其儘にて直様御案内可有之旨に付、袖を持、引立登候に付、何分暫時御指控可有之、因幡守殿御指圖には可有之候へ共、拙者儀も役前も有之候儀に付、此儘之姿にて罷越候儀は難相成旨、押切而申斷、(此間に左内方へ内密相通じ爲心得置候事故に、書通類心懸り之もの、悉く取出置候)

此の如くして偵吏は、漸く橋本の寓舎に接近し來つた。

【五二】 橋本左内の家宅搜索 (二)

左内宅に
至る

橋本左内家宅搜索に關する記事は、更らに左の如く續いてゐる。

緩々肩衣袴等著用いたし、夫より(此間再應急ぎ立候へ共、成丈け寛緩に著替等いたし候事)七右衛門並右六人之面々同道、左内御小屋へ案内、玄關に爲控置、左内へ右之趣申聞居候内(今宵左内方へ、石原甚太郎嘶に罷越、居合にて大に都合よし。直に甚太郎へ御家老中並御側御用人、夫々此段早急相達吳候様相托し候事に御座候。左内方へは、爲相知置候故、此時心得居候事、直様一統押込登り、孫右衛門申聞候は、何も暫御控可被下候。左内儀著替等爲致候上、御面會可爲致、且又左内儀、只今被召連候儀に候は、重役共へ申聞候上、御渡可申旨相答候處、右與力兩人申聞候は、又々只今因幡守、石谷穆清殿より、左内儀今晚御役所に指出に不及、明廿三日四半時(午前十一時)指出候様、御達有之候間、此段相心得候様、夫迄之處、左内儀は孫右衛門殿へ、御預け被成候旨申聞、且又左内御小屋書物類致吟

左内指出
御達

味候様被申付候間、孫右衛門殿指圖を以、檢證人相殘し、暫時左内召連立退居候様申聞候に付、御留守居兩人並組用人指添殘し置、左内儀孫右衛門御小屋へ同道致居候。

以上にて如何にも、突嗟の間ながら、橋本側の準備は、一通り出来てゐて、別段何等の周章狼狽もなかつたことが判知る。

書類搜索

然る處此間に左内御小屋日記並書通類等無之儀、逐一及吟味候へ共、譯書蘭書、其餘書籍而已にて、書付等は更に無之に付、(講口辰五郎並刀指等之宿狀様のもの少々、外に京都風説書其餘反古同様之もの少々、取亂候事、甚不審之趣にて、一切分り兼候間、今一應今晚左内へ相尋可申儀有之候間、左内召連來り候様申聞候旨、御留守居申聞候に付、亦復左内同道罷越候處、右與力服部孫九郎、三好助右衛門兩人にて、左内へ相尋候次第、並左内答之趣、左之通。(但同心共に、左内答之趣、逐一書留候事)

固より左内方にては、此事を豫じめ知りゐたことであれば、證據物件など残し

置く可き筈はなく、遂ひに彼等が目指す書類を得なかつたことは、決して不思議はなからず。

與力兩人尋

日記を求む

一 日記は無之哉。

左内答

無之候。從來日記は致し不申、殊に當節は蘭書翻譯の事に、専ら取掛り居り、日記に録候程の事も無之、旁日記體之ものは、一切無之候。書通類一向無之、甚不審に有之、是は如何。

書通は國元に同役とても無之、たまさか用向之文通國元より參候節は、用向之分は、來狀之附紙杯いたし、本紙に相添往復致候故、一切手前には止め置不申候。宿狀などは、簡略にして分り易きに依て、其裏に認返事申遣候。右之次第故、一向無之筈に候。併近便之文通二三通は、机之引出しに爲置申候。如何にも好辭柄だ。

他藩人文
通の事

國許は夫でも、他藩は如何。

他藩には格別懇意に致し、文通候人無之候。

どふも餘り文通類無之、不審に候。先刻孫右衛門殿へ、文通之事やら託し被行候は、何事に候哉。

夫は横山猶藏と申者、過日病死いたし、同日金銀算用之事、近々問信之節、申遣度候故、其請取書等、不取亂様にと相頼み候義に御座候。

如何にも人を喰つた申分だ。他藩には懇意に文通などする人無し、杯と、能くも云はれたるもの。當時橋本ほど交遊の廣きものは、多くなかつた。幕吏としては岩瀬、藩士としては西郷、其他彼は蘭學の方面にも、政治の方面にも、固より少からざる交遊があつた。

【五三】 幕吏と橋本左内の問答 (一)

橋本左内の寓舎に、書類搜索に來た與力同心等は、其の重要書類が、一切見付からぬに、不審を懷き、橋本左内に向て、質問したる次第は、既記の通りだ〔參照 五二〕而して以下は、其の問答だ。

請取書の類は皆残し置申候。

此表(江戸)にて、儒者其外何様之人物に付合候や。

廣く付合申候。儒者にも随分知り人有之候。

夫は誰等に候哉。

高名家では、鹽谷甲藏(岩陰)、藤森恭介(天山)位。

恭介とは懇意に致候哉、交通は致し不申哉。

恭介には兩三年前、鹽谷に文章の稽古相習候時分、何やらん會之席一度面會致し、其後は一二度出合候哉位と覺居申候。交通は一切不致候。

交際範圍
訊問

薩人との
交際

薩州之儒者には、付合不申哉。
薩州にて儒者と申唱候者、誰なる哉、承知不致候。

薩州之藩士には、知り人無之哉。

夫は隨分有之候。

其中學問いたし候者無之哉。

日下部伊三治之事には、無御座哉、是ならば致面會者に候。

伊三治とは、懇意に候哉。

是も當春比、一兩度之面會位にて、別段懇意と申程の事は無之候。

阿部十次郎家來には、知り人無之哉。

阿部十次郎と申者不存候。

傍より

阿部四郎五郎と申、神田橋外に候、其家來にて、勝野豊作と申者承知無之哉。
夫は承知致候。

勝野豊作
の事

懇意に候哉。

是は當夏(安政五年)比、長崎より印刷師小曾根乾堂と申者寄宿致居候に付、其節罷越、右乾堂に篆刻相頼其節始て面會致候位之事にて、懇意と申譯は無之候。

豊作、伊三治杯とは、文通いたし不申哉。

文通は致し不申候。

推返し再三文通之事相尋候。

推切て不致段申答。

又恭介には實以文通不致候哉。

實以て致し不申候。

此れにて見れば、幕吏もや、橋本左内の運動に關する消息の一片を心得てゐたことが猜定せらるゝ。

京都へは被參候哉。

上京の件

参り申候、

何故に参り候哉、定て用事可有之候、上京は何月頃に候哉。

上京は正月より四月迄之間に候、右上京之譯は、大阪表へ航海術道具類取調罷越、其序に立寄申候。

都合幾度。

都合兩度出京仕申候。

京師にて、伊三治、豊作に面會は不致哉。

不致候。

京坂交際人々

京師にては何様之人に出會候哉。

同藩之者には、面會いたし候。

何方に被居候哉。

屋敷内に居申候。

大坂にては何方に。

矢張屋敷内に罷在候。
屋敷は藏屋敷に候哉。
左様に候。

大坂にては何人に被逢候哉。

緒方洪庵方へ、原書調之爲、一寸罷越申候。

京都にては、何様之事被致候哉。

書物杯相求申候。

其外は如何。

其外に是と申事も無之候。

橋本は實に表向きの申譯けだけに返答をした。然も幕吏は此れにて満足はしなかつた。

交通再問
個様に交通之なきも不審なり。伊三治、豊作、恭介などへ、急度交通は致し不申候哉。誰ぞより被相頼個様に致候と、人の爲になる、人の助になると申様な事

にて致候事は無之哉。
無之候。

橋本は何處迄も知らぬ存せぬの一點張りにて押し通さんとした。彼も畢竟與力、同心杯を相手として、彼是言ひ争ふ程の事ではないと、當初から見縊りて、斯く爲したるものであらう。

【五四】幕吏と橋本左内の問答 (二)

尙書信に就いて

幕吏は、尙ほ橋本に向て、種々の質問をした。

手前に無之共、先方に有之、外より知候時は、御當人は勿論、御主人の御爲にも相成不申、あつたならば、あつたと申がよし。

然も橋本は之に答へて曰く、

左様に候、夫は承知之事に御座候。しかし無れば無いと申ものに候。元來文通之少き譯は、當分已前代替有之候後は、上下共格別相慎居、他藩之者杯、一切不立入様に致置申候故、一切他藩人には附合不申候。尤邸内之儀は格別、住居隔候事も無之、外文通にも不及事に候。

左候へば、代替已前には、何様之人參り候哉。文通も有之候哉。

代替りとは、安政五年七月、松平慶永隱居のことを云ふ。

江戸交通

拙者儀は、當表(江戸)に學問修行致居、蘭學等致候事故、附合候者多くは蘭學書生杯に御座候。且又代替以前には、隨分書生内之文通は致候へ共、無用之事認候書物のみ故、當座は皆反古や、小よりにいたし、一枚も留置不申候。留置候程要用之もの無御座候故に候。

其附合候人は、誰々に候哉。

同藩にも候故、第一坪井信道始其外蘭學家、大分承知之人有之候。

京都之風説書は、何人より廻候哉。

京都風説書

夫は拙者之物に無之、溝口辰五郎と申、同居之書生、大木忠益塾より借來候品に候。

忠益は何者何家來に候哉。

薩州藩にて、當府芝濱松町に住居致居中候。蘭書指南致候故、辰五郎稽古に參り申候。

大木塾之何と申人より借來り候哉。

夫は存不申候。

然ば辰五郎呼出し可申と申す。

辰五郎は、今宵他出いたし候。

御門外に候哉、又は邸内に候哉。

存不申候。

早く尋來れと真杉へ向ひ申。

其中忽ち辰五郎呼れ來る。

辰五郎喚問

京之風説書は誰より借り候哉。

辰五郎答

大木塾にて、大鳥圭介と申者より借り申候。

大鳥圭介は、他日の大鳥男爵だ。幕末には幕軍の將となり、後には明治政府の官吏となつた。

何様之心底にて借り候哉。

何様之心得は無御座候、只其邊に有之候故、借來申候。

真杉傍より

是は御覽之通、幼年之者に候間、必無貪著に借り參り候に相違無之候。

色々海防之書有之候。若哉海防危急と申書は所持無之哉。

夫は存不申候、海防臆測と申書有之候。

夫は何故の書に候哉。

是は文政年中、古賀侗庵先生の著述に候。

風説書借受心底

近來之海防書はいかゞ、
右臆測の外は、存不申候。

日下部
豊野
借書
賚貸

伊三治(日下部)豊作(豊野)杯へ、書籍は借し不申哉。

借不申、毎度申述候通り、左程之懇意なる譯には無之、年來相交、幾度も面會致候者とは違ひ申候。

前文之通、相違無之候はゞ、誠に明白なるもの、併役所へ被呼出候位の義なれば、中々不容易に候何ぞ此事と申心當は無之哉。
何も心當りと申は無之候。

今晚は先是にてよし、別に詮方も無之、何れ明朝御吟味可有之事と申候。

孫右衛門殿にて、左内御呼出に付ては、定て先刻より是と申心當御尋有之候哉、左内如何相答候哉。

別段相尋候程之儀は無之、左内申述候通り、別に拙者は猶更是と申心當り聊無之候。

右之外、孫右衛門へ相尋候儀も有之候へ共、左内答同様之次第にて、別に得御意候程之譯も無之故略之、

要するに一方は天下の橋本左内、一方は與力の輩、とても彼等が橋本よりして要領を得可き譯には參らない。

〔五五〕 橋本左内最初の呼出

橋本預け
らる
橋本左内と、文書押收に來りたる幕吏——與力、同心の徒——との問答は、上記の如く終つた。(參照 五三、五四)

右畢而孫右衛門へ申聞候は左内儀明廿三日(安政五年十月)四半時(午前十一時)因幡守殿(町奉行石谷穆彦)御役所へ御呼出迄之處、孫右衛門へ御預被成候。且又左内宅に有之候書物類も、御預被成候間、預り書付指出候様申聞、草稿相

渡候に付、拙者儀當時壹人役之儀に付、主用指支之儀も有之、今一人加り候儀相成間敷哉。且又書籍類等も封印も無之、取散し、所々に有之候ては、萬一非常之節、甚懸念に付、取集置候書付等御渡候上、御預り申渡旨相答候處、今一人之預り人は、誰にても不苦候間、後刻迄に申談之上、相達候様、書籍之儀は、必御入用之品は有之間敷に付、封印等も附不申位之事、決而封等には、不及兩三日之内、否可申達候間、夫迄之處、此儘にて指置候様、預り書付等認出來候は、後刻被指出候様申聞、何も七右衛門御小屋へ退去致申候、依之、今一人預り人、誰彼と左内御留守居共申談候へ共、外に指當り心付も無之、幸瀧勘藏儀は御用薄、殊に左内入魂之者に付、左内親類之趣に取計（左内親類之者、當詰に一人も無之）御留守書役へ、預り書付爲相認調判之上、御留守居を以、相渡候事に有之候。尤右之趣、委細孫右衛門より、御家老中へ相達御指圖之上、取計候事に有之候。
（此時曉七半時過、午前五時過）と相成申候。何共意外之事、臨時急速之次第、暫時之心痛、實に御憐察被下度候。

瀧勘藏

如何にも當時福井藩邸に於ける、役人共の當惑知る可しだ。

一 翌廿三日御呼出に付、御尋之次第により、左内請答之大意、於御用部屋御側御用人、並左内、孫右衛門等出席、種々御評議有之候へ共、御尋之意柄も素より不相分、治定いたし候儀は無之候筈、因て委細は得御意不申候。

翌日召喚に付、豫じめ其の答辯の件に付、評定したが、然も其の尋問の主旨が分明ならざるが爲めに、其の答辯に付ても、十分なる打合せは出來なかつた。

一 翌廿三日、四半時（午前十一時）石谷因幡守殿御役所へ、左内御呼出に付、預り人瀧勘藏指添並御徒目付三人御城使三人、外に途中飛脚御目付組兩人指遣申候。

一 町奉行所にて、御尋之次第、暮時過、左内、勘藏罷歸申達候次第、左之通、尤御徒目付よりも委細申達候。

今日御呼出人多く有之、漸暮時比に相成、御吟味有之、左内、勘藏兩人共罷出候様之達にて、白洲へ罷出候以前、左内、勘藏兩人共、熨斗目以上歟と尋有之、以上

訊問主旨
不分明

左内再呼
出

之旨相答、脱劍、提物、足袋不相用、夫より指圖に隨ひ、左内、勘藏兩人共白洲へ罷出候處、暫有之、因幡守殿出席有之候、掛與力服部孫九郎、秋山久藏、三好助衛門、高橋吉右衛門、此四人出席

左内預け
置申渡

因幡守殿直達にて、橋本左内と申、又瀧勘藏と申、左内其方へ御預け被成候旨被申、直様傍より與力下れと申聞候故、兩人共次之間へ相下り候處、與力一人罷出御用書爲讀聞候上、勘藏へ致調印候様申聞、同日調判候處、最早今日は御用無之旨申聞退出、外に何等之尋等も無之相濟候段、暮時過兩人罷歸相達、同日直に右兩人同道御家老中へ委細相達候事に有之候、右預り書付寫別紙指越申候。

此の如く廿三日左内は、差添人同道出頭したが、終ひに何等の鞫問をも受けなかつた。

一 右之通、左内儀、瀧勘藏へ御預に付、昨夜御呼出迄之處、孫右衛門兩人之預り書付、與力へ相渡置候事に付、取調候處、最早今日より勘藏壹人にて御預り

預り人左
内扱ひ方

成候に付、孫右衛門は懸合無之旨掛り與力へ申聞候。

一 今度左内御疑之筋に付、御吟味中、勘藏へ御預被相成、乍去外御預け人扱とは事替り候事にて、聊御懸念之譯は無之候へ共、御預人之儀に候へば、平常之通にも難被成、勘藏儀は左内方に罷在候事、然る處勘藏一人にては、病氣相障等之節、指支候儀も有之候に付、益田宗之、堤五市郎兩人申談、勘藏指支候節は、左内用辨候様、孫右衛門より右兩人へ相達置候、尤御家老中へ相達候上取計候事に有之候。

一 廿三日一度御呼出迄に付、同日迄無異狀、右は左内預一件同日迄之處、右之次第に御座候間、御承知可被成候、此一件御承知被成候は、嘸々御驚嘆、誠に可申様も無之次第、右同事憤懣之極に御座候、右之段、爲可得御意如此御座候、以上。

十月廿八日

請井澤當

以上は幕吏の橋本左内寓舎へ闖入より橋本左内町奉行へ召喚、並に御預人と

道局への報
なりたる顛末をば、江戸藩邸から、越前福井の當局へ報道したるものだ。
別紙 廿二日夜與力持參之切紙寫左之通

石谷因幡守内

久保田増也

品川金右衛門

林内藏進

御名 様(越前藩主)

御留守居中將

御家來

橋本左内

右者被相達候儀有之候間、病氣候共、手當いたし召連人差添、只今早々因幡守
御役所へ御指出可被成候。此段各様迄可得御意旨申付如此御座候。以上。

十月廿二日

廿二日夜預り書付相渡左之通。

(御名) 家來

橋本左内

橋本左内江戸幽閉中の詩

戊午初秋偶成

紀

半生落魄客三山東

管盡人間達又窮

浴罷閑居無一事

臥看星斗滿三秋空

(原本子爵松平慶民氏藏)

第十章 橋本左内の應答

【五六】 所謂る飯泉喜内御吟味一件

橋本預り書 橋本左内が瀧勘藏の預り人になりたるに付、同人より幕吏に提出したる預り書に曰く、

廿二日夜預り書付相渡左の通。

(御名) 家 來

橋 本 左 内 (以上再録)

右之もの今晚御役所へ指出候に不及、明廿三日四半時御役所へ可指出旨御達之趣奉承知候。夫迄番人附置不取逃様可仕旨被仰渡是又奉承知候。依之預り書指上申候。以上。

但左内宅に有之候書物も慥に奉預候。以上。

第十章 五六 所謂る飯泉喜内御吟味一件

午十月廿二日

瀧 勘 藏(印)

高田 孫右衛門(印)

服部 孫九郎殿

三好助衛門殿

廿三日町奉行にて、勘藏調印之書付左之通。

飯泉喜内
吟味一件

一 橋本左内 是は(御名)家來。

右之もの儀、先達而御牢屋敷預被仰付候御小姓組酒井隱岐守組曾我權右衛門家來醫師飯泉春堂養父飯泉喜内御吟味一件之ものに付、今日被召出、一通御尋之上、猶又御吟味中私へ御預被成奉預候、仍如件。

午十月廿三日同家來

瀧 勘 藏(印)

以上によりて橋本左内の罪案が、如何なるものである可き乎は、容易に推察が

越前藩邸
の當惑

出来る。但だ橋本及び越前邸に於ては、飯泉喜内其者に就て、何等知る所なかつた爲め、頗る當惑した。

抑も「飯泉喜内御吟味一件」とは、何事を意味する乎。如何に當時の越前藩邸に於て、當惑したる乎は、左記の藩邸から國許の藩廳に當てたる書狀を見ても推察せらるゝ。

御内狀得御意候。然者別内狀に得御意候通り(參照 五五)左内儀廿三日因幡守殿(石谷)へ御呼出に付、定而前夜吟味有之候趣を以て、(參照 五三、五四)御尋有之哉と存居候處、意外之儀にて、何等之御尋も無之、只兩人之名元計被相尋、剩預り書付に有之候通り、飯泉喜内御吟味一件之ものに付、御呼出し有之候。然る處右飯泉喜内と申者、左内儀是迄名前等も少しも承知不致者にて、素より如何様之人物哉、名元さへも存不申事、一切相知り不申もの之由にて、甚不審千萬、因て御留守居始へ、喜内人物穿鑿候處、誰有知候もの一人も無之に付、大道寺七右衛門へ託し、右喜内儀、何様之者に候哉密に探索候處、(則此度之一

喜内人物
穿鑿

件懸りの組與力秋山久藏へ相調候處、御屋敷御出入之由に有之。飯泉喜内と申は、七ヶ年以前より三條様御付に相成候者にて、爲に先年異船渡來之節、杯之砌は、此表へ罷越居、廣く儒者杯には、附合候者之由にて、到而之やまし様之もの由、都て所々へ取入、上方此表共之密事等承知いたし、逐一三條様へ、文通之往復致居候由。

飯泉一件の名候

飯泉喜内に付て、橋本左内が其名さへも知らなかつたのは、勿論不思議ではな^い。但だ幕吏は、飯泉其者が、志士間の諜報掛の如き働らきをなしつゝ、あつたから、一切此の大獄事件を、飯泉喜内御吟味一件とは稱するに到つたのだ。

江戸形勢
密通

又々昨年(安政四年)十月に、此表へ罷越、昨年來江戸表之形勢密事等、京都へ文通いたし、然る處先達て日下部、大橋杯と申談、水老公始御雪冤之一件、右喜内より京都へ文通いたし候處、露顯にて被召捕候由に申聞候趣、乍去素より虚實眞偽は不分明に候へ共、身分は右之通相違無之趣に申聞候由、左候へば其書通之内に、左内名元にて有之候哉共申聞候由に御座候。

以上は與力秋山久藏の所説。

何分何等之趣意柄は、懸り與力中にて有存不申由に候へ共、京都より申來候一件には、相違無之趣に相聞候由に申居候由に有之候。

主意柄不
分明

乃ち橋本の呼出は、京都よりの申告によるとの説、此れは事實或は然らん歟。因に此中より種々心配、密に探索之手順いたし居候へ共、未だ主意柄相分り不申。中將様(松平慶永)にも、格別御心配被爲在、今般之一件に付ては、嫌疑も有之、極密孫右衛門へ御意之趣も有之、晝夜探索之儀、篤心痛致居候事に御座候。別段大道寺七右衛門へ相託し、是又所々へ配意いたし置候處、何分京師より之一件には相違無之儀は、慥に相分り、今一度京便有之迄は、左内御尋等も無之趣に相聞申候。

中將雪冤
の端

幕府にて、實は呼出はしたものの、其の罪案を未だ得なかつたものであらう。懸り與力を始、御右筆組頭邊も、聊趣意柄存不申趣、追々相聞候。配慮は十分に七右衛門より手を附置候事に御座候。何分京師一件之儀に候へば、左内始聊

懸念之儀は無之、却て中將様(松平慶永)御雪冤之端共、可相成と申居候事に御座候。

此れは餘りに樂天的の觀察だ、中々以て雪冤どころの事ではない。

何卒右様之運びにも相成候様、奉^レ念候。後便迄には、見當も相分り可申候。何卒早々御吟味濟專念之外無之候。尙後便得御意度、如此御座候。以上。

十月廿八日

此れにて如何に「飯泉喜内吟味一件」に就て、江戸に於ける越前藩邸が、當惑したるかゞ判知る。然も京都に於ける長野主膳等の眼中には、まさか橋本が安政五年の上半期に於ける、京都の暗中飛躍を見逃すこともあるまゝ。

【五七】 橋本左内應答書 (一)

敬次呼出

橋本左内は、安政五年十月廿三日町奉行石谷因幡守の役所に呼出されたばかりで、別段の鞠問も受けず、其儘同藩士瀧勘藏に預けられ、閉居してゐたが、翌安政六年に至りて、正月八日、二月十二日、三月四日、七月三日、凡そ四回呼出された。其の鞠問の詳細は、悉く之を擧ぐるは煩に禁へないから、先づ七月三日の分を、此處に掲ぐることにする。

七月三日
應答

七月三日應答

其許義、先達より、逐々御調有之、申口一通相聞候へども、手續之内、先方申口と、齟齬之廉も些か有之、且承漏候義も有之候に付、尙又今日念入相尋候。篤と無間違様可申出候。

承知仕候。御大切之御吟味筋に候へば、幾重にも能不間違様御吟味奉願候。

其許去年(安政五年)正月下旬、横山猶藏と申者と致同道、上方へ罷越候由、右猶藏も其許同様側勤に候哉。

學問所勤に御座候。

其許は側向勤にて、學問所兼勤に無相違候哉。
左様に御座候。

右罷越候趣意は、近來公邊より海防筋之事、御處置被仰出候折柄、先代主人（松平慶永）にも、深國家之御爲被存詰海防之事、種々心配被致、於國許も、遂に大船製造等相始候に付、航海術急務と申事見込有之、其取調、且書籍、道具等、取調候爲、兩人被差遣候由、無相違候哉。

無相違候。

眞實使命

以上は橋本上方への使命として、表面の沙汰に出でたるもの、固より眞實の使命は、一橋擁立運動が、其の重なる一であつた。

一橋擁立の件

其砌於京師海防之風説區々有之趣、取沙汰致に付、海防之義は、兼々主人心配も有之事、又近來は、時情も不容易候事故、海防之義、自然御不行届有之候ては、大切と存詰候に付、右取調旁、海防論之御模様も内々探索いたし、且又右に付ては、御根本御手厚に相成候事肝要に付、速に御養君様御治定被極、御國家御

安泰相成候様と、關東に於て建白有之候通、指當り一橋刑部卿殿、賢明、年長之御方故、此と定り候様、京師へ罷越候上、夫々可申立旨被申附候由、左様に候哉。此れは如何にも、要領を得たる訊問だ、事實全く此の通りと云ふの外はあるまじ。乃ち橋本の答は、左の通りだ。

橋本答辯

事柄は先左様に御座候、併京師にても、右等之情狀能御飲込被爲、在候様に致度と申迄にて、無理も否も、刑部卿様御立被下候様、願度と申すにては無之候。幕吏更らに一拶を與ふ。曰く、

主は養君か

右二條之内、御養君様が主で、航海術はほんの名目であらふ。此れも實に中竅の尋問だ。

航海之方、主意に御座候。此義は既に毎々申立候得共、于今御分り無之と相見申候。左候へば、書籍買入候先々、硝子並時計等取調候先々一々可申哉。個様之事、唯辭之上にて、如何ほど主客を争候とも、決候時は無之と奉存候。

橋本としては、斯く申開くの外はあるまい。されど事實は全く強辯と云はねば

なるまゝ。

變名の理

其ならヨイ、能分ツタ、扱其許桃井伊織と變名相名乗候譯は如何、道中は其を

名乗候哉、本名にては何ぞ京師にての指支あると見へる。

道中は横山猶藏に介抱相頼候故、先觸其外共、猶藏名前にて罷越候。

猶藏は道中丈同道のみに候哉。

左様、外に何も關係無御座候。

曲辯の困

先づ途中だけのことは、此れにて申開は立つたが、變名の一件に付ては、更らに申開を必要とする。凡そ事實を曲ぐることは、如何なる博辯雄辭の士も、決して容易の業ではない、流石の橋本左内も、一身は兎も角も、主家を累はすまいとの立場からの受け返答であれば、其の平生の本領を發揮するに、頗る遜色ありたるは、固とに已むを得ざる次第であつた。

【五八】 橋本左内應答書 (二)

變名の譯

橋本左内が、上方運動中、桃井伊織と變名したる一事に就ては、彼の答辯も、聊か苦しかつた。

其はヨシ、變名之譯は如何。

變名には候はず、此義も先達能申上候に、未だ御分り無御座候哉、總て事は過去候後より疑心にて考候へば、随分あしくも、善も被考候間、其時之實情を御汲察被下度候、私改名之譯は、京都には近附之者も随分有之候故、舊名名乗参り候へば、夫々附合事も有之、招の招かるゝのと申内、日數も相立、暫之逗留中に、左様之事にては、主人申附候事も難調、且一己に取候ては、失却にも困り候義故、改名相願候事に御座候其他には何等之仔細も無御座候。

幕吏は、此の問題には更らに追究せず、鞠問の筋は、一轉した。

夫は能分ツタ、大學(三國直準)に面會之始末は、大學申立候口にては、近藤了介

三國大學
面會の始末

と申もの、宅にて、其許に面會いたし候様申候。此は甚不審に候。如何。
左様に御座候併其には甚入込候譯合御座候。元來了介は、京邸の役所に罷居
私は長屋に罷居候。長屋は手狭に候故、來客に面會之節は、いづれにても右役
所之客館を借り、對談仕候事に御座候。夫故大學は了介宅と相心得候義と奉
存候。

了介は何勤に候哉。

目付方手先に御座候。

輕輩に候哉。

左様に御座候。

何故大學は、了介宅に罷越候哉。

了介は何か他之調事にて、折々面會も仕候様に承傳候故、私より了介に言傳
相頼候て致、面會候迄之事にて、餘は一切了介に關係は無御座候。

夫も能分ツタ、大學に面會之上、主人(松平慶永)之意通、具に相述、海防之義方今

近藤了介
との關係

御大切至極、夫に付ては、年長賢明之御養君被爲立候事、御急務故、刑部卿(二橋
慶喜)御名指にて、關東え被仰下候様願度趣、太閤(鷹司政通)へ言上致吳候事、主
人心願之由相述候處、大學も其程之義、一分にも返事出來ぬと申、其後小林民
部へ申談候て、其許を引合せ候由、其面會は其許より相頼候由、且面會之後、主
人直書被寄相渡候由、左様に候哉。

幕吏一切
承知

此の如く幕吏の手には、一切の事實が擧つてゐた。此れは畢竟、三國大學、小林民
部杯の申口にて、斯る材料は、幕吏の手に入つたものであらう。此れに就ては流
石に橋本も、今更ら之を言ひ消す可くもなかつたであらう。

小林面會
の事

辭之輕重は、先達私より申上候と、小々相違仕候へども、大段手續は、左様に御
座候。但民部へ面會之事は、大學より申出で相頼候義に御座候。

其面會は、其許より申込候様、兩人(三國、小林)とも申立候。

右に就て、橋本は左の如く答へた。

たとい兩人申立候ても、私口より申候事なれば、私に覺御座候。元來大學之事

さへも、能は存じ不申位、まして小林と申ものあるや無やら存不申、其あるや
らないやらしれぬ小林に、私より何之縁を以て、面會を頼候事出來可申哉。
何様ソレハ分ツタ。併し大學より面會を頼でさしたと申ては、餘り大學は世
話しすぎた事、其許は主命のことなれば、是非とも遂たきが、當りまへだ。左す
れば、其許より頼んだとして、大抵にして置いてよからう。

一切分明

承知仕候、左様候は、已後大抵な處で、御返答可申上候。

其では濟だ。右之處は、尙又先方も可承候。しかし此はどうでも格別な違はな
い。小林には三月十三日夜、大學同道にて面會に參つたと申事に候。然處右様
大切之事なれば、口上のみにては、六ヶし。主人之直書にても參り候はば、可然
可取扱旨申候由、左様か。

斯くまで事實が擧りたる上は、他に致方がない。故に橋本は、
左様に御座候。

鶴飼不滿

と答へざるを得なかつた。兎にも角にも、京囚の連中、小林、三國杯は、殆んど一切
の事實を白狀したらしく見受けらるゝ。鶴飼父子が、之に對して非常なる不滿
を懷きたるも、彼等の立場からすれば、亦た無理からぬことだ。

【五九】 橋本左内應答書 (三)

松平慶永
直書の事

尋問は松平慶永の直書に入る。

主人直書にて、海防筋之事、當今之要務、右に付御養君様、早く御定り、公儀御根
本愈御手厚に相成候心願に罷在候に依て、何とぞ當時年長賢明之御方、刑部
卿殿御名指にて、朝廷の御沙汰を蒙度との趣相認、末に中將、三國大學どのと
書き有之候由、左様か。

三國の一
切白狀の事

此れにて見れば、三國大學(直準)は一も二もなく一切を白狀し切つたことが判

知る。斯く證據を幕吏の手に握られては、橋本の答辯も、聊か苦しからざるを得なかつた。

直書之文言等は存不申、其趣意は承知仕居候處、大低左様に御座候。唯朝廷より御名指之御沙汰と申事は、恐く有之間布奉存候。其譯は主人常々憂居候は、世間之論紛々にて、御養君様の尾水(尾張、水戸)の田安のと、口々に申立候故、一橋公は御年頃と申、賢明と申、御相當と申事、京師にても、御分り被成候様と申處主意にて、固より身の爲に謀られ候にても、又人に頼れ候にても無御座。唯宗家之御爲、天下の公論を、どこまでも被通候までの義に御座候へば、我方より是非ケ様〱にと申物數寄ケ間布ことは無御座筈に候。

夫はいか様能分ツタ。御趣意柄は別に悪しき事にてはない。随分ありさうな事じや。大學(三國)との面會は、日限分らずと先方申立候。三月何日の頃に候哉。三月七八日頃に御座候。

正月廿六日出立、二月七日頃著にて、其迄なせ面會いたさぬ。

三國面會
日時

其迄専ら航海術之一件に取掛り居候。

成程能分つた。扱直書之事は、三月十三日に談し出來候而、同下旬に著候由、百里外之事には早く過候様被存候。何ぞ偽書にても致し候哉。又は五日切位之飛脚にて往返致候哉。

六日限飛脚にて申遣候。

上封は平本平學と有之候由、大學申立候。左様に候哉。

左様に御座候。

夫に宜く頼むと、其許添簡いたし遣し候由、左様に候哉。

左様に御座候。

平學は側役故、取次いたし、上封致候哉。又態と拵らへ候名にては無之候哉。

平學は側役に御座候。

其はよし。

三條實萬
との關係

此れにて三國大學、小林民部を透して、鷹司太閤と、松平慶永との干係に就き、橋

本周旋の一件は、一先づ打切りとなり、轉じて三條實萬との干係に及んだ。諸三條家諸大夫森寺因幡守方へ、土州家之書狀持參致し罷越候由、右土州は三條家並因幡守え由緒有之家柄故、因幡守も致面會物語仕候様申立候、左様に候哉。

左様に御座候。

證據擧げらる 此の方面の證據も、亦た幕吏の手に握られてゐる、今更ら橋本に取りては、事實を事實と云ふの外は是れ無かつた。

其節因幡守へも海防之事、並御養君様一條相話、何分御名指之御沙汰蒙度由申出候由、其許は方々へ右之義致口入候義に候哉。因幡守え相尋候義は、主人より含も有之、京地之風聞相調候迄之義に御座候尤海防之御模様承合せ候折柄、遂に關東之風説杯、先方よりも及穿鑿、且主人之存意杯も、尋候に付、唯彼此一通之話申述候迄之事に御座候。土州家之書中は、承知あるまい。

左様に御座候。

橋本使命追究 此れより山内豊信が三條實萬に與へたる書狀の事、及び漸次に橋本の使命を追究し來る、元來橋本の入京は、此の一書が重なる手引きとなりたるものにて、洵とに重大の一件だ。

【六〇】 橋本左内應答書 (四)

山内豊信書簡に就き 鞠問は尙ほ土州家(山内豊信)の書簡に繋かりてゐる。此の書簡は云ふ迄もなく山内豊信より三條實萬に與へたるもの、先づ橋本左内に對する、紹介狀と云うてもよいものである。

右書中には、當時京師にて、海防は打拂之御論之由、乍去今日に相成候て之打拂之御論御至當にも不奉存、越前守(松平慶永)土佐守(山内豊信)杯の了見にて

は、富國強兵之事を先として、其義調候上にて、及一戰候は兎も角も、何分目前御手切に相成候事、深爲國家憂懼仕候間、何とぞ此等之趣、御含被置候様に願度と、三條家迄被申遣候由、是は越前守、土佐守兩人内存之處に候へば、左も可有之義、且隨分有之大事ないことと被思候、左様に可有之哉。

斯る間に對しては、橋本たるもの、固より彼是異存のある可き様はなかつた。

三條公拜
調の次第

左様に御座候、主人(松平慶永)兼て之存意は、右様に承及申候、

其許三條公(實萬)へ拜調して、額字を願ひ、且海防等之論も申上候由、夫は何と申上候哉、又何故拜調相願候哉。

左様に御座候、兼て御威徳之御沙汰伺居候故、幸之折柄と存じ、因幡守(森寺)に相願候處、拜調丈は、隨分相叶可申と申聞候事に御座候、海防之義は、世上之取沙汰位にて、大低因幡守え相話候とも、まだ一等輕き事に御座候。

それ然り、豈にそれ然らんやだ、此れは橋本が故らに事實を枉げて、斯く云ひなしたものであらう。

其節は若狹守(因幡守の子)が、紹介したと申事に候、左様か、
左様に候、

養君運動
の件

三條公や、因幡守へは、隨分御養君之事も、頼だであらう、左なくては上京の甲斐があるまゝ。

幕吏は能く事情を知りてゐる、今更ら抗辯も六ヶ敷い。

初にも申上候通、京師之御取違を辯候了見は御座候得共、無理も否も拵も参り候にては、無御座候故、御考之様に厚ケましくは無御座候。

橋本も斯く手輕く受け答へする外はなかつた。

大學(三國)へ話した程は、入込ぬか。

左様に御座候、受方も違、申方も違候。

四月上旬に、三條家より土州へ之御返書と、額字を戴き、罷歸候由、土州狀を、因幡守へ届候はいつ頃に候哉。

此は京著二日後の事に御座候。

土州狀届
けの日時

三條家へ土州之狀は届候へども、个様く、と申、強て之願も無之、別に先方へ約定之事杯も不致に無相違哉。

相違無御座候。

其れならよし、此も分つた、其外堂上方へは、手を出し申さぬか。

左様に御座候、私より申上候程の事は無御座候、乍去御不審も御座候は、御吟味可被下候。

周旋

夫でよし、左様なれば手出し無之と見へて、手續之始末は、能分つた、右之通なれば、何も指て悪しと申事はない、主人の存意も能分つた事なれども、御養君様御一條は、不容易義に候へば、主命とは申條、其方勘辨可有筈に候、夫をも不願引受致、周旋候は、其方も其丈は、可恐入筈に候。

茅根と橋本の相違

水戸側なる茅根伊豫之介などは、周旋の一件を、一切自分一存の事として、其の主人齊昭には、何等没交渉と辯明してゐるが、橋本は、當初から主命を奉じて、周旋したことを、憚からず明言してゐる。此れは、銘々其の立場が同じからざる爲

めでもあり、又た銘々の見識にもよる、何れを是とし、何れを非とする譯合のものではない、何れも其志の如く、斯く爲す可き筋のものと見て、差支あるまい。

【六一】 橋本左内應答書 (五)

周旋の辯

流石は橋本左内だ、彼は養君問題に、如何に主命とは云へ、自から干繋したることを恐れ入る可きだとの幕吏の言に對し(參照 六〇)、却て左の如き、積極的の申分を陳述してゐる。

夫は兎も、角も先達より京師へ掛合之手續は、毎々御尋御座候へ共、趣意柄は、頓んと御吟味無御座候、右様之御大事、主人一己之存意を以て、周旋仕候事、いかゞ被思召候哉。

橋本の逆

此の如く彼は手續論を蹴り飛ばして、目的論に進み、何故に國家多難に際して、

年長賢明の養君を希望するのが悪しき乎と逆襲を試みたされば幕吏も致し方なく、

其趣意に於ては、何も悪い事はない。

と答へた。然も橋本は更らに念を推して、

そこは能御分り御座候哉。

と問うた。幕吏は、

夫は能分つた。

と答へざるを得なかつた。此に於て彼は一步を進み、

左様なれば、私は主人の爲、可成丈心配可仕筈かと奉存候、

と突き込んだ。

夫れはそうなれども、其許は又主人の爲を可存筈。又主人とても、善事でも仕過ぎてはわるい。元來主人は公邊之御爲、國家之御爲と被存被致候に相違はあるまい。併し善事も過れば、却て御爲が害になる。

君臣努力の辯

私は主人之爲を可存筈なれば、主人は公邊之御爲可存は、勿論に御座候。主人兼々申居候は、當時は、御時節も御時節、家柄も家柄なれば、公邊之御爲には、分けても心力を可盡と申居候。

幕吏の諫評論

今や鞠問者の幕吏は、却て受太刀となつて來た。夫れはそうでもあらうが、其許は幾度でも諫めそうなものじや、諫めたか如何、又たとゝ主命でも、右様な身にあまり候事は、うけて濟ぬ。

橋本論破

此れに就ては、橋本は左の如く堂々と論破してゐる。私身分之事は、私より可申上筈にては御座らず、諫めるとも諫ぬとも、臣たるものゝ口より可申義にては有之間敷奉存候。固より存意之事は、篤と申立置候間、其御吟味に御座候へば、夫々其筋へ御穿鑿奉願候。また惡事之外は、主命なれば、辭退仕筈はなき様、心得罷在候。

主命奉水の件

此に於て、幕吏は曰く、
主命を受ぬがよいと申にてはナイ。大切な事なれば、勘辨がありそうな事じ

や、主人之致候事の悪いと善いとに不拘、何分其許之身分に取て、恐入たがよい、其れはそれ昨冬(安政五年の冬)石谷因幡守殿宅にて調べの節、日下部伊三治にも懇意には候へ共、昨今之事にて、中々御養君様杯機密之話は仕らず、勝野豊作にも面會は致し候へ共、上京後之事にて、彼宅に致逗留居候小曾根乾堂と申、長崎印刻師に印を頼に罷越候節、兩度致面會候迄にて、中々上京之手續杯相咄筈はないと申答候。
其に相違なきか。
相違無御座候。

京師之手續も、大學(三國)始、因幡守(森寺)杯申立候處は、無相違哉、先刻御沙汰之通に候へば、少々の輕重は御座候へども、大相違は無御座候。
左様なれば、又一度先之口相調、愈相違なければ、其でよい、此後改て吟味有之とも、今日の通申答たがよい、其時不都合にてはならぬ。
承知仕候、何遍にても、今日之通、御答可申上候。

其なれば至極よい、今日は此でよい、また改て尋があるであらふ。

橋本の日的論

以上は安政六年七月三日の應答の筆記だ。橋本も出來得る限りは、其の京都に於ける周旋の手續き等を手軽くし、造作無くし、極言すれば、事實を隠蔽せんとした。然も大體に就ては、三國、小林、森寺の徒が、既に語り盡してゐるから、其の證據を、幕吏の手に握られてゐる事柄は、今更ら如何ともす可き様はなかつた。此に於て寧ろ進んで、其の手續論を抛却し、其の目的の公明正大にして、一念憂國奉公に外ならざる所以を、陳辯し、遂ひに此の一點に於ては、幕吏をして首肯せしむるまでに至らしめた。

【六二】 橋本左内最後の應答(一)

最後應答

橋本左内は、既記の如く、安政六年七月三日、町奉行に於て、糺問を受けた以來、其

の儘同藩士瀧勘藏の預人となりて、謹慎してゐたが、十月二日、評定所へ召喚、糺問の後、傳馬町の獄舎に投せられ、尙ほ數回糺問を受け、十月七日、愈よ其の審判を申渡された。此處に掲ぐるは、處刑間近かく、安政六年十月（日取未詳）即ち最後の應答書と云ふ可きものだ。

先達より申立候趣、一通相分り候へ共、先方申口と齟齬之廉も有之候故、尙又相尋候。

承知仕候。

横山猶藏
同道の件

其許義去年（安政五年）正月下旬、航海術取調旁、京都之風説等取調之爲、横山猶藏と同道罷越候事相違無之候哉。

相違無御座候。

猶藏も其方同様風説取調、且御養君御一條等相蒙り、罷越候義に候哉。

同人は航海術用向丈に御座候。

左すれば其方に關係無之哉。

三國大學
と越前家
との關係

左様に御座候。

正月廿七日出立、二月七日頃京著、夫より三國大學に引合、並森寺因幡守へ致面會候事無相違哉。

相違無御座候。

右大學は兼て知り人に候哉、且越前家には格別由緒も有之、以前は出入も致し、扶持も貰、今以前段之趣、先方にて申立候。

愈相違無之候哉。

知り人には無御座候。其の餘は御沙汰の通りに心得居候。

夫故及面會、主人意通りの事可申述と、内々含も有之候て、彼御養君様一條をも申出、當今海防御大切之折柄故、御根本御手厚に無之候ては、皇國之御爲、御家之御爲、誠に御大切に被存候間、年長賢明之御方様、速に被爲立候様、於京師も厚御心配有之候様、且一橋殿は、右に御相當之御人體と申可相話置、周旋相頼むと申候事、無相違候哉。

左様に御座候。

然る處大學申には、斯様之御大切な義、私一分にも御返答難申上、猶又相考及御相談可申と歸り候由、其節大學へ面會申込候は、近藤了介と申者、兼て大學へ知り人故、此を以て申込候由、且初て面會致候は、三月十二日の由、愈無相違候哉。

左様に御座候。

小林面會の事

其後大學は小林民部へ相談に及び、右様之義、口上取次のみにては如何之旨申聞候に付、其許より民部へ面會致し、相頼度相願面會候處、此義は主人より直書にて參り候はゞ、心配も出來候由相話候故、其次第を主人方へ急便にて申越候由、左様か。

此は少し間違候。私より民部へ逢度と申出候義には無御座候。先方より面會致度と申候義に御座候。

其は其許は主命之事故、随分我方より推て相願候筈、先方より申候は不審に

候。

左様なれば先方御尋可被下候。

然し此位な處はどふでもよからう。

明白に御分りの上、主客の違、どふでもよい譯なれば不苦、併し實事はどこどこ迄も、私より面會の事、申出で不申候。

橋本陳述振り

此の如く橋本は、事苟も事實と相違するものは、其事の輕重大小に拘らず、一歩も假藉しなかつた。彼は飽迄も白を白とし、黒を黒とし、事實有りの儘を、正々堂堂と陳述せんとしたものだ。

三國への直書

よしよし、其後大學へ直書（松平慶永より）參り候處、何分厚相含可申旨、民部より申答候由、大學より相話候由、左様か、と心得居候。

右直書は平本名前之由、其面會の節、菓子料百疋民部へ遣候由、餘り輕少な事に被思候、外に何も不遣候哉。

百疋も大學へ頼み、同人の心得を以て遣し候様、頼申候。最も天下の御爲にも可相成筋と心得、及相談候義も候へば、金銀で拵た、頼んだなどと申、卑劣な話とは大相違に御座候。

左様ならほんの菓子料許か。

左様に御座候。

如何にも堂々たる口吻、とても頭を低れ憐を乞ふが如き態度は、藥にしたくも相見えな。

【六三】 橋本左内最後の應答(二)

三條實萬
面會

森寺因幡守方へ、二月十日頃に、土州家より三條家行の書狀、並同家より因幡守方への書狀一通とを持參致し罷越候處、同人留守に付控居、歸宅の上及面

會候て、書狀相渡し、翌日又罷越候て、内府様(實萬)へ御逢相願候處、其翌十二日に御逢有之、其節は作若狹守が紹介致し、内府様には、御書齋様なところ御逢有之候由、其節其許より今度堀田備中守殿御上京被致、海防向忤色々御申立も可有之候間、何分厚き御考被爲在、一概御打拂も可不宜、御養君様の義は、賢明年長にして人望も有之御方早く御定り被成候事可然、其には一橋殿御至當、依て京師より右御人體の處、御名指にて、御沙汰御座候様願度ものなどと申上候由、左様か。

以上の幕吏よりの訊問は、如何にも事實と、要領とを得てゐる。此れにて幕吏の手には、事實が能く握られてゐたことが判知る。

事實の承
認

左様に御座候。併し堀田殿へ關係致し候事は何も無御座候。且三條公へは、専ら關東風説申上候迄にて、御養君様の事も、唯處々に申觸候義を申上候迄に御座候。

此れは橋本としては、斯く云ふの他はなかつたであらう。されど事實の總ては、

恐らくは幕吏の訊問通りに相違無かつたであらう。

それでも因幡守が前文の様に申立た。

森寺誤謬
夫は同人が知つた事では御座候はず、御逢之節は、傍に因幡守などは居合不
申候。

成る程森寺は橋本が三條公との對話の傍には在らなかつたであらう。されど
彼は其の要領を與知しない筈はない。元來此の面會は、森寺の手によりて行は
れたものだ。然も橋本の使命に就ては、森寺が先づ心得てゐたものだ。

三條公答
辯の事

それはまあとんでも大抵似寄た事じや、其節内府様(三條實萬)よりの御返答
に、當時は御政務には關係なく候故、此方などいかに存候とも致方なし。

乍去何ぞ右等の事も承候はゞ、又可相話と被仰候由。

左様に御座候。色々世間の事申上候處、此方などにはあづからぬ事には候へ
共、尙又右様の處も承り候はゞ、内話も可申と被仰候。

其節御染筆も相願、其後四月二日頃に、勅答之寫と、並堂上方額字式紙等願置

勅答

候ものを取集め、因幡守より受取持還り候由、左様か。

勅答とは何の勅答に御座候哉。

此は□□のじや、□□□る。

勅答とは備中守殿へ被仰出候ものに御座候哉。

左様。

左様に御座候。

右の通に無相違哉。

左様に御座候。併し輕き事が、兎角御深取になり候様奉存候。

扱右の答、其許主命も有之事故、別段とは申條、重き御事柄を取扱候丈は、既に
先達より恐入て宜筈じや、愈此處は深く恐入て居るがよい。此上心得違が出
來候てはならぬ、

幕吏の眼孔は、既に其の罪案の要點を、此處に指定してゐたことが、言表より察
せらるゝ。

橋本の不

御爲筋と存候處、段々御手数に相成候は、恐入候事に御座候。如何に橋本其人が強頑不屈なるを見よ、彼は言葉では恐れ入ると云ふも、其心中には、毫も恐れ入りたるところは見えない、然も其言葉さへも、段々御手数に相成候は、との制限的のものだ。

扱又日下部伊三治、勝野豊作にも懇意の趣相聞へ候故、先達來段々尋候處、伊三治も一通懇意に候得共、昨今の事にて、重き御事柄、御養君様杯の事は話さぬ、豊作には小曾根乾堂と申す印刻師に面會を頼罷越候節、兩度面會致候迄の事の由申立候、愈左様な譯斗で、京都の手次などは話さぬか。
左様に御座候。

ソウでは有まい、話た事がある。

あるならば承度候。

隠さず申すがよし。

かくそうにも可隱事が御座らぬ。

養君問題
追究

伊三治や、豊作が今居らぬ故、丁度都合よく申にてはなきや、其許は元來主人の内意を受、周旋致候義に候へば、随分御養君様の事位を頼そうな事、且豊作にも何ぞ話もありそうな事、あつた處が、何も指て心得違と申でもない、何んともあつた事は不拘申方がよい。

左様に御疑に候はゞ、乾堂へ御尋御座候へば可相分筈と奉存候、又一通り打拂の論はわるい、西洋の形勢は、昔と違う位な事は、相話申候、夫でも可申上哉、其には及ばぬ。

左様なら當節御尋筋に關り候事は、毛頭無御座候、若あつたと申者御座候はば、其者へ御引合可被下様に願度候、それならばよし、今日は是でよい。

隠蔽不可

此れが最終の幕吏對橋本の問答であつた、要するに京都周旋の事實は、殆んど悉く三國大學、小林民部、森寺因幡父子によりて幕吏の手に擧げられてゐた、されば如何に橋本の辯舌もて之を覆さんとするも、そは到底不可能であつた、さ

れば彼とても其の大體を認めざるを得なかつた。

第十一章 橋本左内の心事

【六四】 橋本に關する中根の記事 (一)

橋本の日
的論

橋本左内の應答書を読んで、何人も氣付くのは、主命を奉じて、京都に於て周旋したと云ふ一點だ。而して彼は幕吏が、徒らに周旋の手續、及び方法に就て、彼是と訊問するを不快として、何故に其の大眼目、大精神を看取せずやと反問してゐる。彼は天下の爲めに、徳川家の御家門たる越前家が周旋するは、是れ當然の事であると、正々堂々陳辯してゐる。併し問題は、尙ほ残つてゐる。彼は何故に一切を自己の責任として、主家を煩はさざらんことを勗めずして、此の如く其の責任を、主家の上にも擴大するの結果を來たすことを顧慮しなかつた乎。

中根雪江
の論

必らずしも其の解説と云ふ程でもないが、彼と同功一體の、然も彼の先輩にして、且つ上僚たる中根雪江は、左内の友人、石原甚十郎の名に托して、安政六年十

二月、橋本左内事蹟を編してゐるが、其中に極めて短簡ではあるが、此の一件に關する記事がある。

橋本の覺

水府老公及正論の諸侯を幽閉し、吾公(松平慶永)亦其奇禍に罹る。實に七月五日(安政五年)なり。此日の夕、幕府公の同姓姻族を召す事ありて、吾公嚴譴に遭ふと喧傳し、一邸洵々として上下顔色なし。于時左内參謀中根某(雪江、按ずるに他人の名に托して執筆したるが故に、自己を斯く記す)に謂ふ、事既に聞くが如きに至る、吾輩二人の罪にあらざるを得ず、斧鉞の吾輩に及ぶ、固より甘受して辭せざる所なり。然るを若し譴責公の一身に止らば、吾輩唯死あるのみ、争でか靦然として、公の面を拜し、將た世人に見るに忍びんや、卿之を如何と謂ふ。某(中根雪江)曰、我意亦子の言の如し、豈獨り生るの義あらんやと、二人死を矢ひ、決然として、幕命の如何を待つ。公蚤く其色を察し、親書を裁して、之を賜ひ、死を止めて諷諭懇到す。於是左内死することを得ず。

此時の事情は、中根雪江の「昨夢紀事」に、最も詳細に録せられてゐる。中根、橋本兩

人は、實に松平慶永の左右翼であつた、彼等兩人が死を決したるは、彼等としては當然の事であつた。

橋本苦心

爾來心志を、公の冤辱を雪で再造の恩に答ん事に盡し、勞思傷神、形體殆んど消削するに至れり。十月廿二日夜、余輩酒を邸内の曹舎に飲む、初更午後八時、知印大樂寺七左衛門、執法高田孫左、市尹の吏數人と共に暴然として左内の曹舎に闖入す、余輩驚き竊に逃る、而して吏左内を孫左に附して引き去らしめ、七左等と共に遍ねく曹舎の内を搜索し、文書類を攫收し、而後左内に對談する爰時、又孫左に囑托、明日市尹石谷因州宅に參すべき由を令して歸れり。

橋本閉居

以上の事件は、既記の通りだ。(參照 五一—五四)

翌廿三日左内親族代瀧勘藏と共に、因州に至る。應上に於て、勘藏へ左内を預けらるゝ旨を命せらる。爾來左内曹舎に閉居し、他人に見えず、讀書監帖諷詠自ら娛み、生來始めて閑地を得たるを喜ぶと雖も、又吾公冤辱の未だ雪がざるを痛患せり。

閑地讀書

彼は此の餘儀なき閑日月を、讀書講學に用ひた。彼が安政六年正月十五日附にて、中根雪江に與へたる書中の一節に、

蘭書にて大分新得御座候。航海書にて帆、櫓、纜、碇等の運用、其他停泊之規則等、迄書載候。極新之著述も有之候。三間舎幽囚之身も、萬里の雲天を驅駛する心地仕候。其他測量書の簡而明者有之、多年之渴望頓に慰候心得、快々に堪不申候。

如何にも彼が轉禍作福の作用が想ひやらるゝ。尙ほ三月二日附、同人當の書中には、

獄中所思

長々幽居中、色々相考候處、何等の才識も加り不申、纔に居世上策は阿諛、々々の上策は、賄賂と云事丈發明仕候。

此れは小曾根乾堂や、平山謙二郎の書を、中根に托して、藩の家老其他に贈るに際しての添狀だ。固より文句以外に、彼の抱負を看取せねばならぬ。

【六五】橋本に關する中根の記事(二)

糺問屢々

中根は更らに橋本に就て、左の如く記してゐる。

十一月八日(安政五年)再度市尹應(石谷因幡守)へ呼出され、因州、監察松平久之丞と共に、詰問の事あり。己未(安政六年)二月十三日、評定所へ呼出され、更に改めて瀧勘藏に看護を命ぜらる旨、松平久之丞より左内及勘藏へ申渡された。り。三月四日、七月三日、於同所糺問ありき。

其の糺問の様子は、既記の通りだ。(參照 五七一六)以下之に關する左内の態度に就て記す。

橋本態度

左内毎に舍に歸つて談笑自若、一語の廳上の事に及ぶなし。故に人其の鞠訊の何事たりしを知る者なし。後窃に之を廳上に列せし吏人に聞くに、左内の糺彈に對答する、事連署に亘らざるは、觀縷實を以てし、度することあることなし。

此れは當り前のことだ。事苟も彼一身に止まりて、他に連及せざるものは、斯くありて然る可きだ。

時あつて彈官の間ふ所に汝が主人は知らざるなるべしと誣て、主公の罪を掩はんとするの語氣あれば、左内暗に吾主を圍護せらるゝの好意を感喜するの色ありと雖も、苟も尊王佐幕忠義の大節に關係する事件に至つては、昂然眉を揚て、吾公の誠意を推し、誣を斥け冤を訴て、毫も面從屈下することなし。

橋本心事

此に至りて始めて橋本其人の、他と同じからざる特色を發揮することが出来た。彼は其の行動が、實に天下の爲めを謀りたるものと確信してゐた。而して之を彼に命じたる主君も亦た天下の爲めに、然かしたものと確信してゐる。故に何は兎もあれ、主君の公明正大なる心事を、表白するを以て、第一義とし、此れを以て曖昧、塗糊の遁辭、飾辯を斥け、正々堂々其の真相を開陳したのである。されど斯る丈夫兒の心腸は、俗吏輩の諛會し得るところではなかつた。

幕吏の評判

依之獄廷肯ひ議す、水府其他諸臣の間に答ふる事、皆一己の私意に出で、曾て主人の知らざる所なるを陳じて、罪を己れに引き、孤忠憫むべきの狀あり、特に左内に在つては、其主人をして己と共に罪に陥らしむるに似たり、忠と云べからずと云へりと告たり。

評もの批

此れは獄吏共の沙汰であつた乎、將た越前藩に於ける、或る人々の評判であつた乎、何れにしても此の場合に、斯る觀念の出で來ることは、決して不自然でもなければ、不思議でもない。中根其人の記事は、此の一點に於て、聊か詳悉を缺くの憾みがないでもない。此れは彼が亡友の爲めに、故らに諱んだものであるかも知れない。

水滸士との相違

何れにしても幕吏の水戸諸臣を糺彈するや、幕吏は飽迄も事は水府老公即ち齊昭の命に依るものとの一點に引き付けんとし、水戸諸臣は事は全く自己の一存に出で、毫も主君と關する所なしとの一天張りにて押し透さんとした。參照四三―四九、然るに橋本の鞠問に限りて、幕吏は主命の件を、淡く打ち消さん

としたるに拘らず、橋本は飽迄も主命の件を、濃く言明し、確定せんとしたとは、甚だ受取り難き推説と云はねばならぬ。

中根の橋本辯護

惟ふに幕吏が餘りにくどくしく手續や、道行の細條、末節のみに没頭して糺彈するから、橋本は怵へかねて、大義名分の上から、此事の決して一人一己の私意でなき所以を、眞甲から論出し、而して其の結果が上記の如き餘り面白からざる印象を、幕吏に與へたものではあるまい乎、乃ち中根は左の如く橋本の爲めに辯護してゐる。

不知左内の不義にして、苟も免れんよりは、義に伏て罪を獲るに如かずとする大節志操あることを、吾君をして不義に陥るゝに忍びざるの忠赤を以て、翻て君を陥るゝの不忠とす。冤獄の因て成る所以と云ふべし。

以上は中根其人として、最上の辯護であつたらう。されど橋本の獄吏に對する言説に就て、不満を懷きたるものは、必らずしも幕吏其人にはあらずして、恐らくは他にあつたであらう。

【六六】 橋本最後の懺悔文 (一)

橋本非難

恐らく橋本其人が、幕吏に對して、無遠慮の放言の爲めに、却て主家を煩はすに至つたとの非難は、未だ橋本其人の刑死せざる以前からあつたであらう。而してその聲が、或は獄中の橋本の耳に入つたのではあるまい乎と思はるゝ節もある。そは兎も角も、橋本は其の刑死する前日、即ち安政六年十月六日附にて、左の如き密書を發してゐる。然も此れにて勿論明日が、其の絶命の日であることを豫知してゐなかつたことが判知る。

橋本懺悔

拜呈陳者、過日口書之節、主人内命にて、勅を願候との辭御座候を、其節狼狽して頓んと不心付、御請け致し、今日に至り、萬々思ひ出し、誠に心痛至極に候得共、致方無之、右様にては全く御先代様(松平慶永)不容易御心違と相成、御家にも拘り可申哉と、深く痛嘆に沈罷在候。

聊が不用意

此れは如何にも橋本其人の人間味を、遺憾なく暴露してゐる。人の將さに死せ

んとする其言や善しとは、宛も斯る場合を指して云うたものであらう。對獄吏の際は、只管其主君の報國の大義を申明するに専らにして、此れが爲めに、主家を煩はすの虞あり杯との點には、配慮に違あなかつたものであらう。而して其事を、口供の出來上りたる後に氣付いたものであらう。彼が斯く氣付くに至つたのは、或は外間の評判が、獄中の彼の耳に入りたるが爲めであつたかも知れない。

萬策窮す

右は私不行届より、如此御調上に相定候事に候義故、何卒今一度右之處申開致度候。色々工夫等仕候得共、此内に居ては、一向手段も無之、再御呼出之事も此内切に相談候得共、口書相濟候上は、致方無之旨皆々申聞候。全く此の通りにて、今更ら致方はなかつたものであらう。

私丈は右之科に被處、鶉飼杯同様に相成候共、(鶉飼父子は、既に同年八月廿七日に刑死)無是非候得共、萬一主家へ又々御嚴譴等御座候ては、私死後迄も瞑目仕兼候間、何ぞ御工夫も可無御座哉。外へ可申通方も無之故、内々右痛心之處、

極密得御意候

橋本の目的宣明

如何にも尤なる次第だ。此れは決して彼の本意ではなかつた。彼は唯だ當初から此の運動——一橋擁立一件——を、何れの方面から眺めても、正しき事と確信したから、此れを宣明するに急にして、他を顧みる餘裕が無かつたのだ。而して此の結果が、却て彼の不本意にも主家を煩はす虞れを生せしむるに至つたのだ。

橋本人間味

然も彼自ら、其節狼狽して、頓んと不心付と白狀し、明々地に其の弱點を懺悔してゐるを見れば、何人も此上彼を追責せんとするものはあるまい。否、苟も人情あるものは、却て此の如き弱點暴露に於て、彼の人間味を見て、寧ろ寸毫の抜目なき油斷のならぬ漢よりも、其の人物に、愛著す可き或物を見るであらう。

辭を盡さず

又私一分之處も、先方引合杯之處、大分相違仕、所詮主命とは乍申、公邊を不恐と申事に陥り申候。此等も嘆々布存候得共、何分御威光御嚴重にて、私共其御席にて辭を盡し兼候次第、何共不堪悲涙候。

彼の應答書を見れば、殆んど傍若無人に、能く言はんと欲する所を言ひ、辯せんと欲する所を辯じてゐる。然るに彼は、何分御威光御嚴重にて、私共其御席にて辭を盡し兼候と云うてゐる。乃ち封建時代階級制度の爲めに、人材彼が如きさへも、此の如く階級觀念の爲めに、自から壓迫せられたるものあつたかと、今日に於ては唯だ意外千萬に思はるゝばかりだ。

自ら憚らす先達て迄は、度々心中も吐候へ共、何故か私申上候處とは、御聞取模様違候哉に被_レ存候。此れ畢竟は私不辯之故に可有之と奉_レ存候。此等も能御察し可_レ被_レ下候。

彼は此の如く「此れ畢竟は私不辯之故に可有之」と云ふも、若し彼を不辯とせば、天下何人を不辯ならずと云ふを得可き。彼は何人の前にも、其辭を盡し得る膽識と、雄辯の持主であつた。然も斯る場合には、自から憚らぬところがあつたのであらう。

【六七】 橋本最後の懺悔文 (二)

主家を憂ふ橋本左内は、其の主人及び自己の報國の心事を、法廷に宣明するに急にして、却て此れが爲めに、主家を捲添へにし、主家をして重ねて嚴譴を被らしむるの辭柄を、幕吏に與へんことを虞れ、自から切々の情に勝へざるものがあつた。

乍去私一分の事は無是非、且今更何も所恨無御座候。

主家之儀は、實に恐入候事、誠に御宗家將軍家御爲筋被思召候ての事にして、御當代様御養君被爲定候前の事にて、既に御定りの事被爲聞候後は、深く御恭順の御思召厚く被爲在候等の義は、誰知る者も無之、此處は公邊へも不通して、徒御爲あしく御謀被成候様とのみ、上向へは、相達居候所は無之候哉と、益惱慮哀悶仕候。

如何にも彼が主家を思ふの心事、諒とするに足る「惱慮哀悶」の四字は、實に彼が苦衷の活畫と云はねばならぬ。

今度は主家へ再御嚴譴等有之間布鹽梅に御座候哉。何ぞ其邊御聞への事も無之哉いかゞ。乍内々承度候。

如何にも殊勝の事だ。

再呼出を望む

又何ぞ私再御呼出に相成候趣向は無御座候や。何ぞ此等の處一寸御配慮も被成下間敷や。

主家煩累排除の心願

如何様にもして、彼が再び審理の機會を得、主家の爲めに、其の煩累を來さざらんことを是れ謀る心事が、手に取る如く明らかだ。

甚申上兼候得共、金子小遣の爲、一圓程御廻し御遣し可被下候。小拙夜分頓んと眠り不申候間、何卒十分安眠出來候丸散にても、丹藥御遣し可被下候。此は今日にも及不申候儘、早さが專一、今明日等の内、早々御遣し奉願候。

獄中不眠

橋本は實に獄中にて、不眠症に陥つた。その爲めに催眠藥を求めた。彼は醫師出身であるから、能く藥の效用を知りてゐる。但だ、小拙夜分頓んと眠り不申の一句にて、彼が胸中に來往する、千萬無量の感慨は、自から影寫せられたる趣きが

ある。讀んで此處に至れば、我も亦た泣かんとす。

此より書付指出候事、御心配も可有之候得共、此内は又別段之規則も、頭分承知之上は、何の仔細も無之由、追々承候故拜呈仕候。御覽後御投火可被下候。(是迄一紙十月六日)

別紙一文

尙ほ上掲の書簡の別紙として、左の一文がある。此れは前文と同時に認めたるもの乎。それは兎も角、其の氣分が頗る同じからざるものがある。或は前文が裡面の消息にて、此文が表面の消息と見て、差支なきかと思はる。

金五受取申候。此間より兩度の御贈り物難有、此内にて不自由も不仕、毎日閑談のみ暮し居申候。随分話相手も有之、退屈も不仕候。委細は此書中に、不申述候。指當りの事は、何も御案じ被下間布、唯同藩之罪を、一人に引かむり候鹽梅にて、獨斷にて取計らひ、諫めも不申、大臣へも不申聞と申處にて、私へは重く參り、口書も、勝野、飯泉、杯より重く御座候。

とても長き間は可無之候ま、萬事宜、此迄公私の事、半途になり居候事共、吳

獄中の生活物資

吳宜奉願候。一統には何を書遣し候ても、宜と申居候得共、そも仕兼候間、此に書留申候。此内にて毎日肴も有之、色々菓子も有之、物は高く候へ共、金さへ出候へば、種々のもの有之、唯火斗は無之候。

私身上の事は、必御案じ被下間布候。不相替平和に罷在、詩杯にて樂居申候。

橋本心事
噫々々

此れは前文とは、打て變りたる陽氣の調子にてあるが、彼が獄中に於ける一面の消息は、此れを以て知ることが出来よう。然も彼自身も、此書を認めたる翌日が、其の死刑宣告且つ實行の日とは、神ならぬ身の前知するよしもなかつたであらう。何れにしても彼の心事は、噫として白日の如く、實に彼は徒らに功利是れ専らの策士にあらず、胸中血あり、涙ある一個の好男兒であつたことを、不意識の中に自から證明してゐる。

第十二章 幕閣中の異論者

【六八】 根本と枝葉

江戸斷獄
手始め

安政大獄の手初めは、京都に於て行はれたが、其の斷獄は、悉く江戸に於て行はれた。而して其の斷獄の手初めは、水戸人士の囚徒に對して、あつた。此れと同時に、水戸藩主等にも亦た重ねて、其の嚴譴が行はれた。此處に重ねると云ふは、既に安政五年七月の初めに於て、彼等はそれ〴〵處罰せられてゐるからだ。參照 井伊直弼執政時代 九〇、九二

水戸君臣
動搖の責

抑も此の如く水戸君臣が、安政六年八月に至りて、それ〴〵處分を受くるに至りたるは、水戸藩地に於ける人心の動搖より、延いて其の士民の者共、陸續江戸を指して馳せ上り、其の或者は入府し、然らざる者は、途中にて大勢屯集し、何れも容易ならぬ形勢を來したから、幕府にも其の對應策として、處分したものと

云ふことも出来る。然も斯く人心を動搖せしめ、激昂せしめたのは、畢竟幕府が水戸に對する措置を誤りたるが爲であれば、其の責任は、幕府にありと云ふことも出来る。その何れにするも、理窟は双方にある。

水戸君臣
の處分急ぎ
の理由

然も幕府をして、水戸君臣に對する處分を、急がしめたる所以には、更らに他の理由があらねばならぬ。それは他にあらず、京都との干係である。言ひ換ふれば、京都に對する申譯である。元來井伊大老は、水戸齊昭を以て總ての禍根、若しくは禍原、禍因と見做してゐた。目指す相手は、必ずしも彼一人とは云はざるも、殆んどそれに幾かつた。然も齊昭の罪證を得るには、先づ京都に於てせよとは、井伊及び其の懷刀たる長野主膳の見込であつた。

突發二事
件

此の如くして搜索の手は、京都に向て伸ばされた。然るに此時に際して、意外にも二個の事件が京都に發生し、若しくは京都から發生した。其の一は九條關白を罷めて、近衛左大臣を以て、之に代ふるの運動だ。此れは近衛左大臣が勅命にて内覽までには漕ぎつけたが、關白は江戸の反對意見にて、其儘掛案となつた。次

井伊側狼
狽

には水戸に向て勅諭の天降りだ。此れが爲めに井伊側は、泡を喰つた。狼狽した。周章した。而して其の抑制運動と云はんよりも、寧ろ報復手段として、凡有る壓迫を朝廷、朝臣、及び民間の有志者及び其他連類者、若しくは連類者と見做されたる者に加へた。

本末顛倒
論

此の如くして主上の御身邊まで、何等の遠慮もなく、幕威は偏まり來つた。此に於てか、京都側に於ては、既に此の事件の元兇は、幕府に於て、水戸齊昭と見做すからには、其の元兇に向て、先づ處分を加ふ可きだ。然るに彼及び其の周邊を閑却して、翻て其の枝葉とも云ふ可き京都に向て、嚴刑酷罰を加ふるは、是れ本末顛倒ではないかとの議論が出で來つた。

京都側の
不滿

如何に井伊側に於て、強辯飾辭を選しくするも、京都側の此の議論を、頭から打ち消す譯には參らない。矧んやそれには幕府を代表して、西上したる間部閣老が、既に京都側に向て言質を與へたるに於てをやだ。固より京都側に向て、必ずしも水戸齊昭の懲罰を希望するでもなければ、要請するでもなかつた。され

ど井伊側が水戸を敵と目指して、却て京都を討伐しつゝあるが如き措置に對して、其の片手落ちと云ふばかりでなく、其の本末を顛倒したるに付て、腹に据ゑられなかつたのは、當然と云はねばならぬ。此れは漠然京都側と云ふも、此の苦情の根本の何處にあるかは、之を推知するに難くあるまい。打ち割つて云へば、孝明天皇に於せられても、幕府の片手落、本末顛倒と云ふ一點をば、痛く御不快に思し召し玉うたに相違あるまい。

水戸處分
論據頭

斯る事情の下に、更らに前掲の如く、水戸人士の動搖が加はりつゝある。されば井伊側が水戸齊昭及び其の周邊に向て、更らに嚴譴を加へんとしたるも、必ずしも彼等の立場から見れば、理由なしとはしない。此の如くして、水戸處分論は、幕議に上つたものであらう。

【六九】 三浦吉信の書簡

京都の刺戟

如何に京都の刺戟が、緊切であつたかは、京都所司代酒井忠義の公用人三浦吉信(七兵衛)が、安政六年七月十七日附にて、井伊大老の懐刀たる長野義言(主膳)に答へたる書簡の一片を見ても、自から諒會せらるゝ。

水府一條

昨年来段々御承知之通り、水府一條に付いては、右に關係之堂上の方々、御多人數御愼等も有之、又は地下官人等迄も、數輩御召捕に相成、就中四公(鷹司父子、近衛、三條)御落飾之儀等は、容易にも難相成之處、段々之御申上にて、終に夫御落飾、御落著に相成候へ共、畢竟堂上方之處は、枝葉之儀に有之、其根本と申候は、乍恐水府前殿(前中納言水戸齊昭)度々之御文通にて、關東之御政事不宣候故、外夷致跋扈候旨、此儘被差置候ては、終には外夷に被奪可申と之筋、或は水府家來鶴飼其外之者共、堂上へ致手入、御養君之儀、賢明年長に無之ては、迎も御國威難相立旨等、種種之惡說申唱、剩綸旨を申請度旨取巧み候様之儀

故、堂上にも實にと被心得終に惑亂之姿に相成候處。

京都は枝葉

以上もて其の根本が水戸齊昭にありて、京都は全く枝葉であるの事實が分明だ。されば京都が惑亂の姿となれるも、畢竟水戸及び水戸を中心とする者共の巧みである。

關東御一同様之御誠忠、別而御使鯖江侯(老中間部詮勝)之御丹精にて、堂上にも速に改心被致、各自ら慎み、又は落飾等被願候事に候へば、根本枝葉の差別は、亮然たる事に可有之候。

此れも全く其通りだ。

根本處置

左候へば先づ根本の御處置有之候上、枝葉之御處置と相成候方、順道に可有之候へ共、右之通各速に改心自縛被致候故、前後之次第に相成候へ共、何れにも根本の御處置、枝葉より輕き御次第にては、於禁廷、逆も御納得は被遊問敷、既に堂上方風説に、總州侯(間部詮勝)御在京中、禁廷より御尋に、當地枝葉之者迄落飾慎みにも相成候程之事、根本之水隱は、如何相成候哉と、御尋御座候處、

總州侯御答に、右は只今何とも難申上候。岡崎三郎様(家康長子信康)駿河大納言様(秀忠の二子忠長)杯之御例も有之候。(何れも至親もて、尙ほ其罪を咎め、嚴科に處せられた)併只今如何様とも御返答難被成旨御請有之候由之風説も有之候故。

間部言上

右は間部が在京中朝廷よりの御質問に對しての答辯に就ての證跡を援き來りての文句だ。風説も御座候故との一句は、故らに理りたるもの、事實は風説でなく、間部其人は全く此通りに言上したものと認めらるゝ。

實事に候は、堂上にては、右を凡之目當と見込可有之候處、格別御寛宥之御處置相成候は、落飾之面々と、根本枝葉之鈞合如何可有之哉。且又差下し之者之内にも、固より罪科輕重可有之候へ共、中には堂上之方々を申勸め、忠義に事寄せ、己れ天下を併吞せん存込之者も可有之、其巨魁之分、梅田源二郎、鶴飼父子、小林民部杯之類は、逆も死刑以上は難遁者にも可有之哉。右に差續き候者共は、遠島又は追放等も可有之候へ共、追放之分は、手放し難置ものは、

永御預け等も可有之哉。右等之儀は、素より可論筋には無之候へ共、巨魁之者も、死刑を遁れ候様にては、是又根本枝葉之釣合に拘り可申哉と愚考仕候。

如上の意見は、必らずしも京都側の意向を、完全に代表したものは云はないが、兎にも角にも水戸が根本にて、京都が枝葉であるとの一義は、誰よりも幕吏當局自から識認して、明言したるところなれば、其の枝葉のみに嚴罰を課して、其の根本を放抛するは、聞えない次第所謂本末輕重を過りたる不當の措置であるとは、京都側一般に行き渡りたる意向であつたに相違あるまい。

京都側意向代表

〔七〇〕 閣僚中の異論

太田の位地危し

京都よりは本末輕重の意見もて、江戸を刺戟しつゝあるに際し、水戸に於ては、鎮派、激派の分裂漸く明白となり、兩者の反目、愈よ劇甚ならんとし、然も鎮派の

特みとしたる閣僚の一人、太田資始の位地も、今や一變せんとするの情態となつた。

太田の意見

井伊大老及び其の周邊は、何れも嚴刑酷罰を以て、水戸及び其の仲間、に臨まんとしたるに、閣僚の重なる一人、太田資始は、やゝ其の意見を殊にした、彼は當時に於ては、練達の宿老にして、天保七年九月、既に老中の職に就き、同十二年六月、罷め、隱居して道醇と稱したが、安政五年六月、再び井伊大老に拔擢せられて老中に任じ、更らに備後守を稱するに至つた。

道醇の不可能

されば彼の再び擡頭したるは、畢竟井伊大老の力なれば、彼は井伊に絶對服従して、其意の儘に獎勵す可きであつたが、未だ必らずしも此の如くではなかつた、そは彼の政治的、生活は中斷して、その爲めに時代精神に追隨することは、彼としては不可能であつたが、然も過去の經歷、及び經驗に就ては、聊か自から恃む所ありて、徒らに井伊其人の應聲蟲たることを肯んじなかつた。而して此點に至りては、彼と同時に登用せられたる間部詮勝も、稍々彼と同一の位地に立

太田の見解

つてゐた趣きがあつた。特に太田は其の家柄が、水戸家とは、特殊の干係があつた。太田資始の祖正重は、水戸藩祖頼房の義母太田氏の一族にて、太田家は其の爲め水戸家に出入し、其の殊遇を受けてゐた。されば水戸の鎮派即ち穩和黨が、閣僚の筆頭たる太田資始に便りて、齊昭の冤を伸ばさんとしたるは、決して無理の事ではなかつた。而して資始も亦た大勢に妨げなき限り、水戸家の爲めに、力を効さんとしたるは、意外ではなかつた。否な資始としては、寧ろ水戸を懐柔して、之を驅りて死地に陥らしめ、その爲めに潰亂を勃發するの憂を除くことが、徳川幕府の爲めにも、長計であると認めたるに相違あるまい。

井伊との溝渠

此の如くして井伊大老と、太田閣老との間に、自然に分離的の溝渠が出で來つた。而して其の消息は、井伊大老の代表者長野義言が、安政六年八月四日附、酒井所司代の代表者三浦吉信(七兵衛)に答へたる書中に於て、之を察するに足るものがある。

扱水之御處置方一件、右は存外之次第も有之、其譯は水臣より手入候ニ付而は、太田印第一之弱氣之處、問印(問部詮勝)にも御同意被成、水老ヲば一旦嚴敷爲愼、其上ニ而御免相成候様ニとの御見込、御用部屋にて被申候處、昨年京地ニ而、岡崎三郎殿、駿河大納言殿等之御物談とは、表裏反覆之御趣意(參照 六九、第一四公、鷹司父子、近衛、三條)へ之御釣合も有之事故、左様には不相成、依之御任せに不相成候處、水臣等へ、太印(太田資始)はふくみ居、輕博に不相成、被申、實ニ不容易趣ニ相聞驚入候、併太田印御退と相成候上は、最早格別之事も、有之間敷、早々御埒合ニ可相成と奉存候。

井伊の腹

此れにて一切の難題は解けた。單に太田資始ばかりでなく、問部詮勝さへも、安政五年九月江戸から上京の際の意氣込とは、今や打て變りて、太田と共鳴する所少からず、されば井伊其人に取りては、第一の相談相手であり、第一の味方であり、第一の恃みであつた太田は公然反對し、問部も隱然それに和鳴する所あり、井伊の水戸退治の大方針を、中途にて阻止せんとするを見ては、腹に据ゑか

ねたのも、是亦た彼の立場から見れば、當然と云はずんば、必然の事と云はねばならぬ。

井伊益々
尖銳

若し此際井伊程の剛愎漢が、幕政の樞機に當つてゐなかつたならば、幕府の戊午大獄に對する處分は、恐らくは頗る其の趣を殊にしたものが出来たであらう、されど井伊大老は、決して斯る手緩き漢ではなかつた、彼は其の閣僚中の反對の爲めに、自から緩和せざるばかりでなく、寧ろ却て愈よ益々其の退治の鋒を尖銳ならしめた、此の如くして安政の大獄は、漸く第一の收穫を擧げんとした。

太田の意見

去年戊午六月太田資始の再び内閣に入るや、條約調印の事より諸藩の議論頗る沸騰し、慷慨有志の士皆水戸を擁して匡濟を謀らんとす。其の勢甚だ熾なり。資始人と爲り老練にして秩序を重んじ、過甚の行爲を好まず。乃ち以爲らく黨議横出、將に秩序を紊亂せんとす。須らく漸を杜ぎ微を防がざる可らずと。故に當初大老直弱を助

けて黨議を鎮壓せんと努めたり。然るに爾來直弱の威權日に甚しく、幾多の志士を逮捕して大獄を起し、刺さへ太田及び三公を落飾謹慎に處し、今や水戸を處分する亦將に甚だ嚴ならんとす。是を以て資始は此處置の過酷なるを厭ひ之を寛待せんとするの意あり。水戸家老の歎訴あるに及び、益々其の他なきを知り、頗る調和の議を提出せしといふ(太田資始の祖正重は水戸藩祖頼房の準母太田氏の一族なるを以て、世々水戸家に入入し、特殊の待遇を受く。此の際家老が資始に頼りて歎訴せしは乃ち之が爲めなり)。

又間部詮勝は、去年六月太田と與に内閣に入り、爾後上京して専ら京師の方面に當り暴威を逞うせり。而るに歸府以來其の議直弱と合はざる所ありしが、詮勝は京師の功を負み抗論して屈せず、動もすれば、直弱と對捍するの勢あり。故に詮勝の意向は從來資始と同じからざれども、今や直弱に對する感情は多少相投する折あるものゝ如し。(水戸藩史料)

【七一】太田去る

太田の危
惧

太田は元來保守黨にして、幕府在來の情態を維持するには、尤も關心した。從て水戸を中心としての凡有る運動や、民間處士の横議を抑制するには、固より異存のある可き筈ではなかつたが、井伊大老の措置が、餘りに苛酷に流れ、京都に於ては鷹司太閤を首として、近衛左府、鷹司右府、三條前内府を落飾せしめ、東西に亘りて、大獄を興し、而して更らに水戸に向て、嚴刑酷罰を課せんとするを見て、心竊かに危惧なき能はず。然も井伊大老が固く執りて、其の猛斷威決を逞うせんとするを見て、遂ひに七月十四日（安政六年）附にて、左の一書を提出した。

太田意見
書

外國交易、定約開港之場所、定約之書、規定之處、追々自儘のみ申候而、御不都合之廉多く成行、自然御政道ニ障り、不容易御時節、此上御處置之義、被仰出方可有之ニ付而は、諸方へ被爲命方、猶可有之、各方御誠意承り度、外夷之事ニ付、第一淑慮不被爲安候程之御事、御大切之御義、且國主外様之内にも、外國共に御

國體を被見透、残念之事と被申候者も有之哉ニ相聞、御政道難有不奉承伏者萬有之節は、不_レ平穩、外國人申立候處、御許容難被遊義、數多之事故、此上應接不相立節は、御手切之御挨拶、打拂被仰出候にも、御連枝、御家門、并諸大名、御旗本、御家人、其外輕き者、百姓町人ニ至る迄、内地混亂不致、御武備不衰、御德輝、御政道難有御國恩奉報候様被仰付候方可有之、其上外夷之御處置、急度被仰出可然候。

その眼目

此れは舉國一致にて、外難に當らんとする意見にして、其の眼目として見る可きは、御連枝、御家門、并諸大名、御旗本、御家人、其外輕き者、百姓町人ニ至る迄、内地混亂不致の一句であらう。

一 水戸中納言（水戸慶篤）御登城御免之義、家老歎願之趣、再應取調申上候處、御許容之御沙汰、實ニ無之節は、水府國中人民歎之沙汰、御取調之通、無相違事ニ相聞、人氣不穩、且近年外國人舶來ニ付一體人氣ニ拘り安意之思無之折柄故、別而之御事、御大事之時節、内地御整之義、專要と存候、外國之義是迄各方御

談申通、御法令不相立候而は、御國體ニ拘り、不肖之拙者、蒙御役相勤候段奉恐入候ニ付、申上候。以上。

未七月十四日

太田備後守

水戸處分
意に對する

此れにて見れば、太田は實に水戸處分に就ても、寛典に處す可きを主張し、加之水戸慶篤の登城をも許し、追ては齊昭其人に向ても、少くとも其意を安んせしむる程の宏量を示さんとの意見であつたことは、言外に於て、之を察するに難くない。此れは固より水戸鎮派の執政共が、太田に向て運動したる結果であつたかも知れぬが、乃ち其の運動なしと雖も、太田は井伊大老の嚴刑酷罰の措置には、贊成しなかつたであらうと思はるゝ。而して七月二十三日、太田資始は愈よ其職を罷められた。

問部また
硬辭反對

問部は太田と必らずしも同調ではなかつたが、然も井伊の嚴刑酷罰主義には、頗る異論を挿むものあつたかと思はるゝ。そは安政六年八月二十二日附長野

義言が、三浦吉信への返書中に、

極大宗匠(井伊)と京へのぼられ候大宗匠(問部)ともめ合の事杯は、皆内間の事共に候。就中常水連(水戸側)の一條杯は、不容易事にて、其事は既に當節水の重臣追々申出候事に御座候。其趣意は、老卿(齊昭)を此儘に被差置遅延相成候ては、天狗連騒立、追々押寄候杯と、おどし詞も有之。右に被驚候太田大宗匠、一寸も早く御慎解にも被成度より、問部大宗匠を引入、御自分方にて懸り候はゞ、早々埒明候杯と、専ら申され候事に候。

と云ひ更らに、
併元々太田宗匠(太田)之仕込と申計にて、内心より出來候京行大宗匠(問部)之思召にも無之様子に付、大に安心仕候。

とあれば、太田辭職の當座は、問部は其の進退を俱にせざることは分明であるが、ざりとて問部も最早井伊大老腹心の人でないことも、亦た分明だ。要するに太田は去り、問部は疎外せられ、閣幕は全く井伊大老の獨り舞臺となりつゝ、あ

問部また
危し

つた。

太田資始の地位動搖

既にして七月中旬に及び幕府は遂に破綻を兆し、我が有司の屬望せし閣老太田資始は頓に其の地位を危くせり。抑も資始の意は水戸の處分を寛にして穩和に局を結ばんとするにあり。間部詮勝も亦之と提携せしが、獨り大老直弼は固く執りて之を容れず、其の意京師の處分と關聯して等く之を斷ぜざる可らずといふに在りき。蓋し京師の處分に關しては、曩きに公卿より論難ありしこと數次、元來戊午事件は武家こそ其の主因たるべきに、武家の處置を後にして、先づ公卿を罪するは、順序本末を誤るものなりとあり。此の難詰には、京師の衝に當れる所司代酒井忠義等も幾んど辯解に苦しみたる所なりき。間部の歸府後なり。然るに大老直弼の政略は先づ公卿を處分して反對者の根柢を絶ち、然る後に諸有司を處刑して禍根を消滅せんとするに在るが故に、事の順序を問はず證の有無に拘らず、先づ太閤并に三公を落飾謹慎に處せしめ、尋いで水戸の處分に關しては既に五手掛より動議を紛起し、今又内閣中に異議を生じたれども、獨り直弼は毫も顧みざるのみならず、資始詮勝をも併せて水戸に荷擔する者となし、之を排斥せんとするに至れり。(水戸藩史料)

第十三章 水戸藩君臣の處分

〔七二〕 上使水戸邸に臨む

井伊の決
し心益々堅

井伊大老は、太田の反對、間部の不賛成にも拘らず、否を寧ろ、此れが爲めに、却て水戸君臣に對する懲罰の程度を嚴酷ならしめ、愈よ八月廿七日もて、之を決行することとなつた。從來水戸齊昭は、安政五年七月五日以來、駒籠邸に、愼を命ぜられ、幽居の身となり、水戸慶篤は、登城差控を命ぜられてゐた。

上使差遣
の命

然るに安政六年八月廿七日に至りて、幕府は俄に水戸附家老中山信實、家老宇都宮憲綱、白井久胤、中山直生を指名して城中に召喚し、大老井伊直弼、老中松平乗全、側用人水野忠寬等、芙蓉の間に列座し、本日上使を遣はさる可き旨の書付を達した。

水戸殿家老え

水戸中納言殿、水戸前中納言殿え追付爲上使、小石川屋敷え松平左京大夫、松平左兵衛督被差遣候、不及面談御意之趣、家老衆迄可申達候、御請も家老衆より申聞候様可被致候。

水戸等邸の世激

此れは實に容易ならざる事件だ、水戸邸にては風説百端、人心動搖、底止する所を知らず、諸有志胥ひ議して曰く、若し萬一の際には台命と雖も、甘受す可からず、家老斷然之を拒み、臨機の處置を取る可しと、元家老大場景淑、慨然として、自ら此任に當らんとし、一同何れも非常の決心もて、上使の入來を待つた、然も上使は日夕に至つても、未だ到らない。

幕府の警戒

此日幕府は、萬一を慮りて、非常の警戒をなし、小倉、中津、福山の三藩に、府内の警戒を命じ、町奉行をして、組與力、同心を召集せしめ、以て非常に備へ、使番瀧川主殿、溝口八十五郎、小出玄蕃、小栗又市、淺野一覺、京極兵庫等をして、豫じめ出馬の用意をなさしめ、其他會津、關宿、土浦、古河、笠間、宇都宮、糸魚川の七藩に命じて、水戸の變に備へしめた、如何にも仰々しき手配だ、其の命令の達に曰く、

手配命令

松平肥後守 外九藩

水戸殿家來并領分之もの共、多人數府内近郷迄致出張居候趣、此節柄不穩所業、此上如何様騒立候哉も難計、左候而は水戸家の安危にも拘り、御爲不相成候間、時宜次第人數出張可被仰付候、右は全水戸家を厚く被思召候而之事ニ候條、其旨相心得手筈致置候様及内達候間、可得其意候。

御使番

瀧川主殿 外五名

水戸殿家來并領分之もの共、多人數御府内近郷え致出張居、此節柄不穩所業、此上如何様騒立候哉、難計候間、時宜次第人數差出候様、諸大名え相達置候間、其方共儀、時宜次第出張被仰付候義も可有之候、時々御府内日々心付相廻候様可致候。

此の如く宛も戒嚴令を施したると同様の警戒の下に、上使を水戸邸に派出することとなつた。

上使水藩
邸に赴く

上使は前記の如く、紀州の支藩松平左京大夫頼學及び松平左兵衛督信和へ命せられたが、頼學が病を以て辭したから、更らに尾州の附家老成瀬隼人正正肥をして之に代らしめた。何れも此の使命は重大であつたから、逡巡躊躇し、城中の評議も糾紛し、その爲め出發も延引し、漸く日晡に及び、上使松平信和、成瀬正肥は、小石川邸に臨んだ。水戸邸に於ては、近郷及び府下に潜伏したる水戸諸有志は、何れも邸内に集りて守衛し、有司等は壯士の激昂を制し、上使に對し、不敬の事なからんことを勗め、門内を警戒した。

水藩門外
の一騒擾

此に於て有志中の佐野竹之助、吉成恒次郎、大津彦五郎等十數名は、門外に佇立して其の來るを待ち受け、上使に對して、其の使命を質し、返答の如何によりては、之を門外に遮り止めんと企てた。果然上使の輿は、門外に止まり、問難、論詰、正さに大事に及ばんとしたが、水邸の有司は之を聞きて、百方壯士を説諭し、漸く上使を迎へ入るゝことを得た。如何に人心が激昂したるか、は、之を以ても推察するに餘りある。

〔七三〕 水戸齊昭父子其他の處分

上意傳達

松平信和、成瀬正肥の二上使は、水戸藩小石川邸に於て、家老興津藏人、杉浦羔二郎に迎接せられ、左の上意を傳へた。

水戸前中納言殿御事、國家之御爲筋之儀被仰立候は、御當然之儀ニ御座候得共、御建白之御次第、御取用無之、御家來之者を以御見込之筋、品々京都え被仰立加之御養君之儀ニ付而は、輕き者共堂上方を取繕候始末、關東御暴政之筋に申成し、人心惑亂爲致、讒奏ケ間敷事より終に重き勅諭を、輕き輩之手に爲取扱且綸旨を懇願等に及候段、公武之御確執、國家之大事を釀候筋ニ而、不容易儀、假令御家來之者ども、御内存を察し、私に周旋致し候儀ニ候共、素御心得方不宜より、右體之次第ニ至り、被對公義御後關御處置に候、依之急度可被仰付之處、今度重き御法會も被爲濟候付、格別之思召を以、水戸表え永蟄居被仰出候事。

臣下の責任を君に歸す

此の如く水戸齊昭は、例の勅諭一件に連座して、水戸に追ひやられ、且つ永蟄居を命せられた。彼が其の政見を京都へ申通したることは、間違ない事實だが、勅諭一件には、全く没交渉であつたことも、亦た事實だ。然も其の罪案には、此れを主として彼の責任に歸してゐる。此れは取りも直さず、君の責任を臣に歸するではなく、臣下の責任を君に歸する譯だ。何は兎もあれ彼は江戸を去りて、水戸へ立ち退かねばならぬこととなつた。然も此れが彼に對する格別の寛典と云ふことだ。

慶篤差控命令

水戸中納言殿御事、前中納言殿京都種々御内通被有之候より、御家來之者共、御意内相察し、不容易企に及び候次第、被對公義總而御後關儀にも有之、御父子之御間柄無御據儀とは乍申、御取計も可有之處、其儀無之、就而は御家來之者共、嚴重に御取締可有之筈之處、無其儀、剩御家來末々之者迄、多人數出張いたし、右取鎮方も御不行届之至りに付、急度可被仰出之處、是迄追々御配慮も被有之候上之事にて、御情實止事を不被得御場合ニ相聞候。依之格別之思

慶喜隱居の命

召を以、御差扣可有之旨被仰出候。此の如く當主慶篤も亦た、特別の寛典と云ふ譯合にて、扣を命せられた。而して同時に、幕府は田安附家老河野對馬守、一橋附家老竹田豐前守を上使として、一橋慶喜に左の命を傳へしめた。

徳川刑部卿殿

思召有之ニ付、御隱居御愼被仰付候。

支藩の譴責

而して水戸の支藩、松平頼胤、松平頼誠、松平頼繩へは、本家の取締不行届の廉をもて、譴責し、附家老中山備前守信實に差扣を命じ、其他の家老等を呵責した。

松平讃岐守
松平大學守
松平播磨守

其方共水戸殿御家之儀ニ付而は、御沙汰之趣も有之、厚致心配候段は、被聞召届、尤に被思召候得共、前中納言殿御心得違より、家來之者迄、不容易企に及び、

且水府表之者、不憚公儀を、御府内近郊え多人數出張及び候等之次第、其方共之身分ニ而は、御沙汰を相待候迄も無之、取締向急度申付方も可有之處、其儀にも不及、不行届之段、如何と被思召候。

松平頼胤の立場

此中高松藩松平頼胤は、井伊直弼とは別懇の間柄にして、其の相續者宮内大輔頼聰には、直弼の女を娶らしめたる程であれば、井伊とは寧ろ同穴の狐と稱しても、差支なき程の間柄だ。然も彼も亦た譴責を被りたるは、畢竟水戸に對する打撃の上から、餘儀なき次第であつたと認めねばなるまい。

水戸殿家老

中山備前守

名代 町野左近

家老の呵責

其方儀家柄をも相辨、兼々厚心得方も可有之候處、此度前中納言殿御心得違より、御家來共、不容易企ニ及候段、被附置候詮も無之、不行届之至ニ思召候依之急度可被仰付處、未若年之儀、別段之御憐愍を以、指扣被仰付之。

水戸殿

家老 共え

其方儀重役をも相勤候身分ニ而、御家にも可拘程之儀をも不心付等閑ニ打過罷在候段、不念之至候、依之急度も可被仰付候處、以後之御國政取締、第一之儀ニ被思召候ニ付、不及其儀候、右之御趣意厚相心得、此上公儀御苦勞に不相成候様、取締向急度可有之候事。

此の如く家老共は、其儀に及ばずとあつたが、彼等自ら罪を引き、指控、謹慎の事を申し出でたれば、幕府よりは其旨聽き置くとのことであつた。以上が安政大獄處斷の皮切りとも云ふ可きものであつた。

〔七四〕 安島帶刀の處刑

大獄第一
次宣告

井伊大老は、一方に水戸齊昭を中心として、其の周邊に、それぞれ懲罰を施し、更に同日——安政六年八月二十七日——齊昭の最も信任したる安島帶刀及び其の他の關係者に向て、其の宣告を下だした。此れが安政大獄第一次の宣告だ。乃ち安島帶刀を切腹に、水戸家臣茅根伊豫之介、鶴飼吉左衛門を死罪に、同鶴飼幸吉を獄門に、同鮎澤伊太夫を遠島に處した而して同時に鷹司家臣小林民部權大輔を遠島に、儒者池内大學を中追放に、近衛家の老女村岡を押込の刑に處した。

水戸殿家老

安島帶刀

安島宣告

右之者儀、御館より一橋家御相續有之候當刑部卿殿、御養君ニ被仰出、西丸へ御直可被爲在哉との儀、兼々風聞等承および候處、近年専ら右世評等有之、此上自然天運に被叶、右之通御治定相成候は、無此上恐悅之御儀と、一藩難有義ニ存居、右風聞之趣、折にふれ前中納言殿へ、入御聽候處、右様之儀申唱候も

の有之候とも、程能申消し、猥に口外等致間敷、寄々藩内のものども心得違無之候様申聞可置旨、無急度御沙汰有之候處、右申上候節、御氣色も御不興と申にも無之、右は紀伊殿も被爲在候御儀ニ付、右様御沙汰は有之候得共、自然世評之通相成候は、御滿悅可思召旨、普通之人情を以、御意内を推量、兼而口外をもいたす間敷旨被命候趣申立ながら、假令外用向申遣候文通端書ニ候とも、同家來在京役鶴飼吉左衛門、并同人悴鶴飼幸吉へ、右世評之趣、大慶同意之旨等書加申遣、同藩茅根伊豫之介より、同様之儀ニ付、猶勘辨可致旨、右吉左衛門父子へ申遣候趣、追而伊豫之介より、噂および候をも、其儘にいたし置、且去午(安政五年)七月中、元御家來、當時松平薩摩守家來日下部伊三次上京之砌、市中酒店におゐて、及出會候は、饒別迄之事と申立候得共、既同人上京之上、吉左衛門父子申合、不容易儀堂上方へ入説いたし、傳奏衆より同人へ勅諭御渡相成候次第ニ至候上は、全饒別迄と之申分紛敷、其上去午九月十八日、鶴飼父子より、此もの宛之書狀二通、并日下部伊三次宛、此もの方迄差出候書狀都合

堂上方入
説

三通之文意にても、是迄專彼もの共より、同意相働候的證相見、一體御養君之儀は、御大切之御義ニ而、たとへ御主君御内命有之候義に候とも、御諫言をも可申職掌之處、却て御内意を推察致、右體鶴飼父子へ文通および候處より、猶右之もの共京地にて、種々奸計を廻らし、公武御確執にも可及場合ニ至候段、對公儀不輕儀、右始末不届ニ付、切腹。

安島と降
勅關係

事實を云へば、安島は固より一橋慶喜を西丸に入る、ことには、尤も熱心であつたに相違なく、此の爲めに彼是と配意し、種々の畫策も廻らしたに相違あるまい。但だ日下部等の勅諭降下申請の一件に於ては、彼は無關係であつたばかりでなく、寧ろそれに當惑したる一人であることは、明白であつた。而して日下部上京の際の饞宴の如きも、安島は寧ろ日下部の爲めに、售られんことを慮りたることは、左記に徴しても分明だ。

安島の本
音

後數日安島余(鈴木大)に語て曰、日下部人をして告て曰く、大事あり、面謁を請ふ。然れども嫌疑あれば、請ふ邸外にて謁せんと、故に出て之に會せしに、圖ら

ずも其の饞宴席に招かれたり、我微官より出ると雖、今は水府の家老なり、彼何の爲にして、如此事をなすや、迂にして輕率なること殆んど厭ふ可し。宴席なるが故に、熟語する事を得ずして去たりと雖も、恐らくは彼の爲に售られん。慮らずんばあるべからずと、(賜勅始末)

餘りに羅
織

此れが安島の本音であつたらう。されば此の一事を以て、安島が勅諭一件に干繫ありとするは、餘りに羅織ではあるまい乎。されど若し養君一件を以て、主たる罪案とせば、それは全く其の通りだ。元來此事が罪案たる可き性質のものである乎、否乎は、別個の問題として、若し之を以て罪案とせば、安島も固より其中の一人である。但だ此れが爲めに、切腹を申附くることは、刑の適用として、更らに別個の問題とせねばならぬ。

【七五】 茅根の處刑

茅根宣告

安島帶刀と、同年同月同日に、茅根伊豫之介も、亦た死罪の刑に處せられた。

水戸殿家來

茅根伊豫之介

直書傳達の件

右之者儀、外夷御取扱振之儀ニ付、前中納言殿(齊昭)思召之趣、御認有之候御直書を、京地詰、同藩鶴飼吉左衛門并同人悴鶴飼幸吉等へ相達候儀は、其時の御内命を請、取計候儀に候ても、右は於公儀、近年厚く御世話も被爲在、當今第一之御政事ニ而、尤御憚可有之儀を、堂上方へ被仰遣候は、如何ニ有之候哉、其心附も無之、却而前中納言殿思召之趣、貫通可爲致と、右體御世話有之候、重事を不憚、此もの存意之次第をも相認、右吉左衛門、幸吉え指遣候故、右を烏丸下長者町上る芳兵衛借家儒醫池内大學を以、青蓮院宮、三條前内府殿へ指出、

罪案の一

以上は外夷取扱に關する水戸齊昭の直書を、京都留守居鶴飼父子に傳達する

の際、自己の意見をも書き添へ、同人共に相送り、それを鶴飼父子より池内大學を以て、青蓮院宮や、三條前内府へ指出す様になつた次第を云ふ、之を以て茅根の罪案の一とした。

養君問題

又は御養君之義、刑部卿殿(一橋慶喜)に可被爲在、杯路傍之浮説承り、其段前中納言殿え申上候處、右様にも相成間敷旨、被仰聞、御喜色之御様子に有之候連、天運に被爲叶候様、此上精力を盡し候而も、御不興之儀は有之間敷と、御同人御意内を推量、假令主家之爲筋に候而も、輕輩之身分をも不憚、御養君之義は、紀伊殿又は一橋殿兩公之内ニ而、異論兩説ニ候得共、自然一橋殿には賢明之長君、右に御治定相成候は、天下之御爲、且水府之爲にも可相成候間、厚勘辨可致様、前中納言殿御直命に紛敷儀を、幸吉へ及内狀候故、同人父子おゐては、右をも御内命之義と心得、品々奸計を廻らし、人心惑亂爲致、既ニ公武御確執にも可及場合ニ至り候始末、不届ニ付、死罪。

右要領

此れは一橋慶喜養君の一條だ、齊昭は口否心可、此れを以て茅根は一橋推戴の

運動を以て、齊昭の心に適するばかりでなく、天下の爲めにも、水戸の爲めにも、望まじきこととなし、水戸齊昭の命令にてもあるかの様に、鶴飼父子をして諒會せしむる如き私書を發送し、鶴飼父子は、此れが爲めに、此事たるや水戸齊昭の内命に出でたるものと見做して、折角其事に運動したと云ふことを以て、罪案としたのだ。安島は家老であるから切腹、茅根は常士であるから死罪。

罪魁齊昭と見做す

惟ふに井伊大老に於ては、其の罪魁は水戸齊昭に在りと認められたれば、若し彼の意志通りに、其の處置をなさしめたらんには、齊昭を水戸に追下して、蟄居せしむるも、恐らくは未だ足らずとしたのであらう。乃ち此時には既に其の意見軟化し、井伊大老と確執を生じつゝ、あつた間部閣老の如きも、彼が昨安政五年九月十三日上京途中、美濃合渡渡より、井伊に答へたる書中には、或は水戸齊昭を「於殿中召捕歟、殺し候外は無之哉」と云ひ、或は又た、櫻仙院（岡櫻仙院は、將軍の侍醫）御吟味御取懸り、同人を苦問候はゞ、水老申付、毒殺（將軍家定を）の邪謀、其外申談候處明白に可相成哉に奉存候。……此賊白狀いたし候はゞ、一番

之手掛り、敵打の根本に御座候、此儀相分り候はば、水老切腹申上候ても可然儀に御座候などと大びらに放言したる程であつた。されば井伊當人に於ては、猶更のことであつたらう。

齊昭罪案なし

されど如何に疊を敲いても、無い埃は出で來らず、水戸齊昭の罪案は、如何に羅織せんとするも、京地に政治上の意見を申し通した以外には、何等の手掛りも、證據もないから、今は其の周邊の者共を、嚴科に處するの外はなしとして、先づ家老の安島、小姓頭取に奥祐筆頭取兼職の茅根等に其の第一撃を與へたものであらう。

〔七六〕 鶴飼父子の處刑

鶴飼父子宣告

次には鶴飼父子だ、鶴飼吉左衛門は、水戸藩を代表したる京都留守居、其子幸吉

は、父の助役として、何れも勅諭下降事件に、暗中飛躍したる役者であつた彼等が井伊側に目をつけられたのは、寧ろ當然過ぎることと云はねばならぬ。

水戸殿家來

鶉飼 吉左衛門

同人 作

鶉飼 幸吉

直書傳達

右之者共儀、外夷御取扱向之儀ニ付、前中納言殿思召之趣、御認有之候御直書等度々同藩茅根伊豫之介より指越、右御書は烏丸下長者町上る町芳兵衛借家儒醫池内大學を以て、青蓮院宮、三條家へ指出候様前中納言殿御内命之由をも、伊豫之介より申越、右は國家之御爲筋と相心得候得ども、御政事向へ拘候重大之儀ニ付、一概ニ宮堂上方へ書面指出候義は、對公儀御斟酌も可有之筋ニ付、取計方も可有之處、其度々大學を以、右向々へ入内見。

此れは水戸齊昭政事的意見書の傳達に付ての罪按だ、而して更らに一步を進

めて曰く、

養君周旋

殊去午(安政五年)四月比、御養君之儀ニ付、世上區々之風聞有之候折柄、一橋刑部卿殿、年長賢明之御方ニ付、御同人ニ御治定相成候はゞ、天下之御爲、且水府之御爲にも可相成、勘辨可致旨等、伊豫之介より書狀を以て申越、又は其比同藩側用相勤候安島帶刀よりも、刑部卿殿御養君ニ可被爲成哉と之儀、路傍之風聞も有之、難有旨等申越候儀も有之、右御運びにも相成候はゞ、前中納言殿御満足にも可被思召哉と存居候段は、一藩同意ニ付、密に御意内を推量、此者とも申合、是又池内大學を以、青蓮院宮、三條家へ右書狀差出、

以上は安島、茅根等と東西相ひ呼應して、養君問題に就き周旋したる罪按である。

解冤運動

又は前中納言殿御愼被仰付候付、御愼解相成候様、其外御同人御罪狀御所向より關東へ御尋有之度旨、是又大學を以、三條家へ内願いたし、

此れは水戸齊昭の解冤運動に關する罪狀だ。

勅諭降下に就き

或は松平薩摩守家來日下部伊三次も同様内願として上京いたし、同人義は前中納言殿御内命を受御所向手入いたし候事之由申聞候儀も有之候よし。此もの共おゐても、彌決心猶伊三次申合、頻に周旋いたし候故、既ニ水戸殿へ重き勅諭御差出、吉左衛門え御渡相成候次第ニ至。

以上は鶉飼父子が勅諭降下事件に就ての罪按だ。

幸吉不敬罪

殊に幸吉は右勅諭伊三次一同守護出府いたし候節、小瀬傳左衛門と申變名相名乗罷下、其上重き御品柄ニ付、著之上は直様御殿へ可差出處、小石川春日町旅人宿長右衛門方へ一旦著、追而安島帶刀宅へ密々持參、同人へ相渡候段、御品柄へ對し、不敬之至り、

以上は幸吉の傳達方に付き、不敬罪を構作したるもの。

繪旨降下運動

剩幸吉は水戸殿おゐて、右勅諭諸家へ廻達は勿論、尊奉等も無之由を以、御所向より右催促有之様、又は繪旨御差下相成候様、周旋方之儀、伊三次より申越、或は紀州殿用達町人世古格太郎より之書狀之趣にも、先達而御差出有之候

勅諭は偽書に有之杯申越候連、右書面持參、鷹司殿家來小林民部權大輔方へ罷越、繪旨御差出方之儀、頻に相望候節、只管願意可達ため、世上へ浮説等取受、重き御役人之身分等之儀、不輕譬を以、同人より品々論談いたし、或は至而恐多事共をも、民部權大輔へ申聞相頼、剩右體不容易繪旨之儀相望候は、主命歟自己之周旋ニ候哉之旨、同人より尋受候節、主命ニ有之旨取繕及答候段、縱令右繪旨之儀は、事を不遂候とも、不_レ恐_二公儀_一いたし方。
右は勅諭徹底の爲め、繪旨の降下に運動したる罪案。
以上を總括して曰く、

最重料

右始末幸吉は別而之儀、兩人とも不屈至極ニ付、幸吉は獄門、吉左衛門は死罪、乃ち幸吉は安政大獄の一切の罪囚中にて、最も重嚴科に處せられた。

第十四章 處分擬律及び宣告

【七七】 水戸人士に對する擬律と判決 (一)

鮎澤宣告

尙ほ水戸藩士が、一人殘つてゐる。それは鮎澤伊大夫だ。彼は高橋多一郎の弟にして、安島茅根に比すれば、寧ろ水藩有司中、極左とも云ふ可き過激派に屬する一人であつた。然も彼の罪は、安島茅根に比すれば、輕きものとして處分せられた。

水戸殿家來

鮎澤伊大夫

右之者儀、身分ニ不預重き事柄に付、堂上方へ手入可致ため、日下部伊三次え路用金指遣、同人を上京爲致候儀は勿論、前中納言殿御慎解等之儀ニ付而周旋致し候儀は無之候とも、同藩加藤木賞三方へ、身分圍イ可吳旨申聞便參候松平讚岐守家來長谷川宗右衛門悴速水を、主家立退候ものと乍存、右賞三よ

り取計方相談受候節、水戸表へ立退可然旨及、挨拶其上外御處置振之儀ニ付、堀田備中守殿上京之御様子柄等及承往々之儀如何可成行哉と深く心配致候折柄、外夷へ被爲對候御處置振等、品々伊三次より申越候連、猥ニ承久之例杯申唱、又は品々恐多事共相認、歎息之次第、度々同人方へ及文通候始末、御政事を批判いたし候筋ニ而、不憚公儀義不届に付遠島。

安島茅根
等當初の
擬律

却說前掲水戸人士處分に付ては、當初左の通りの擬律があつた。

御仕置附之儀

水戸殿家老

安島帶刀

右御先柄重役之儀ニ付、御仕置附不仕候。

水戸殿家來

茅根伊豫之介

右刑部卿殿天運に被爲叶候へば、前中納言殿御満足は勿論、水戸殿一藩之も

の共、面目にも拘り候儀ニ付、舉而希望いたし候は、情實ニおゐて無謂筋には無之候得共、此もの出群いたし、同志之もの申合、堂上方等へ懇願爲致候は、假令前中納言殿御心腹を量察いたし取計候姿には有之候へ共、心底おゐては、自己之身爲を存、不容易事共巧候筋ニ相當り候ものニ付、先例相糺候處、文政五年御轉任、槐御祝儀之御赦ニ御免有無取調可申上旨被仰聞、評定所一座え御渡相成候京都町奉行相伺候、西本願寺家來下間宮内儀、當御門主祖師之宗風ニ難叶、其外行跡不宜之旨申立、爲致退院、前御門主之實子直丸殿え寺務相續有之様に仕度旨、御役所え願出候、畢竟忠節之筋ニ申立、威勢を可振巧と相聞、不届に付、享保十四酉年遠島被仰付候處、右御赦ニ遠島赦免可被仰付哉と、相伺評議之上、伺之通と申上候類例を見合、遠島と御仕置附仕候。此の如く井伊大老が豫じめ此の大獄を重さによりて、處斷す可き爲めに、評定所一座の人々を更迭せしめ、特に其の人選をなしたる人々の擬律が、上記の通りであつた。特に安島に關しては、

罪案過重

小俣景徳(舊稱稻太郎、當時評定所調役なり)の説話に曰く、初め五手掛の仕置付を作るや、水戸家々老某(安島帶刀)は、御先柄重役の事ゆゑ、仕置付仕るも如何と存ずる旨を據べしに、大老は、左様か、出来ぬならば、出来ずとも宜し、此の方にて調ふるぞと、嚴めしく言はれたり。因りて評定所にて、再び協議せしが、やはり家老丈々は仕置付を爲さざること、し、其の儘差出したり。元來幕府の慣例として、評定所より出す所は、専ら刑例に據り、寧ろ斟酌なく擬律するものにて、老中の之を斷ずるや、大抵仕置付よりも、一二等輕減するを例とす。故に是の時もやはり慣例の如く、評定所の仕置付よりは、多少輕減することならんと期せしに、思ひきや其の處斷に及んで、却つて加重せらる。是れ實に意外の事なりき。(水戸藩史料)

井伊の勇猛

此れは如何にも、尤なる申分だ。然も此の大獄の起る當初から、井伊大老は獨り自から決心する所あり、斷々乎として、重きに據りて處分するの方針を取りたるものらしく、此れが爲めに軟派の裁判官を黜け、硬派の裁判官を新選したる

程であつたが、然も其の硬派の裁判官の擬律さへも、更らに手緩しとして、之を加重したるに至りては、其の所信を貫徹するに、尤も勇猛なるものと云はねばならぬ。但だ此れが當局の政治家として、賢明の措置であつた乎、否乎は、自から別問題とせねばならぬ。

【七八】 水戸人士に對する擬律と判決(二)

鵜飼父子擬律

鵜飼父子に就ては、左の通りの擬律が出で來つた。

水戸殿家來

京都留守居役

鵜飼吉左衛門

同人悴同留守居役見習

鶉飼 幸吉

右兩人申合、御所向手入之儀、周旋いたし、勅諭等申請候段、不輕不届ニ而、殊幸吉は綸旨を相望候節、主命之旨取繕申立、其上至而恐多き事共をも申立、周旋いたし候段、不容易事柄ニ而、右は公儀え拘り候重き謀計有之候間、先例相糺候處、相當之例相見不申。

固より斯る前例の容易に發見せらる可き筈がない。何となれば元來斯る問題が未曾有であるからだ。

前例皆無
擬律根據

安永元辰年評議ニ御下ケ被成候大坂町奉行相伺候一止儀を訴出候浪人細川恰一件之内、右一止死骸は取捨と相伺、評議之上、都而吟味不相決、内病死之もの御仕置は附不申候へ共、此ものは格別對公儀え、重き儀を申出候ものにて、御仕置無御坐候而は、一件之もの共、吟味も居不申候間、御定書重科人死骸鹽詰之箇條重き謀計之名目ニ引當、死骸磔申付、此もの儀播州西新町人之悴ニ無相違處、秀頼庶子之末様奇怪成儀を申、人を勸候段、不届至極に付、磔ニ

公儀に拘
る點は同

行ふ旨之捨札相建可申旨、被仰渡可然哉と申上、其通相濟候例有之、強ひて斯る事實を援き來りて、其の擬律の根據を作り來つた。所謂牽強附會の先例とも云ふ可きものであらう。

事柄は違候へ共、公儀え拘り候重き謀計取巧候段は、同様ニ付、右ニ見合候へば、磔相當之ものに候處、此もの共は、主家爲筋を量、同藩之者共より申越候趣等、勤辨主命の意味をも含、追々周旋いたし、終ニ不容易罪科を犯し候次第ニ至り候得共、其身之欲心を以、惡謀取巧候一止之類とは、譯違候間、同人御仕置當より輕、尤幸吉は主命を僞重き綸旨を相望候段、品不宜候間、獄門、吉左衛門は死罪と御仕置附仕候。

尤もの極

所謂其の先例ならば、鶉飼父子兩人共、磔にも相當するが、何れも主家の爲めを謀りての運動であつたから、それよりも輕減し、父は死刑、子は主命を矯めて、勅諭降下を要望したから、獄門と云ふことに定めたのだ、井伊大老は、此の擬律には満足したものと見え、その儘實行した。惟ふに此れ以上の極刑は、前記の磔

刑より外になければ、流石の井伊も、今更らそれを適用す可き必要をば、認めなかつたものであらう。

民部大學
變節の爲

此の如く鶴飼父子、特に其子幸吉は安政大獄の被所刑人の中、最も極刑に措かれたる一人だ、然もそれは主命を矯めたと云ふ一點が、其の罪按の要素だ、然るに此の一件に付き鶴飼幸吉の弟、同幸吉(兄の名を襲用)の著「尊攘私記」によれば、「民部、大學が變節して、幕吏に資料を與へたるに因る」と云うてゐる。民部は小林良典、大學は三國直準だ。

小林申口

此れは必らずしも變節と云ふ可き程のことではあるまいが、小林の申口を見るに、別に變節したりと思はるゝ節もなく、唯だ鶴飼幸吉との交渉一件を、殆んど有の儘に陳述してゐるに過ぎない。此の陳述の爲めに、幾許の事實が、幕吏の手に握られ、その爲め鶴飼父子、特に幸吉は、評定所に於て、不利の立場に擠された氣味合があつたかも知れない。

小林に惡
意なし

されど之を以て小林等に惡意ありとは思はれない、或は小林は幕吏の甘言に

誘はれ、其の苟も一身を免れ、若しくは將來の身を立てんとするの慾心より、其の同志を賣るの言説を弄したりとの説をなすものもあるも、それは或は餘りに苛酷の推察かも知れない。但だ鶴飼父子が、小林、三國等に對して釋然たらざるものあつたことは、掩ふ可からざる事實と思はるゝ。

【七九】 池内大學の宣告

鮎澤擬律

尙ほ鮎澤伊大夫に付ては、後藤三右衛門の先例を援き、

重き御役人え對し、不敬至極之文意等取綴差出候次第、其身昇進之志願を遂度心底より仕成候儀に候とも、不_レ恐公儀仕方、右始末不_レ届ニ付、死罪申付候例ニ見合、品は違候へ共、公儀え對し不敬之趣意は、同様ニ有之、然る處此ものは、素より身爲を量り仕成候犯科には無之、一體之始末、例よりは格別品輕御坐

候間、死罪より二等軽く、中追放と御仕置附仕候。

との擬律をつけた、乃ち不敬罪としては、弘化年間死刑を申渡された後藤の先例に據る可きも、後藤は自己の爲め、鮎澤は自己の爲めならず、其罪も同一視す可きでないから、死罪よりも二等軽くした。然も死罪、遠島、重追放の順序からすれば、三等を軽くしたとも言ひ得らる。

小林池内の重大

水戸人士と云はんよりも、水戸を中心として動きたる事件に、水戸人士以外にて、最も重要な働らきを做したるは、小林民部權大輔と、池内大學であつた。池内は梁川星巖、梅田源二郎、頼三樹三郎と與に、井伊側から悪謀の四天王と目指されたる一人だ。小林民部も亦た京都側の主魁と目指されてゐた。小林を捕縛せよ、小林を審問せよ、小林を搜索せよ、必らず東西謀合の悪謀の筋書が發露するであらうとは、是亦た井伊側の所説であつた。

梁川梅田の病死

されば彼等は固より、梁川、梅田と共に、嚴科に處せらる可きであつた。然も梁川は拘致せらるゝ以前に病死した。(安政五年九月二日)梅田は江戸に檻送せられ

て病死した。(安政六年九月十四日)若し兩人にして死せざりしならば、彼等は恐らくは嚴科に處せられたであらう。然るに其の悪謀四天王の一人、池内大學は如何、彼は安島、茅根、鶴飼父子と與に、安政六年八月廿八日其の宣告を受けた。

京都烏丸下長者町上ル町芳兵衛借家

儒醫 池内 大學

池内宣告

其方外夷御取扱振之儀ニ付、水戸中納言殿思召之趣御認有之、御直書又は同家來茅根伊豫之介存意之次第等相認度々差越候書狀、或は御養君之儀、紀伊殿一橋殿御兩公之内ニ而、異論兩説に候得共、自然一橋殿ニは賢明之長君ニ付、右ニ御治定相成候ならば、天下之御爲、且水府之御爲にも可相成候間、厚勸辨可致旨、右伊豫之介より、書狀は何れ前中納言殿内意之趣ニ付、夫々へ致入説、吳候様同家來鶴飼吉左衛門并同人悴鶴飼幸吉任頼、御直書其外共致一覽、中には徹底致候儀も有之候とて、御政事向に拘り候極重之儀、殊に卑賤之身分をも不顧、御養君之儀を、青蓮院宮、又は三條家へ入説いたし、殊に去秋中先

尾張殿水戸兩中納言殿先松平越前守等御咎被仰出候節、右御方々御罪狀之次第、御所向より關東へ御尋之上、早速御愼解相成候様致度、是又吉左衛門并幸吉相頼候とて、右をも青蓮院宮三條家等へ歎願致遣、尤水戸殿勅諭御渡相成候儀は、追而承り候由ニ而、右様之御品柄、懇願致し遣し候儀には無之、夫々頼受仕成候共、不容易御事柄ニ携候儀は、對公儀、恐入候義と存、一旦欠落いたし、追而先非を悔自訴いたし候とも、右始末不届ニ付、中追放申付る。

池内に對する物論

とある、此れは惡謀の四天王としては、餘りに寛典と云はねばならぬ、されば此事に付ては、當時頗る志士間に、物論を醸し來つた、そは彼れ池内大學は、自から免れんが爲めに、同志を賣り、彼の口から志士運動の始末が、悉く漏れ、此れが爲めに、幕吏に向て、羅織株連に、佩強の材料を提供し、此れが因となり、他の同志をして、空しく獄中の鬼となり、刑場の骨となり、然らざるも、冤を啣み怨を呑み、天日を仰ぐに由なからしめたと云ふにあり、而して彼れ池内が、他日浪士の爲めに暗殺せられたるも、亦た此れが爲めであつたと云ふ。

〔八〇〕 池内大學に關する疑問

池内非難の至當

池内大學の擬律は、他の擬律とは同じからず、單に先例に據るばかりでなく、故に寛典に處せねばならぬ乎の問題に付て、頗る辯明する所がある、此れによりて池内大學が、同志を賣りて苟も自から免れんとしたとの非難の偶然にあらざる理由が判知る。

京都烏丸下長者町上ル町芳兵衛借家

儒醫 池内 大學

審判先例

右寛政五丑年評定所一座え評議ニ御下ダ被成、大坂町奉行相伺候南紺屋町醫師井上準太儀奉行所吟味ニ相成有之儀を、掛り與力内證申込之儀、輕々敷萬藏より相頼候連、容易に取持、又五郎え及掛合、殊に掛與力之名前等をも、猥成誹謗之文面ニ書紛之文通および、又五郎聞請候連、吟味落著之日限、内通之事迄、頼込候段、重々公儀を不恐仕形、不届ニ付、輕追放と相伺、評議之上、伺之通

と中上、其通相濟候。

以上は池内大學を審判するの先例として擧げたるもの。

寛典理由

類例ニ見合、今般之大學は、頼受候儀を、入説いたし候迄ニ而、何れにも事を可仕遂と、摧肝膽、奸策を旋し候儀にも無之、故と深携候筋とも不相聞候間、右筆太より輕き方には候得共、一體之御事柄ニ於ては、無此上、恐多儀を、身之程をも不顧、夫々え申込候儀ニ付、右類例同様、輕追放ニ而可然處、對公儀、恐入候儀と、一旦欠落いたし、追而先非を悔自訴いたし、殊此もの申口ニ而、一件之もの共、犯科之次第も、速ニ相分候儀ニ付、惣て僉議事有之時、同類又は加判人等之内より、早速致白狀、依之謀計之もの共、相顯に於は、右早速白狀之ものは、自本罪相當一等輕ニ可申付事と有之御定ニて、輕追放より一等輕く、洛中洛外を構、江戸拂と御仕置附仕候。

池内自訴

此れではほんの申譯けだけの罰に過ぎない。彼れ惡謀四天王の一人として、果して斯る微罪を以て満足す可き乎。それには大なる理由が有らねばならぬ。そ

れには、

一旦欠落いたし、追而先非を悔自訴いたし、殊此もの申口ニ而、一件之もの共、犯科之次第も、速ニ相分候儀ニ付

の一節が、極めて雄辯に語りてゐる。此の先非を悔とあるは、逃走の先非であつた乎、將た國事に周旋したる先非であつた乎。そは何れとも解釋が出来るが、恐らくは、欠落だけのことではあるまい。欠落は勿論であるが、是迄の心得違を、重悔悟いたし、何とも申譯が御坐りませぬとの懺悔白狀をなし、その白狀が遂ひに同志間運動の消息を暴露したものであらう。彼は實に京都に於て、重要な働らきをなしたる一人であつた。

池内周旋

水府には續きあり、鶴飼の居たる小邸と、陶所(池内大學)の宅、表裏なれば、常に往來して、時事を周旋し、三條公と意を通じける故に、水府より來る處の時事書を、鶴飼より三條公の御覽に入るゝにも、此の陶所の周旋なりき。(借義見聞録)

疑點の一

されば彼は鶴飼等と所謂の同穴の狐たることは勿論だ、彼の干係は、決して擬律に明記せられたる「賴受候儀を入説いたし候迄にて……故と深携候筋とも不_レ相聞」との文句通りではなかつた、然も擬律に斯く記したのは何故であらう、此れも池内其人に對する疑點の一だ。

池内逃亡
行徑

一 九月七日梅田等囚につきしかば、此事を鶴飼より告るにより、栗田に參上し、宮(青蓮院宮)より路費を給はり、京師を出、水口に宿し、夫より十二日に勢地(伊勢)に來り、參宮し、終に行方を知らずなりけり。(同上)

青蓮院宮
の配應

彼が逃亡の行徑は、此の通りであれば、青蓮院宮なども、彼の爲めに御心配の容易でなかつたことが判知る、然も其の御心配は、彼が從來の行動が、彼の身邊を危くするものがあるが爲めであらねばならぬ、尙ほ彼は、

十月(安政五年)廿五日夜、何よりか窃に歸宅して、翌廿六日届の一紙を認め、自訴しけるにより、揚り屋に入られたり、十二月五日東行になり、松平飛驒守(大聖寺)に預けとなり、翌乙未八月廿八日夜中追放に處せられたり。(同上)

暗殺の因

上記の次第なれば、彼が後日浪士の瞞を招き暗殺せられたのも、必らずしも自から招く所なしとは云はれまい。

〔八一〕 小林良典の宣告と擬律

小林宣告

安島茅根、鶴飼父子等と同時に、京囚の巨魁、若しくは巨魁の一人とも云ふ可き小林良典も、亦た宣告を受けた。

鷹司殿家來

小林民部權大輔

其方先松平越前守家來橋本左内事、其節桃井伊織と致變名居候段は不存とも、鷹司殿家來三國大學儀、一橋殿を御養君御名差之勅命、關東へ御差下相成候様取計方之儀、右左内事伊織より賴受候間、主家へ申立吳候様申聞、追而同

人大學同道罷越、前同様頼聞候節、左内事伊織より之頼に而は、如何と心附候程之儀ニあるならば、急度可申斷處、右越前守より大學迄之直書ニ而も、不_二差越_一候而は、取計兼候旨一己に及答、其後越前守より右願筋申越ス直書之趣を以、大學より相廻候とて、右書面太閤殿(鷹司政通)へ差出候處、御養君御名差は六ヶ敷、早々御治定相成候様關東へ被_レ仰進候儀は、出來可致旨、御同人被_レ申聞候とも、其段大學より申達、又は水戸殿家來吉左衛門悻鶴飼幸吉儀、御同家へ賜候勅諭諸家へ廻達可相成候は、重き御役人等之奸計故ニ候様、其外風聞之趣まで、品々不穩儀とも申聞、右大臣殿(鷹司輔熙)御取計を以而前中納言殿(水戸齊昭)登城有之、勅諭尊奉之御取計向相成候様御書載、御同人へ之論旨頂戴いたし度、若又左様の論旨調かたくならば、勅諭尊奉之御催促、内覽(近衛忠熙)之命にて被_レ仰遣度旨、主命之趣を以、幸吉頼聞候とも、不容易儀ニ付、主家へ申立、取計方も可有之處、譬ば掃部頭殿(非伊大老)一發切込もの有之節は、亂に可相成、其節は亂を鎮候爲め、論旨御指出可相成哉、杯及答候段、同人申談候言語

寧ろ寛典

ニ、風と泥み、譬迄とは乍申、右體不穩儀を、僥忽に幸吉へ申聞、其上同人相尋候とて、御所向之風聞、其外主家御噂之趣等、品々爲_レ申聞、或は御所向御評議之模様、三條家聞繕遣ス段、右體不容易儀、取持候處より、公武御確執にも可及場合ニ至、終ニ主家之迷惑にも相成る始末、旁不届ニ付、遠島申付る。

小林の遠島は、彼の京都に於ける活動から見、更らに其の同志中の死刑に處せられたる者共と比較して、寧ろ寛典と云はねばなるまい、尙ほ彼の擬律は左の通りだ。

鷹司殿家來

小林民部權大輔

小林當初の擬律

右御養君御名差之儀、先松平越前守より三國大學迄之直書ニ而も、不_二差越_一候而は、取計兼候旨、橋本左内事桃井伊織え申聞候儀も有之候得共、鶴飼幸吉え不穩譬を以答および候段、重々不届ニ付、先例相糺候處、明和四亥年依田豊前守町奉行勤役之節、伺之上御仕置申付候長澤町安兵衛店浪人山縣大貳儀、

山縣大貳
に比す

常々弟子共え渡世又は藝術之勵にも候間、門弟其外入魂候得ば、兵亂或は變事有之節、何れ之用にも立事ニ寄、立身等可致旨申聞候段、兵亂を好候道理ニ相當、且又甲府御城附、御武器員數之儀覺候ニ任せ申散、榮惑星心宿え懸り候、右は兵亂之萌ニ候由、左(兵)書に有之候處、其後上州邊百姓共騒立候間、少しは其驗有之事之由相咄、當時は禁裏行幸無之、とらはれ同前之由雜談いたし、堂上方之古實ニ背き候趣を、草紙ニ認、又は兵學之講釋ニ付、地利へ不引當候而相分品は、甲州其外見聞および候國々之地利地名城々へ引當、御要害之場所を、譬ニ取用講釋いたし候儀共、旁恐多不敬之至、不届至極ニ付、死罪申付候類例有之、不穩譬を申聞候段は、同様ニ候へ共、此ものは右幸吉申談候言語ニ泥み、不容易譬を以て、風と及答候迄ニ而、素より深き意味有之申聞候儀ニ無之、例よりは品軽く御座候間、死罪より一等級く重追放と御仕置附仕候。

小林廻護

此の如く擬律にては、山縣大貳の先例に據りつゝも、更らに之を輕減し、其の文言も擬律と云はんよりは、寧ろ小林の爲めに、廻護したる文字とも云ふ可き趣

きがある、惟ふに評定所に於ても、小林に對しては、其の心證が良好であつたものと思はるゝ、而して其の心證の良好であつた點に於て、小林其人に對する疑惑が無いでも無い、然も小林を以て、利の爲めに同志を訴廷に於て賣つたと見做すは、篤論ではあるまい。

【八二】 近衛家老女村岡の宣告及び擬律

村岡

更らに安政大獄第一次の處分に際して、一人の女性がある、津崎矩子、即ち近衛家の老女村岡だ、彼女が近衛家に於ける、猶ほ小林が鷹司家に於けるが如く、苟も近衛忠熙と交通する者、概ね彼女に頼らざるものはなかつた、薩摩の西郷吉兵衛(隆盛)成就院忍向(月照)なども、彼女によりて近衛家との聯絡を保つてゐた、乃ち小林良典の如きも、遂に彼女の近衛家に於て有力なるを見て、彼女を志士

運動の圈内に引入れ、其力を假りたること、少くなかつた、されば彼女は女性にして且つ七十二歳の老女であるに拘らず安政六年正月七日京都町奉行所に召喚、二月二十五日護送せられ、三月十四日江戸に著し、八月二十八日に至り左の宣告を受けた。

近衛殿老女

村岡

村岡の宣告

其方儀兼而主家へ館入致す清水成就院隱居忍向引付を以、水戸殿家來吉左衛門梓鶴飼幸吉ニ致、面會候節、同人儀水戸前中納言殿、其外御慎御隱居被仰付次第を相歎、主家御取持を以、右御方々御慎解相成候様、内願いたし置候間、猶取計之儀相願度申聞候ならば、如何之儀と心付、取合申聞敷處、無其儀、幸吉申聞候次第、主家へ申立、又は右一條ニ付、幸吉より忍向え之内狀、其方へ向、差越候間、主家へ取次、指出可吳旨、幸吉相願をも受、追而同人方より上封小札、其方宛にて、岩波と認めある文箱差越候を請取、右ニ入有之、忍向變名月照宛之申渡ス。

交通を、同人指越候節相達、又は主家へ取次指出候始末、幸吉等へ馴合候筋無之とも、右始末不届ニ付、押込申付る。
以上安島、茅根、鶴飼父子、鮎澤、小林と與に、何れも、
右於評定所、松平伯耆守、久貝因幡守、池田播磨守、石谷因幡守、松平久之丞立合申渡ス。
との宣告を受けた。
尙ほ村岡の擬律は左の如し。

近衛殿老女

むら岡

當初擬律

右差當り相當之例、相見不申、寛政十一未年小田切土佐守奉行節、伺之上御仕置申付候田安支配勘定田中喜三郎儀、知人大坂順慶町人達三郎金銀貸附之儀ニ付、志願之趣申聞候節、右體之儀は、佐保山周助功者之由、田中伴四郎申聞候儀も有之候、由、伴四郎方へ申通、周助を呼寄せ、達三郎と引合せし、殊帶

刀人之身分ニ不預、右體之儀、彼是世話いたし遣候段、不埒ニ付、五十日押込申付候類例に見合、此ものは身分に不預儀を取次いたし候迄ニ而、例より品輕く御坐候間、三十日押込と御咎附仕候。

村岡鶴飼
問柄

元來村岡は、鶴飼とは遠縁の間柄だ。鶴飼吉左衛門の養母——吉左衛門は尾州に生れ、水戸なる同宗の叔父の後を紹いだ——は、村岡の生家津崎家の出にして、岩波家に養はれ、鶴飼家に嫁したされば、宣告文に「岩波と認めたる文箱」とあるは、右の縁故から岩波の名を假用したものであらう。

村岡寛典
の理由

尙ほ村岡は、前將軍家定御臺所天璋院が、薩摩島津氏から近衛家の養女として、千代田城に入るに際し、殆んど媒酌人同様の働らきをなしたる者にて、將軍家大奥とも、淺からぬ關係あれば、極めて寛典に處したものであらう。彼女は此時に斯く詠じてゐる。

朧夜と思ひの外に雲晴れて月に一聲鳴く郭公
如何にも此時彼女の心境は其通りであつたらう。

恒例を破
りて重科

以上の如く井伊大老が、自己の主旨を行はしむ可く、特に裁判官を更迭せしめ、而して後出で來りたる擬律に對し、元來擬律より少くも一等を減ずるが恒例なるに拘らず、彼は遠島に擬したる茅根を、一等を加へて、死罪に、中追放に擬したる鮎澤を、二等を加へて遠島に、重追放に擬したる小林を、一等を加へて遠島に、洛中洛外御構ひの池内を、中追放に處した、而して安島の切腹に至りては、全く井伊其人の獨斷專決に出でたるものであると聞く。

【八三】 日下部伊三治の獄死

伊三治死
去

尙ほ安政大獄關係者の中にて、其の巨魁と稱す可き梁川星巖は、逮捕以前、安政五年九月二日に死した。彼は當時流行の疫病に罹りて死したれば、其の死因に就て疑ふの餘地がない。次ぎには水戸へ勅諭降下運動の發起者の一人とも、將

た重なる運動者の一人とも云ふ可き日下部伊三治だ。彼は九月廿七日江戸に於て捕に就いた。而して同安政五年十二月十七日獄中に死した。若し彼にして死せざりしならば、恐らくは茅根鶴飼と共に刑場の露と消えたであらう。

父伊三治の

彼の父は薩摩より水戸に赴き、而して彼は又た水戸より薩藩に歸參した。然も彼は水戸と薩摩の志士の連鎖の一人とも云ふ可き役目を勤め、江戸と京都とを掛持にして、重大なる任務を果した。

問伊三治訊

評定所にて、始て吟味之時、三奉行問けるには、其方薩摩守内命を受け上京し、堂上方へ入説致したるや、堂上は何人に参りたる哉と申時、答に、是は存不寄御尋也。薩摩守は大藩にて、家來數萬の中には、用達の者數多御座候得ば、伊三治如き輕輩の者を遣ひ候には、不及、左様なる薩摩守にあらず、夫は御了簡違ひなり。又京地へ参り候事は、違ひなし。其出入致し候堂上は、誰彼と申迄もなく、殘らず出入致したり。其入説致したる趣意は、私儀も生を皇國に受けたる者なれば、二千五百年來の天恩を蒙りたり。又二百餘年徳川家の恩澤を蒙り

たる者なれば、方今外夷覬覦の時節、國家の傾覆を憂へ、正義の堂上に入説致したる事なり。此上に申べき事、更になしと、自若として答へけるとなり。

〔世古格太郎著倡義見聞録〕

東西南北の士

恐らくは此通りであつたらう。日下部は其籍は薩藩であつたが、實は東西南北の士であつた。曾ては川路聖謨の家に仕へ、彼が布恬廷と長崎談判の際には、其の隨行の一人であつた。尙ほ、

絶食

獄に下りて後、絶粒十六日に及び、終に獄中に死す。時に年四十八。〔同上〕とあるが、果して然るや否やを詳にせざるも、彼が十二月十七日に病死したることは、事實だ。

言伊三治廣

白洲に於て、鞠問ありし時、信政(伊三治)黙して答へず、やゝありて有司に向ひ、某は本これ微賤なる陪臣なり。されど天下の安危、杞憂やみがたく、かかる大事にも加談仕りて候。かたゞは正しく將軍家の世臣にておはさるに、などて外人の我國を傾けんとするを、よそ目には見たまふやらむ。願くは早く老

拷問死に至る

中の諸公にまみえ奉りて、一言聞えあげたうこそ候へ。此よし許容あらば、別に申すべき事なしといひしかば、有司大に怒りて、あな剛性なるくせものかな。からきめ見するがふびんなれば、心しづかに問つるに、口かしこくもあらがふよな。いで其義ならば拷問せよとて、情も知らぬ獄卒ども、しもとを執りて、毎日これを打すえければ、つひに病苦しみて息絶えたり。信政死に臨み、目を張り聲をいら立、幕府時勢を悟らざれば、せんかた無し、若しこれを悟りて國論を定むる事あらば、救ふべき術無きに非ず。可惜可惜と言つゝ死しけるとなん。こは是戊午の冬、十二月十七日の事なりき。〔川田剛撰 殉難餘稿〕

此れにて見れば拷問の餘病死したることとなつてゐる。併し兩者必らずしも兩立せぬことも無い。拷問の餘、絶食し、遂ひに此れが爲めに病死したりと解すことも出来ないとはいへない。

日下部の死因が、何れにありとするも、彼は決して天命をもて終焉したものはなかつた。少くとも獄中の苦楚が、死因の重なる一であつたには相違あるま

5.

【八四】梅田雲濱の病死

悪謀四天
王の

梅田源二郎も亦た病死者の一人だ。彼は京都に於ける志士間領袖の一人にして、最も活動したる一人だ。彼も亦た井伊派よりは、悪謀四天王の一人と目指され、寧ろ其の随一と目指されたる者、乃ち彼が安政五年九月七日、諸ろの志士に先ち捕に就たのは、苟も彼を鞠問すれば、一切の経緯が分明するものとして、井伊大老の懐刀長野主膳が専ら其事を主張し、之を當事者に力説したるに因る。

〔井伊家秘書集録〕

死因疑問
されば若し彼にして生存したらんには、彼も亦た當然鶴飼等と、其の刑死の運命を共にす可きであつた。然るに幸か不幸か、彼は江戸に於て病死した。而して

此の病死は、頗る世間の物議を醸し、彼も亦た當時流行の毒殺ではなき乎と猜測せられてゐた。

投獄本預

彼は安政五年九月七日の夜、京都西町奉行の役宅に引かれ、翌八日伏見奉行内藤豊後守役邸内の牢に幽せられ、其後京都六角の獄に移され、而して十二月二十五日、江戸に向け檻送、安政六年正月九日江戸町奉行石谷因幡守役邸に著し、即日常盤橋門内なる小倉城主小笠原右近將監(忠應)の邸に假預となり、二月十三日評定所へ呼出され、本預となつた。

灸治を受

斯くて三月十二日朝五つ時(午前八時)始めて評定所に呼出され、取調を受け、夕七時半時(午後五時)還つた、而して五月七日に至り、彼は其の同行同邸の京囚西園寺家の家臣藤井但馬守、三條家の家臣森下若狭守と共に、

温氣の砌居籠罷在候哉、逆上仕候ニ付、灸治仕度。

と申出、前に許可を受けたる有栖川親王家の家臣飯田左馬と共に、四人灸治を受けた。梅田に發病の徵候ありしは、蓋し、此頃からであつたらう。

脚氣とな

梅田は更らに其の前日から感冒に罹つてゐたが、八月十四日評定所に呼出され、第二回目の鞠問を受けた。而して八月廿日に至りて、藤井は脚氣病に罹つたが、梅田も亦た同様脚氣病に罹つた。其の始末書は左の通りだ。

八月廿三日

掛り閣老松平和泉守殿(乗念)え留守居役勝野兵馬罷出、左之届書竝容體書相添差出云々。

御預人梅田源次郎儀、去ル十三日より風邪ニ付、手醫師共藥服用爲仕候處、邪氣ハ相退候得共、腫氣相見候付、猶無油斷療養手當申付置候。

と云ひ、其の容體書には、

その容體

邪氣ハ快復致候得共、兩足竝腰へ腫氣相見、少々麻痺等も有之候付、三和散相用候處、昨今ニ至、全身微腫、四支麻痺、心下堅痞不食、時々嘔吐有之、小便不利等之症有之、脚氣病と相見申候、依之降氣利水湯ニ蠟消散兼用仕候、尤唯今差掛り急症とも不相見候得共、往々之處衝心に可相成も難計奉存候。

藤井先づ

とある。されば梅田は全く脚氣の難症に取り付かれたるものと覺ゆ。斯くて同病の藤井は九月朔日に至り、御預ヶ人藤井但馬守儀、病氣之處、不相叶養生、今未刻(午後二時)致死去候」と小笠原右近將監留守居より、掛り閣老松平和泉守に届け出でた。而して梅田はやがて其後を追ふこととなつた。乃ち九月五日には、少食氣有之」とあるが、十二日に至りては、身體運動兎角不自在、漸々疲勞相加、元氣衰へ、此上疲勞相増候様ニ而ハ、可及危険哉と、甚心配仕候」との報告となり、同九月十四日に至りては、

藥療無効

御預人梅田源次郎儀、一昨十二日夕御届申上候後、種々藥用手當仕候得共、藥力相徹不申、及、大切申候。

との届書となり、更らに、

御預人梅田源次郎儀、先刻御届申上候後、猶療養仕候得共、不相叶養生、今卯下刻(午前七時)死去仕候。

と届出でた。

蒲柳の質

梅田が小笠原邸に幽せらるゝや、約二百四十日、而して其の評定所に召喚せられ、取調を受けたのは、三月十二日と、八月十四日の二回のみだ。〔梅田雲濱遺稿並傳〕

而して彼は幕府の預人として、小笠原家より、鄭重に取扱はれたることは、固より疑を容れない。然も彼は元來蒲柳の質であつて、其の江戸へ檻送以前、京都の獄舎に於ても、其の身體は若干衰弱してゐたのであらう。然も藤井が同病にて三十四歳の壯齡にて逝きしを見れば、梅田の脚氣の爲めに病死したるも、必ずしも不思議ではあるまい。されば梅田の死は、全くの病死にして、毒殺との説は、當時の風聞に過ぎないものと斷ず可きだ。

梅田源次郎假埋葬

一、今夕セツ時、梅田源次郎死骸爲、檢使御徒日付石川治右衛門、御小人日付鈴木忠作、中島千吉、室田彦三郎、淺見鐵次郎、馬鉄之者壹人、町奉行池田播磨守組與力安藤源

之進、同心人見周助、諸岡初五郎、石谷因幡守組與力三村彦次郎、同心大芦喜組右衛門罷越、手續惣而本月二日藤井但馬守死去に付、檢使被相越候節之通無滞相濟候上、源次郎死骸取片付之義被相達候間、因幡守御役所へ壺人罷出候様、彦次郎相達、夜五半時頃引取。右に付留守居中役郷惠吉右役所へ罷出候處、用品川新右衛門を以、源次郎死骸寺院へ假埋致し置候様との達有之候。

一、源次郎死骸即刻泊船軒へ假埋致させ候付、最前申達候通り、預り物頭豊田虎藏、同代り人鈴木與左衛門泊船軒へ罷出、途中見届として場所徒士日付壺人、足輕小頭一人、足輕貳人差出、假埋無異議相濟候。(中略)

一、於泊船軒假埋相濟候付、左之一札留守居役許へ取置候事。

覺

御公邊より御預ヶ人梅田源次郎病死ニ付、依御頼御屋疇御役中と立合之上、當寺内へ假埋仕候段、相違無御座候。爲念一札仍而如件。

淺草海禪寺中

安政六己未九月十五日

泊船軒 印

勝野兵馬殿
二木榮輔殿

〔小笠原家記録〕

第十五章 吉田松陰の運動

【八五】 安政大獄と薩長

大獄餘波

安政大獄には、水戸と京都とが主であつて、其他は餘波に過ぎなかつた。其の外での大物は、越前の橋本左内、薩摩の西郷吉兵衛隆盛、長州の吉田寅次郎だ。但だ西郷は捕吏の手に渡らぬ以前に歸藩し、然も月照和尚と相抱いて、薩摩灣に投じ、表向きは入水溺死との沙汰にて、薩摩に於て遠島の刑に處し、幕府の刑辟を免れた。

大獄と越前

安政大獄と越前とは、松平慶永が一橋慶喜擁立運動一件の急先鋒であり、橋本左内が、京都に於ける周旋方である爲め、緊切の關係があつた。されど越前は橋本を犠牲とし、此れを機會に、其の一藩は寧ろ方向轉換をなしたる傾向があり、井伊の在職中は、先づ屏息の姿であつた。

薩藩士の態度

改めて云ふ迄もなく、若し島津齊彬が、安政五年七月十六日、鹿兒島に於て病死しなかつたならば、世局は異なりたる仕組の下に開展したであらう。然も彼の死は、薩摩の進出的氣分を頓挫せしめた。藩論は一變して、俗論が勝を制した。尙ほ齊彬の遺志を奉じて、大いに進出せんとしたる精忠組の諸士は、藩主の慰諭によりて、姑らく中止して、形勢を觀望することとなつた。されど其の餘勢の尙ほ上國に存する者は、水藩の志士と提携し、大いに畫策する所あつた。されど彼等は唯だ藩士の資格だけにて、未だ藩其者を代表したるものではなかつた。否、藩其者は、飽迄之を抑止し、井伊大老の瞞りに觸れざらんことを期したるものゝ如く見受られた。

長州藩論の一變

長州に於ても、勤王論は、藩士の間にも勃興し、藩論も亦た之に傾いてゐたが、井伊大老の高壓的手腕を揮ふや、其の藩論は、やゝ一變して、傍觀の姿となつた。當時鮎澤伊大夫の書簡が、能く其の消息を語りてゐる。

丸潰れの委

扱西方も御模様追々御承知ニ相成候半、丸潰れ之姿ニ相成申候、畢竟兵力無

之故逆鱗を御避け被遊候や、又全く御平穩之御策ニ出候哉、情實相分兼候得共、要之處士等追々就捕御孤立ニ相成候處へ、萬全之策、入説致候事と奉存候……諸藩も人數を入れ、或は米穀を蓄へ候との説有之候へ共、曾而無之事之よし、既に薩人杯は口ニ出し、右之説唱候處、更ニ無之、略術を以、天下鼓舞致候策と相見申候、先ヅ色々に相成り、正氣有之候は、長州而已と申事ニ御坐候。此も山縣生(原注 京便著前三四日之事)京師へ立寄り、夫より長國へ下り、一策施し可申と而上途致候よしなれ共、定而途中ニ而、右之説承り候は、萬事瓦解候事奉存候。鍋島は割據富國強兵之策而已相立、傍觀之姿、土州は此節内二分れニ相成り、もはや天下の事、及も無之姿、其外諸侯も、大概君を輕とし、社稷を重とし候勢ひ、扱々長大息此事ニ御坐候。

水藩士と長藩士と

此れは安政五年冬のことだ。而して安政六年四月、水藩にては、江邸の有志相議し、曩きに矢野長九郎、關鐵之介等長藩遊説——安政五年の末——の縁を以て、長藩との交を温む可く、茅根伊豫之介をして、長藩周布政之助と會見せしめん

としたが、周布は故らに之を回避し、之に應じなかつた。當時金子教孝の書簡中、長州之周布政之介へは、未面會不仕候、長州も近來は少敷内議替り候氣味も有之歟、既參府も不致含も、弓削(弓削三之允即ち矢野長九郎の變名)等遊歴之節は相聞候所、先日參府に相成旁に候へ共(はカ)、過日面會之儀申込候間、近々相分候事と被_レ存候。

とある。即ち長州も此の「少敷内議替り候氣味」どころではなく、寧ろ大に轉換したらしい。此事は吉田松陰の幽室文稿が、最も凱切に之を語りてゐる。國友尙克の書簡中に、

皆無事專一主義

仙臺侯に而は、茶會と號し佐和山(井伊大老)を招、莫大の馳走の由、佐賀は幕之役人を呼候而、卷物を爲持歸し候而、兎角毎日幕客は門に絶不申候由、近來の景氣を見候而、改圖之用心と相見申候。細川侯は監物も去秋死去(此れは誤聞)。松田典禮等之油滑之人物被_レ用候由、長州も幕之役人へ手をつけ、なりを直し候を專一と致候由、いづれもおどき(狡猾なる)人々故、爪をかくし候心になり

候と相見へ、中々水國杯へ應じ候景氣には無之とある。此れが當時の形勢だ。

【八六】 吉田松陰と長州藩主

長州の急先鋒

若し薩摩をして、維新回天の事業を翼賛するに於て、其の首魁を求めば、島津齊彬を推し、次には西郷隆盛を推さねばならぬ。若し長州をして、維新回天の事業を翼賛するに於て、其の急先鋒を求めば、誰よりも先づ吉田松陰を推さねばならぬ。彼が安政大獄に於て、洒ぎたる血は、實に長州勤王の祭壇に供へたる尊き犠牲の血であつた。

松陰意見書

松陰の下田に於ける海外渡航の爲めに、米艦搭乗の失敗談は、既記の通りだ。(參照神奈川條約締結篇 五二—五八)爾後松陰は江戸の獄を出で、長州萩、野山の獄に

繋かれ、やがて其の父兄の家に幽居することとなり、而して遂ひに客に接し、徒に授くるを許されたが、彼は憂國の念禁ずる能はず、屢ば意見書を草し、それが藩主毛利慶親の覽に入りて、其志を嘉みせられ、遂ひには又た、梁川星巖を介して、孝明天皇の乙夜の覽を忝くするに至つた。

長藩勤王の素地

毛利家は其の藩祖元就以來、勤王を標榜する家柄にて、天保年間村田清風（四郎左衛門）が、藩政に參するに至りて、學を勤め武を練り、大いに長藩の士氣を鼓舞し、茲に他日一藩を擧げて、勤王運動の素地は出で來つた。而して松陰は一書生の身を以て、安政元年十月江戸より檻送せられて歸萩以來、同六年五月江戸に向て、檻送せらるるに至る迄、足掛六年、正味四年半強、萩に於て、或は獄中より、或は在家幽居中より、小は一藩、大は天下の事に蒿目崇論し、其の影響の及ぶ所は實に多大であつた。

松陰拘致の事情

幕府が何故に、勅諭降下運動にも、一橋養君擁立運動にも、何等沒交渉の彼を、江戸に拘致するに至りたる乎の事情を詳にせんには、先づ松陰彼自身をして、語

らしむるに若くはなしだ。

藩主の松陰擁護

初め吾公（毛利慶親）歸城の明日（六月十六日、安政五年）國相益田彈正公に見へ、首めに京師事實及國中論策を上る。余の著すところ、狂夫之言亦在焉、公一見して曰く、是れ寅次郎の手抄に非らざる乎……公曰く寅次郎幽囚せらるるも、言はんと欲する所あらば、其れ之を上達せよ、爲めに其をして抑鬱を宣べしめ、其の發して狂たらしむる勿れ……余之を聞き感激、益す言ふ所あらんと欲す。

此の如く松陰は、其の知己の言を、藩主から聞くを得た。

長州藩老人言を容る

已にして彈正（益田）轉じて行相となり、周布亦た御政務座となる、則ち益君公に親近す。浦靱負先きに行相となり、彈正に代りて國相となる、其の元は則ち前田孫右衛門也。前田人と爲り、善を好み衆を容る、務めて正士を拔擧す。長州には國家老と、府家老との兩家老職があつて、政務も此の兩部にて分掌してゐた。

彈正已に行相と爲る、益言路を開らき正義を張る、是を以て兩府一體、幽囚余が如き者、朝に一書を前田、周布等に與れば、食時兩相の手を経て、日中君公の左右に達す。誠に近古以來希有の盛事と爲す。

如何にも長州の國論が、順調に進んで行きつゝあつた。

長藩主決意

是より先き天子墨虜(米國)の遂ひに國患を爲すを慮り、勅を征夷に下し、諸侯の赤心を問ふ、而して征夷勅に違ひ虜に和す。天下の諸侯觀望持重、未だ一言一動、以て皇室を強くし、醜虜を懾れしむるあらず。獨り吾公憤然として勤王攘夷を以て己の任と爲し、親ら其意を書して臣下に班ち示す。政府亦た其意を體して、京城風説書を以て、諸ろの代官に廻達し、諸ろの代官をして、意を民政に用いしむ。有志之士、拊躍して曰く、事濟す可し矣。

以上が安政戊午の夏から秋にかけてのことだ。當時未だ天下の形勢は一變しなかつた。

【八七】 特別運動乎一藩運動乎

周布上京

吉田松陰は、尙ほ次の如く語りてゐる。

已にして君公(藩主毛利慶親)窃に周布を召し、親しく勤王の意を告げ、其をして上京し、之を達せしむ。事極めて秘、人其の由を知る莫し。周布已に上京、盡く書生の京に在る、中谷正亮、久坂玄瑞輩の如き者を驅逐し、密かに京都留守居福原與三兵衛に約して曰く、京事甚だ重し、宜しく直ちに諸を君公に達す宜し。若し國相府を経ば、或は漏洩の患有らむ。直ちに諸を行相府に致して可也。時に山田亦介、福原清介亦た京坂間に在り、蓋し其密約に預ると云ふ。周布已に歸り、甚だ京師の事を秘す、而して國相府常に正論を持し、行相府の因循を責む。因循日に甚だし、或は虚語を以て責を塞ぐ。是れよりして兩府の隙漸く生ず。而して余數ば前田(國相府の手元役前田孫右衛門)に因りて策を獻ず。前田常に余が策を善みし、余も亦前田の善く容るゝを喜ぶと云ふ。

書生驅逐の因

以上によりて長州の方向轉換の徵侯が略ぼ看取せらるゝ。周布政之助が上方に在る長藩の書生を驅逐したのは、彼等が此際事を生じて、藩を煩はさんことを慮りたる爲めだ。江戸家老と國家老との兩役所間に軋轢の生じたのも、恐らくは前者は急轉前に形勢の變化と與に推移し、後者は然らなかつた爲めである。

松陰建議

兩府（行相府と國相府）一體の初めに當りて、適ま征夷違勅の事あり、余謂らく、方今天子憂念、神州將さに沒せんとす。吾公奮然之を輔くるに非らざれば、天下其人有る無し、而して吾藩の力、以て爲す有る可き也と、書を前田に與へて、且つ大義を議するの一篇を上る。

行府詭秘

來原良藏亦た書を周布に與ふ、已にして君公の明旨を傳聞するに、深く二人（松陰、良藏）の言を以て是と爲す、而して兩府亦た以て非と爲さず、之を久くして行府詭秘の跡漸く著はる。余斷然として謂ふ、勤王は大事也。政府決して君意に副ふ能はず、別に奇策を設け、以て江家（毛利家）の美事を成さんと欲す。

以上によりて、到底一藩の力を舉げ一藩の力によりて、勤王の事を成す能はざるを認め、松陰は他方面の運動に著眼した。

大原慷慨

初め大原源三位公（重德、慷慨にして奇節あり、前年（安政元年四月）禁内災に罹る、公炎火に投じ、内侍所を捧げて出づ。近る傳ふ、三位公傳奏東坊城（廳長）の姦を知り、輿に逼りて之を刺さんと欲すと、又大坂に下りて城代土屋侯を見、水戸に往き、老公を諫るの意を論ず。侯懇ろに之を止め、事遂に寢むと。

公家西下策

此れは大原重德の最近の爲作だ。中谷、久坂三位公の人と爲りを稔聞し、上書して見んことを求む。公の父子之を燕室に延き、款談懐を盡す。話次公言へるあり、今日朝廷、諸侯の赤心を聞かんと欲す。諸侯肯て赤心を以て上陳せず、列國大臣能く我に面する有らば、我直ちに策を決して下らむ。汝國大臣（毛利慶親）の如き、果して何如と爲す、中谷具に以て余に報ず、余謂らく亦た一奇也。急に時勢論一篇、書一通を作りて、之を三位公に上る。事洩る、是を以て論達して、而して書は則ち達せず、論ずる所

の大意謂らく、當今征夷跋扈、諸侯觀望、皆な恃むに足らず。恃む可き所の者は、草莽の英雄のみ。然も京紳(公卿)自下らりて辯說せば、或は四五藩應ずる者有らむ。唯だ願ふは朝廷承久の變を以て、戒と爲す無くんば、則ち建武の隆期す可き也と、書は則ち公の西下を促す也。

此の如く、松陰は京紳大原重徳を長州に迎へ下らしめ、彼によりて藩主の心を動かし、藩力を以て勤王の事を行はんとした。

赤根武人
再上京

國相(蒲艱負)の家臣赤根武人なる者有り、梅田源次郎の塾に寓す。梅田の縛せらるゝや、幕間疑狀なく放還せらる。來りて余を訪ふ、余其をして亡命し、再び上國に往かしむ。

赤根は實に安政五年九月七日、梅田就縛の際に、其家に寓したるもの。松陰が彼を脱走して、再び上京せしめたるは、決して偶然の事ではなかつた。

【八八】 吉田松陰の間部詮勝要撃の企畫

妄動を禁
ぜらる

吉田松陰の個人的運動は、長州の藩政と如何なる交渉を生じたる乎、以下はそれを語りてゐる。

行府(江戸家老役所。此時主要の人々萩にあり)已に二事を洩れ聞き(二事とは大原三位西下の件、赤根武人脱走上京の件)未だ其の詳かなるを得ず、則ち大いに惧る。周布は家兄(杉梅太郎)及び杉藏(松陰の門人入江杉藏)をして余に謂はしめて曰く、勤王の事政府已に定算あり、君公親出を待て、而して後決するを要す。書生の妄動を費す勿れ、妄動止まずんば、投獄あらんのみ。

周布吉田
關係

周布政之助は、長藩屈指の人物、彼は當時御政務座の要路にありて、松陰に取りては、先づ苦手の一人、而して松陰も亦た周布に取りては、苦手の一人であつた。余急に書を作り、周布に與へて曰く、京事極めて艱、君公親出は危計也、吾輩先づ出て、之を試む、事成らば公の出づるを待て、之に繼がむ、成らずんば吾輩戮

死、固より國に損無し。是れ僕の志也。然も足下僕の事を忌害し、諸を野山（松陰が會て入獄したる所）に投じ、僕的首領を今日に保ち、虚名を一世に取るを得ば、何の恩惠か焉れに加へむ。然も政府能く問ふこと有らず、而して大原の策亦た少しく沮む。

長井雅樂
歸府

此れから更らに長井雅樂との交渉が出で来る。長井は周布より一枚上の人物だ。

未だ幾らず、新殿番頭長井雅樂走りて江戸より回る。輿論皆な謂ふ、幕府土州（山内豊信）宇和島（伊達宗城）の正義を忌み、其をして隠居を請はしめんと欲す。而して我藩も亦た其の聞へあり、故に長井君公の急速參府し、媚を幕府に獻ずるを促す也と。

當時毛利氏が土州や、宇和島同様の壓迫を受く可き理由がない。何となれば毛利氏は、一橋擁立運動には、全く無關係であつた。但だ長井が毛利慶親の參府を促がす爲めに歸國したることは、上記の通りであつたらう。

彦根襲殺
の計

已にして赤川直次郎來りて曰く、一快事有り、兄未だ聞かざる乎、尾水薩越將さに彦根大老を襲殺せんとして、援を吾藩に求む。長井の江戸を發する、事未だ決せず、事果して決すれば、則ち山縣半藏將さに繼いで發せんとする也と。

松陰の謀
計

此れは松陰に取りては初耳だ。而して此の風説が、如何に彼の心を刺戟したるか、次を見て知る。

余乃ち同志を會し議して曰く、四藩の舉、蓋下に在る志士より發する也。如今諸侯動かし難し、天皆な然り、獨り吾藩のみならざる也。吾藩誠に能く四藩に合し、奸人を誅す、則ち善し。然も四藩首と爲り、吾藩は從となる。豈に志士の大恥にあらざる乎、因りて同志を糾し、上京して問部侯を誅殺せんと欲し、血盟書を作り、十七名を得、半藏至る日を以て發せんことを約す。

所謂る吉田松陰の同志と共に京都に上りて、問部詮勝を殺さんとの動機は、如上の理由に原く。

大老襲殺
の計

數日、家兄之を前田に聞くと云ふ。薩摩堀忠左衛門、山縣半藏に語りて曰く、余

(堀)同志の士を糾して五十人を得たり、將さに大老を襲はんとす、而して上國未だ應援有らず、貴藩(長)豈に意無きを得ん乎、山縣愕然として曰く、是れ余の能く及ぶ所に非ざる也、已む無くんば則ち越前乎、堀之を然りとして急に之を越前に謀る、越前即ち應ず、上國の事を以て自ら任ず、是れ江戸の報也と。

(重出)

此れは全く痕跡もなき虚説ではなかつた、井伊大老を殺すの議は、江戸に於て、屢ば有志者の間に持ち出された、但だ未だ上記の如く具體的の事には至らなかつた。

益々上京の事を謀る

余謂らく、二説(赤川の説と前田の説)同じからずと雖も、江戸已に人の先ずる所と爲る、上國亦た事に及ばずんば、則ち吾黨何の面目か之れ有らむ、益々上京の事を謀る、山縣歸るに及んで病と稱して敢て人に接せず、數日湯治と稱して出づ、其の往く所を知る無し、皆な行府の意也。(重出)

此れは江戸家老役所、即ち周布等の意見によりて、山縣半藏をして故らに避け

て、人に接見せしめざる様にしたと云ふことだ。

【八九】 松陰と周布長井との經緯 (一)

計畫を要路に示す

吉田松陰は其の同志——概ね門下生——十七名を得て京に上り、當時在京暴威を振ひつゝ、ある間部詮勝を要撃するの企畫を、藩政府に通告す可く、之を要路の前田、周布等に示した。

其期を緩くせらる

余願書案文一通を草して、之を前田、周布に示す、前田甚だ之を然りとして曰く、聞く肥前藩素と敢死の士、社を結んで、變を待つ者あり、水戸藩近ごろ志士出府して公を諫むるの舉ありと、吾常に其の義勇の風を羨み、吾藩之れ無きを恥づ、今ま公等在る有り、吾藩恥ぢざる也と、周布は則ち大に惧れ、中村(道太郎)をして余に謂はしめて曰く、勤王之事、政府自ら處分有り、願くは少らく子

が擧を緩くせよと、中村極めて周布が偽に非らざるを保す。且つ曰く周布にして偽あらば、吾は則ち耦刺して死せむ。遂に緩くして十二月晦日に至るを約して去る。

此の如く周布が政府自から勤王の事に任ずるからとの言質によりて、松陰は間部要撃の實行を、十二月晦日まで延期することとした。

四侯會同

明日松島瑞益、赤川と與に至り、具さに政府の處分を語り、懇ろに余が擧を止む。中村の語と與に、大同にして詳かなるを加ふ。其説に曰く、薩藩彦(非伊大老)を襲うの議止み、越老侯(慶永將)に脱走して國に歸らんとす。其議に預る者近臣十數名のみ。薩士五十名、其の前後を護衛するを約すと云ふ。筑前侯(黒田長博)、參府と稱し國を出づ。京に至り、駕を駐む。因侯(池田慶徳)此時に乗じて上京。實父水戸老公の冤を訴ふ。是に於て薩侯、越老侯、亦皆な上京す。四侯二條城に會し、勅を奉じて幕府の奸吏を除く。吾藩の若き、已に薩越に加うる能はず。又筑前に讓る可らず。乃ち四侯(薩、越、筑、因)京に會するに乘じ、直ちに江戸に走

り、彦根(非伊大老)を責むるに正義を以てし、以て四侯に内應す。期約已に定まる。事決して明春を待ざる也。開く堀(薩藩士、堀忠左衛門)已に國に歸る。數十日ならずして、將さに萩に來り、周布に會せんとす。而して筑前或は已に國を發す矣。是れ皆周布の語也。

如何にも見て來た様な嘯だ、されど此れは何れも風を捕ふるの談にして、何等根據ある説ではない。

周布の變詐

而して中村の語、少しく異なる有るものは、謂ふ、吾公亦た上京也と、是れ危計と雖も、義に害無し。故に余姑らく之を置く。松島、赤川は則ち曰く、吾公參府と、是計已に甚だ危く、義も亦た甚だ謔、余辯せざるを得ず。是れよりして周布の反復變詐、具さに別録に見る。

松陰是なさとる

兎も角も松陰は、周布に一杯喰はされた。而して松陰自からも蚤くにそれを勘付いた。

越因の事、吾(松陰)未だ知る能はず。筑前侯は見に病と稱して參府せず。口羽徳

祐曰く、堀は一書生のみ、吾(口羽)其人を知る、決して一國(薩摩)を動すに足らざる也、然らば即ち薩筑の事明らかにかに其實に非らず、何んぞ遽かに越因を信ずるを得んや。

此に於て松陰も其欺かれたるを瞋り、それを來原良藏に語つた。

來原と會談

會ま來原良藏長崎より歸る、余語るに周布變詐の狀を以てし、具さに參府(藩主毛利慶親の江戸參勤)の非計を論ず、且つ謂く、長井も亦た疑ふ可しと、來原蹶然として曰く、吾往いて之を驗せん、因りて坐中を睥睨して曰く、長井果して姦ならば、汝輩能く之を斬るや否や、坐中齊しく應じて曰く、固より也、時に坐に在る者、佐世八十郎及び杉藏(入江)榮太郎(吉田)也、來原去りて後、余岡部富太郎、有吉熊次郎を招き、語るに所以を以てす、二人亦た曰く、固より也と、來原長井に往き、具さに語るに故を以てす、長井愠りて曰く、吾を以て大義を知らざる者と爲す耶、參府媚を容る、吾寧んぞ此策を建ん耶、來原人をして余に謂はしめて曰く、長井斬る須らざる也、余反復之を思つて、未だ其の要領を得ず、而

して來原も亦た來らず、憤懣胸に塞る。

松陰の立場も愈よ窮して來た、今や來原さへも長井に追隨することになつて來た。

【九〇】 松陰と周布長井との經緯 (二)

長井の意を問ふ

此れから松陰と長井との交渉となる、以下は其の顛末に就き、松陰の自から筆するところ。

長井時に轉じて御直目附と爲る、將さに復た江戸に往かんとす、長井發程の曉(安政五年十一月十五日)一書を裁し、榮太(吉田榮太郎)をして長井に造らしめて曰く、公輔(周布政之助)云ふ、四藩合從京に上る、而して吾藩は則ち直ちに參府、大老を責むと、參府して大老を責むるは、僕以て危計と爲す、知らず足下以

長井答へ

て如何と爲す、伏して回答を待つと。

長井口づから榮太に答へて曰く、四藩(薩越筑四)合従の事、未だ確定と爲さず。吾世子(毛利廣封、即ち元徳)の口語を奉じて歸る。諸を君公に啓す。君公已に之を諾す。世子の旨は蓋し謂らく、勤王の事、大義の在る有り、願くは妻子の爲めにするが故に、遽爾として參府する勿れと也。是に由りて之を推す。君公決して輒く參府せざる也。然も國是(長州の國勢)在る所は、吾れ預り知らず。若し疑ふ可きものあらば、諸を益行相(益田、彈正)と清水侍御とに問へ、即ち清水圖書也。歸りて寅二(吉田松陰)に語れ。吾(長井)を輕易視する勿れと也。

以上は松陰と長井とが、松陰門人吉田榮太郎を介しての問答だ。

余(松陰)因りて書を來原に與へて曰く、長井の言此の如し、則ち周布益す信ず可らざる也。然りと雖も人を責むるは易く、而して自ら爲すは則ち難し。吾復た周布を責めず矣。來原書を以て周布に示す。周布の變詐、蓋し一窮矣。

此の如く松陰は自から周布の化の皮を剥ぎ得たりとする際に、亦た一事件出

周布松陰の計を阻止せんとす

で來つた。

一夕來原周布に造る。客去り燭熄る。周布密に之を一室に延いて曰く、吾れ極密の事有り。今之を子に語らむ。子其れ此意を以て寅二(吉田松陰)に諭せ。寅二の暴舉をして、其の念を絶たしめよ。乃ち長井詔を請うの事也。來原以て信に然りと爲し、來りて懇ろに余を諭す。且つ佐世彦七父子、及中村道太郎を以て、保證と爲す。……來原復た去りて長崎に往く。已にして偽端漸く著はる。岡部富太郎、福原又四郎は、來原の内外姪也。來原に従ひ、崎(長崎)に往かんと欲す。願書未だ允されず。允を待つて而して後發せんと欲す。余岡部、福原に謂つて曰く、周布乃叔(來原)を欺くにあらざれば、乃叔(來原)乃ち寅二を欺く。乃叔欺を受くるも、乃叔人を欺くも、皆な二姪の恥也。二子其れ之を圖れ。

周布吉田衝突

此れから松陰と周布との正面衝突となりて、愈よ松陰を再び野山の獄に投ずることとなつた。云ふ迄もなく、松陰は蹈海失敗よりして、安政元年四月江戸の獄に繋かれ、九月十八日斷罪の後、安政元年十月廿四日、萩野山の獄に入り、安政

二年十二月十五日出獄、其父兄杉氏の家に錮せられ、密かに、門人に教へた。安政五年七月家學（山鹿流兵學）教授の爲めに、門人を引見することを、藩から許され、大びらに徒に授くるを得、杉氏の邸内の小舎を、松下村塾と名け、盛んに門人を鼓舞し、爾來安政五年十二月に至つた。

松陰拘囚

是に至つて周布草議して曰く、寅二學術不純、人心を動搖す、因りて諸を野山に下さんと。

此れから周布は其の同僚御用談役井上與四郎をして、松陰の叔父玉本文之進に説き、文之進をして松陰を曉し、緝黙嚴囚せしめた嚴囚とは家に在りて、一切の自由を拘束するの意味だ。此れは藩政府が、松陰の輕舉妄動の爲めに、藩政府を累はすことを虞れたるが爲めにして、如何にも一藩の所謂る方向轉換の必須なる所以が、測知せらるゝであらう。而して事此に至らしめたるは、如何に井伊大老の聲焰が、遠く萩に及びたるかを知る可きであらう。

周布本音

政府敢て寅二を憎むにあらざ、專寅二を叔父（玉木）に委ぬるにあらざ、唯だ寅

二の過激或は禍敗を取り、又は俗論に抵觸し、更に物議を長せんとを恐る。是を以て苦心此に至る。政府の意は、寅二をして少しく鋒鏘を斂め、以て事體を全くせしめんと欲するに過ぎず。

と井上が家兄梅太郎に語りたる言は、周布其人の本音であつたと思はる。

第十六章 吉田松陰の要駕策

〔九一〕 野山獄中より松陰の意見書(一)

松陰入獄

吉田松陰は、安政五年十一月廿九日以来、家に在りて嚴囚し、遂ひに十二月五日に至りて、其父杉百合之助に向て、入獄を上請せよとの申渡が來つた。門人等は憤慨して、其の理由質問の爲めに、周布井上等の宅に推し掛けた。而して當時父大病の爲めに、漸く其期を延べ、十二月廿六日に至りて、愈よ入獄することとなつた。此の如く松陰は獄に赴いたが、周布は亦たその以前に江戸に赴いた。

幕府顛覆の計

在獄中の松陰は、相ひ變らず國事に付て、種々の意見書を草し、之を藩の當途者に與へたるばかりでなく、其の門人に向て、種々の實行方法を垂示した。彼は當時既に徳川幕府を顛覆するの意見を持つてゐたらしい。安政六年正月廿七日夜附にて、彼が其の入江杉藏に與へたる書中に、

徳川萬々扶持す可らず、徳川を扶持する者は、聖上の大仁也。然も仁既に至れば、則ち之に繼ぐに義を以てせざるを得ず。義盡くれば、則ち仁其中に在矣。と云ひ、又た、

天祖之訓に曰く、寶祚の隆、天壤と與に無窮矣。此言天胤世々信奉、則ち天下太平矣。草莽の臣切に謂らく、聖上社稷に殉じ、天下の忠臣義士一同奉殉せば、則ち天朝寧んぞ再興せざるの理あらん乎。

天朝の論萬一姑息に出づ。神州中興の理無し。吾將さに中興論を上らんとす。思慮未だ足らず、且らく後日を俟つ。

公武合體
を突破

とある。此れをもて彼の意見が所謂の公武合體よりして、一步を突進しむたることが判る。此點に付ては彼の意見は、梅田などと大差なかつたものと察せらる。

播州浪人の計

彼が安政六年正月廿八日附にて認めたる意見書中には、先達て播州浪人大高又次郎、備中浪人平島武次郎兩人來萩、政府の諸君子に

相對仕度相願仕候へ共、御許容無之、被差返候由……此度御相對無之に付、急立返り、尙又同志申合、君公御參府の時を期とし、三十餘人の者は勿論、三條公、大原公など、伏水の御旅館迄御伴仕、是非君公行相政府の諸君子へ面謁の上、旨趣申述、是非共君公御誘仕、入洛するの覺悟の由。

長藩對策

と云ひ、其の對策としては、

急に有志の士兩人被差上……兩人(大高平島)厚志へ對せられ、目錄品物等拜領被仰付、伏見の事は、口達にて精々御斷らせ可然候。と云ひ、

左候て御參府の節は、必御上京被遊、兩士其外の者、且公卿方へも、君公御直對被遊、議論一々被聞召届、徳川御扶助、公武御合體の事は、何も御嫌疑の筋は無之事に付、所司代へ御申入可被成筋なれば、所司代へ御申入、又江戸御下向の上、御老中へ可被仰入筋なれば、御老中へ御申入なされ、所司代、御老中へも、公卿方へも、誠に御謙讓の御辭令にて、御誠實盡させられ候はゞ、假令徳川御扶

助、公武御合體の御大功相成不申とも、天朝への御忠節屹と相立、幕府へも御信義御失無之、天下共に御當家(毛利家)を、御依頼仕べく候。

此外謙讓を去て虚夸を事とし、誠實を遺て詐偽を行うときは、天朝の逆鱗のみならず、幕府にも御當家を疑はれ、由なき讒口に御懼り被遊候儀も難計奉存候。

松陰心事

とあれば、彼は公武合體には、全く斷念したものは思はれざる口吻が無いでも無い。されど元來松陰の心事は、幕府を倒すが本意ではなく、天朝に忠ならんが爲めに若し幕府が之を阻止せば、是非もなしとの意味合であれば、而して右は藩主に對しての意見書であるから、梅田が幕府の違勅を憤慨して、青蓮院宮へ上申したる激楚の意見書とは、自から其趣が同じからざるものがあるも、亦た已むを得ない。

〔九二〕 野山獄中より松陰の意見書 (二)

毛利家の態度公明

松陰は更らに一步を進め、毛利氏が方向轉換の運動を、江戸に於て爲さんとするに對し、左の如く論じてゐる。

當節世間専ら御當家(毛利家)公邊の御首尾不宜山の風評有之、依之大臣政府等申解の爲、參府有之由、何とも心得ざるとに御座候。元來去年(安政五年)三月以來勅諭の旨は、公武御合體、徳川御扶助との叡慮にて、君公(毛利慶親)江戸にて御建白の趣は、勅旨御尊奉ならでは人心一和仕間布との御主意の由、傳承仕候。御歸國の上、追々被仰出候御書附は、天朝へ忠節、幕府へ信義との御事に、是は御家來中、一統拜承仕候事なり。

辯解無用

毛利家の從來の態度は此の如く公明正大だ、今更ら何の幕府に向て、辯解や、陳謝や、釋明やの運動をなす必要あらんやだ。

役人差登當然

追々京都へ役人被差登候儀は、平日にてさへ、御屋布被立置、御留守居共外被

差置候程の事に候へば、かゝる多事の際、天朝幕府の御上を奉案、差登せたる
と申さば、是以當然の事に御座候書生輕卒(輕輩、卒族杯を云ふ)などの追々往
來仕候こと杯は素より政府に深く關繫することに無之候。

此れは安政五年久坂玄瑞や、大樂源太郎、赤根武人等の上京に付てのことを云
うたのであらう。

周布上京
また當然

又周布政之助上京の趣に付、色々世議有之由に候へども、是亦幕府へ被仰立
且御家來中へ被仰出候と、異なる筋には有之間布に付、徳川御扶助、公武御合
體、勅旨尊奉、天朝へ忠節、幕府へ信義等の數句にて、何も幕府の忌諱嫌疑に觸
れ候儀、斷て無之候。

周布の上京とても、左程問題とする程のことではない。此に於て彼は自家身邊
の上に想著して、左の如く陳情してゐる。

松下塾連
罪判また無

因て相考候處、私儀存立にて同志中の連判取付、一同上京、間部下總守可打果
相謀り候儀有之、松下塾の連判とて、江戸にても、一時人口に傳へ候由なれば、

此一條より種々の附會彌増、遂に御首尾にも相拘り候事に無相違候。然る處
此一條は政之助(周布)へ及内談候處、甚不同意の趣にて、強て差留、遂に思留り
候に付、政府は勿論、私儀同志の者も、無罪に候。

此れは例の間部要撃の企畫に就てのこと。然も此事は幕府は固より何等知る
所は無かつた。松陰が安政六年五月に、江戸に拘致せらるゝこととなつたのは、
此事とは全く没交渉であつた。

松陰決心

乍去是は世事憤懣已むことなきより起り候事にて、今以其念已む時なく、私
儀公邊召捕れ糺明被仰付候は、此儀は全く私一心より出候事にて、政府は
申に不及、同志の士も、悉く解散致候段は、屹と申開、毫も御當家の御瑕瑾は仕
間布、是は事を起すの初よりの覺悟にて、今更退避候筋少も無之候。

所謂る事成らば王に歸せん、成らずんば獨身坐せん耳との趙の貫高の語は、松
陰の心竊に自ら期したる所であつた。されば此の事件にて幕府に糺明せらる
るは、固より覺悟の前の事であつた。而して彼は更らに斯く明言してゐる。

幕府議論
心一變の存

天下の形勢と、人心の向背とを以て、一死を甘んじ、辯争仕候は、最上に出
ては幕府の議論を一變し、魯仲連の功を立つべし、果して然らば天下忠臣義
士多く冤罪を以て召捕られ候もの一時に釋放の擧あるべし、最下に至ては、
本藩の幕疑を氷釋し、貫高の志を遂ぐべし。

時勢に對
見解する松陰

此の如く彼は自から潔く決心してゐる、當時彼は萩に在りて、未だ京都と江戸
に於ける、井伊大老の天下の志士に對する態度を察知せず、依然彼が甲寅の歲、
傳馬町の獄に繋がれたる、阿部正弘執政當時の幕府と同一視したものであら
う、されば彼は若し萬一彼を江戸に拘致することあらば、却て之を仕合として、
大いに幕府を開導せんと考へてゐたものであらう。

世間の俗論家、君公御身上御大事と申説を頻に唱候へども、其策に至ては、大
底御兩殿様(慶親、廣封)共、御滯府にて、幕府へ諂諛を盡し、御昇進御褒賞等を求
むるの儀に止り候、私儀考には、是は却て危計にて、御兩殿様共、虎口に御入被
成候は、如何にも臣子の安きことに無之候。

而して彼は、

君主在國
の要

詰り君公、世子の間、御一人は、是非御國に不被爲居候はでは、天下多事の際に
付、御心元なく奉存候。

と云うてゐる、此れは前記の通り、安政六年正月廿八日附にて、野山獄中からの
上書だ。

【九三】 松陰要駕策の失敗

心恒に天
下に在り

吉田松陰は、野山の獄中にありても、其心は恒に天下に動いた、而して彼は單に
獨り其憂を抱くばかりでなく、之を以て門人や舊故に向て、更らに藩政府や又
たは苟も手蔓の有らん限りを盡して、之を京紳にまでも訴へ、而して其の意見
の實行を是れ勗めた。

外間との
交通杜絶
策

萩の政府にても、彼に同情者は少くなかつた。然も彼の言動が藩政府に累を來たさんことを恐れ、松陰をして獄中から外間への交通を、杜絶せしむ可く、それぞれ手當をした。而して其の一手段として、彼の親友桂小五郎（木戸孝忠）をして、諸友と交を絶たしめた。即ち音信を絶たしめた。然も松陰は、

桂生吾をして諸友と絶たしむ、今謹んで其言を奉ず矣。獨汝絶つ可らざるものありて存す。

とて、其の門生入江杉藏に、其の意見を申し送りてゐる。否な彼は既記の如く、獄中から意見書を上りてゐる。〔參照 九一、九二〕而して最後に出で來たのは、所謂る要駕策だ。要駕策とは、藩主慶親の參府に際して、之を伏見に要して入京せしむるの策だ。

要駕策

吾心試みに之を策せんに、大原公（重徳）以下、公の駕を伏見に要し、先づ説くに京を過ぐるを以てし、公已に京を過ぐれば、又た説くに京に留るを以てす。因りて正義の公卿と與に、反復國事を商議し、又た草莽の志士を引見し、問うに

時務を以てす。一月を出でずして、四方の士、必らず争うて京師に集らむ。而して大計定む可き也。

水藩士空
還な憾む

と、彼は折角來訪したる水戸の志士を、萩政府が要領を得ずして、空還せしめたるを憾みとした。〔參照 二七、二八〕

向きに水戸二士、老公の密命を齎らして至る。政府命じて之を放還す、二士意を得ずして而して去る。……吾は水戸の士を悲んで、而して有司の過を惜む。而して彼は謂らく、

血を見るに非らざるよりは、天下の事、言う可らざる也。

松陰決心

と、此の要駕策は、必らずしも血を見んが爲めではないが、乃ち血を見るも、決して辭せざる決心ありての事であつた。然も此策には政府は申す迄もなく、乃ち彼の門人さへも、之を賛成する者は、入江兄弟のみであつた。當初は入江杉藏之に赴かんとしたが、其の老母の在る爲めに、弟野村和作をして代りて赴かしめた。野村は其の爲めに家祿を賣りて旅費に代へた。所謂る、酬國精忠十八歳。毀家

貧士二十金」とは此事だ。然も其事も亦た齟齬した。

諸友皆云ふ、要駕策不可と。百方之を沮む。余斷然以て可と爲す。子遠(入江杉藏)裝金二月十五日に成る。而して念四日(二十四日)に至りて、和作始めて能く子遠に代りて脱走す。稽延十日、坐ら事機を失ふ。惜む可し、惜む可し、嗚呼是れ諸友の罪也。

藩論と松陰の見と

と。然も松陰と藩論とは、全く兩立し難き勢となつた。そは藩は毛利家の社稷を全くす可く、此際は方向轉換をなして、幕府との協調を保たんと欲し、松陰は陽には公武合體を唱ふるも、其實は眼中幕府なく、其の行ふ可き所を行はんと欲した。されば藩當局にては、松陰其人の志を殊勝なりと認むるも、藩の立場から見れば、彼を最大危険物とし、其萩にあるは、猶ほ爆彈を懐いて眠るが如き心地をなしたに相違あるまい。

松陰益々激楚

松陰其人は斯る事情を知るや、知らずや、彼は其の周邊には無頓著にて、獄中の言動は、更らに毫も變更する所はなかつた。否な寧ろ其の激楚の度を加へ來つ

た。事は同じからざるも、薩藩の當局者が、西郷隆盛の月照を伴ひ、鹿兒島に下りたる際に、當惑したると、萩藩の當局者が、松陰の要駕策舉行に對する當惑とは、自から其趣を一にするものが無いでもない。藩當局の眼中には、藩安全第一だ。苟も其の安全と兩立せざる者は、其志は嘉す可きものありとするも、藩としてはそれぞれ之を處分せねばならぬ。此の如くして西郷は藩の手にて、遠島せられた。松陰は果して如何。

第十七章 吉田松陰江戸檻送

【九四】 吉田松陰江戸檻送の豫報

幕府の松陰差出命

吉田松陰と、萩藩の當路者とは、到底其勢兩立しない。如何に松陰を野山の獄中に投しても、彼は獄中から其の意見書を發し、若しくは運動の指圖をした。されば幕府の命令なき迄も、萩藩の當路者は、何とか松陰をして、藩の煩累とならしめざる様の工夫はなき乎と焦慮したるに相違あるまい。然るに幕府から松陰を差出す可しとの命令に接したるからには、彼等は恰も渡りに舟にて、欣然其通りに取り計うたるに相違あるまい。

檻送豫報

松陰の江戸檻送に付ては、其の知己門生より、豫報があつた。彼の手著「東行前日録」に曰く、

五月十四日午後、家兄伯教（杉梅太郎）至り、東行の事を報じて云ふ、長井雅樂之

れが爲めの故に特に國に歸る也と。薄菴家兄復た至り、飯田正伯、高杉晋作、尾寺新之允、連名の書を致す。云ふ、幕府有志の官員、佐々木信濃守、板倉周防守等、水府及び諸藩正士の罪を寛せんことを請ふ、聽かれず、是に坐して罷免す。今ま先生(松陰)幕逮を蒙る、願くは身を以て國難に代り、且つ懇ろに合體公武の議を陳べば、社稷の大幸也と。

藩の方針豫知

此れにて松陰は既に略ぼ東行命令の將さに來らんことを知つた。

家兄の初めて至るや、事未だ確定せず、乃ち一絶を作る。

密使星馳事若何 人傳縛我向秦和

武關一死寧無日 何傲屈平投汨羅

此の「人傳縛我向秦和」の一句が眼目だ。松陰は萩政府が方向轉換の爲めに、松陰を犠牲とせるものと勘付いたのであらう。

既に覺悟あり

政府(萩藩廳)頗る余が幕訊に就いて、事國家に連及するを慮かる。余因りて今春正月論建する所の一條を書し、家兄に託して之を長井に致し、附するに一

詩を以てす。

幽囚六歲對燈青 此際復爲關左行

枋得縱停旬日食 屈平寧事獨身清

邦家榮辱山如重 軀殼存亡塵樣輕

萬卷於今無寸用 裁贏大義見分明

此詩は謝枋得の雪中松柏愈々青々の一律の韻に仍りたるもの。其の覺悟亦た知る可しだ。彼が長井に與へたる建白書は、既記の通りだ(參照九一、九二)而して其の終りに特に左の如く記してゐる。

建白書末文

別紙は小生當春認たる書なり、其節よりは時勢又小變はあれども、此度幕逮を蒙りても、對簿の語、大意右の如きに過ぎず。小生向に長井、周布等を罵ること頗る過當なるを以て、幕逮の節、若や私忿を挟み、禍を他人に嫁し、國害を引出すべくやと疑ふ人もあるやにて、在江戸の三士(飯田、高杉、尾寺)より忠告し來ることもあり、是未だ小生を知らざるなり、長井、周布を罵るも、偏に國の爲

と思へばこそ、公怒を發したるにて、更に私忿に非ず。若私意を以て云はゞ、長井、周布が小生を愛するの心は、小生木石に非れば、豈解せざらんや。且今日の事は、兄弟鬩牆外禦其侮の義に候へば、假令一身は微塵に碎かるゝとも、決して長井、周布へ禍を嫁する様の事は不致候。是は長井、周布の我を愛するの私恩に報ずるに非ず。國家の禍害を除くなり。兩政府（國相府と行相府）の内へ、分毫にても波及しては、小生豈天地に對し、面目あらんや。小生も兼て人を不忠とか不義とか、大分に罵り置たれば、無據も此度は一身を以て國難に代らねばならぬ事、疾に落著仕居る也。此趣行府（江戸家老役所）へも御申遣奉頼候。

五月十四日夜

藩當局の配慮

此處に邦家とか、國家とか、國難とか、國害とかあるは、何れも萩藩を斥したるものにて、日本全國の意味ではない。何れにしても萩藩當路者は、松陰の東行に就ては、痛し痒しの立場にあるから、彼等も、萬一松陰が評定所に於て何もかも打ちまければ、萩藩當路者も、疵持つ足にて、隨分當惑の事もあるから、其邊の事に

付て、彼是心配したものであらう。而して流石に松陰は能く心得て、決して心配に及ばぬ、一切は此の一身が引受ける覺悟だと明言したのだ。

〔九五〕 松陰と長井

松陰一死を覺悟

松陰は固より一死を覺悟した。其の五月十六日には門人松浦松洞の描きたる肖像に、左の自贊を作つた。此れは其の妹の夫友人小田村士毅（母取素彦）の言に従うてであると自ら理りてゐる。

三分出廬兮諸葛已矣夫。一身入洛兮賈彪安在哉。心師貫高兮而無素立名。志仰魯連兮遂乏釋難才。讀書無功兮樸學三十年。滅賊失計兮猛氣廿一回。人譏狂頑兮鄉黨衆不容。身許家國兮死生吾久齊。至誠不動兮自古未之有。人宜立志（一作、古人難及）兮聖賢敢追陪。

藩の陰謀

如何にも立派なる告白だ。彼は實に其言に忤ちざる好男兒だ。而して彼は心ゆくまで其の親戚舊故門人等と別離の情を敍した。然も彼の胸中には、尙ほ一點の曇あるを免れなかつた。それは藩の有司が、手を幕府に藉りて、藩の厄介物たる自己を措置せんとする陰謀ではあるまい乎との猜想だ。

詩を入江兄弟に寄す

彼は五月十七日、詩を作りて、入江兄弟に寄せた。

密寄子遠和作、

時無韓淮陰

豈就鄙生烹

時無李衛公

豈幸唐儉生

鬼色(一作藍面)疑有人 頗似宣慰行

人生必有死

願全青史名

勿謂我受欺

知己汝弟兄

此れにて見れば、彼が胸中に蓄へたる疑念が、隱約の裡に看取せらるゝ、尙ほ此詩の注脚とも見る可き一書がある。

右の注脚

此意、藩史が手を幕府に藉りて松陰を片附けんとすること、早く諸友へ知らせる

と、此節は日下、福原、岡部なども、大分に激勵して居る故、又一暴を發する。暴を發すると、此行稽延に共相成ては、吾が本意は遂げぬなり、(案するに本意とは、松陰親しく法廷に於て、幕吏に對して、其の所見を吐くこと)故に吾ちとも東行を意とせぬ面で居る。予が餘り平氣なるを以て、慮事粗脱など思ふな。此れは萬事心得てゐる。但だそれを知らぬ顔して行くまでだとのことを理りてゐる。

毒をも辭せず

われ若道中又は江邸にて毒殺せらるゝ、共、長井の甘言に陥られたと他友は云もせよ。汝弟兄のみは、義卿(松陰)毒を知て飲みたるを知て、吳よ、人に告げずともよし。心に知て、吳よ、爰で涙が落た。

と云うてゐる。而して更らに一層踏み込んで、

此詩は成丈けは諸友へ示さぬ積也。此度長井の處置、實に其意を得ず。手を李希烈にかりて、顏魯公を殺す手段と覺候諸友未だ慮爰に到らざれば、吾は愉快々々と并躍して居る也。尤も千吉の事を行て、吳ぬ時は、道中飲食甚以無覺

顏魯公を殺す手段

東に付一言吐く積なり。幕吏の手にさへ亘り候得ば、李希烈との討論は甘ずる所なり。

此れにて「鬼色疑有人、頗似宣慰行」の意味も分明だ。鬼色藍面は盧杞だ、宣慰は顔真卿だ。而して盧杞は長井に、真卿は自己に比したものであらう。

此れは松陰の邪推であつた乎、將た事實其通りであつた乎、そは今ま之を確言する限りでない。併しながら長井にせよ、周布にせよ、其心は松陰の志を諒とするも、彼の言動が毛利家を累はし、長防二州の爲めに、不利を醸さんことを憂慮したるは、疑ふ餘地がない。但だ其の憂慮の餘り、彼等の運動にて遂ひに彼を幕府に渡すこととなりたる乎、否乎、それは何とも云へぬが、少くとも松陰の東行に付て、彼等が一息吐きたるは、是亦た疑ふ餘地がない。即ち積極的に松陰を幕府に渡して、幕府の手を藉りて片附けんと企て、若しくは其の企てによりて、斯くなりたる乎、否乎は、姑らく措き、消極的に寧ろ之を仕合せの事としたるは、疑ふ可き餘地がない。

長井策謀如何

長井切腹の素因

松陰の此の猜想は、其の門人にも或はより以上の情熱を加へて共鳴せられた。而して此れが松陰の門人等と長井と相ひ容れざる一大原因をなし、遂ひに他日長井切腹の已むなき結論に到達したものと推定するも、未だ必らずしも牽強附會の説ではあるまい。

【九六】 吉田松陰江戸に檻送せらる

松陰見解の變化

松陰の長井、周布に關する見解は、安政五年の末から安政六年の始にかけて、從來とは頗る變化した。此れは全く兩人が、幕府の聲焰に辟易し、長藩の方向轉換を企てた結果と云はねばならぬ。乃ち安政五年十二月廿一日附——吉田松陰が野山獄に重ねて繋がる、以前——彼が在京の大原三位重徳に與へたる書中にも、

偽君子周布

扱後悔仕候一儀は、周布政之助に御座候。此者持重論には候得共、剛正無比由、先書申上候處、大に間違にて、誠に執拗人言を容れざる偽君子、(清太杉藏など也とて歎息仕候)井上與四郎と申す奸人汲引、頗る國事を誤申候。

とある。而して、

幸に與四郎先日江戸に罷越(十六日此の地發程)政之助も近日同斷、是にて、大に國害を除き申候。

と云ひ、更らに、

長井好才

先般京師へ過り候長井雅樂好才勝周布數等、御面會不被遊事幸と奉存候、と云ひ、

弊藩の事體、井上、周布の邪説にて、勤王の事も打止め、東武へ媚を獻候事に相成、兩人東行も、其爲と被察候外に大臣一人毛利出雲(此人正論に非ず)東行、尤此事ノ主謀は長井也。依之三月は主人(毛利慶親)を參府さするの定算と相見候。然共僕輩同志の士、死を以て誓つて此駕を止め候覺悟にて、種々苦心仕候。

長井周布の心事

とあるが、その苦心は水泡に屬し、管に主人の參府を止むることが出來なかつたばかりでなく、松陰其人も亦た、五月には檻輿東行せねばならぬこととなつた。されば松陰が之を以て、長井の密計陰謀であらうと猜したのも、當人としては、強ち邪推のみとは云ふ可らざるものがあらう。

されど齟りて長井、周布の立場から云へば、唯だ一吉田松陰の爲めに、毛利家の社稷を活かすか潰すかの境目と見れば、背に腹は代へられぬと觀念せないと、も限られぬ。そは兎も角も、松陰門下の一派が、爾來長井に向て、怨讐の念を懷き、其極終に長井の切腹に落著したるは、其の淵原は、恐らくは此處に存するものと認定す可きであらう。長井、周布が積極的に運動して、松陰を幕府評定所へ持ち込みたりとは云はざるも、彼等は決して此の場合松陰の東行を悲しまなかつたには相違あるまい。

斯くて豫報の如く、左の達書は到來した。

杉 百合之助

違書

右其方劫吉田寅次郎事、去る寅年(安政元年)御咎之趣有之、公儀より其方へ御引渡相成、蟄居被仰付置候處、此度於公儀御吟味筋有之候に付、江戸表へ早々連出相成候様にと、町奉行所より御達有之候に付、寅次郎被江戸差登候條、右身柄今晚中、守護之面々へ引渡可申候事。

安政六年五月廿四日

乃ち當日松陰は野山の獄を出で、杉氏宅に歸り、廿五日朝獄に到り、藩吏に引渡され、江戸へ檻送せらるゝこととなつた。

別離の辭

彼は東行の以前——五月廿三日——其父に向て左の一首を獻げて、別意を表した。

奉別家大人

平素趨庭違訓誨

斯行獨識慰嚴君

耳存文政十年詔

口熟秋洲一首文

小少尊攘志早決

倉皇輿馬情安紛

江戸檻送

溫清剩得留兄弟

直向東天掃怪雲

と、彼は實に凱旋將軍の如く、勇んで江戸に向つた。此れは彼自ら其の死處を得たりと信じたるが爲め乎。否、彼は幕吏に向て、其の大義を論じ、更始一新の國策を斷行せんことを期したるが爲めであらう。彼は七月九日に至りて、漸く評定所へ召喚せられた。

七月九日幕府の召もて、御館(江戸長州藩邸)をいでけるをりに、

まち得たる時はいまとて武藏野に、いさましくなく轡むしかな。

と、彼は實に法廷に於て、勇ましく鳴かんと欲した。

【九七】 幕吏と松陰

梁川一昧
と見らる

吉田松陰は、安政五年に於ける京都を中心としたる梁川星巖、梅田雲濱等の運

動には、全く無關係であつた。然るに幕府では、彼を以て其の一味徒黨であると狙ひ、その爲めに萩から江戸へ拘致したのであつた。彼は其の留魂録に於て自から斯く語りてゐる。

梅田との關係

一 七月九日初て評定所呼出あり、三奉行出坐、尋鞠の件兩條あり。一曰梅田源次郎長門下向の節、面會したる由、何の密議をなせしや。二曰御所内に落文あり、其手跡汝に似たりと、源次郎其外申立る者あり、覺ありや。此二條のみ。夫梅田は素より奸骨あれば、余與に志を語ることを欲せざる所なり。何の密議をなさんや。吾性公明正大なることを好む、豈落文などの隱味の事をなさんや。余是に於て、六年間幽囚中の苦心する所を陳じ、終に大原公の西下を請ひ、鯖江侯(間部詮勝)を要する等の事を自首す。鯖江侯の事に因て、終に下獄とはなれり。

とある。されば幕府は松陰の關知せざる罪の嫌疑もて、彼を拘致し、松陰は幕府の探知せざる罪の自首にて入獄したものだ。

幕吏怒罵に能はず

一 吾性激烈怒罵に短し。務て時勢に従ひ、人情に適するを主とす。是を以て吏に對して、幕府違勅の已むを得ざるを陳じ、然る後當今の當の處置に及ぶ。其說常に講究する所にして、具に對策に載するが如し。是を以て幕吏と雖甚怒罵すること不能。直に曰、汝陳白する所悉く、的當とも思はれず。且卑賤の身にして、國家の大事を議すること不届なり。余亦深く抗せず。是を以て罪を獲るは、萬々辭せざる所なりと云て已みぬ。幕府の三尺布衣、國を憂るとを許さず。其是非吾曾て辯争せざるなり。聞く薩の日下部以三治は、對吏の日、當今政治の缺失を歴詆して、如是にては、往先三五年の無事も保し難と云て、鞠吏を激怒せしめ、乃曰、是を以て死罪を得ると雖、悔ざるなりと、是吾の及ざる所なり。

陳述次第

以上もて彼が審問及び陳述の輪廓を察するに餘りあらむ。

一 七月九日一通り大原公の事、鯖江要駕の事等申立たり。初意らく、是等の事、幕にも已に諜知すべければ、明白に申立る方、却て宜しきなりと、已にして

逐一口を開きしに、幕にて一圓知らざるに似たり。因て意へらく、幕にて知らぬ所を、強て申立て、多人數に株連蔓延せば、善類を傷ふこと少なからず。毛を吹て瘡を求むるに齊しと。是に於て、鯖江要撃の事も、要諫とは言替たり。又京師往來諸友の姓名、連判諸士の姓名等、可成丈は、隠して具白せず。是吾後起人の爲にする區々の婆心なり。而して幕裁果して吾一人を罰して、一人も他に連及なきは、實に大慶と云ふべし。

陳述變改

此の如く松陰は間部要撃企畫が、幕府の知る所となり、その爲めに拘致せられたるものと信じ、親から其事を自首したるに、幕吏は却て之を知らなかつたら、中途から故らに要撃を要諫と改め、亦た其の連盟の人名等をも秘した。彼は又た曰く、

口書に對する不滿

此回の口書、甚草々なり。七月九日、一通り申立たる後、九月五日、十月五日兩度の呼出も差たる鞠問もなくして、十月十六日に至り、口書讀聞せありて、直に書判せよとの事なり。余が苦心せし墨使應接、航海雄略等の論、一も書載せず、

唯數ヶ所開港の事を、程克申延て、國力充實の後、御打拂可然など、吾心にも非ざる迂腐の論を書附て口書とす。吾言て益なきを知る。故に敢て云はず、不滿の甚しき也。甲寅の歲、航海一條の口書に比する時は、雲泥の違と云ふべし。

眞の鞠問

此れにて見れば七月九日、九月五日、十月五日の三回の審問の後、十月十六日に口書讀聞せがあつたことが判知る。然も眞の鞠問は、最初の七月九日丈であつたことが判知る。

第十八章 傳馬町獄中の松陰

〔九八〕 松陰獄中の消息 (一)

在獄中の便宜

松陰は傳馬町の獄には、安政元年下田にて蹈海失敗の際繋がれたる縁故ありて、再度の入獄には、先度の相知なども在獄して、便宜頗る多かつた。彼が八月十三日附、郷國の久保清太郎、久坂義助に與へたる書中に、

小子儀七月九日夕方、西奥揚屋へ入候處、殊の外安樂世界にて、大に喜申候。仔細は一錢の儲も無之、きめ板を脊負べきの處、名主代……沼崎吉五郎と申人、曾てより小子姓名承知にて、入獄即座より、上座の隱居と申す座をかし、吳實に望外の儀、艱難雖不辭、安樂亦自好に御座候。

獄中交友

而して彼は書籍の不自由に拘らず、孫子や孟子を諳記して、沼崎と時々講習し、此れを獄中消日の一適とした。尙ほ東奥の名主代は、先度在獄中の相知越後僧

宥長にて、口の名主は、和蘭通詞堀達之助だ。而してハリス要撃未遂犯人として、水戸の堀江克之助も亦た口揚屋にて角役を爲してゐた。彼は獄中に於て、交友を得る少くなかつた。堀江克之助、鮎澤伊太夫、小林民部などは、何れも其の重なる者であつた。

鞠訊寛大

松陰が九月五日、再度の審問に遭うたる翌日、其の同囚の堀江克之助に與へたる書中に、

昨日評定所は……小生の儀は、至て溫柔の御吟味口にて御座候。小生罪科は、蟄居中門弟など集め、京師其外に書翰差出し、又同志連判上京して間部侯を諫めんことを謀る、豪訴に近き致方等の事也。未だ口書々判には不相成候得共、大略すはり候様相見候。

と云ひ、其の鞠訊の頗る寛大であつたことを語りてゐる。

梅田謀議の事

最初召出の故は、辰年(安政三年)冬、梅田源次郎來萩の節、密に出會せし趣、何の謀議をしたかとのこと、是は實に梅田と謀議したることなければ、其所由委

大原三位申請の計

細申立相解け申候。又御所内に落文有之、其手跡汝に似たり。覺有之哉との事、是は小生年來如此の隠計を好まず、明白の事で無くては不致、其上今日の事を、無理に天子に責るは、非時勢、勿體なき事なり等の論申立、是も霽申候。此兩條は前日(七月九日)申立置候得共、昨日尙又尋有之、同様申立候。

大原三位卿を、國元へ申請、天下の大議を、寡君(毛利慶親)に責懸け候積の處、此事前日略申立候得共、昨日は絶て御尋無之、實は此一條度々原卿(大原)と往復の上、同志のもの數々往來、卿も已に旅裝被相調、明後日は、藩人一同下向と相決候處、京邸俗吏の方に内通のもの有之、右の事謀り候同志のもの、急に國元へ追下しと相成候もの兩人、于今國元揚り屋に罷在申候。此儀委細は不申立、只原卿に右の志申遣候得共、卿より明答なし、卿も亦真心實腸なきならんと存ずる趣に申立候處、昨日は此儀御尋なし。

間部諫争一條

間部諫争一條は、實は餘程狂謀にて打果す積に有之候得共、事未遂候へば、左まで喋々敷申立るも、却て恥辱と存、諫争とは申立置候。小生揚屋入の廉は、候

もし不聽時は、刃傷にも可及心底ならん、大膽至極也、覺悟しろと申すなるが、昨日其所も御細問有之、只一死を決して諫争する積と申事に落付申候。

右の次第、小生命を惜み候様にて、同志の思入も如何に候得共、奉行實に活す心底にて、溫柔に申して吳候故、任其意候、實は一命も随分惜く候得共、爲大義には不足惜、只小生大罪嚴刑に逢ひ候様にては、大原往返又國元同志の事など、一々御吟味に相成、淵中の魚を空くする道理に付、先是位にて打置き、後事を謀るが肝要と考へ候。小生身分如何落著に可相成か、國元にて又蟄居に可相成か、他家預けにても可相成か、いづれに相成候とも、心ざしは同様一向挫き不申候。

爲大義不足惜

とあれば、第二回の審問後の松陰は、寧ろ生還を期したるものであつたことは、分明だ。

吉田梅田の關係

それから、雲濱と吉田松陰との關係を、ちよつと御話し申して置きますが、松陰の方では、梅田源次郎は好骨ありとか、奸相ありとか言つて、雲濱を非常に嫌がつて居りました。又雲濱の方では、松陰を青書生と言つて、小兒視して輕蔑して居つた風がありました。或時秋良が、松陰にも雲濱にも、共に懇意なりし長藩の秋良教之助、大阪で雲濱に暇乞をして歸る時に、國へ歸るが、何か御傳言はないかと言つと、雲濱が、別に重要な御頼みもないが、吉田寅次さんに、さう言つて下さい。餘り分らぬことを書散すものではない。それよりか、寅次さんの性質には、禪學でもやつた方が、餘程適當して居ると忠告して下さいと、云うたさうであります。其の後松陰が江戸で糾された時に、梅田源次郎と會つたことがあるか、又彼と何か打合せたことがあるかと尋ねられた。其の時松陰の答へに、梅田源次郎なる者は、國へ來た時、ちよつと面會したが、彼は極く傲慢な男で、人を視ること小兒の如しと云ふやうな奴であるから、快く打明けては話をしたことばない。唯禪學をせいか、するがよいとか云ふ様な話をした計りで、國家の事は、一言もいふたことばないと申して居ります。これは松陰自身で書いて居りますから、今の秋良への傳言も實際であらうと私は考へます。全體松陰と云ふ人は、極く純潔な男で、權略と云ふことは、サツパリ無い人でございますが、雲濱と云ふ人は、餘程權略のあつた人でありましたから、どうしても性格が合はないのでございます。〔梅田雲濱遺稿所引中原邦平梅田雲濱と長州〕

【九九】 松陰獄中の消息 (二)

自ら寛典
なにとる

松陰は、九月五日、再度目の評定所に於ける呼出しの模様にて、愈よ寛典に處せらるゝものと自ら判断した。それは鞠訊の調子が、如何にも松陰に對して、同情がある様に感じた爲めである。彼が九月十二日附、高杉晋作に答へたる書中の一節に曰く、

高杉晋作
宛答書

水戸の臣鮎澤伊太夫、鷹司の臣小林民部權太輔兩人遠島の命にて、揚屋預け也。小林は同居仕候。色々妙話あり。○去月念七日、水戸の大變(按ずるに水戸齊昭以下懲罰の件、参照 七二、七三)物議如何、却て奇事是より可生と驚裡生膽候。○今月五日小生評定所御呼出有之、御吟味の模様にては、輕典に處せらるゝ

事と被察候、先御悦可被下候。

とある、而して尙ほ十月五日の呼出しの模様にて、愈よその事が確かめられたるか、感がしたことは、十月六日附、飯田正伯に與へたる書中の一節にて判知る。

飯田正伯
宛書狀

昨五日小生評定所御召出、未だ口書には不相成候得共、彌御慈悲の御吟味口に相決候。其件は大原卿、星巖翁等へ書信を通じ候事も、往來相働候面々の姓名も、一向出不申、只人を以て、人を以てとのみにて相濟候。依之傳之輔(伊藤、杉藏兄弟(入江杉藏、野村和作))等連及の患なし。下總侯(間部詮勝)要駕の策も、只一命を棄て、諫争と申事にて相濟、連判の人名等、一向御調無之候。此類寛猛に付て、餘程關係有之事に御座候間、御考味可被下候。と云ひ、又た、

小林同舍

鷹司家の小林は同舍にて、甚相互に相樂み居候、併不遠々島可惜、水戸鮎澤伊大夫は東口也、數々詩作等見申候、是も同斷。○東口に居候堀江克之助は、如何

【九九】 松陰獄中の消息 (二)

自ら寛典
なにとる

松陰は、九月五日、再度目の評定所に於ける呼出しの模様にて、愈よ寛典に處せらるゝものと自ら判断した。それは鞠訊の調子が、如何にも松陰に對して、同情がある様に感じた爲めである。彼が九月十二日附、高杉晋作に答へたる書中の一節に曰く、

高杉晋作
宛答書

水戸の臣鮎澤伊太夫、鷹司の臣小林民部權太輔兩人遠島の命にて、揚屋預け也。小林は同居仕候。色々妙話あり。○去月念七日、水戸の大變（按ずるに水戸齊昭以下懲罰の件、参照 七二、七三）物議如何、却て奇事是より可生と驚裡生膽候。○今月五日小生評定所御呼出有之、御吟味の模様にては、輕典に處せらるゝ、

事と被察候、先御悦可被下候。

とある。而して尙ほ十月五日の呼出しの模様にて、愈よその事が確かめられたるか之感がしたことは、十月六日附、飯田正伯に與へたる書中の一節にて判知る。

飯田正伯
宛書狀

昨五日小生評定所御召出、未だ口書には不相成候得共、彌御慈悲の御吟味口に相決候。其件は大原卿、星巖翁等へ書信を通じ候事も、往來相働候面々の姓名も、一向出不申、只人を以て、人を以てとのみにて相濟候。依之傳之輔（伊藤、杉藏兄弟（入江杉藏、野村和作）等連及の患なし。下總侯（間部詮勝）要駕の策も、只一命を棄て、諫争と申事にて相濟、連判の人名等、一向御調無之候。此類寛猛に付て、餘程關係有之事に御座候間、御考味可被下候。と云ひ、又た、

小林同舍

鷹司家の小林は同舍にて、甚相互に相樂み居候。併不遠々島可惜、水戸鮎澤伊大夫は東口也。數々詩作等見申候。是も同斷。○東口に居候堀江克之助は、如何

にも篤厚の奇士也……
と云ひ、更らに、

死罪は可
免

色々申上度事有之候得共、先是にて擱筆仕候、小生落著如何未可知、死罪は可免、遠島にも非るべし、追放は至願なれども、恐らくは亦不然、然れども重ければ他家預け、輕ければ仍舊也、いづれ當年中にどちとか片付可申、若歸邸出來候は、老兄何卒一計を設け、病用に托し、一面を許し玉へ、色々談度事有之也、人間の事は、實に寸前暗黒だ、松陰は死の運命が、三週間以内に迫りつゝあることを、全く勘付かなかつた、然も此れは決して松陰の過ちではない、寧ろ松陰としては、前記の通りに想定したのが、當然の事と云はねばならぬ。

寸前暗黒

尾寺新之
允あて狀

尙ほ十月六日附、尾寺新之允に與へたる書中にも、
獄中名主代沼崎氏好人物、心懸厚き人、小林多材多能、善く人を教ふる人、誠に面白き事のみにて、只々短景を惜み候計りなり、舌鋒收拾の事は、深く感銘仕候、素より三奉行、吾を殺す積なれば、吾も一言すべき事あれども、三奉行實に

高杉宛狀

愛我、我舌爲之頗る縮め置候、此事は他日時を得候はば、委細可面陳候とある、而して又十月六日附にて、高杉晋作に與へたる書中にも、

小生落著未可知、然れども多分又々歸國ならんと人々申候、果して然らば、老兄に一事御相談申度事あり、右に付小生身上落著までは、老兄御再遊（按ずるに當時高杉は江戸より歸國せんとしつゝあつた）御見合可被下候、歸國出來候はば、國にて拜面すべし、若又他家預に共相成候は、老兄などに御相談申す事に無之候、追放になれば大に妙策あり、遠島なれば、小林、鮎澤等の事、周旋仕たる人あり、其手續あれば、苦心に不及、萬一首を取られ候は、天下好男兒亦た妙、清狂（俗月性）口羽（口羽徳勝）に向て、好死を誇らんのみ呵々。

再歸國豫
感

此れは決して死に直面したる文句ではない、唯だ最後に萬一として捨臺詞で、松陰の豫感は、再び歸國であつたことが判知る、乃ち十月七日附父兄に與へたる書中にも、

頑兒落著未可知候へども、いづれ日月未墜地候へば、膝下に侍し、天下の奇談

申上候日も可有之候間、隨分御氣體御保重是のみ奉專祈候。
とあるを見て知る可しだ。

【100】松陰獄中の消息 (三)

漸次危殆

吉田松陰は、甘くも幕吏に欺かれた。彼は九月五日、十月五日の兩度に於ける、幕吏の態度が餘りに同情的であつたから、死刑は愚るか、遠島さへも期し難く、重ければ他家預け、輕ければ歸國して舊に仍りて幽塾と豫定した。然も彼は其の周邊の事情にて、そろ／＼危殆を感じ來つた。彼が十月八日附にて、高杉晋作に與へたる書中の一節に曰く、

不免遠島

橋本と頼は幕に憚て斬たも尤なれど、飯泉喜内を斬たは無益の殺生(按するに何れも十月七日行刑)夫はとまれ喜内を斬る程では、回(松陰)も斬られずとも、

遠島は不免と致覺悟候。口書未定候へども、塾居中可相愼の所、外人に相對し書翰を他國へ往復し、剩へ書を著し、大政を議し、且鯖江諫争の事、傲訴に近き儀を相企、大事不遂といへども、不_レ恐公儀致方と申事に相成るに無_レ相違、然れば死罪一等を宥め、遠島より致方はなし。遠島も大に妙趣向あり……且鯖江を撃果すの本謀を諫争として呉れたは、三奉行の慈悲なり。遠島敢て辭せんや。

俄然覺悟

彼は寧ろ遠島なれば、小林、鮎澤等と同島に行く方便を廻さんと相樂しんでゐた。其の心事亦た憐れむ可し。然るに十月十六日口書一件より、彼は俄然其の覺悟を極めた。彼が十月十七日、尾寺新之允に與へたる書中の一節に曰く、

昨日御呼出にて、口書書判仕候、然處存外の儀共有之、今更當惑は不仕候得共、屹と覺悟仕候。

と云ひ、其の理由として、其の口書には、

下總殿に旨趣申立、御取用無_レ之節は、差違可_レ申、警衛人數相支候は、切拂候て、

輿に近き可申。

と、松陰が口に出さざる言を書き並べあり、松陰が之を論争したるも、強ひてそ
れに書判せしめた、而して其の末文には、

對公儀不敬の至と申す文なり。受_レ神吟味奉_レ誤入候と申す文あり。逆も生路は
なき事と致_レ覺悟候。

而して彼は更らに下の如く述懐してゐる。

松陰述懐

右初日七月九日と、昨日(十月十六日)と三奉行出坐なり。九月五日と十月五日
は、吟味役出坐也、吟味役寛容の調は、全く無用に僕をだました計にて、石谷、池
田、其外最初見込を付た所は、首を取る積りに無_レ相違、差違と切拂との四字を、
骨を折て拔候得共、末文の改らざるを見れば、矢張首を取るに相違なし、不敬
の二字餘り承り馴れざる文なれども、不届など云ふよりは、餘程手重き事に
被_レ考候、鶴飼や、頼橋本などの名士と、同じく死罪なれば、小生に於ては本望
也、昨日辯争に付ては、随分不服の語も多けれども、是を一々云ふも、不_レ面白、只

天下後世の賢者、吾志を知て吳よかし。

尙ほ彼は留魂錄に於て、斯く語つてゐる。

天命の自
然に委す

一 吾此回初め素より生を謀らず、又死を必せず、唯誠の通塞を以て、天命の
自然に委したるなり。七月九日に至りては、略々一死を期す。故に其詩に云く、
繼成唯當_レ甘_レ市戮。倉公寧復望_レ生還。其後九月五日、十月五日吟味寛容なるに欺
かれ、又必生を期す、亦頗る慶幸の心あり。此心吾此身を惜む爲に發するに非
ず。抑々故あり、去臘大晦朝議已に幕府に貸す。今春三月五日、吾公の駕、已に萩
府を發す。吾策是に於て盡果たれば、死を求むること極めて急なり。六月の末、
江戸に來るに及んで、夷人の情態を見聞し、七月九日獄に來り、天下の形勢を
考察し、神國の事猶なすべきものあるを悟り、初て生を幸とするの念、勃々た
り。吾若し死せずんば、勃々たるもの、決して泪沒せざるなり。然ども十六日の
口書、三奉行の權詐、吾を死地に措んとするを知りてより、更に生を幸の心な
し。是亦平生學問の得力然るなり。

初て生を
幸とす

此れにて彼が東行以來の内的歴史は愈よ分明となつて來た。

第十九章 橋本吉田等の處刑

【一〇一】 飯泉喜内の處刑

第一回處分 幕府の安政大獄の處分は、第一回安政六年八月二十七日、安島、茅根、鶴飼父子等何れも切腹、死罪、獄門等、其他小林、鮎澤、遠島、池内中追放、近衛家老女村岡押込等にして、總て既記の通りだ。(參照 七四—八二)

無益の殺生 飯泉喜内、橋本左内、賴三、樹三郎(或は三樹八郎とも云ふ)の三人は、何れも死罪となつた。即ち獄中の吉田松陰が、橋本と賴は幕に憚て斬たも尤なれど、飯泉喜内を斬たは、無益の殺生、夫はとまれ喜内を斬る程では、回(松陰)も斬られずとも、遠島は「不免と致覺悟候」と云うた通りだ。

重なる處刑 而して自餘其の重なるものゝ處刑者を擧ぐれば、京都組の面々、久我家諸大夫、春日、讚岐守(潜應)、永押込、青蓮院宮家來伊丹藏人中追放、同山田勘解由押込、鷹司

家來三國大學中追放、鷹司家諸大夫高橋兵部權大輔押込、一條家諸大夫入江雅樂頭中追放、同若松柰權頭洛中洛外構、江戸構、三條家諸大夫森寺因幡守永押込、其子若狹守中追放、同三條家諸大夫丹羽豐前守中追放、同富田織部押込、有栖川宮家來飯田左馬押込、大覺寺門跡家來六物空滿遠島、御藏小舍人山科出雲守永押込、京都在住浪人宇喜多一蕙、同松庵父子所拂等約三十三人あつた。
飯泉宣言文 今ま松陰が所謂る無益の殺生と云つた飯泉喜内の宣言文を記すれば、左の通りだ。

御小姓組仙石右近組曾我權右衛門家來醫師春堂養父

飯泉喜内

右之もの上方筋見物として上京いたし、手寄を以、堂上方家來等え懇意を結、三條家末勤家來相成、其頃異船渡來、京地おゐて不穩浮説有之、事實承り度存候、兼て懇意いたし候小普請松浦勝太郎家來本瀬志津摩、又者元小網町名主伊十郎等え事實聞込之儀頼遣し、右之もの共より御書付御沙汰書、又者町

祈の一言

觸届書其餘江戸表形勢不輕風聞等之儀申越し候を、夫々堂上方家來等え爲見遣、其上天災打續、又者異船度々渡來いたし、世上不穩儀を歎息いたし候、連祈の一言と表題いたし、種々之儀、書綴候内、神國の武將たるもの、是を解し得ず、神威も恐れず、天のなせる災者さくべからず、杯と、合點して居る時者御歎きの涙凝て雨と成、洪水して、家を流し、堤をも壞て、田畑存亡するに至るべし、杯、不、恐、公、儀、事、共、書、認、森、寺、因、幡、守、高、橋、兵、部、權、大、輔、え、差、出、し、歸、府、之、後、も、在、京、中、懇、意、に、い、た、し、候、堂、上、方、家、來、又、者、其、節、彼、地、町、奉、行、家、來、寛、承、三、と、も、時、勢、之、儀、を、評、し、候、文、通、等、度、々、取、遣、い、た、し、右、之、内、に、は、身、分、に、不、預、儀、は、勿、論、取、扱、間、敷、書、類、又、者、御、政、事、に、拘、り、候、御、役、替、筋、其、餘、不、輕、未、發、之、儀、等、右、志、津、摩、又、者、土、屋、謙、良、等、よ、り、承、り、込、候、連、及、文、通、有、栖、川、宮、家、來、飯、田、左、馬、よ、り、差、越、し、候、由、之、勅、諭、書、寫、を、彌、七、召、仕、源、助、え、貸、渡、し、且、身、分、有、附、方、聞、合、之、た、め、下、田、奉、行、手、附、出、役、大、沼、又、三、郎、と、懇、意、相、成、折、節、魯、人、參、府、愛、宕、下、眞、福、寺、逗、留、中、に、付、異、人、之、様、子、直、に、見、聞、い、た、し、度、連、猥、に、同、所、え、罷、越、又、三、郎、え、面、會、之、儀、申、込、名、前、不、存

上方との
文通

居合候もの控居候様申聞候逆其場に罷在、魯人之様子見受立歸候始末、旁不届に付死罪。

不相當の死罪

如何に評定所の措置をば、最眞目にて吟味するも、此の宣告文にては、死罪に相當する罪案は一も見出されない。吉田松陰が、無益の殺生と云うたのは、如何にも其通りだ、而して松陰が八月十三日附、獄中より久保清太郎、久坂玄瑞に與へたる書中の一節にも、

珍書一件

此度の一條を、獄中には、喜内一件とも、珍書一件共相唱候。是は飯積(奥)喜内と申もの、世間の珍書異聞を取集め、京師諸國へ取遣致候段、彦根侯の耳に入、被召捕牢入、夫より追々事廣く相成候故に、かく申也。珍書の獄、最初は不容易義を企候様、彦根の過慮也、而して捕へらるゝ人々は、皆無識の異聞か(家計)にて、御吟味も御疑念のみにて、是一つ取留めたる事もなし。實に捧腹の至也。喜内此節は宿預に相成候。

疑心暗鬼の擴大

とある。捕へらるゝ人々は、皆無識の異聞か(家計)の一句には、聊か異存があるも、

然も大體に於て、此の觀察は正鵠を得てゐるものと思はるゝ、畢竟此の獄は、疑心暗鬼より擴大せられたものだ。

〔1011〕 頼鴨崖の處刑

頼の宣告

第二回目の處刑に就ての大物は、橋本左内と、頼三樹三郎(一作三樹八郎)であつた。今ぞ頼の宣告書を見れば、左の如く極めて單簡に片附けてゐる。

河原町三條上ル夷町入ル借家

儒者 頼三樹八郎

右之もの儀、外夷海防筋之儀に付、猥に浪人儒者梁川星巖、又者梅田源二郎と御政事に拘り候國家之重事を議論および、不容易儀を申唱、堂上方え入説之儀、星巖と種々申合候より、人心惑亂いたし、天下之擾亂を醸し候姿に至、不恐

公儀致し方、右始末不届に付、死罪。

重科の運命か

此の如く別に何等具體的事實の歴擧す可きものはなく、只だ「不恐公儀致し方」の一句にて、判決してゐる。彼は當初から、梁川星巖、梅田源二郎、池内大學と與に、惡謀の四天王と目指された一人であらう、併し斯く死罪となりたるは、彼の評定所に於ける無遠慮なる言論が、若干其因をなしたのもと思はるゝ。

死罪の因

安政五年梅田、梁川等の入々と、水戸の藩士に交り、攘夷密勅の内議にあづかるを以て、京師に禁獄し、また關東に檻送せらる。醇、三樹三郎、夷然として懼るる色なく、日毎に酒を乞ひ、醉眠すること平日に異ならず。箱根の關を過る時、かくて打吟じける。

平然恐るる色なし

當年意氣欲凌雲 快馬東馳不見山

今日危途春雨冷

檻車搖夢過兩關（殉難餘稿）

賴、梅田等は、安政五年十二月二十五日、京都を發し、安政六年正月九日、江戸著な

れば、函根にて雨に逢ひ、春雨冷かなりと詠じたのも、正しく實況であつたらう。

江戸なる評定所にて、有司ども汝處士の身にして、國政を謗議する事、いかなる子細にかなどさまさま鞫問せしに、答ていふやう、某尊王攘夷の議を唱へ、朝廷の旨を奉戴し、同志の士をかたらひしは、父祖相傳の家訓なり。（父は頼山陽、祖は頼春水）抑事の利害はさて置き、朝旨に背くものは、此を賊臣といふ。某不肖なりと雖も、家訓を忘れ、賊臣となるものにさむらはずといふ、さらば一橋刑部卿をもて、幕府の世繼にしまゐらせんと、の企てはいかにと問ふに、某は朝旨を奉ずるの外、他事を辨まへず、幕府の世繼など、いかでかあづかり知り候べきと申し、かば、猶又尋問ふべき事あるべしとて、高橋（俊瑞）、伊丹（重賢）、山田（時章）のともがらと、松山藩邸に預けらる。因中に唱和せし詩歌、これを集て骨董集といふ。既にして罪科定まり、つひに斬らる。時に歳三十四、其辭世の詩かくなん。

賴辭世詩

排空欲手掃妖熒 失脚墮來江戸城

井底痴蛙過憂慮

天邊大月缺高明

身臨湯鑊家無信

夢斬鯨鯢劍有聲

風雨他年苔石面

誰題日本古狂生（殉難餘稿）

尙ほ排空は、一に排雲に作りてゐる。此詩は絶命詩と云ふが、然も世古格太郎の「倡義見聞録」には、

一 道中及禁錮中の詩歌數多あり、屋多羅伊比具佐といへる一小冊に載せたり。今予一本を藏せり。其中に四五月の頃、述懐の詩に、排雲欲手掃妖焚。失脚墮來江戸城。此詩世に絶命の詩なりと言傳へたり。

頼逸話

とある。此れが信ず可きであらう。尙ほ世古は、左の逸話を添へてゐる。曰く、

一 未安政六年十月七日、裁許死罪に處せらる年三十四。後聞に死刑の日、傳馬町牢屋敷に送りけるに、年老たる一士、跡に付來り、地に倒れ悲泣しけり。故に幕吏怪みて吟味ありしに、此老人の曰く、我等は頼山陽の門人にて、三樹八郎は對面も不致候得共、師匠の子に候へば、今度召捕れし後、苦心致し、若追放

にならば、師の恩を報ずる爲、路銀を贈り歸京せしめむと思ひ、私貧窮の中に、衣服を賣、漸金五兩を得、今日夫を懐中し、跡に付來りし處、豈計らんや、死刑に處せらるゝを見て、不思悲泣、地に倒れしと申に付、人々窃に是を感じ、事故なく濟けり。是御家人の士なりしとぞ。

とある。此れは必らずしも信ず可き限りではないが、佳話と云はねばならぬ。

世古は又た曰く、

頼硬論

其人短小にして奇異ならず、平素は尋常の諸生の如くなりき。然れども慷慨にして、戊午の年時事を憂へ、師梁川星巖及び梅田源二郎と謀り、力を王事に盡し、其持論は梅田と同じ暴論にて有しかば、予等終に一度も談論する事なく、往年池内の許にて一面し、其後戊午の春、三本木にて、梁川翁參會の席にて逢、盃の往返はありたれ共、兼て持論のたがへるを知れば、時談に不及して去れり。故に其關係する所詳かに知らず。

右にて彼が梅田と與に、當時志士中の最硬派であつたことが判知る。

〔103〕 橋本左内の處刑 (一)

最痛恨事

安政大獄にて、最も痛恨す可き一は、橋本左内の死罪に處せられたることだ幕末の能吏水野筑後守(忠徳)は、

井伊大老が橋本左内を殺したるの一事、以て徳川氏を亡ぼすに足れり、況や其他を殺罰したるに於てをや、〔福地源一郎著幕末政治家〕

と云うた、正しく此の通りだ。

橋本宣告文

橋本の宣告文は左の通りだ。

松平越前守家來

橋本左内

右之もの儀、近來異國船度々渡來、海防筋厚御世話も有之候折柄、根本御手厚に無之ては難相成、右に付、一橋刑部卿殿を御養君に被爲立候様いたし度候旨、御所向御模様等聞繕方、且右爲手入上京可致旨、先代越前守より申付有之

候とも、右體之儀、京地え周旋いたし候者、不容易儀と心附、重役えも申聞、主家不爲之儀無之様取計可申處、其儘承受、上京之上、鷹司殿、三條家等え立入、頻に手入いたし、殊鷹司殿にては、右願筋者、越前守直書を以、可申越事柄に候、同家々來小林民部權大輔申聞候をも、尤と聞受候、是又不輕儀を、自己之勘辨を以、主家え申遣候故、既先越前守直書之内狀、三國大學方迄差越候を、民部權大輔より鷹司太閤殿え入内覽候次第にも、至候段、不憚公儀いたし方、右始末不届に付死罪。

國家根本鞏固の動機

如何に考へても、此の運動は、只だ幕府の爲め、日本の爲め根本を鞏固にせねばならぬと云ふ一點張りの動機より出で來りたるものなれば、之を重料に處するは、如何にも意外千萬の事と云はねばならぬ、安政六年五月廿二日附、福井發

横井小楠書簡

横井小楠の在郷(肥後、熊本)の門人に與へたる書翰の一節に曰く、
京師を初め、囚人江戸にて之御吟味、尤去年降勅之一件に關係いたし、初發寺社御奉行板倉周防守殿御吟味係り被仰付。然處板倉公は平穩寛宥之所存に

て、大老(井伊直弼)と合ひ兼、直に御役御免、其跡何某(姓名失念)是又板倉公同様之了簡之由にて、どふ歟寛宥之沙汰落著いたし可有之相聞申候、尤近來に至り、水府安島彌次郎被召捕御預人に相成る。安島は老公御側御用人、當時は御役御免にて罷在申候、水は中々嚴重にて、誠に大困窮に御座候。越前は昨春橋本左内上京いたし候にて、其以來江戸邸よりも、御國許(福井)よりも、一切京師に懸合無之故、降勅之一件に關係いたし不申候。其段は漸々明白、幕府もよ程疑解申候、橋本も都合三度御呼出し有之迄にて、何之御模様も無之、是は不遠無事に相成可申候。

當然の豫測

とある。固より福井から江戸の形勢を揣摩し、且つ五個月以前の事なれば、其の豫測の間違つたのは、深く咎む可きではないが、然も斯く豫測したことも、當時に於ては、常識として、決して不思議ではない。寧ろ不思議と云へば、橋本其人を死罪に處したる事であると云はねばならぬ。

一般豫測また誤り

橋本自身は、固より一死を分としたであらうが、世間では横井小楠の豫測通り

でない迄も、微罪にて了し、然らざる迄も死罪には到るまいと思惟し、現に宣告の日も、彼を出迎に赴きたる者共は、意外にも彼が死屍として出で來りたるに、一驚を喫したと云ふことだ。

大老一等を加ふ

聞く所によれば、三奉行の擬律は、遠島であつたが、井伊大老によりて、一等を加へ、死罪としたものであると云ふ。曾て京都にて、左内と尤も交渉あつた鷹司家來なる三國大學も亦た同日中追放の宣告を受けた。

三國大學追放

此日(安政六年十月七日)中追放を命せらる。又橋本左内、頼三樹三郎は斬罪と聞き、

玉の如き人は碎くる世の中に、瓦とまたき身こそ嬉しき(笑聲)

と彼は詠じた。三國としては、如何にも左もある可き事。但だ橋本の死は、實に國家に取りて、最も大なる損失であつた。

【一〇四】橋本左内の處刑(二)

橋本死罪 橋本左内の獄中からの消息は、既記の通りだ、(參照 六六、六七)彼の在獄は、一週間に満たなかつた、乃ち安政六年十月二日評定所にて、糾問の後、傳馬町の獄舎に下され、十月七日宣告を受け(參照 一〇三)直ちに死罪に處せられた。尙ほ橋本左内獄中の消息は、吉田松陰の所記に於て、其の要領を得るもの少くない。

越の橋本左内などは、當月二日入獄、七日死罪に被處。五日の間、引續留守居より届物致候也。僕は不足言候得共、亦吾藩の厚薄に關係する事なれば、嘆願仕るなれ。

藩の橋本厚遇

とは、其の藩の仕送りに付て、門人飯田正伯に與へたる書中の一節だ。此れにて越前藩の江戸留守居が、傳馬町在獄中の橋本を、如何に優待したか、判知る。

越前の橋本左内二十六歳にして誅せらる。實に十月七日なり。左内東奥に坐する五六日のみ、勝保(勝野保三郎)同居せり。後勝保西奥に來り、予と同居す。予

左内獄中

勝保の談を聞て、益々左内と半面なきを嘆ず。左内幽囚邸居中、資治通鑑を讀み、註を作り、漢紀を終る。又獄中教學工作等の事を論せし由、勝保予が爲に是を語る。獄の論大に吾意を得たり。予益々左内を起して、一議を發せんことを思ふ。嗟夫。(留魂錄)

左内獄中作

眞に惺々惺々を知り、好漢好漢を知るものと云はねばならぬ。
尙ほ橋本の心事を察す可きは、獄中の作である。

苦冤難洗恨難禁 俯則悲傷仰則吟
昨夜城中霜始隕 誰知松柏後凋心

又 又
二十六年如夢過 顧思平昔感滋多
天祥大節嘗心折 土室猶吟正氣歌

敬枕秋人愁夜永 陰風刺骨柝三更

皇天應是憐幽寂 一點星華照牖明

如何にも彼の心境が、ありありと我等に映じ来る。

決心早く成る

彼は安政五年十月二十二日、幕吏が來りて其の家宅搜索をなし、二十三日、北町奉行石谷因幡守の廳に呼出されたる以來、既に深く決心する所があつたらしい。否な其の以前、戊午(安政五年)仲秋病間書として、

常山之舌 侍中之血 日月韜光

山河改色 生爲名臣 死爲列星

と、自から其志を明らかにしてゐる。彼は決して死を怖るゝ者ではなかつた。彼は其の主松平慶永の賜ふ所の新衣を著け、從容として刑場に臨んだ。松陰と橋本とは同一の獄中にあつたが、一は西奥、一は東奥にて、遂ひに相ひ面して語るを得なかつた。而して松陰の橋本に傾倒したるは、上記の通りであるが、橋本も亦た松陰に對して、同様であつた。彼は無名士と題して、獄中から松陰に左の二首を贈つた。

吉田と橋本

曾聽英籌慰鄙情 要君久欲訂同盟

碧翁狡弄何限恨 不使春帆颺太平

有人嘗傳君詩云、昨夜太平洋、快風馳布帆、故轉結及。

磊落軒昂意氣豪 聞言夫君膽生毛

想看痛飲京城夕 扼腕頻睨日本刀

此詩は滯りなく松陰に達したる乎、否乎、兎も角も現在松陰の遺族の手に、橋本の眞蹟が保存せられれば、橋本より松陰に贈つたことは、疑を容るゝの餘地はない。

兩人の才識

松陰は三十歳の壯年だ、然も橋本は二十六歳に過ぎなかつた、而して彼は學は和漢洋に通じ、識は六合に亘り、經天緯地の好頭腦と、挺身報國の好赤心との持主であつた。此の如き人材を、あたたら刑場の露と化せしむるは、單に無益の殺生と云ふばかりでなく、國家に對する一大罪惡と云はねばならぬ、斯く觀じ來れば、我等は水野忠徳の説(參照 一〇三)に共鳴するの外はあるまい。

【一〇五】吉田松陰の處刑(一)

松陰宣告 第三回の斷獄は、實に十月二十七日にして、其の重なる處刑者は吉田松陰であつた。

松平大膳大夫家來杉百合之助え引渡蟄居申付置候

浪人 吉田 寅次郎

右之もの儀、外夷之情態等可相察と、去る寅年(安政元年)異國船え乗込候依科、父杉百合之助え引渡、在所おゐて蟄居申付置候身分にて、海防筋之儀、猶頻々申唱、外國通商數港御開相成候者、御柔弱之御取計にて、御國爲にも不相成誠實友愛之儀を唱、和親交易を相願候夷情に基、御國おゐて御不都合之次第有之儀を申諭御斷、追て御打拂相成候方可然、又者當時之形勢にて者、人心一致、天子を守護いたし、卑賤のものにて、人材御撰擧無之候て者、逆も御國威者振ひ中間敷、御政事向に拘り候國家之重事を著述いたし、右作其外狂夫

國家の重
事著述

の言、或者時勢論と題號いたし、主家、又者大原家等え差出、殊に墨夷假條約御渡相成、御老中方御上京有之候趣承り、右者外夷御處置振之儀と相察し、蟄居中之身分に候とも、下總守(間部詮勝)殿通行之途中え罷出、御處置を相伺、此もの見込之趣申立、若御取用無之、自然不被行次第に致候は、其節者一死殉國之心得を以、必至之覺悟を極、御同人御駕籠え近寄、自己之建議押立申度、杯、一旦存立候段、國家之御爲を存仕候旨者申立候得共、不憚公儀不敬之至、殊に右體蟄居中之身分、梅田源二郎え面會等致し候段、旁不届に付死罪。

斷頭臺に
載る

以上の宣告文には、松陰其人は不服少くなかつたが、それは畢竟十月十六日の口書に原くものにして、其の口書讀聞せの際も、彼は頗る争つたが、終に聽かれなかつたから、彼は當時より彌よ一死を覺悟するに至つた、而して十月二十七日朝評定所に呼出され、上記の申渡あり、早駕籠にて傳馬町の獄に歸り、四つ時(午前十時)斬頭場の露と消え去つた。

松陰口書
不服

世古格太郎の倡義見聞録に曰く、

十六日、安政六年十月、評定所へ出る時、予と俱に出たり、今日口書成るに、寅次郎に讀聞かせの所、承伏せざると見へ、何歟申立けるに、池田播磨大聲にて叱り、爭論あり、後予が附添の役人に聞ければ、寅次郎口書相違の旨申立、今日一人不濟、控所へ出たるに、番人一人増て守りけるとなり。

宣告當時
の状況

同月二十七日裁許の日、予目撃せるに、寅次郎は、牢屋揚り屋より送り來り、假牢の内へ駕の儘日下部裕之進、勝野森之丞と俱に入たり、追々呼上げになりし時、吉田三人の最後に假牢を出、上下を正し、靜に番所へ登りけるに、無程申渡し始るべき様子にて、同心十人計警固體にて、一つの駕を假牢中より出し、白洲口に置、騒ヶ敷體にて待たり、予思ふに刑に行者あるべし、此時輿の戸を開き、又假牢の戸をも開き、事を待てり、やがて申渡の聲聞へ、松平伯州長き申渡し有り、終に大聲にて公儀も不憚不屈の至に付、死罪申付ると見ゆるや否、白洲騒ヶ敷、一人の囚人を、下袴計にて、腕を捕、二三人にして、白洲口より押出し來り、誠に囚人氣息荒々敷體なりき、直に假牢に押入、立ながら本繩に縛せ

松陰氣息
荒々し

り、予是を覗き見るに、寅次郎也、一人の同心寅次郎にいふ、御覺悟は宜う御座ります歟と、寅次郎答に、素より覺悟の事で御座る、各方にも段々御世話に相成升したといふや否や、直に押出し、彼駕に押込、戸を締めると直様御同心大勢取巻、飛ぶが如くに出行たり、跡に残りたる同心一兩人、予が駕の側にて申には、ア、惜き者なれど、是非もなき事と嘆息せり、吉田も斯く死刑に處せらるべしとは思はざりしにや、彼縛らるゝ時、誠に氣息荒々敷切齒し、口角泡を出す如く、實に無念の顔色なりき、予が駕と假牢と隔つ事六尺許、吉田の駕は其間に置たれば、巨細に見る事を得たり、心中實に悲動長大息に堪へたる事なり、去寅年後久敷塾居せし故歟、此時は惣髮になり居たり、時に歳三十なり、以上所記は、親しく目撃者の筆として、信馮す可きものであらう、但だ、斯く死刑に處せらるべしとは思はざりしにやの一句は、松陰其人の留魂録及び書翰等に就て見るも、決して然らず、彼は宣告以前から一死を覺悟してゐたことが分明であつた、固より十月十六日口書讀聞せ以後の事として、

松陰覺悟

【一〇六】 吉田松陰の處刑(二)

松陰死前の心事

松陰の死に垂んとする心事は、實に宣告の前日、即ち十月二十六日に認め残したる「留魂録」が能く之を語りてゐる。

身はたとひ武藏の野邊に朽ぬとも、留置まし大和魂

此れが一篇の冒頭だ。而して此れが彼の覺悟であつた。凡そ世の中に、種々の自己告白文は多いが、死に直面して、此の如く從容自若たる文字は僅有だ。此れは實に維新文學中に於て、奇特の高調と色彩とを持つ一と云はねばならぬ。

誠字に工夫

五月十四日(安政六年)關東の行を聞きよりは、又一の誠字に工夫を付たり。時に子遠(入江杉藏)死字を贈る。余是を用ひず、一白綿布を求て、孟子至誠而不動者未之有也の一句を書し、手巾へ縫付、携て江戸に來り、是を評定所に留め置しも、吾志を表する也。

松陰述懐

去年來の事恐多くも、天朝幕府の間、誠意相孚せざる所あり。天苟も吾が區々

の惻誠を諒し給はば、幕吏必吾説を是とせんと志を立たれども、蚊虻負山の喩、終に事をなすと不能。今日に至る、亦吾徳の菲薄なるによれば、今將誰をか尤め且怨んや。

此れが彼の述懐だ。以下彼が評定所に於ける對審の言語を叙し、其の強要せられたる口書によりて、愈よ死を決したるに至りて曰く、

松陰哲學

一 今日死を決するの安心は、四時の順環に於て得る所あり。……吾行年三十、一事成るとなくして死して禾稼の未だ秀でず實らざるに似たれば、惜しむ可きに似たり。然れども義卿の身を以て云へば、是亦秀實の時なり。……義卿三十、四時已備亦秀亦實、其稔たると粟たると吾が知る所に非ず。若し同志の士、其微衷を憐み、繼紹の人あらば、乃ち後來の種子未だ絶へず、自ら禾稼の有年に恥ざるなり、同志其是を考思せよ。

堀江以下同志に就て

此れが彼の哲學だ。以下東口揚屋に居る堀江克之助の意見に就て記し、併せて同獄の鮎澤伊太夫に及ぶ、更らに小林民部、長谷川宗右衛門の所説所言に就て

記す。而して曰く、

右數條余徒に書するに非ず、天下の事を成すは、天下有志の士と通ずるに非れば得ず。而して右數人余此回新に得る所の人なるを以て、是を同志に告示すなり。又勝野保三郎早已に出牢す。就て其詳を問知すべし、勝野の父豊作今潜伏すと雖も、有志の士と聞けり。他日事平を待て物色すべし。今日の事、同志の諸士、戦敗の餘、傷殘の同志を問訊する如くすべし。一敗乃挫折する、豈勇士の事ならんや。切に囑す、く。

橋本に就いて

以下更らに橋本左内に就て記す。〔參照一〇四〕而して最後に諸同志の氏名を、同獄の諸有志に紹介したことを記して、

かきつけ終りて後

心なることの種々かき置ぬ、思殘せることなかりけり。

呼だしの聲まつ外に今の世に、待べき事（な）かりける哉。

討れたる吾をあはれと見ん人は、君を崇めて夷拂へよ。

愚なる吾をも友にめづ人は、わがとも友とめでよ人々。

七たびも生かえりつゝ、夷をぞ、攘はんこゝろ吾忘れめ哉。

十月廿六日黄昏書二十一回猛士

死に安著

と。此の如きもの、始めて人心の記録と云ふ可きものであらう。彼は實に死に直面して、死を怖れざるばかりでなく、死に安著したものの、如くであつた。されば前記世古格太郎の所説參照一〇五は未だ其の真相を得たものではあるまいと思はるゝ。彼は其の五月萩を出づるに際して、身許家國（な）分死生吾久齊（な）と云うてゐる。されば今更ら死の宣告を聞いて、其心を動かすが如きことのある可き道理がなり。

【一〇七】吉田松陰の處刑（三）

一死覺悟
松陰が十月十六日口書を讀聞せられて以來、一死を覺悟したることは、其の死刑宣告の前日に成りたる留魂錄(參照一〇六)ばかりでなく、其の以前、即ち十月二十日附にて、其父杉百合之助及び其の叔父玉木文之進、其兄杉梅太郎に與へたる一書に、

平生之學問淺薄にして、至誠天地を感格する事出來不申、非常之變に立至り申候。嗚々御愁傷も可被遊拜察仕候。

親思ふこゝろにまさる親こゝろ、けふの音づれ何ときくらん。

愁傷に及ばず

乍去去年十月六日差上置候書(按ずるに間部襲撃の企を實行せんとする際の訣別書〇十一月六日の誤なるべし)得と御覽被遊候は、左まで御愁傷にも、及不申と奉存候。尙又當五月出立之節、心事一々申上置候事に付、今更何も思殘候事無御座候。此度漢文にて、相認候語諸友書も御轉覽可被遊候。幕府正議は丸に御取用無之、夷狄は縦横自在に御府内を致跋扈候へ共、神國未だ地に墜不申、上に 聖天子あり、下に忠魂義魄充々致し候へば、天下之事も、餘り御力御

落無之候様奉願候。隨分御氣分御大切に被遊、御長壽を御保可被成候。以上、
十月廿日認置

寅 二 郎

百拜

家 大 人膝下

玉 丈 人膝下

家 大 人(按ずるに兄の誤りならむ)座下

兩母三妹に就て

兩北堂様(按ずるに實家杉家、養家吉田家の兩母)隨分御氣體御厭專一に奉存候。私被誅候共、首までも葬吳候人あれば、未だ天下の人には棄られ不申と御一啖奉願候。兒玉、小田村、久坂の三妹へ、五月に申置候事忘れぬ様御申聞奉願候。吳々も人を哀んよりは、自ら勤むると、干要に御座候。〇私首は江戸に葬り、家祭には、私平生用候硯と、去年十月六日(〇十一月六日の誤なるべし)呈上仕候書とを、神主と被成候様奉願候。硯は己酉(嘉永二年)の七月か、赤馬關廻浦の節買

得せしなり。十年餘著述を助けたる功臣なり。
松陰二十一回猛士とのみ御記し奉頼候。

送諸友斷片

何人たりとも、是れ以上の覺悟も、決心も、將た安心も有る可き様は有るまい。而して彼が漢文にて認めたる「語諸友書」と云ふは、同じく十月廿日附にて、唯だ其の斷片のみが存してゐる。其中の一節に曰く、

吾甲寅之舉、自分萬死、不圖幕府寬貸以得不死。是今日宜爲幕府死、一也。甲寅後幽囚在國、而吾公眷顧不衰。是今日宜爲吾公死、二也。加之、聖天子宵衣旰食、軫念夷事。去年來之事、豈普率之所宜、旁觀坐視哉。是今日宜爲天子死、三也。有三宜、死、死而不朽矣。亦何惜焉。

と云ひ、又た、

水戸鶴飼幸吉、越前橋本左内、京師頼三樹八郎、諸人皆當世の名士、年齒皆壯、與吾伯仲。今皆死爲不朽之人。吾豈獨可後于諸人哉。

と。此れを見れば彼は寧ろ死を視る歸るが如きものであつた。尙又彼は十月廿

死後の用意

日附にて、在江戸の郷友飯田、尾寺の兩人に書を與へて、

一 首を葬る事は、沼崎と堀江に頼置候。代料三兩計もかゝり候よし、御償返可被下候。

一 周布に頼み、金十兩計御かり、首の償料の外、沼崎に三兩、堀江に一兩、堀江に一兩計も、小生生前の恩恵を忘れざる志を表して、御贈り可被下候。

死體もらひ受け

とある。實に死後の用意まで、至れり盡せりと云はねばならぬ。而して豫期の如く、廿六日の夜、在府藩の執政周布政之助は、尾寺新之允を、藩邸に招き、明朝評定所にて、松陰の宣告ある可きを告げたから、尾寺は翌早朝飯田を伴ひ、評定所に至りて、事情を探らんとしたが、門前の露店にて、先刻重罪人を、傳馬町の獄に護送したる旨を聞き、直ちに走りて、傳馬町の獄卒金六を訪ひ、初めて松陰が午前十時に既に處刑せられたるを知り、若干金を與へて、其屍の下付を謀らしめたが、容易に埒明かず、廿八日更らに請うて行はれず、廿九日に至りて、漸く獄中死屍の處分に苦しむを名として、當日午後小塚原回向院に送りて交付するを約

し、兩人は桂小五郎(木戸孝允)伊藤利輔(博文)に實を告げ、四人して之を受取り、四人して之を葬つた。

死體の狀

幕吏も亦至り、院の西北方なる刀劍試驗場傍の藁小屋より一の四斗桶を取り來りて曰く、是れ吉田氏の屍なりと、四人環立して蓋を開けば、顔色猶生けるがごとく、髮亂れて面に被り血流れて淋漓たり、且體に寸衣なし、四人其の慘狀を睹て、憤恨禁ずべからず、飯田髪を束ね、桂、尾寺水を灌ぎて血を洗ひ、又杓柄を取りて、首體を接せんとしたるに、吏之を制して曰く、重刑人の屍は、他日檢視あらんも測られず、接首の事發覺せば、余等罪輕からず、幸に推察を請ふと、飯田は黒羽二重の下衣を、桂は縹袴を脱して體に纏ひ、伊藤は帶を解きて之を結び、首を其上に置きて甕に收め、橋本左内の墓左に葬り、上に巨石を覆ひて去れり、後數日飯田、尾寺碑を建て、其の正面の中央に松陰二十一回猛士墓、右に安政己未十月念七日死、左に吉田寅次郎行年三十歳と彫り、右側面に「吾今爲國死、死不負君親、悠悠々天地事、鑑照在明神」の詩、左側面に、身はたとひ

墓碑銘

武藏の野邊に朽ぬとも、留置まし大和魂の歌を刻みたり。(松陰先生遺著)
然も此の墓石は、幕府の命にて、院内志士のそれと共に毀られたが、文久三年に至りて、世田ヶ谷に改葬した、それが今日の松陰神社社側の墳墓だ。

〔一〇八〕 安政大獄の總勘定 (一)

大獄餘波

安政大獄は、事實に於ては、安政六年十月廿七日、吉田松陰等の處刑を以て、殆んど其の終局を告げた、但だ同年十二月十六日に茅根、鮎澤の子等がそれぞれ處分せられたが、そはほんの餘波と云ふ可きものであらう、今ま茲に其の概略を録すれば、

第一回處分

安政六年八月二十七日

切 腹 水戸家老

安 島 帶 刀

死 罪 水戸藩士

死 罪 同

獄 門 同

遠 島 同

遠 島 鷹司家々來

追 放 儒醫

押 込 近衛家老女

此れが第一回だ。

第二回處

安政六年十月七日

死 罪 曾我權太夫家來

死 罪 松平越前守家來

死 罪 京浪人

遠 島 大覺院門跡家來

茅根伊豫之介

鶴飼吉左衛門

鶴飼幸吉

鮎澤伊太夫

小林民部權大輔

池内大學

津崎村岡

飯泉喜内

橋本左内

頼三樹三郎

六物空滿

遠 島 松平伊豆守家來 太宰清右衛門兄

所 拂 京久助借家

所 拂 同

所 拂 元二條家々來

急度叱置

急度叱置

急度叱置

中 追 放 三條家々來

中 追 放 三條家々來

中 追 放 鷹司家々來

中 追 放 青蓮院宮家來

中 追 放 一條家々來

中 追 放 信州松本町名主

八 郎

宇喜田一蕪

宇喜田松庵

蒲市正

と よ

さ い

う め

丹羽豊前守

森寺若狹守

三國大學

伊丹藏人

入江雅樂頭

茂左衛門

長	押	込	御倉舍人	山科	出雲守
長	押	込	久我家々來	春日	讚岐守
長	押	込	三條家々來	森寺	因幡守
押	込		有栖川宮家來	飯田	左馬
押	込		鷹司家々來	高橋	兵部權大輔
押	込		青蓮院宮家來	山田	勘解由
押	込		三條家々來	富田	織部
押	込		下田奉行附	大沼	又三郎
洛中洛外	構	江戸構	三條家々來	飯泉	春堂
構	無	し		若松	奎權頭
構	無	し	修驗	利益	菴行阿
構	無	し	鷹司家々來	兼田	伊織

手	鎖	小網町名主	伊	十郎
手	鎖	信州松本町	源	左衛門
手	鎖	江戸神田	源	介

此れが第二回だ。

第三回處分

安政六年十月二十七日、同二十八日、同二十九日。

死	罪	毛利大膳太夫家來	吉田	寅次郎
遠	島		豐作	伴勝野
遠	島		伊三	治伴
重	追	放伊達遠江守家來	吉見	長左衛門
中	追	放古賀謹一郎家來	藤森	恭助
中	追	放水戸藩厄介	修驗	寶壽院
長	押	込松平讚岐守家來	宗右	衛門伴
永	押	込	長谷川	宗右衛門
			長谷川	速水

押	込	水戸藩	大竹儀兵衛
押	込	掃除之者	岩本常助
押	込	鐵砲方與力	藤田忠藏
押	込	岡部土佐守家來	笈承三
押	込		豐作弟 勝野保三郎
押	込		豐作妻 ちか
押	込		豐作娘 ゆ
江戸構紀伊殿領分所拂	伊勢松坂百姓	格太	格太郎
構	無し	元神崎寺坊主	知順
構	無し	水戸百姓	峰右衛門
構	無し	水戸百姓	甚右衛門
國許永押込	松平伊豆守家來		横山湖山
國許永押込	酒井雅樂頭家來		菅野健介

獄中病死者

尚ほ江戸に於て諸家に預けられ若しくは獄中にて病死したる者を擧ぐれば、薩藩日下部伊三治、浪人儒者梅田源次郎、西園寺家家來藤井但馬守僧月照の弟

國許永押込	間部下總守家來	大郷卷藏
國許永押込	間部下總守家來	林某
國許永押込	土佐	小南五郎右衛門
國許永押込	薩摩	大山正阿彌
國許永押込	土屋采女正家來	大久保要
國許永押込	久世大和守家來	舟橋亘理
其他水戸藩士山國喜八郎、海保帆平、加藤木賞三は、永押込、三木源八、萩信之介、菊池爲三郎は、押込を命せられた、此れが第三回だ。而して最後に十二月十六日、		
遠島	伊豫之介伴 茅根熊太郎	
中追放	伊太夫伴 鮎澤力之進	
中追放	伊太夫伴 鮎澤大藏	

其他の荒療治

信海、成就院坊近藤正愼、先手組與力中井數馬等がある。然も以上を以て、安政大獄の一切を盡したりとするは、大早計だ。此れは唯だ其の半面に過ぎない。翻て他方面を見れば、京都の親王及び攝家方面、江戸に於ける親藩、大名、旗下方面に於て、如何に荒療治を斷行したるかは、本篇〔安政大獄前中後篇〕を通讀すれば、自から瞭然たるものがあらう。

徳川幕府を亡ぼすもの

有爲の士は概皆退けられて、凡そ幕府の俊秀は此時に於て大抵井伊大老の爲に、一網に打盡されて政府を黜けられたりければ、當時僅かに其禍を免れしは、水野筑後守、堀織部正の數人にして、是も外務專任の一隅に奉職したるに過ぎざりき。其餘は斗府の俗吏にて、氣概も無く、議論も無く、唯々井伊大老の意を奉承するの輩のみなれば、幕府を擧て滿廷一人の人物なく、萬事みな大老の專決に出で、誰ありて之を諫諍する者もなかりけり。幕府の滅亡を招きたるも亦宜ならずや。水野筑後守は常に此獄の苛酷を嘆きて、井伊大老が橋本左内を殺したるの一事、以て徳川氏を亡ぼすに足れり。況や、其他を殺罰したるに於てなやと云へり。此言實に其然るを知るな

り。〔幕末政治家〕

〔一〇九〕 安政大獄の總勘定 (二)

公家側處 井伊大老の手は、前記の公家大名の家來や、浪人僧侶其他ばかりでなく、更らに攝家、親藩、大名、旗下等に及んだ。先づ公卿側に於ては、既記の如く、

辭官落飾	太閤	鷹司	政通
同上	左大臣	近衛	忠熙
同上	右大臣	鷹司	輔熙
同上	前内大臣	三條	實萬
遠慮引籠	内大臣	一條	忠香

遠慮引籠

同上

同上

慎引籠

暫時慎

而して親藩、大名、旗下側では、

永蟄居

御差控

御隱居御慎

御隱居御慎

隱居慎

隱居慎

隱居慎

大納言 二條 齊敬

大納言 近衛 忠房

前大納言 廣橋 光成

右大將 久我 建通

中納言 正親町三條 實愛

水戸前中納言 齊昭

水戸中納言 慶篤

一橋刑部 卿慶喜

尾張中納言 慶恕

松平越前守 慶永

松平土佐守 豊信

伊達遠江守 宗城

隱居慎

隱居慎

御役御免差控

隱居慎

隱居減地慎

隱居慎

隱居減祿

永蟄居

同上

隱居慎

隱居差控

同上

御役御免差控

堀田備中守 正睦

太田備後守 資始

板倉周防守 勝靜

大久保伊勢守 忠寛

本郷丹波守 泰固

土岐丹波守 頼旨

石川土佐守 政平

岩瀬肥後守 忠震

永井玄蕃頭 尚志

川路左衛門尉 聖謨

鶉殿民部少輔 長銳

淺野備前守 長祚

佐々木信濃守 顯發

御役御免差控

黒川嘉兵衛

甲府勝手

平山謙次郎

同上

木村敬藏

御役御免差控

平岡圓四郎

其理由種

以上何れも其の理由は一ならざるも、悉く皆な井伊大老の意に中らざるが爲めに、處罰若しくは貶竄せられたる者共にして、其中には種々の人がありて、從來井伊とは親友の間柄であつた伊達宗城の如きあり、或は井伊の爲めに撰拔せられて、老中に再起したる太田資始の如きあり、或は井伊の爲めに禁裡付となり、將た京都町奉行に特選せられたる大久保忠寛の如きあり、而して板倉、佐佐木、木村の如きは、安政大獄の裁判官として、只だ寛大と公平とを旨として審判せんとしたるが爲めに、上記の如き處分に遭うたる次第なれば、固より井伊に楯つきたる譯合ではなかつた。

尊融親王一件

而して最後に及びたるは、青蓮院宮尊融親王の一件だ、親王は孝明天皇の尤も

御信賴遊ばず御方に在して、親王及び近衛忠熙、三條實萬の三人が、云はゞ孝明天皇の至高顧問でもあり、至親顧問でもあつた、而して此の三人は、何れも安政六年の上半期に於て、青蓮院宮は御愼み、近衛、三條は愼み、落飾に立ち至つた。然るに尊融親王には、安政六年九月二十七日には、天臺座主を罷めさせられ、十二月七日には、幕府の内奏に餘儀なくせられ、退隱永蟄居を命せられ給うた、尙忠公記に曰く、

所司代書取

九月十三日自所司代内々書取到來寫

青蓮院宮御事、年來御身持不宣、其上如何之儀も相聞え候に付、御隱居、其上洛中近き御兼帯之内へ御移り、永蟄居相成候様、御所向御内沙汰に相成候はゞ可然旨、年寄共より申越候に付、申上候事。

此の如く九月江戸より關白九條尙忠への照會が出で來り、十二月七日に至りて、それが實行せられた、されば此間に於て若干の曲折があることは、固より之を推測するに難くあるまい。

永蟄居命
せらる

年來御身持不_レ宜、其上如何之儀も相聞候間、御隱居永蟄居被_レ仰出候様、從關東内々言上に付、從來十一日相國寺塔頭桂芳軒へ御引移、隱居永蟄居可有之御沙汰候事。

斯くて青蓮院宮は、安政六年十二月十一日より、相國寺塔頭桂芳軒へ幽居の身となり、獅子王院宮と改稱あらせられ、それより文久二年四月三十日に至りて、漸く永蟄居を釋せられ、七月二十九日青蓮院宮に再住あらせられ、文久三年正月二十八日御還俗あらせられたるが、其次第は、更らに後に於て、記する所あるであらう。

第二十章 幕府詰責の宸翰

〔110〕 幕府京都への贈遣

朝臣賑恤

幕府は必らずしも左手にて其の右頬を打ち、右手にて其の左頬を撫づる方便にてもあるまいが、兎も角も一方に於ては、尊融親王、鷹司太閤以下を懲罰しつつも、他方には金五千兩を朝廷に獻じ、金二萬兩を朝臣に頒ち、朝廷及び朝臣を賑恤す可く試みた。

禁裏炎上後、追々御手厚被_レ成進候處、御手元御不自由之由をも被_レ聞召候付、全御手元御座右之爲、御用途御内々より金五千兩被_レ進候段被_レ仰出候。尤是迄右様之御例も無之候得共、昨年御繼統も被_レ爲_レ濟(將軍襲職宣下)候御會釋旁、格別之譯を以、御内々被_レ進候思召に候間、其段も御兩卿(廣橋光成、坊城俊克)へ御達可_レ申旨、年寄共より申越候事。

此の如く廣橋坊城の兩武家傳奏は、酒井所司代役宅に於て、同人より八月十二日、幕府老中からの書付を受取つた。

近來攝家方其外堂上之面々地下役人に至迄、困窮、小祿の向々は、心得違不取締之儀も有之趣被聞召、如何之事に候、當節品々御用途多之折柄には候得共、昨年御繼統も被爲濟候御祝儀旁、此度限格別之譯を以、一統へ金貳萬兩被遣被下候間、小祿之面々は勿論、一同御祝儀旁、御救筋之儀に付、厚く勘辨被致御兩卿並御附之者等にて引請、永く御救之御趣意相立、不取締無之様可被成御取計候。右は格別之思召を以被遣被下候儀に付、以後之例には決して難相成候間、此段も御兩卿へ御達可申旨、年寄共より申越候事。

金二萬兩
被下

御前捧呈
金五萬兩
分配

斯くて金五千兩は、九月十九日を以て、廣橋坊城兩武家傳奏より御前へ捧呈した。而して十月十四日には金二萬兩を攝家以下堂上地下に至る迄、分配するこ

關白と幕
府との打
合

攝家五家各百五拾兩、有栖川、伏見兩親王二家各百兩、堂上百參拾貳家各百貳兩、六位藏人三家各貳拾四兩參步、非藏人六十四家及兩局(壬生、押小路)出納三家各拾五兩、攝家以下合計金壹萬五千四百九拾參兩壹步。御内儀は典侍及雜髮以下中居に至る迄、百六十七人、其一人の額五拾兩より貳兩に至る。合計貳千貳百四兩參步、口向役人は執次以下、仕丁に至る迄、三百九拾貳人、其一人の額拾五兩より參兩壹步に至る。合計貳千參百貳兩、此金額總計貳萬兩なり。此の如く關東の賜金を、京都にて分配したが、元來此の一件に付ては、豫じめ九條關白と關東との間に、それぞれ打合のあつたことは、七月四日附、所司代酒井忠義の公用人三浦七兵衛當、九條家の諸大夫鳥田左近より、左の返書を寄せたるを見て、推察が出来る。

然ば過日從關東表、御内答有之候被進被下金等之義に付、委曲被仰入候條々、逐一御承知被爲在、則別紙之通、御返答被仰進、度思召候。付ては、乍極密草稿、其儘貴君迄御見せ申入候。御心付き之件々實に無御伏願、御添削被成下候様、只

關白に年
米贈遣

管御頼申入候、實に極密之義に御座候間、是又御含置可被下候。此れにて見れば何れより申出したる乎は姑く措き、九條家と關東との内議の結果、此に至りたることは、固より疑を容れない。然も更らに此れと關聯して、八月十五日には、九條關白に對し、左の沙汰が、關東より出で來つた。

九條關白殿

當節御事多之折柄、天下國家之御爲深被存込、諸事禁裏に於ても、御安慮被思召候様被致心配、御忠誠之段、被聞召候付、出格之譯を以、千石御加増被成遣、且職務中別段米五百俵宛、年々被遣候旨被仰出之。而して八月十六日には、

廣橋前大納言

近來品々御事多之御時節相勤、御感被思召候、依之白銀五拾枚被下候旨被仰出之。

此れに就ては議奏中山忠能は、斯く記してゐる。

鳥田左近
への贈遣

八月十九日丙辰……隨從東風之徒、目前之賞可憎云々、加之九條家來鳥□□
□(鳥田左近)近習之士也。元鳥丸爲小士勤仕、中年已來九條家勤仕、頗入主人之氣、昨年已來之儀、武邊へ内應等、專被用此士有風聞之處、今度自關東地服三重銀三十枚遣之賞精勤云々、可嘆。

とある。又た三條實萬の幽居日記を見れば曰く、

九條家永
代千石加
増

九月四日傳聞、九條家從關東、永代千石加増、格別之働き故と申事と云々、且又當職に付、年々五百石(石は俵の誤)被宛之旨、無相違由也、言上にも及歟、人多以怪之……先年政通公(鷹司太閤)多年勤勞に付、加増之事御沙汰再三雖有之、遂に不相整、今非常之加恩不可解、莫言、莫言、廣橋も五十枚賞賜有之云々、是亦不知何之勤勞、爲之如何……

此の如く世間と云はず、公家の仲間にも、九條、廣橋の幕府賞賜には、頗る異論を挿む者あつた。

〔一一〕 九條關白に對する幕府詰責の宸翰 (一)

主上依然不變

幕府は如何なる名義にもせよ、至尊に五千兩を奉獻し、公家其他に二萬兩を贈與したるは、兎にも角にも京都側の人氣を取る爲めであつたことは疑を容れない。然り幕府は此れが爲めに、幾許か所謂る怨靈なだめの効を奏したかも知れない。されど至尊の幕府に對し給ふ御態度は、毫も變化する所を認めなかつた。乃ち十月十六日附にて、内々左の勅書を、關白九條尙忠に下さつた。

關白あて勅書

一 水戸前黃門以下、從關東各之儀、右は夫々吟味之上、裁判之事と存候。但於愚存齟齬之儀有之、先書取之趣意にては、前黃門爲國家建白之處、不被採用に付、京都へ申込之旨に候得共、神國之恥辱憂患之儀は、既に於關東は、追々親睦を結び候取扱に相成、昨春大樹より以堀田等伺候に付、於此一件は、何も同心、且諸大名之赤心、再三聞度答候處、無其沙汰、本多(美濃守忠民、前所司代)歸府之節にも催促候得共、是亦一切無沙汰之儘にて、到六月假條約爲濟候由屆、誠

晝夜苦心

以驚入候次第、爲國家熟談致度に付、大樹公上洛も可申入、存慮に候得共、時儀如何と先三家大老之中召候處、各差支之由、其内追々外夷著岸、大樹には病身、老中役々にも黜陟有之、何共致方無之、實に晝夜深苦心、國家非常之儀に付、無據其筋へも申遣し置候て、徳川家々門第一へ申出候事にて、決して水府口入にて動存慮候様に申遣候事には一切無之、勿論徳川家を忌候て、他門へ沙汰之筋には無之、只々公武合體和熟同心にて、遠夷族度計之儀に候事は、於尊公も、元より承知之事と存候。夫々疑念有之様に成候ては、甚事之間違にも可相成哉と存候。當大樹内定之儀は、一向不知事故、前大樹病身之處、外夷混雜不容易之苦心より、此度養君には、年長英明之人に無之ては、難治と存、其通申出候事にて、水戸に拘り申出儀にては無之、是も尊公(九條尙忠)承知之事と存候。右等可然、武邊之心得違無之様可被申諭候事。

有力なる齊昭辯護

以上は至尊より親しく九條關白への御沙汰書の一項にて、凡そ水戸齊昭に對して、未だ此程の有利なる辯護説は何人も道破し得たる者があるまい。此れで

水戸に咎なし

は至尊は當初より外國と交際に付きては、御不同心にて在して、決して水戸齊昭の言説の爲めではないことが分明となつた。即ち幕府が水戸齊昭に對する罪案は、此れにて殆んど全く帳消しとなつて來た。加之水戸家へ賜はりたる勅諭も、決して水府口入にて動存慮候様に申遣候事には一切無之と御明言の通りなれば、之を以て水戸齊昭を咎む可きでないことは勿論とせねばならぬ。

理由なき水戸處罰

特に將軍繼嗣問題に付ても、天下多事なるが故に、年長英明之人に無之ては、難治との思召にて、御沙汰あらせられたる次第にて、水戸に拘り申出候儀にては無之と、殊更ら張膽明目して、水戸一件を御否定遊ばされたる通りなれば、苟も上記の宸翰の文字を、其儘に受取るに於ては、水戸齊昭は、固より幕府より罰せらる可き理由がない。然も其の理由なきに所罰するは、井伊の濫刑と云ふの外はあるまい。乃ち此の宸翰は、根本的に井伊大老の安政大獄に對する論據を覆へすものと云はねばならぬ。

主上御不満

當時朝廷の御立場は、幕府に向て、其の既行の措置を、逐一取消さしめ給ふ程の實力が無かつた。只だ其の實力が無かつたから、如何に御不満でも、御不平でも、幕府の爲す儘に御一任の外はなかつた。然も九條關白に向て、右等可然武邊之心得違無之様可被申諭候事と仰せ出されたのは、正しく當時に於ける幕府の仕打は、其の心得違である、叡念あらせられ給うたものと判断せねばなるまい。主上は固より御内勅御下賜の件に付て、御自身の御立場をも、御釋明遊ばされ度き思召にて、上記の通り九條關白に仰せ出されたものであらう。されど決して此ればかりではあるまい。主上は幕府に對して、正しく御不平御不満あらせられたに相違あるまい。

〔一二三〕 九條關白に對する幕府詰責の宸翰 (二)

關白幕府
に聊か憚
かる

上記に就て(參照一一)は、九條關白は、幕府に對して、聊か憚るところあつたものと見えて、尙忠公記には、左の通り朱書してゐる。是迄の御趣旨は、子細有之、所司代へ爲見不申也。以下蠻夷云々より、書取内々拜見爲致及尋問候事」と。乃ち九條關白が酒井所司代に示したる宸翰は、以上でなく、以下である。

主上御不
審

且又蠻夷一拒絶之儀は、大樹始各同心之由、且差當り大坂、兵庫之事は、殊更間部、若州にも、厚配慮之旨、先達聞に達し祝著候處、本條約にも及び、追々親睦に相成候様子に候へば、全く兩武士(此れは間部詮勝と酒井忠義のこと)當座之虚言申置候事哉。本條約にも、大坂、兵庫之事、其儘に書付有之、間部より先達返答之様子とは相違候。是又如何と不審に候。

間部聖聰
瞞過

此れは恐れながら主上としては、御尤の御疑惑と云はねばならぬ。全く間部は當座を取り繕ふ可く、出鱈目を申上げて、聖聰を瞞過し去つたものだ。

元來於此一件は、深苦心候間、於關東、不容易儀にて、追々彼が申條に従ひ居計にて、夷謀成就之上は、猶更不容易次第に及候事は、目前に候。

詭隨曲從
のみ

此れも主上の御立場としては、御尤の次第だ。間部にもせよ、酒井にもせよ、彼等は正々堂々、開國進取の大策長計に就て、聖聰を啓らき申し上げず、唯だ一時遁れの巧言飾辭もて、詭隨曲從の術を逞うし、今更ら至尊の御詰責を被りしも、致方なき次第となつた。

前文申通兩武士(間部、酒井)申條僞に無之候は、何卒早々彌拒絶之工風致し、神國之威嚴立直之様、且又此節異人之行狀傍若無人之振舞に風聞有之、頻に異病流行候も、全く異人近寄候より、邪法之爲、萬民患出來と存候。不順之氣候計之事とは不被爲存候。

主上詰責
亦當然

此れは主上の御立場としては、御尤の御言と云はねばならぬ。何人も主上に向て、根本的に正面から開國の皇謨に付て、言上したるものは無かつた。唯だ何れも聖上の攘夷鎖國の思召を奉戴することを拜陳し、それを交換問題として、彼是の注文を持ち出したるに過ぎなかつた。されば主上が彼等の食言に付て、斯く詰責し玉うたのも、決して意外の事ではなかつた。

九條關白
に痛棒

四公愼一件(鷹司父子、近衛、三條)も、蠻夷之處置向にて、不足に申候へば、關東取計向、夷人加擔之輩は役替(此れは松平忠國、堀田正睦等に條約調印の責を嫁して、彼等を隱居、若しくは憤みとしたる事等を斥したるものであらう)段々正政故、各歸服靜謐之由、先日尊公(九條關白)御咄に候。予問部杯を彼是申出候へば、不審之貌色見受候へども、風聞且流病之處と考合候へば、乍憚尊公御申之處、少少如何と被_レ存候。

此れは九條關白に向て、當面一痛棒を與へ玉うたるもの、所謂る虚言の徒、豈に當だ兩武士のみならん哉だ。

能など不
好

於尊公は段々關東恩深之時節乍、天下國家之爲には、私無之事と存、且又能杯も催候様、先達來酒井、内藤(内藤正繼、伏見奉行兼禁裡取締)杯申之由、尊公御噂に候へども、彼是熟慮候に、仲々左様之時節には無之候間、於予は一切不好候事、依之彌尊公も程克應對可被_レ在之存候事。

九條恐悚

陛下は九條關白に就ては、其の皇家と至親——女御藤原夙子(英照皇太后)の父

——で在すに拘らず、その故を以て、毫も寛假し玉はず、隨分思ひ切りたる御言葉もあらせられた。於尊公は、段々關東恩深之時節乍、天下國家之爲には、私無之事と存杯の文句もあらせられた通りだ。されば九條關白も、此の御内書を拜したるに就ては、其の恐悚、當惑の狀、想ひ見る可きであつたであらう。知らず彼は如何にして、之を切り抜けんとしたる乎。

【一三】 宸翰に對する酒井忠義の釋明 (一)

宸翰撤回
運動

九條關白も、上記の宸翰(參照 一一一、一一二)には、餘程當惑したものと見え、内々其の御撤回を運動したもので、らしく推測せらるゝ。そは彼の「尙忠公記」中に左の記事あるを見て判知る。

右之通仰候得共、勅答之頃、余(九條尙忠)兼てより、疝痛之上、半身水泡發し、日夜

苦痛熱氣在之、難筆取、臥中故、所勞快氣之處迄、若州（所司代酒井忠義）へ應接、
問之處、御斷暫申願置候事。

此の如く彼は所勞の理由を以て、當分宸翰に對する奉答を差控へることとし
た。而して其の間に、如何なる事件出來したる乎。

久我居中
調停

厥後所勞全快之上、出仕候處、久我右大將建通、面會、内々咄し申す中、先日内々
勅書を以亞夷一件より、水府隱謀、且又將軍家相續之砌之一件等、彼是改て御
沙汰も有之由、過日御前へ被召候節、伺候間、右之御下書被爲、在候は、拜見被
願候處、早速拜誦仕候上、何卒此度被仰出之御趣意は改て被仰譯之御儀之様
に被存、且又大坂、兵庫、杯之儀も、漸々日數も不立、御猶豫之御事故、何卒御見合
之様、内々被願候處、程能被聞食、左候は、關白へ先達及沙汰候趣意は、又々御
思召も被爲、在候故、御流と相成候段、右大將より宜可申述と之御時宜候間、此
儀早々可申と之噂に候事。

久我運動
の効果

とあれば、久我建通が、主上と九條關白の間を斡旋して、居中調停の役をつとめ

酒井釋明
書

たること分明だ、但だそれが果して九條關白の意を承けて爲したる乎、將た意
を迎へて爲したる乎、抑も亦九條關白の如何に關せず——當人丈の見識にて
爲したる乎、その邊の事は、姑らく別問題として、久我其人の運動の效を奏した
ることは分明だ、何れにしても九條關白が、此れが爲めに一息つきたることは、
是亦た分明だ、尙ほ九條關白は、自己の立場だけは、先づ安全として、酒井所司代
に向ては、其の宸翰の下半、即ち蠻夷云々以下を示して、其の釋明書を受取つた
ことは、左記によりて知らる。

雖然存意有之間、……前顯之御趣意、内々所司代酒井若狹守へ及應
接之所、十一月廿一日左之通返報有之。

釋明書本
文

即ち十月十六日の宸翰の下半に就て、酒井忠義は、十一月廿一日に左記の釋明
書を上つた。

蠻夷一拒
絶の件

蠻夷一拒絶云々（參照 一一二）の條項に就ては、酒井所司代は、左の如く釋明して
ゐる。

此儀蠻夷御拒絶之儀に付ては、昨年(安政五年)間部下總守大樹公之命を受爲、御使上京仕候て、追々奉言上候通、於關東深く御心配は勿論、大老、老中共、素より同意之儀に御座候間、此上聊御疑念不被爲、在候様願度申上候儀にて、則此度被仰出候通り之儀に御座候處、本條約爲取替之儀は、則兼々申上候通、昨年之假條約と申候は、未だ調印不仕以前故、假條約と唱候迄にて、右假條約を異人各國へ持歸り、國王等調印仕、當夏秋追々致持參候儀故、則本條約と唱候儀に御座候間、文言聊も假條約と加損無御座、兵庫、大坂之儀も、素より所載有之筈に御座候。

右要領

以上は假條約と本條約とは、何等文言に於て、内容に於て差別是れなく、但だ調印せざるが故に假條約と稱したるまでにて、今更ら彼是と云ふ可き筋ではないことを説明してゐる。元來假條約の文字は、極めて手軽く條約其物を見せかくる爲めに、故らに使用したるものにて、要するに素人瞞しの方便に外ならないのであつた。乃ち假條約なれば、何時でも改廢は出来るものと思はせ、ほんの

一時的のものであるかの如く思はせ、その爲めに此案の通過を容易ならしめんと、の術策であつた。假令それ程までに意識的に巧まざるまでも、假條約の文字の假の字を、故らに強く響かせて、之を利用したるものであつた。然も今や其の瀬戸際になりては、其の真相を暴露せねばならぬ次第となつて來たのだ。

【二一四】宸翰に對する酒井忠義の釋明(二)

兵庫開港
大坂出商
賣の件

所司代酒井忠義は、更らに次の如く釋明してゐる。

且又兵庫開港、大坂出商賣之儀は、則下總守申上候通り、一體大坂之地は、皇都近にも御座候間、精々説得之上、大坂之代り、兵庫開港、大坂は出商賣丈御聞届け、右にて夷人漸く承伏爲、仕候事に候間、猶又出商賣をも差止候との儀は、何分六ヶ敷次第柄に候得共、御思召之立所も無御座候ては、公武御合體之御譯

柄とも不被思食、一條にても叡慮相立候はゞ、寛宥之御次第も可被爲在哉と迄、御勘辨之上、厚被仰下候儀故、猶又兵庫之儀は、御趣意厚く相心得、遠ざかり候様、御處置可被爲在、大坂出商賣之儀は、引戻し相成候様、精々彼國へ爲掛合可申旨を以て、御答奉申上候儀に御座候。

右は既に昨冬(安政五年冬)追々奉申上候處にて、御氷解被爲遊、方今之處、御猶豫之御事に被仰出候事に御座候て、聊以相違之儀無御座候處、下總守、私(而部、酒井)當座之虚言申上候事哉と被仰出候儀は、乍恐聖上御思召より被仰出候儀とは不奉存、於關東は、大老、老中、所司代之儀は、重き役柄に御座候處、假にも虚言申上候と申儀にては、對役柄一日も難相勤次第に御座候得共、必竟右は堂上向之内、小量偏固之者有之、事實をも不相辨、辭論を巧み、不容易儀定て言上仕候より、却て御疑惑を生じ、御思召にも不應儀をも被仰出候儀と深奉恐入候。右體之御文面、關東へ相達候ては、折角御安心被爲在、御猶豫被仰出候御趣意にも致齟齬、實以萬事御爲不御宜儀、重て御採用被遊問敷奉存候。

當座虚言の辨

好遁辭

如何にも好遁辭だ。酒井は直接主上に向て、彼是論争することが出来ぬから、所謂「堂上向之内小量偏固之者」云々と斥したのであらう。されど元來九條關白へ賜はりたる内書は、固より主上の御發意だ。當時主上の御相談相手たる可き人々は、何れも左右を去りて在らず。唯だ幕府の有司等が巧言もて當坐を胡魔化し去りつゝ、ある現狀を察し玉うて、御心配の餘、斯くは仰せ出させ玉ひたることは、固より明白の事だ。

條約超過皆無

尙ほ「元來於此一件は云々」(參照一一二)に就ては、酒井の釋明は左の通りだ。此儀深御苦心被遊候との儀、先以恐入奉存候。兼々下總守(而部)にも奉申上候通、於關東は御委任之儀に御座候間、大樹公御始、大老、老中にも、天下國家之汚辱擾濫にも相成候儀故、摧肝膽、日夜考量御座候儀は、勿論之儀に御座候て、追彼申條に従ひと御座候得共、條約箇條之外、一事たり共、超過爲仕候儀は、素より無之儀に御座候間、乍恐御憂慮不被爲遊様奉存候。早々彌拒絶之工風可致旨、一體兵庫開港之儀は、條約書面にも御座候通、五十六ヶ月後之儀に御座

兵庫開港の事

候て、未だ奉行始め、役々も不被申付程之次第にも御座候て、此節神奈川開港之儀も、未だ全く整候儀とも相聞不申候間、大坂出商賣引戻しの儀も、追々以順次應接談も可有之儀にて、既に御委任之儀にも御座候間、其役々には次第も御座候儀、殊に出商賣引戻しの儀は、一旦下總守(間部)御請申上候儀故、其期に至り候得ば、假令御催促不被遊候共、是非引戻之應接仕、其次第具に言上仕候儀と奉存候間、其筋へ爲御任被置可然儀歟と奉存候。

當座都合の虚言

此の一章の如きは、當坐至尊の宸襟を安んじ奉るの方便としては、兎も角も、幕府をして自繩自縛の苦境に陥れしめたる、一大禍因と云はねばならぬ。元來幕府は何故に正直に、明白に、而して正々堂々と、開國の皇謨に就て、至尊の聰明に訴へ奉らざりし乎。彼等が心にては到底出來ない相談とは認めつゝも、當坐の都合の爲めに、出來ない相談を、出來得るかの如く、至尊を欺き奉りたる罪は、やがて幕府に報い來りて、遂ひに此れが爲めに、自から倒れねばならぬ始末に立ち至つた。

【二一五】宸翰に對する酒井忠義の釋明 (三)

夷人行狀に就き

酒井忠義は更らに、且又此節夷人之行狀云々の一節(參照一一三)に對し、左の如く釋明してゐる。

邪法を以て流行さす

此儀此節異人之行狀傍若無人之旨、右は何人を被遣見聞被仰付候と申儀にても無之、全く道路之風聞不取止儀を申上候者有之候故、宸襟を被惱候儀は、實以恐入奉存候儀に御座候。於關東も夫々役々も御座候て、異人行狀之儀も候へば、夫々制禁も御座候儀、乍恐右體粗略之儀は、猶更其筋へ爲御任被遊御憂慮不被遊候様奉存候。異病流行之儀、按するにコレヲ病流行のことは、邪法之所爲と思召候旨、右は耶蘇宗門之國々にも、右頓病流行仕、患難仕候儀、既に諸書にも相見え候間、以邪法爲致流行候と申儀は、素より無之儀と奉存候。且異人近寄候故、流行仕候との儀は、既に欽明天皇御宇、佛法傳來仕候故、疫癘流行仕候との儀を以、奔佛像、焚伽藍候儀も御座候得共、右にて疾疫相止み候様

にも不_レ相聞候得共、何れに今日之處、朝廷には御祈禱被_レ仰付、武邊には窮民撫育施藥等仕候より外所置之致方も無_レ御座儀と奉_レ存候。

四公愼一件

此れは酒井の釋明が、至極尤と聞えてゐる。如何にも其の申す所が條理分明だ。尙ほ「四公愼一件」云々に就ては、「參照 一一二」

九條家臣
惡謀關係
者皆無

此儀、四公（鷹司父子、近衛、三條）御愼一條は、蠻夷之所置向と御座候得共、必竟惡謀姦計之者共、蠻夷に事寄せ、品々密策を運し候を、被_レ採用候儀故、既に家來にも重科に被_レ行候者も有_レ之候儀、於_レ殿下（關白九條尙忠）は、最初より公武之御爲格別に御丹精被_レ成候御儀、終に御一和も相整、且御家來末々迄惡謀關係之者は、一人も無_レ之、格段之御事故、厚き御加増も被_レ爲_レ進候御儀、右に付ては尙更天下之御爲、別而御誠忠被_レ爲_レ盡候御儀と奉_レ存候。

要するに九條關白と、酒井所司代とは、元是れ同穴の狐であれば、斯く申すより外に言葉もあるまい。九條家の家來に、惡謀關係者一人も無_レしとは、固より當然のこと、所謂る惡謀關係者とは、九條關白反對者の面々を斥すことなれば、それ

能_レ杯し
に就き

が九條關白の家、中より出で來る可き筈はあるまい。

尙又「能_レ杯を催候様云々」に就て（參照 一一三）は、左の如く釋明してゐる。

此儀能_レ之儀申上候儀は、内藤豐後守（正繩、伏見奉行兼禁裡取締）は、如何様之所存にて、申上候哉、其儀は不_レ存候得共、私儀申上候儀は、一つには一昨年（安政四年）以來、蠻夷之儀に付ては、格別に御憂慮被_レ遊候御事故、自然玉體に御障り被_レ遊候ては、誠に御大切之御儀と奉_レ存候間、聊御鬱散被_レ遊候様、二つには、公武御一和被_レ爲_レ在候儀、下々迄謹承仕、難有_レ可_レ奉_レ畏と奉_レ存、申上候儀に御座候處、左様之時節とも不_レ被_レ思_レ召候段、御尤に奉_レ存候、併前文奉_レ申上候通り、蠻夷を遠_レけ候儀は、武邊へ御委任被_レ遊候上は、七八箇年乃至十箇年相立候上にては、其成功を御責め被_レ遊候は、格別、唯今道路之風説等汚_レ天聽、御憂慮被_レ遊候儀は、實以恐入奉_レ存候。右體風説不_レ取_レ止儀等、固陋愚昧之面々、何之辨も無_レ之、遂_レ天聽、御憂苦を増し、加之如此度、御内沙汰御座候事に至り候得ば、折角之御一和を妨_レげ候様之儀を醸候を好候面々は、實以不_レ忠之輩と奉_レ存候。假令如何様之儀奉_レ申上

道路風説
の害

候共、如此度御内勅は、此後不被爲仰出様奉存上候事。

十一月

主上に對する斷案

所謂る「公武御一和」が、酒井所司代等に取りては、朝廷に對する唯一の武器であつた。彼等は此れを以て、何處迄も朝廷を押し付けんとした。彼等は、七八箇年乃至十箇年は、手を拱して、幕府の所爲を、御傍觀遊ばさる可く、主上に強要し參らせたと申さざる迄も、主上に期待した。而して、如此度御内勅は、此後不被爲仰出様奉存上候事とは、彼が主上に對する斷案であつた。されど主上は到底斯る釋明書で御安心遊ばさる可きではなかつた。公武御一和は、ほんの表面丈の事であつた。主上の御不平、御不満、而して御不安は依然として存在してゐた。恐れながら主上の御眼中には、水戸齊昭を首として、安政大獄に直接間接關係の面々は、皆な忠誠の赤心もて、朝廷の爲めに運動したものと、思召し遊ばされてゐた。

第二十一章 安政大獄の終局

「二一六」 三條實萬の死 (一)

公家の中に於て、假令直接に法の爲めに死せざるも、其の幽居中に死去したる一人は、實に前内大臣三條實萬であつた。

幽居落飾

彼は既記の通り、安政五年の末に京都を避けて、淀附近の民家に退居した。參照安政大獄中篇「一〇一—一〇四」而して安政六年三月二十七日洛北一乘寺村に幽居し、其の五月には、落飾して澹空と稱した。此れは鷹司太閤、同右大臣輔熙、近衛左大臣忠熙と何れも同時であつた。彼が鷹司父子及び近衛忠熙等と與に、如何に主上より御慰藉を忝くしたるか、是亦た既記の通りだ。(參照 安政大獄中篇「一一六—一一八」)

幽居中の生活

彼は爾來一乘寺村にありて、近く都の空を眺め、憂き月日を讀書や、寫經や、冥想

訪問者

に送つた。而して眞に彼を慰むる者は、彼の相續者少將實美の來訪であつた。更らに彼の幽居の訪問客としては、岡田式部丞、即ち冷泉爲恭を擧げねばならぬ。八月四日晴。式部丞爲恭來、談話多端、其内彼稱神詣市中盡美盡善華麗過差、男女群集躍步之事、實に妖怪之所爲歟。此時節長大息之至、武門役人共不制之爲之如何、傾家產相競出云々、當今下民困窮、爾後忽可難澁歟云々、笑止々々、此語尤可然、敬神群參は神妙也、托之驕奢之遊戲、神之冥鑑如何、一旦閉塞之處、令人氣發陽、一躍不知手之舞足之踏、令神明幽感之義は可然也、於今之所業は方外之事歟、如何如何。

爲恭發句云　よ（世に通じ、又た夜に通ず）のあつさ、ころり（當時の流行病）忘れておどりかな。

此序一笑々話に申聞、小子（實美）も當今之意、詠出す歌。

世のうさをおもひ忘れてすむからは、住よかるらん野にも山にも爲恭之意とは違たれど、小子之身上、尙居住之義は、思寄せたると云々。

外夷種々難題申出、武門役人困苦之沙汰也云々、重役も右之事に狼狽にて東行（江戸へ糧送の面々を云ふ）之人々、穿鑿之義、勘辨之餘隙無之歟云々、實に彼と云、是と云、不堪慨歎事也。

幽居中發病

以上を見れば、極めて不用意の筆ではあるが、彼が幽屏の心境を察するに足るものがある。然るに彼は其の幽居中腹痛を起し、自ら當時流行のコロリ病ではあるまいかと心配したらしい。

八月十二日　曉天腹瀉、今時流行病、右恐之間、早朝醫師（原注、伊佐左右三）申遣來診之處、格別之義に無之、少々食物相中歟云々、服藥平臥無指事。

十三日　今日容體如昨日、猶以爲同様、平日執ヒ中山攝津守招之、夕景來診、爲輕症、非流行之類、暴冷之後炎暑更甚、全時候之障云々。

漸次快方

此の如く彼は其の病も、翌十四日に至りては、所勞大略同事也……一體氣力快方也とて、漸次輕快に赴いたから、彼も其の一個月後に、死去す可しとは、自らも思ひ及ばなかつたであらう、尙ほ同十四日附の項に、其の子實美が、親族正親町

三條實愛より、酒井所司代の話として聞きたる所によれば、

四公(鷹司父子、近衛、三條)慎御免之儀、無程三ヶ月にも相成候に付、御免之御沙汰御座候ては如何可有之哉と之義……早速關東へも申遣候處、御憐愍之御思召は格別之義には候得共、關東差下しに相成候家來之者共、未だ吟味落著も不仕候間……先其儘に被成置候方と存候間、其旨兩卿(武家傳奏廣橋、坊城)へ御答申候様年寄共より内々申越候に付云々。

とある。此の事に付て、當人たる三條實萬は、

澹然俟命のみ

右之趣定而可爲此分歟、令推量也。今時慎御免達速勿論歟。唯時勢之全然不可懷、快々之氣、君恩之厚事仰可喜、澹然俟命可然也。

家計不便

と自から諦め自から慰めてゐる。

依前件之次第、小子(實萬)居所此委經歲月て、家計甚不便、今時程克品付、歸家之義、勘考可然歟、彼是談合、少將(實美)にも内考可然申談了。

彼は元來貧乏だ、況んや彼と其子實美と、兩家に分離するに於ては、家計甚不便

のことと思ひやらるゝ、彼が父子相謀りて、其の家を一にす可く、此の一乗寺村の幽居から、其家に歸らんことを希圖したるも、良とに已むを得ざる次第であつた。

〔一七〕 三條實萬の死 (二)

漸く宥恕

前記の如く(參照 一六)主上には、安政六年七月一日、武家傳奏廣橋光成、坊城俊克を召させられ、鷹司政通以下四臣は、最早謹慎三ヶ月も過ぐれば宥免す可き旨、關東へ照合せよとの仰せあり、兩人は九條關白に稟議の上、七月三日、所司代酒井忠義に申通し、所司代より關東の年寄(老中)へ通達することとなつたが、八月七日に至りて、前記の理由(參照 一六)によりて、御憐愍之御思召之處は、誠に御尤之儀には御座候得共、先其儘に被成置候方と存との返答が來た。その爲め

三條實萬も、遂ひに其死に抵る迄、否な死期に際して、漸く宥恕の御沙汰を被つた。

幽居中
事を語る
者

三條實萬の幽居中、彼の心事を語るものは、恐らくは其子實美であり、且つ彼に心事を語るものも、恐らくは其子實美であつたらう。八月二十五日附の項に、左の如く實美より實萬に寄せたる手紙の意味が掲げられてある。

此頃大日本史を閲讀致居候。三善清行封事、藤原敦光上書など、時政之藥石、慷慨彌増候。只々鉛口眼を典籍に曝し、古今之成敗を考へ、心膽を練磨致し置候事、身分相應之學問と存、世事の是非は、不出口外、守口如瓶、防意如城、この通りに候はゞ、可免害と存過、夜もねられぬまゝに思ひつゞけ候。思國、思君、思家、思親、思身、五思之心生于胸懷、耽々不寢、時運難遁、只祈鬼神祖靈之擁護冥助而已矣。かく思ひつゞけしも夢の中にてありけり。かたく人には語らじと思候事に、有之候。何も荒々如此候。雜言失敬、恐入候。御破却願上候也。翌日遣返事、書面之趣尤に存じ、右之分心得有ては、令安心之旨申遣、兎角怨言有之は、不可然云。

云。

能歸宅不可

彼等父子の挺身君國に酬んとするの心事、誠に諒とす可きものがある。尙ほ家計の都合上、一乘寺村より歸宅の件は、所司代が聽き届けなかつた次第は、左記の通りだ。

八月二十七日 岡田式部丞(冷泉爲恭)來。小子(實萬)本殿歸住之事、内々所司代邊便宜之仁へ、以使者(岡田)令問合置之處、其返答申來、當今歸殿之義及内談は、爲小子悪く存旨、家來奉行之者共も未調濟とも不相成義、此内猶此姿別居可然旨被申由云々、困窮難澁之條は、實に所察、其儀は、彦根へ助勢之義、強て頼入候方可然存旨諷諭之趣也。

とある。此れは酒井所司代が、三條家來森寺父子、富田織部など、江戸にて取調未決裁なれば、實萬の歸宅は見合せよ。貧乏で困難の事は熟知してゐるが、それは三條家と縁故ある井伊家へ合力を申込めとの諷示をなしたものだ。斯くて九月五日には「今曉夢候、先帝御前……恩言燎然として覺得也、爲希有之事。密々記

了。莫言々々」と記してゐる。しかして同じく九月九日の項には、

關東裁斷
風聞

一 少將(實美)來此亭話云、東行之家來、近々歸京之風聞云々、且於關東裁斷之事、大略風聞也云々、未知實否。

後聞彌無相達云々、其次第如聞及ば、水戸前中納言於國永蟄居、同中納言差控一橋刑部卿隱居、其他彼是可尋記。自京地所下向之者、鷹司家々司小林は、以前後遠島、池内大學重追放、近衛家老女村岡於京都押込之。水府家來死刑之者不_レ少、實可慨歎事也、雖巨細不知之、忠義之志爲主人而已には無之、天下之有志人以爲暴政、爲之如何、莫言々々。

所謂る「天下之有志人以爲暴政」の句は、井伊大老の安政大獄に對する斷案と云ふ可し。

死去

斯くて十月四日に至りて、彼は病篤き爲めに其愼を解かれ、從一位に推叙せられ、去年五月十一日の位記を賜はり、六日死去の届があつた。享年五十八。彼は幼にして光格天皇の後期に出仕し、仁孝天皇に親寵せられ、孝明天皇踐祚以來武

家傳奏となり、江戸との折衝の要職に膺り、頗る忠勤を抽んでた。安政年間の狂歌に「三文も梨の木町の天保錢、忠義のことは百も御承知」とあるは、如何に彼が清貧に甘んじて、只だ皇家に奉仕を事としたるかを知るに足るものがある。彼や病死したるも、其の境遇から見れば、是亦た安政大獄事件の渦中の犠牲者として見るの外はあるまい。

【二一八】 間部詮勝の辭職 (一)

井伊間部
相離る

井伊から再起せしめられたる太田資始は、安政六年七月二十三日を以て、老中を罷められた。(參照七一)彼と同時に再起せしめられたる間部詮勝も、其の安政六年三月十二日、京都から歸府後は、漸次井伊と相ひ容れない傾向を生じつつあつた。此れは何故であらう。太田は姑らく措き、間部は場合によりては、水戸

その消息

齊昭に「水老切腹申上候ても可然儀に御座候」と放言したる程の漢であつた。彼は實に江戸から京都へ攻め上りたる打手の大將もて自任した程の漢であつた。それが何故に井伊と其の意見を殊にする様になつた乎。その消息は井伊の懷刀長野主膳(義言)と、酒井公用人三浦七兵衛(吉信)との往復の書簡に、やゝ其の一端を漏らしてゐる。乃ち安政六年八月四日附、長野より三浦への書簡の一節に曰く、

一 問部侯も先月二十日御勝手御免(此れは老中は其儘として單だ財務掛を罷められたるを云ふ) 同二十三日太田侯願之通御役御免(老中を罷られた。彼是御混雜之事共に候へ共、先々只今にては治り候て、難有奉存候。大御心配筋も近々御安心之場に至可申と奉存候。

八月廿三日消息

とある。然も其の混雜の真相に付ては、同八月二十三日附の消息が、其の約略を語りてゐる。

極大宗匠(井伊のこと)と京へのぼられ候大宗匠(問部)ともめ合の事扱は、皆内

問の事共に候、就中常水連の一條扱は、不容易事にて、其事は既に當節水の重臣追々申出候事共に御座候。其趣意は老卿(齊昭)を此儘に被差置、遅延相成候ては、天狗連騒立追々押寄候扱とおどし詞も有之、右に被驚候太田大宗匠(太田資始)一寸も早く御慎解にも被成度より、問部大宗匠を引入、御自分方にて懸り候はゞ、早々埒明候扱と専ら申され候事に候。……併元々太田大宗匠(太田)之仕込と申計にて、内心より出來候大宗匠(問部)之思召にも無之様子に付、大に安心仕候。

太田問部
氣息相通

此れにて見れば、太田老中が問部老中を味方に引き入れ、水戸齊昭を寬典に處せんと運動し、その計行はれずして、當人自から其職を罷めたが、問部はそれに干係無く、先づ安心と云ふ意味だ、併し何やら太田と問部との間に、一脈の氣息が通ひつゝあることは、此れにても察せらるゝ。

尙ほ十一月廿二日附にて、長野より三浦へ宛てたる書簡中には、左の一節がある。

間部變心

一 外夷御取扱振も、内實西丸下(間部)如何なる魔道へ誘引せられ被成候哉、段々夷人之申事を御信仰之氣味にて、外國懸り之申出候事は、殊に御聞入よく、何事も夷人之申事は、其儘御用ひ被成度様子にて、先頃より軍艦を造り、外國へ交易に遣し候事等御申立も有之、惣て京都にて被仰上候次第は御忘却之姿、かの儘にては駿河大納言殿之例杯被仰置ながら、御歸府の上は、水老(水戸齊昭)出勤等之事を御申立にて、四公之釣合(鷹司父子、近衛、三條)杯も更に思召候様は無之と、同日之論に候。右様之次第故、御役方は更に取敢不申、左候へば、兎角讒者等のみ御用ひに相成候處より、種々虚妄之事共被仰、此比にては、不容易御内間之事をも被仰候由にて、主人方(井伊直勝)にも深御心配、田安公(慶親)にも深御心配之旨、昨日も承り候。

右要領

此の如く間部も在京中の間部と、歸府後の間部とは、丸るで別人であるかの如く豹變した。少くとも斯く豹變したものと井伊側から認められた。京都では大義親を滅す、將軍秀忠の子であり、將軍家光の弟である駿河大納言忠長さへも、

城池を取り上げ、幽蟄せしめ、それにて足らず、更らに切腹せしめたではない乎。水戸老公の如きも、親藩とは申せ、事によれば如何様の處分をも遲疑す可きでない。と放言しつゝ、江戸に歸れば、太田と一味して、水戸老公の幽蟄を免じて出仕せしむ可し杯と申し立つ。而して京都にては追々と鎖國に縋りをもどす可く御受合なしつゝ、歸府の上は、外國懸りの口車に乗りて、軍艦を製造し、外國貿易に差し立つる杯の建議を做す。此れでは實に困つたものだといふ意味だ。

【二一九】 間部詮勝の辭職 (二)

間部危し

井伊と間部との關係は、前記の如く、間部が安政六年三月京都から歸府以來、日に増し面白く行かなくなつて來た。而して間部と同時に起用せられたる太田資始の七月辭職以來は、猶更ら間部の位地は、怪しくなつて來た。今ま長野主膳

が、三浦七兵衛に與へたる一書を見れば、

御手元限 極内密

問部專擅

主人(井伊直弼)被仰候には、西丸下(問部詮勝)何事によらず、京都の事は、一了簡にて取計候事多く、御役方居合惡困入候處、此節にては大體申遣し候下書を、も拜見、又京都より申來り候事は、相談いたし候故、先々安心には候へ共、元來御用向を、一名にて取引候事は、却て不宜儀も有之旨、若州(所司代酒井若狹守)も出立前被申居候通り、是も近比之惡弊に候へば、何とか御用向は、連名に有之度ものとの御沙汰に付、右は西丸下(問部詮勝)京都御發駕之節、若州侯(酒井)へ、京都之事は、惣て御自分へ被仰越候様との趣に相伺候と申上候へば、併只今にては、右之通り相談も有之候事故、格別御指問と申程之事も無之候へば、急度可申程之義にも及不申、唯義言(長野主膳)之心得を以、行々一名にて取引候惡弊をもどし、連名相成候様いたし度段は、兼て申遣し置候様にとの御内沙汰に御座候。

齟齬の因

とある。此には月日附が無いが、兎も角も問部の方にては對京都の用務は、一切自分引受けと、獨り極めに極めてゐたるに、井伊の方ではそれに慊らずして、京都關係の問題は、一切老中部屋にて取り扱ひ、云はゞ大老彼自身の直接監督の下にて處理せんことを期待し、此處に兩人の意向が少からず齟齬したもので、しく見受けらるゝ。

問部の立場

固より問部の命を奉じ、打手の大將として安政五年の秋、京都に出で向ふ際には、井伊も問部を元氣つける爲めには、京都の事は、一切貴方に一任すると云ふ様な口吻を漏らしたかも知れない。又た問部當人としても、固より其積りで出掛けたに相違あるまい。されば其の安政六年の春、京都を立つて、江戸に還るに際して、所司代酒井忠義に向て、今後京都からの往復照合は、悉く皆な拙者一人に當て、申し遣はされよと申し残したとするも、當人の立場から見れば、聊か不思議はあるまい。

井伊の立場

されど井伊其人の立場から見れば、大老を始め、其他の老中も控へるに、人も

なげに、對京都問題を間部一人にて片付け去るが如きは、餘りに專横の措置にして、腹に据ゑかねたるも、尤の次第と云はねばならぬ。此の如くして間部對井伊の關係が、自然に圓滑を缺くに至れるも、是亦た有り得可き次第と云はねばならぬ。

間部憤慨
また當然

且つ間部其人から云へば、何や彼や人の厭がる仕事を、己れ一人に押し付け、折角それを首尾克く處理すれば、それに對して十分の禮意をも表せず、報酬をも做さず、唯だ當り前の役目を助めて來たと云はん計りの待遇にて、其の胸中の平かならざるものあつたことも、亦た疑ふ可き餘地はあるまい。然るに其上京都往復の仕事にまで干渉せんとするは、餘りに踏み付けたる措置ではない乎と、憤慨したるも、間部當人の立場から見れば、是亦た必然と云はざるまでも、自然の成行であらう。

間部病に
託し辭職
を欲す

一 鯖江侯にも、去る十五六日（安政六年十一月）頃より御不參。其後廿一日頃にも御座候哉、御病名御胸痛御□鬱と相替候由、内々は御出勤之處如何哉な

ど、下説仕候。

此れは安政六年十一月廿七日附にて、伊藤源之進より、三浦七兵衛への書簡の一節だ。此れにて間部が病に託して辭職せんとする模様が察せらるゝ。假令實病としても、彼は去らねばならぬ程の病氣ではなかつた。

間部變心

蓋間部の意、中ごろ變ず。其殘虐を悔ゆ。京囚の罪を軽くし、水戸の事を寛にせんと欲す。井伊聽かず。於是兩人不和。間部陰に井伊を謗議す。井伊之を聞て平かならず。……二十四日（安政六年十二月）間部老中をやめらる。（安政紀事）

大體に於て、先づ斯の通りであらう。但だ間部は良とに仕合者であつた。彼は此時職を罷めたる爲めに、無事息災に、明治の年代まで其の天壽を飽享するを得た。

【二〇】 前提と結論

大獄の範圍

安政大獄は、安政五年九月から志士の逮捕に始まり、安政六年十二月に至りて、略ぼ一段落を告げた。而して其の範圍は頗る廣汎に亘りて、上は親王、五攝家、親藩、大名より、下は各藩の士乃至浪人に至るまで、殆んど凡有る階級を網羅した。

根本目的

其の根本目的は、京都に於ける浪人の二三者を、逮捕して鞫問すれば、必らずや水戸齊昭を中心としたる大陰謀の真相が、分明するてふ見込にて、取り掛つた仕事だ。然るに如何に手を代へ品を換へて、審理しても、無きものは無い。元來斯る大陰謀團なるものは存してゐなかつた。

全くの徒勞

既に存してゐなかつたからには、到底それを發見し得可き理由はない。此の如くして一年有半の苦心は、唯だ主上の周邊より、御信任の人々を遠け、志士の血を流し、若しくは涙を絞るに過ぎなかつた。太山鳴動、鼠一匹と云ふか、安政大獄は、井伊側から見れば、全くの徒勞であつた。

無きものを指す

固より井伊側では、一大陰謀の本體さへ突き止むれば、その以外には手を出すつもりでは無かつた。されど如何に突き止めんとするも、その物が無かつたから、所謂鹿を逐ふの獵師は山を見ずで、追々と其手を擴げ、遂ひに大獄を構成したのだ。彼れ井伊側の目指す相手は、只だ水戸齊昭と、其の仲間であつた。併し齊昭には、如何なる缺點がありとするも、井伊側の認定したる、所謂陰謀なるものは無かつた。この無きものを強ひて有らしめんと焦燥したから、仕事は無理から無理へ運び、殆んど自から底止する所を知らなかつた。

所謂青蓮院宮姦計

青門（青蓮院宮尊融親王）之御姦計、眞實之御意内は、主上御讓位を御勸申、敏宮（孝明天皇の御姉君淑子内親王）を御位に即、御自身には桂宮え移轉之御積之由、但御讓位之御手段は、外夷打拂之義強て主上に御勸め、如何様被仰遊候とも、御承知不被遊様に仕懸、詰りは何分叡慮之御趣意不相立上は、御讓位可然と申場におとし候御たくみのよし、（三浦吉信文書）

龍頭蛇尾

此れはたゞ其の一斑だ。此の如く京都では青蓮院宮が、孝明天皇の御讓位を餘

儀なくして、自から皇位の背後に据り、江戸にては一橋慶喜を將軍職に押上げ、水戸齊昭が自から將軍の背後に据り、東西相應して、陰謀を逞くせんとしたるものとの見込をつけ、其の見込通りに、事實の搜索を運ばんとしたが、それが到底意の如くならなかつたから、當初の意氣込に似ず、龍頭蛇尾に了つた。

爬羅剔抉

されど無きものを無しとしては、彼等の威信に關するから、爬羅剔抉出來得る限りに於て、八方十方より種々の事實を採拾して、之を牽強し、其の成案通りに作り上げんと苦心したが、それさへ思ふ様に參らず、其の結果は、何れも如何はしき罪名の下に、それぞれ所刑せられたる次第は、既記の諸宣告文を見ても、自ら明瞭だ。

陰謀團助
成

されど本來陰謀團は存しなかつたが、餘りに陰謀團を追求したる結果は、却て別個の陰謀團を生ずるの已む無きに至つた。その陰謀團たるや、窮鼠却て猫を食む底のものだ。乃ち井伊側が餘りに水戸を始めとして、自餘の志士側を壓迫するから、志士側に於ても、今更ら坐して井伊側に致されんよりは、寧ろ自から

進んで、積極的にその對抗をなす可く餘儀なくされ、此の如くして遂ひに櫻田事變の計畫は、出で來つた。云はゞ櫻田事變は、井伊反對者の井伊に對する攻勢的防禦であつた。

大獄の結
果

固より人事は、複雑にして、一段論法的方式にて片付くる程、單簡のものではなからず、されど強ひて手短く云へば、櫻田事變は、安政大獄の結論にして、安政大獄は、櫻田事變の前提に外ならない。播く者は穫らねばならぬ。安政大獄にて、思ふ存分其の威勢を振うたる井伊直弼其人が、その結果として、何物かを代償す可き乎は、寧ろ當然の約束であらう。此の事件の展開が、次回に語らんと欲する題目だ。

昭和六年六月廿二日午前七時 大森山王草堂に於て

蘇峰六十九叟

近世日本國民史 安政大獄後篇終

近世日本國民史 安政大獄後篇 年表並人物概覽

其一年表

安政五年 戊午 西曆1858年 支那咸豐八年

- 二月十七日 近衛忠熙高野山に天下泰平を祈る。
【六】▲この頃僧忍向殆ど毎日近衛殿に参上。【七】
- 三月廿五日 この頃、青蓮院宮僧忍向を通じ朝敵佛敵退散を高野山に祈らんとす。【八】
- 四月廿三日 井伊直弼大老就任。【二五】
- 五月廿三日 近衛忠熙内勅を奉じ、また高野山に祈る。【七】
- 六月十六日 吉田松陰國相益田彈正に見え京都事實及國中論策を上る。【八六】▲十九日。日米條約調印。【二五】▲廿四日。尾水
- 七月四日 將軍家定病死。【一四】▲この日三家若くは大老召喚勅命江戸に達す。【二五】▲五日。尾水越及一橋等處罰。【一四】▲十一日。伏見奉行内藤正綱禁裡付取締兼任。【二五】▲十六日。島津齊彬死去。【一四】
- 八月八日 詔勅水戸降下。▲十七日。詔勅降下の報幕府に達す。【二五】
- 九月二日 九條尚忠關白を辭し、近衛忠熙内覽となる。【二五】▲七日。梅田源次郎捕へらる。【四】▲十八日。鷓飼父子捕はる。

【二二】▲この日飯泉喜内また捕はる。
【二三】▲廿二日。▲小林良典捕はる。
【二四】▲廿三日。僧月照等大阪を發し、
西奔。【二五】▲廿七日。日下部伊三治
逮捕。【二六】

十月一日

月照、隆盛等赤間關に著す。▲三日。
有村等月照と共に筑前博多の北條右門
宅に入る。▲四日。有村等鹿兒島に向
ひ、月照は北條方に留る。【以上一二】▲
藤森恭介捕はる。【二二、二四】▲八日。
水戸の特派員住谷寅之介、大胡半蔵、
矢野長九郎等江戸に至る。【二八】▲九
日。松平宗秀寺社奉行となり、久具正
典大目付となり、池田頼方町奉行とな
り、伊澤政義大目付に轉ず。【二九】▲
十一日。住谷、大胡等南海、西海を指
し、矢野、關兩人北陸、山陰、山陽に
向ふ。【二八】▲この日有馬新七、櫻任

十一月一日

藏と江戸を發し京都に向ふ。【二八】▲
十五日。幕府水藩杉浦仁衛門を町奉行
となさしめんとし、藩、不在を以て之
に對ふ。【二六】▲廿二日。橋本左内家
宅搜索せらる。【五一】▲廿三日。左内
召喚、瀧勘藏に預けらる。【五一】
矢野、關越前福井に至る。【二八】▲十
日。この日月照等鹿兒島に入る。▲十
五日。西郷、月照を訪ふ。【一二】▲吉
田松陰長井氏に一書を贈る。【九〇】▲
十六日。今日未明隆盛月照と共に入水。
【五、一二、一三】▲十七日。水藩士住
谷、大胡等土州立川村關所に駐めらる。
【二八】▲廿三日。住谷、大胡等坂本龍
馬、窪爲介等と會見す。然れども要領を
得ず。【二八】▲廿九日。矢野、關、因
州島取に抵り安達清風を訪ふ。【二八】
▲今日以來吉田松陰家にありて嚴囚

二月五日

す。【九一】
京囚第一回東送【三〇】▲吉田松陰の
父杉百合之助あてにて松陰入獄を上請
せよとの申渡來る。【九一】▲八日。住
谷、大胡等伊豫宇和島に至る。【二八】
▲十七日。日下部伊三治獄死す。【五一、
八三】▲十九日。住谷、大胡等阿波に
赴き、劍客佐藤兵馬、堤大介等を訪ふ。
【二八】▲第一回東送京囚江戸著。【三
〇】▲廿五日。京囚第二回東送。【三〇】
▲廿六日。吉田松陰入獄。【九一】▲廿
九日。矢野、關一行長州萩に至り、赤
川忠亮に謀る。【二八】

安政六年

西曆1859年
未年 支那咸豐九年

正月七日

水藩士、矢野、關等長州萩より歸途に
就く。【二八】▲老女村岡京都町奉行に
召喚せらる。【八二】▲八日。橋本左内

二月二日

鞠問せらる。【五一】▲九日。第二回東
送京囚江戸著。【三〇】▲梅田雲濱東送
京囚中であり、今日小笠原氏に預けら
る。【八四】▲廿八日。吉田松陰野山獄
中より上書。【九一】
坂倉勝靜、佐々木顯發、木村敬藏等罷
められ、松平宗秀、池田頼方等御勘定
奉行助となる。【三二】▲十二日。橋本左
内鞠問せらる。【五一】▲十三日。梅田
雲濱評定所に呼出され、本預となる。
【八四】▲廿五日。第三回京囚東送。【三
〇、三五】

三月四日

橋本左内鞠問せらる。【五一】▲十日。
第三回東送京囚江戸著。【三五】▲十二
日。梅田雲濱評定所に召出され取調ら
る。【八四】▲廿七日。三條實萬洛北一
乗寺に盤居す。【一六】

四月廿四日

幕府水戸藩臣安島、茅根、鮎澤等を招

喚す。【三五】▲廿五日。水戸慶篤書を太田資始に與へ、家臣拘留に異議を申立つ。【三五】▲廿六日。安島、茅根、大竹等幕府評定所に出頭、鞠訊を受く。安島は九鬼長門守に預けられ、茅根、大竹は親族預けとなり、一旦歸宅を許さる。【三五】

五月二日
水藩士鮎澤國維評定所に出で審問を受け、親類預となる。【三七】▲この日幕府水藩士太宰、木村、杉浦等召喚の督促狀を發す。【三七】▲水戸藩中神主等家老山野邊義麿に嘆願書を呈出す。【三九】▲三日。水藩士床井親徳等水戸を發し、南上。同日靜神社長官齋藤一徳等亦南上發途。【三九】▲七日。梅田雲濱病あり灸治を受く。【八四】▲九日。茅根泰再び評定所に出頭す。發するに臨み長詩二篇を門人長谷川允迪に託

す。【三五、四三】▲十日。金子教孝、鈴木大と時局に就き對談。【四〇】▲十六日。茅根泰また評定所に出頭、執られて竹中圖書頭に預けらる。【四三】▲吉田松陰自らの像に自讃を作る。【九五】▲十七日。松陰詩を作りて入江兄弟に與ふ。【九五】▲廿三日。松陰、父に一詩を獻じ別意を表す。【九六】▲廿四日。松陰野山の獄を出で、杉氏宅に入る。【九六】▲廿五日。松陰また獄に至り藩吏に引渡され、江戸に搬送せらる。【九六】

七月三日
橋本左内鞠問せらる。【五一】▲九日。吉田松陰始めて評定所に喚問せらる。【九七】▲廿三日。老中太田資始罷免。【七一】
八月十四日
梅田雲濱第二回評定所喚問。【八四】▲十五日。九條關白千石加増。且職務中

別段米五百俵宛遣はさる。【一〇】▲十六日。廣橋前納言白銀五十枚下さる。【一〇】▲廿日。梅田雲濱脚氣病となる。▲廿三日。小笠原氏預人梅田雲濱の容態書提出。【八四】▲廿七日。茅根安島等刑せらる。【四三、四九、一〇八】▲小林良典遠流に處せらる。【五一、一〇八】▲上使水戸藩邸に臨み、齊昭を水戸表に永蟄居せしめ、慶篤に扣を、慶喜に隱居慎を命じ、なほ水戸各支藩の譴責をなす。【七三】▲鷄飼父子、鮎澤伊太夫、池田大學、老女村岡等それぞれ處刑。【七四】▲老女村岡押込仰付らる。【八二】
九月五日
吉田松陰第二回喚問。【九七】▲十二日。梅田雲濱衰弱加はる。【八四】▲十四日。梅田源次郎病死。【五一】▲十九日。幕府金五千兩を天皇御前に捧呈す。【一一

十月二日
○▲廿七日。尊嚴親王天臺座主を罷めらる。【一〇九】
橋本左内傳馬町の獄舎に入れらる。【五一】▲三條實萬病の爲憤を解かる。【一七】▲五日。吉田松陰第三回喚問。【九七】▲六日。三條實萬死去届出。【一七】▲七日。橋本左内死罪宣告を受く。【五一、一〇三、一〇四、一〇八】▲頼三樹三郎等また死刑宣告を受く。【一〇二、一〇八】▲三國大學中追放を命ぜらる。【一〇三】▲十四日。金二萬兩を攝家堂上地下等に配分せらる。【一〇】▲十六日。吉田松陰口書讀聞せらる。【九七】▲天皇勅書を九條關白に賜ひ、攘夷の約に違ふを責む。【一三】▲廿七日。第三回處刑、吉田松陰等死刑。【一〇五】▲廿九日。長藩士尾寺新之丞等松陰の屍を得て葬る。【一〇五】

十一月十九日

小林良典獄中に死す【五一】▲廿一日。酒井所司代勅諭に釋明書を上る【一一三】

十二月七日

尊融親王退隱水盤居命ぜらる【一〇九】▲十一日。尊融親王相國寺塔頭桂芳軒に幽居【一〇九】▲十六日。茅根、鮎澤の子供等處分せらる【一〇八】▲廿四日。間部詮勝老中を罷めらる【一九】

其二 人物概覽

【ア行】

ア

赤根武人

幹之丞と稱す。周防玖珂郡柱島の醫松崎三宅の子。幼より僧月性に從ひ學び、後、阿月の士赤崎雅平の嗣となる。ついで京都に出で梅田雲濱に從ひ、また江戸に出で齊藤彌九郎に劍を學び、櫻任藏・羽倉簡堂に經史を修む。安政戊午の獄に座し捕へて獄に入れられしが、間もなく免されて歸國し、尊攘の説を唱ふ。文久中江戸にあり、同志と品川御殿山外國使館を燒く。同三年下關に外船を砲撃し功あり、後奇兵隊を編制し其長となる。然れども病により之を辭し、

安島信立

なほ畫策するところありしが、事志と違ひ、故山に歸り藩吏に捕へられ斬に處せらる。時に慶應二年正月、年二十五。(八七、八八、九二)

安島帶刀

安達清風

安島彌次郎に同じ。公武合體、朝幕背離緒筋、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇揭出【三五、三六、三七、四五、四七、四八、四九、一〇一】
安島信立に同じ【二一、三五、三九、四四、四七、七四、七五、七七、八一】
名は忠通、志津馬また清一郎と稱す。鳥取藩士なり。少にして父に從ひ、京攝の間に遊び、十八歳江戸に出で河田屏浦に學び、更に水戸に抵り、廣澤正志に從ふ。安政の末年關、矢野兩士の來るや之を援助す。文久二年藩命を受け京師に入り朝紳の間に

奔走し、一藩の重きかなす。維新の際西園寺公望鎮撫使となり鳥取に入るや、多年勤王の勞を賞し之を官に推薦せんとせしが、果さず。爾來鳥取城西湖山に隱居し、帷を垂れ、後進を誘導す。後高崎五六の薦により郡長となる。ついで美作日本原開墾に従事し、明治十七年九月死。年五十二。【二八】

跡部良弼

甲斐守に同じ。文政天保時代、孝明天皇初期世相、公武合體篇掲出。【一八】

會澤安

孝明天皇初期世相、安政條約締結、安政大獄前中篇掲出。【四〇】

阿部正弘

天保改革、幕府分解接近時代、彼理來航以前の形勢篇以下各篇掲出。【一、一六、一七、一八、九二】

鮎澤伊大夫

安政大獄前中篇掲出。【二二、二七、二八】

鮎澤國維
有馬新七
有村幽齋

八、三五、三六、四三、七四、七七、七九、九九、一〇一】
伊大夫に同じ。【三七、三八】
安政大獄前中篇掲出。【二八】
海江田信義に同じ。【一一、一二】

イ、中

井伊直弼

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、安政大獄前中篇掲出。【一、三、一四、一五、二五、二七、二九、三一、三二、三三、四〇、四二、七〇、七二、七三】

井伊大老
有徳院

直弼に同じ。【七五、七七、七八、八五】
徳川吉宗に同じ。彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【四六】

池内大學

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二六、二九、七四、七九、八〇、一〇一、一〇二】

池田播磨守

名は賴方、井伊直弼執政時代掲出。【二九、三二、三三、四三、四五、四八】

池田慶徳

神奈川條約締結、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【八九】

池田賴方

播磨守に同じ。【四八、四九】
彼理來航以前の形勢、公武合體篇掲出。【二九】

伊澤美作守

彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕背離緒篇、安政大獄前中篇掲出。【二七】

石河土佐守

公武合體篇掲出。【二七】

石川和介

井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二九、三一、三三、四四、四五、四七、四八、五五】

石谷穆清

公武合體篇掲出。【二七】

石谷因幡守

穆清に同じ。【二四、二九、三一、三三、三四、三五、四三、四四、四五、五一、五五、五六、五七、五九、六四、六五】

板倉勝靜

備中高梁藩主、周防守また伊賀守と稱す。實は伊勢桑名藩主松平定永の八男、文政六年正月生る。嘉永二年四月養父勝職の後を嗣ぐ。文久二年三月寺社奉行より老中となり、元治元年六月辭す。慶應元年十月再任、勝手方となり、四年正月免職。明治二十二年四月死。【三一】

伊丹藏人

安政大獄前中篇掲出。【二六、一〇一】

一色山城守

通稱邦之助。公武合體篇掲出。【二二】

伊藤利輔

名は博文。初め利輔と稱し、後俊輔と改む。周防熊毛郡東荷村の農林十藏の子。天保十二年九月生る。父出でて長州藩の卒族伊藤家を嗣ぐ。十六歳相州宮田の警衛卒となる。遂に

來原良藏に知られ松下村塾に學び、又木戸孝允に従ひ國事に奔走し、二十二歳藩の士籍に列せらる。ついで井上馨等と英國に學び一年にして歸る。後明治政府に仕へ參與、外國事務局判事、兵庫縣知事、大藏少輔等に歴任し、累進して毎に國家樞要の地位を占め、明治十八年以來内閣總理大臣たること數次。公爵に叙せられ樞密院議長となる。晩年滿洲巡遊の途上刺客の爲哈爾濱に死す。【一〇七】

稻葉長門守

岩下左次右衛門

井伊直弼執政時代擧出。【一一】
名は方平、鹿兒島藩老典膳の子。文政十年三月生る。夙に尊攘運動に盡瘁して功あり。賞典祿千石を賜はる。明治後京都府權知事、元老院議官等に歴任し、明治二十年子爵を授けらる。明治三十三年八月死。【三八】

岩瀬忠震

岩瀬肥後守

飯泉喜内

飯田左馬

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【一七、一八、一九、二〇、五一】
忠震に同じ。【一九、二〇】
安政大獄前中篇擧出。【四、二二、五六、一〇〇、一〇一】
名は忠彦、字は子邦、環山と號す。徳山藩士里見某の子。壯時京坂の間にあり、河内の人飯田鎌介の嗣となる。天保の末年有栖川宮の近習となる。嘉永癸丑の際攘夷の策を宮に獻言し、天下の志士と交る。安政五年梅田源二郎の議に賛し、勅書を水戸に賜ふの事に與る。爲に罪を免て謹慎を命ぜらる。然れども初志何屈せず、萬延元年櫻田事變に座し囚禁せ

入江雅樂頭

られ、在獄百餘日、屠腹して死す。時に年六十二。著書日本野史二百九十一卷世に行はる。【一〇一】
名は則賢、文政元年生る。一條家諸大夫にして、正五位下雅樂頭に叙任す。安政五年戊午の大獄に座し捕へて江戸に檻送せられ、所拂の刑に處せらる。明治二十三年死。年七十二。【一〇一】

ウ

鵜飼吉左衛門

鵜飼知信

鵜飼幸吉

安政大獄前中篇擧出。【二六、四六、四七、四九、五〇、七四、七六、七八、八一】
吉左衛門に同じ。【二二、二五、四九、一〇一】
安政大獄前中篇擧出。【二九、三六、四四、四六、四八、五〇、七四、七六、七

鵜飼知明

宇喜多一蕙

宇喜多松庵

宇津木景福

宇津木六之丞

鵜殿長銳

梅田雲濱

梅田源次郎

八、八一、一〇七】
幸吉に同じ。【二二、二五、四五、一〇一】
安政大獄前中篇擧出。【一〇一】
一蕙の子。父に似て繪畫をよくし、一家をなす。安政戊午の獄に座し、父と共に捕へられて獄に下る。【一〇一】
朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【三二】
景福に同じ。【三、三一、三二、三九、四二】
民部少輔に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體篇擧出。【一八、二〇】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【二二、四三、九七】
雲濱に同じ。【四、二六、二九、五一、六

浦 靱負

九、七九、八七、九七、九八、一〇二、一〇五】
名は元襄、實は長州藩老國司信濃の第二子。出で、浦氏の嗣となる。仕へて國老の職を攝す。嘉永六年彼理來航の時藩兵を率ゐて相模の海岸を衝る。文久二年命を受けて兵庫に戍す。ついで京に上り禁闕を守る。同年秋世子元徳奉勅東下に扈從し、三年加判役に進み、後歸國す。元治元年俗論派に斥けられ采邑阿月に退居す。明治三年六月死す。年七十六。【八七】

オ、ヲ

小笠原長門守

朝幕交渉、安政大獄中篤搦出。【五、一二】

岡田信濃守

名は徳至、字は伯奉、後兵部と改む。

岡部駿河守

水戸藩臣木工介徳昇の子、文政の初め祖父徳潤の後を承く。小性頭、大番頭、大寄合頭を経て嘉永四年執政となる。安政二年家老となる。三年從五位下信濃守に叙任す。戊午の際、幕府に忌まれ致仕して水戸に歸る。文久二年再び執政となり、三年慶篤に從ひ、京師に詣り、輔翼の功最も多し。元治甲子の際職を擡げられ屏居す。十月六日市川弘美等に家を圍まれ自刃して死す。年六十二。【二一、四五、四七】
名は長常、安政二年九月目付となり、四年十二月長崎奉行に任ず。文久元年十一月外國奉行長崎奉行兼帶。同年六月大目付となり、三年七月辭す。慶應元年閏五月鎗奉行より軍艦奉行となり、七月清水小普請支配に

小栗又市

移り同年八月辭す。【一八】
名は忠順、上野介と稱す。安政六年九月目付となる。萬延元年正月米國に奉使、同年十一月外國奉行となる。文久元年七月辭す。二年三月寄合より小性組番頭となる。同年六月勘定奉行勝手方に任じ、同月八月町奉行となり、十二月勘定奉行、歩兵奉行を兼ね。三年四月辭す。同年七月寄合より陸軍奉行並に移り、同月辭す。元治元年八月また寄合より勘定奉行勝手方となり、同年十二月軍艦奉行となり、二年二月免職。慶應元年五月寄合より勘定奉行勝手方に移り、二年八月海軍奉行並を兼ね。三年十二月陸軍奉行を兼ね、四年正月辭す。【七二】

小林權大夫

良典に同じ。【七四、七九、八一、九九】

小林民部

良典に同じ。【一一、六二、六三、一〇六】

小林良典

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篤搦出。【四、一〇、二二、二九、五〇、五八、五九、七四、七八、七九】

尾張慶恕

徳川慶恕に同じ。彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篤搦出。【三、四九】

大久保 要

彼理來航以前の形勢、安政大獄前中篤搦出。【一四、二六】

太田資始

文政天保時代、天保改革、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篤搦出。【三一、三二、四五、七〇、七一、一一九】

太田備後守

資始に同じ。【七一】

大津彦五郎

水藩士土藏番組彦次郎の子。名は綱

之、少より大志あり、安政六年江戸に赴き主家の爲奔走大に努む。後同志數百人と長岡驛に聲援す。藩兵の來るに因り避けて玉造小川の郷校にあり。後齊昭の死にあひ、黨類を集め攘夷の軍用金品を募る。されど藩主の命により、之を解散し捕へられて獄に下さる。文久元年五月獄中に死す。年二十四。【七二】

大鳥圭介

播州赤穂村の人、實は小林直輔の子。天保四年二月生る。諱は純彰、如楓と號す。江川太郎左衛門に就き兵學を習ひ幕府に仕へて歩兵頭たり。戊辰の役榎本武揚と共に函館に據り戦ひ、獄に下さる。後赦されて仕官し、元老院議官、特命全權公使となりついで樞密顧問官となる。明治三十五年男爵となり、四十四年六月死。年

大場彌右衛門

七十九。【五四】

名は景淑、水戸藩の世臣にして千石を食む。初め齊昭擁立に功あり、後家老となる。弘化元年齊昭の幽閉と共に謹慎に處せらる。安政二年再び國政に參し程なく再び幕議を受け退職せしめらる。ついで執政に復す。文久三年春藩主慶篤に従ひ、士卒三百人を率ひて本國寺に營し、以て禁闕を守る。元治元年主膳正に任ず。後京都に留まり明治四年一月十五日死す。年六十九。【一七、四五】

大原三位

大原重能に同じ。朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【八七、九六】

大原重徳

【力行】

大原三位に同じ。【八七、九六】

カ

海江田信義

井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一一】

孝明天皇

幕府實力失墜時代、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一一七】

春日讃岐守

朝幕交渉、安政大獄前中篇掲出。【一〇一】

勝野保三郎

名は正滿、荏屋主人と號す。豊作の末子。天保十年生る。安政戊午の獄に座し捕へられ押込に處せらる。後免され、和歌家刻を事とし、明治三十八年五月死。年六十七。【一〇四、一〇六】

勝野豊作

安政大獄前篇掲出。【四、二二、二三、

桂 小五郎

二七、三六、五三、五四、六三】

楫取素彦

木戸孝允に同じ。神奈川條約締結篇掲出。【九三、一〇七】

金子教孝

文助また素太郎と稱す。山口藩士。松島剛藏の弟。文政十二年三月生る。慶應三年九月、今の名に改む。夙に勤王の志あり、藩主を輔けて皇軍の爲に力を盡し、戊辰役伏見に戦ひて功あり。明治後諸官を奉じ群馬縣令、元老院議官、宮中顧問官等にあげられ、二十年男爵を授けらる。大正元年八月死。夫人美和子は杉百合之助第三女なり。【九五】

川路左衛門尉

孫二郎に同じ。安政大獄前中篇掲出。【二二、二三、二七、三六、三七、四〇、四一】

文政天保時代、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其

川路聖謨

當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【一七、一八、二〇】左衛門尉に同じ。【二〇、五一、八三】

キ

紀州慶福

公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇擧出。【一、一六】

京極兵庫

名は高朗、能登守、また越前守と稱す。萬延元年十二月日付となり、文久元年五月諸大夫となる。三年正月外國奉使、同年五月寄合より神奈川奉行となる。同年九月長崎奉行に任ず。十一月騎兵奉行となる。元治元年六月日付再役、八月大目付となり、同年十月死。【七二】

ク

久貝因幡守

名は正典、また遠江守と稱す。天保七年九月小性組番頭となり、同九年十一月書院番頭に任ず。同十二年八月大番頭となる。安政二年二月講武所奉行兼帶、同三年三月留守居となる。同五年十月大目付に任ず。萬延元年八月側用取次となる。文久二年八月免職隠居す。元治元年七月講武所奉行再役、慶應元年六月死。【二九、三五、四三】

久坂義助

久坂玄瑞

玄瑞に同じ。【九八】
名は通武、字は實市、玄瑞、秋湖、た江月齋等と號す。毛利氏の臣、良地の子。幼より個儻大志あり、吉田松陰に就き經史を讀み、長じて曾撰の大義を説き志士の間に奔走し、遂に藩命を以て歸國せしめらる。文久二年八月藩世子に従ひ江戸に出で輔

日下部伊三次

安政大獄前篇擧出。【四、一六、二一、二二、二三、二四、二五、二九、三六、四四、四八、五三、五四、六三、七四、七六、七七、八三、九七】
名は信政、伊三治の長子。水戸に生る。幼時大田學館に學び、安政二年父と共に江戸薩藩邸に復歸す。五年六月藩老鎌田出雲の内命を受け京都に到る。勅諭水戸に降るの際、父

日下部裕之進

三年二月寺島等と攘夷の決行を建議し、馬關に到りて外艦砲撃に加はる。元治元年六月眞木和泉等と書を呈して七卿及び藩主父子の冤を解かんことを乞ひ許されず。遂に七月十九日關に迫り會薩諸藩の兵と戦ひ銃丸に中り自歿す。年二十六。明治二十四年四月正四位を贈らる。【八七、九二、一〇一】

久世廣周

と共に奔走し、後捕へて江戸傳馬町の獄に繋がる。ついで遠流に處せられ、未だ配所に赴かず萬延元年閏三月獄中に死す。年二十五。【一〇五】

九條關白

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【一七】

九條尙忠

彼理來航以前の形勢、朝幕背離緒篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擧出。【二五】

久邇宮朝彦親王
來原良藏

尊嚴親王に同じ。【八】
名は盛功。山口藩臣良右衛門の子。少時吉田松陰に従ひ學ぶ。安政の初年浦賀警備の任に當り、赤長崎に赴

き海外の事情を探偵す。文久二年京都にあり藩老永井雅樂を除かんとして奔走し、更に東下して横濱外館の襲撃をはかる。然れども世子元徳に召還せられ、事の過激なるを諷告せらる。同年八月江戸櫻田藩邸に自刃す。年三十四【八九、九〇】

黒田長溥 彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、公武合體篇掲出【一三】
朝幕交渉篇掲出【一一七】

ケ

月照和尚 安政大獄前篇掲出【一、四、五、一〇、一一、九三】
性 孝明天皇初期世相篇掲出【九九】

コ

久我建通 朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政

古賀謹一郎 大獄前中篇掲出【一一三】
彼理來航及其當時、神奈川條約締結篇掲出【二二】

小曾根乾堂 通稱榮、長崎の人。安政六年外國通商の日に盛ならんとするを知り、浪の平海岸の地を買ひ海岸を埋め、新地を開き小曾根町と稱す。人となり俊敏強記、篆刻をよくす。明治四年四月命を奉じて御躰及び國璽を鈔す。同年五月伊達宗城に従ひ、清國と通商條約締結の事に與る。十八年十一月死。年五十八【六四】

近衛忠熙

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出【三、四、五、六、七、九、一〇、二五】

【サ行】

サ

西郷吉兵衛 西郷隆盛に同じ【一一、一二】

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出【一、四、五、一一、一四、八五、八六、九三】

酒井忠義

彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出【二五、二九、三一、一一三、一一五、一一七、一一九】

酒井若狹守 忠義に同じ【一一九】

櫻 眞金 常陸國眞壁町醫師。もと相良氏。小

松崎玄達の子。名は眞金字は飛脚、通稱任藏、月波山人と號し、別名相良六郎、又村越芳太郎と稱す。少壯家業を意とせず水戸に至り藤田東湖に學ぶ。後江戸に出て川路聖謨に知られ仕途を開く。弘化中主齊昭の雪冤に努力す。安政五年紀州に入り遂に大

坂本龍馬

阪に出で畫策するところありしが、六年七月病みて死す。年四十八【二二、二七、二八】
名は直柔、山内氏の世臣なり。弱冠江戸に遊び、千葉周作の塾に劍を學ぶ。安政年間藩主山内豊信の幕禮を受け幽居するの際、武市瑞山等と奔走して大義を天下に唱ふ。やがて脱藩して各所に遊説し、後勝安房の門客となり、歸國して海援隊を組織し其隊長となる。慶應の始め再び京攝の間に、有志と交り、更に長州に赴き高杉晋作の幕僚となり、屢々軍功を顯はし、其間陰に薩長連合の策に幹旋し、西郷隆盛と相討する事あり、三年政權奉還の事に奔走し、十一月十五日幕府見廻組の爲に殺さる。年三十三。明治四年朝廷後嗣の

佐々木顯發

者に永世祿を賜はる。廿四年正四位を贈らる。【二八】
信濃守、また循輔に同じ。彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結篇掲出。【三一、三二】

眞田幸貫

天保改革、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時篇掲出。【一五】

佐野竹之助

名は光明、水戸藩士光誠の子、二百石を食む。少より武を好み、幕府の失政を憤慨し、安政五年勅諭降下の際、幕府に忌まれ罪を得、國に還さる。萬延元年三月井伊直弼を櫻田門に要撃し、其身また重傷を負ひ、刃を杖にし老中脇坂氏の邸に赴き軒奸狀を提出して死す。年二十二。【七二】
彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、

三條實萬

島津齊彬

信海

杉浦羔二郎

ス

雄藩篇、幕府實力失墜時代、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一、一四、一六、八五、八六】
竹森則齋の第三男。月照の弟。俗名綱五郎、又長丸と稱す。兄と共に成就院藏海の弟子となり、兄の後を襲ひ、住職となる。夙に勤士の志あり、青蓮院宮の爲に圓通寺に於て攘夷の新藩を行ふ。爲に幕吏に捕へられ江戸傳馬町の獄に繋かれ、安政六年三月病死す。年三十九。明治二十四年從四位を贈らる。【五、九、一〇、一一】

朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二、二九、五九、六〇、六三、一〇〇、一一七】

鹽谷甲藏

名は世弘、字は毅侯。九里香園、亦岩陰と號す。羽前大館の人、林桃蹊の子。江戸愛宕下に生る。幼にして讀書を好み、六歳昌平學に入。二十一歳關西に歴遊す。後帷を下し諸生を教授す。然れども家道貧なるを以て松崎樓堂に薦められて濱松侯の文學となる。ついで幕府の備官となり、烈祖成績を著はす。慶應三年八月廿八日死。年五十九。【五三】
公武合體、井伊直弼執政時代篇掲出。【一一】

島津齊興

杉百合之助

鈴木大

周布政之助

神奈川條約締結篇掲出。【九六、一〇五、一〇七】
安政大獄下篇掲出。【三七、四〇、四一】
名は兼翼、字は公輔、麻田と號す。父は兼正。二十六歳出で、國政に參與し、嘉永癸丑米船來航の際掃攘の策を建て藩主に説き幕府に提議せしむ。安政五年九月禁中に召され、正親町三條實愛を以て時務を諮はせらる。文久二年世子に従ひ江戸に留る。嘗て山内容堂を誹謗し、職を罷はれ退隱す。因て名を麻田公輔と改め、京攝の間に寓す。幾ならず歸藩して再び政務に參す。元治甲子の際幕軍藩境に來り迫るの時、反對黨の爲責を一身に負ひ、自刃して死す。年四十二。【八五、八八、八九、九〇、九

住谷寅之介

六、一〇七】
名は信順、長太夫信成の子。弘化甲辰の際京都にあり主君齊昭駕寇の爲水戸に歸り罪を得、家に禁錮せらる。安政の初め、小十人徒士目付を経て馬廻組に班す。同五年勅書水戸に降るの際傳達に盡力し、大胡聿藏と共に諸國を遊説す。文久二年坂下門の變は其畫策によると稱せらる。同三年藩主慶篤の上京に従ひ、姉小路公共を始め諸紳に見え、策論する所多し。元治甲子の春京都を守衛し本國寺別院に屯在す。爾來天下の士と交り國事一新を謀る。然れども、慶應三年六月刺客の難にあつて死す。年五十。大正四年正五位を贈らる。【二七、二八】

青蓮院宮尊融親王

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇擲出。【二、八、九、四八、七五、八〇、一二〇】

世古格太郎

名は延世、伊勢松坂の人、紀州家用達たり。文政七年生る。安政の頃三條公をはじめ京都番紳家に出入し、國事に奔走す。明治九年九月死。年五十三。著書借義見聞録、銘肝録あり。【二六、一〇二、一〇五】

關鐵之介

名は遠、字は士任、錦堆又楓巷と號す。水戸藩士新兵衛の子。壯時郡吏となり、郷校及民兵編制の事を掌る。嘉永六年米船渡來するや、微行して浦賀近海に赴き歸りて情況を當路に告ぐ。安政勅書降下の事あるや、金子高橋等の士と謀り、朝旨遵奉の大義を誓べんとし、名を三好貫之介と

尊融親王

青蓮院宮尊融親王に同じ。【八】

【夕行】

大胡聿藏

名は聿敬、水戸藩士丹藏定功の子。兄天するを以て家を嗣ぐ。幼より書を讀み劍法に熟達す。弘化中主君齊昭雪冤の事に座し關居せしめらる。こと五年、嘉永中床机廻に選入せらる。安政元年外替の爲江戸藩邸に成す。五年奉勅の事に奔走し住谷信順と西南地方に微行遊説す。文久三年梶信基と西上して武田正生を助けて修攘の議に與る。元治元年江戸にあり、後松平頼徳を護して那珂港を守り、ついで古河藩に關せられ、翌年四月五日死刑に處せらる。年四十四。大正四年正五位を贈らる。【二七、二

變じ、矢野長道と北陸中國の諸藩に遊説して歸る。ついで薩藩高崎五六と京師に微行し意見を青蓮院宮及近衛家に密奏す。間もなく嫌疑を受け家に禁錮せらる。萬延元年二月竊に禁を脱して江戸に上り、櫻田の變に會す。後諸方に潛匿し、翌年歸國して同志と安藤老中を除くの策をなす。然れども當局の偵察急なるを以て越後に逃れ、岩船郡上關に於て捕はれ、江戸に送り文久二年五月斬に處せらる。年三十九。明治二十四年十二月從四位を贈らる。【二七、二八、八五】

僧忍向

月照和尚に同じ。【四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三】

高崎猪太郎

名は友愛、五六と稱す。元鹿兒島藩士なり。天保七年正月生る。安政年間より國事に奔走し、開國論を唱ふ。明治初年職を地方官に奉じ、後元老院議員、東京府知事等に歴任し、二十年男爵を授けらる。二十九年五月死。【三八】

高杉晋作

名は春風、字は暢夫、毛利氏の臣、春樹の子。幼にして憫愷大志あり。吉田松陰に學び兵學に通ず。文久三年藩世子の近侍となり、江戸に出て昌平黌に入りて大橋順藏に従ひ學ぶ。後國に歸り、奇兵隊を組織し、自らは長となる。元治元年亡命の罪を糾され獄に入る。後免され、慶應二年六月幕府の兵來りて藩境に迫るの時、軍を指揮し兵勢大に振ふ。

應司輔熙

三年四月病に罹り陣中に死す。年二十九。【九四、一〇〇】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出【三】

應司太閤

政通に同じ。
彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕官離、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【三、一七】

高橋兵部權大輔

安政大獄前中篇掲出。【一〇一】
高橋多一郎に同じ。安政大獄前中篇掲出。【二七、三六、三八、四〇】

高橋愛諸

彼理來航以前の形勢、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二一、四五、四七】

武田修理

もと陸奥の人、諱は天達、常陸新

太宰清右衛門

四六、四九、五〇】

ツ

津崎矩子

村岡に同じ。【八二】

津田半三郎

公武合體、朝幕官離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代篇掲出。【一八】

筒井肥前守

文政天保時代、天保改革、彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體篇掲出。【二〇】

坪井信道

孝明天皇初期世相篇掲出。【五四】

ト

土岐朝昌

豊前守また下野守と稱す。天保十五年十二月小性組番頭となり、嘉永四年四月書院番頭に移る。同年六月浦賀奉行に任じ、安政四年二月書院番

伊達宗城

公武合體、朝幕官離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【八八】

チ

茅根伊豫之助

安政大獄前中篇掲出。【二二、二三、二六、三五、三六、三七、六〇、七四、七五、七七、七九、八一】

茅根 泰

伊豫之助に同じ。【三三、三五、四五、

土岐豐前守
土岐賴旨

頭再役、同五年七月勘定奉行勝手方外國掛りとなり、同六年三月駿府城代に移る。文久二年十二月講武所奉行となる。三年七月側用取次に移り、元治元年六月免職。【一八】朝昌に同じ。【一八】丹波守に同じ。天保改革、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉篇掲出。【一七、一八、二〇】

徳川家定

天保改革、幕府實力失墜時代、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離篇、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【四、七五】

徳川家齊

松平定信時代以下彼理來航及其當時まで各篇及び孝明天皇初期世相、公武合體篇掲出。【四六】

床井親徳

通稱莊三、晩縁と號す。父は平藏。兄親忠早く死せるを以て家を嗣ぎ、歩士組、後小十人組となる。幼より藩學を修め、茅根寒録、原伍軒に次いで塾生を教授す。尊攘の議盛なる時に當り高橋多一郎等の意を受け同志の糾合に力む。元治元年松平頼徳に従ひて那珂港に據り、連日幕軍及反對黨と戦ひ、和成るに従ひ、忍藩に禁錮せらる。翌慶應元年四月死刑に處せらる。年二十八。大正四年從五位を贈らる。【三九】

戸田忠太夫

彼理來航以前の形勢、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉篇、安政大獄前中篇掲出。【一五】

富田織部

安政大獄前中篇掲出。【一〇一、一一七】

【十行】

十

内藤正繩

安政大獄前中篇掲出。【二五、二九、三一】

内藤豊後守

正繩に同じ。【一一五】

長井雅樂

毛利家の臣、名は時庸。開國論者なり。藩命を奉じて京都に使し、命を矯めて開國の策を中山大納言に上言す。後捕へられ自刃せしめらる。時に文久三年二月六日。年四十五。【一一、一五、九六】

永井玄蕃頭

彼理來航以前の形勢、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離篇、朝幕交渉篇掲出。【一八、二〇】

中谷正亮

幼字松三郎、名は實之。毛利氏の世臣なり。幼より明倫館に學び頭角を露ぼす。嘉永四年父章貞と共に藩主に從ひ江戸に出で、吉田松陰と結託

中根雪江

す。安政三年松下村塾増築に助力す。戊午の間大原重徳等に貢獻する所あり。松陰厄難の後松下塾を監し一燈錢の規約を定む。文久二年の春義舉同盟の議を定め幹旋最も努む。ついで江戸に出で閏八月八日病みて死す。年三十五。【八七】

長野義言

彼理來航時代、公武合體、朝幕背離篇、朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【六四、六五】

長野主膳
中山信寶

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二一、六九】義言に同じ。【三八、一一八】備前守と稱す。その家代々水戸藩家老たり。二萬五千石を食む。中山信吉の後、信守の子。文久元年家を子信徴に譲る。孫信實男爵を授けらる。【七三】

中山備前守
成瀬正肥

信實に同じ。【七二】
華人正と稱す。青山忠良の三男、天保六年十二月生る。入りて正住の嗣となり、安政四年十一月家を嗣ぐ。安政文久以來名古屋藩を助けて國事に盡し、戊辰役また功あり。明治後參與職其他に任じ、十七年男爵を授けられ、廿四年子爵となる。三十六年二月死。【七二、七三】

野村鼎實

通稱蘇之介、清瀬また箕水と號す。水戸藩臣なり。齊昭、慶徳、昭武の三代に仕へ、郡奉行、奥右筆頭取、大目附、側用人等に歴任す。安政戊午の際勅旨遵奉に奔走し、幕府の奸臣を除かんと謀る。櫻田の變後那珂、久慈の間に潛み、同志と坂下要撃を謀る。元治元年長谷川清と京師に上る。明治元年藩老鈴木重義を輔け勅を奉じて歸國す。ついで奥羽征討軍に従ふ。後水戸藩參事となり、廢藩の後茨城縣典事となる。其後藩主徳川氏の家政に與り、晩年常磐神社宮司となる。二十一年八月死。年六十五。【二二、二七、三八】

二條大納言

二條齊敬に同じ。【九〇、九三、一〇九】

二條齊敬

朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中富揭出。【六】

仁孝天皇

朝幕交渉、安政大獄前富揭出。【一一】

【八行】

ハ

橋本左内

公武合體、朝幕首離緒篇、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前富揭出。【三、一七、一九、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、七四、八一、八五、一〇一、一〇二、一〇四、一〇七】

橋本綱紀
長谷川允延

左内に同じ。【二、一四】
字は士徳、作十郎と稱す。水戸の人、眞木一栗の次男。出で、長谷川致備の後を嗣ぐ。茅根泰の高弟なり。弘道館長に擧げられ、歩士目付となる。安政戊午の際、泰の死後、後事を託せられ、ついで貶黜せらる。文久二

長谷川宗右衛門

名は秀驥、字は邦傑、峻阜と號す。讃岐高松藩士なり。享和元年生る。安政五年勅諭水戸に降下の際幹旋盡力するところあり、後幕吏の爲に捕へられ、江戸の獄に下る。六年十月永年の罪に處し、藩地に移送せられ、文久二年十一月赦さる。明治三年九月死。年七十。明治三十一年十二月

正四位を贈らる。【二二、二六、二八、七七、一〇六】
公武合體篇以下各篇掲出。【一七、二〇】

ヒ

久木久敬

安政大獄中篇掲出。【三七、三八】

一橋刑部卿

一橋慶喜に同じ。【五一、五七、七三、一一七】

一橋慶喜

天保改革、彼理來航以前の形勢、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離

緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一、六、二一、七三、七四、七五、八五】

平野二郎

名は國臣。月廼舎、友月庵、柏舎、

平山謙次郎

獨醒軒等と號す。福岡藩士吉三の二男なり。長じて尊攘の説を唱へ藩主に禁錮せらる。後赦されて長崎に歸成す。ついで藩を脱して京洛の地に入り志士と交る。戊午の際通れて福岡に潜む。後長州に投じ、文久二年伏見の變により罪を獲、國に幽せらる。三年三月赦されてまた京都に入り、十月生野に兵を擧げしが事遂に成らずして捕へられ、京獄に錮せられ、元治元年七月獄中に殺さる。年三十九。【一二】

神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、朝幕背離緒篇、朝幕交渉篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【一八、一九、二一、六四】

廣橋光成

安政大獄前中篇掲出。【一七】

廣橋前大納言

光成に同じ。【一〇】

フ

布恬廷

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、日露英蘭條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結篇掲出。【八三】

藤田誠之進

藤田東湖に同じ。彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【一五、一七】

藤田東湖

誠之進に同じ。【二四】

藤森恭介

朝幕交渉篇掲出。【四、二一、二二、二四、二六、二七、五三】

ホ

坊城俊克

安政大獄前中篇掲出。【一七】

堀田正睦

天保改革、彼理來航及其當時、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離

堀田備中守
堀田庄次郎

緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【四、一七、一八、二〇、五一】

正睦に同じ。【六三】

名は照明、敦齋と號す。鳥取侯池田氏の臣、天保元年生る。少壯にして家學を嗣ぎ、弘化三年學識に就く。

嘉永中江戸に祇役し、藩邸學館に教授す。水戸の關鐵之助等の來るや之を助け、文久中大義を藩主に陳じ嘉納せらる。ついで安達清風と上京して大原三位等に會し、諸藩の志士と往復す。元治元年大監祭に進み、祿を加へらる。然れども蛤門の變あるや同藩中の士と意合はず、襲殺せらる。時に年三十五。【二八】

堀忠左衛門
本郷丹後守

安政大獄前中篇掲出。【三八、八八】

縮結、安政條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一七】
朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【二五】

【マ行】

マ

松平和泉守

松平定信

彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、安政大獄前中篇掲出。【二三】
實は田安宗武の子、白河城主松平定邦の嗣となる。天明三年封を襲ぎて越中守と稱し、從四位下に叙せらる。同七年老中となり侍從に任ぜらる。夙に學を好み和歌及び畫に妙なり。其職にあるやよく人材を登用し又學者を近づけ、治績大に見るべき

松平謙岐守

松平大學頭

松平大膳大夫

松平忠固

松平乘全

ものあり。所謂寛政の治是れなり。寛政五年左近衛少將に任ぜられ、文化九年致仕して樂翁と稱す。文政十二年死。年七十二。【三四】
彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七三、七七】
井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七三】
毛利慶親に同じ。【一〇五】
彼理來航以前の形勢、彼理來航及其當時、神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一七、二〇】
彼理來航及其當時、神奈川條約締結、公武合體、朝幕背離緒篇、安政

松平伯耆守

松平播磨守

松平肥後守

松平久之丞

松平康正

條約締結、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【三一、三二、五一】
名は宗秀、元治元年八月老中となり、慶應二年七月大坂に於て免職、城代に預けらる。【二九、三二、三三、三五、四三、四四、四六、四七、五〇】
井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【七三】
松平容保に同じ。朝幕背離緒篇掲出。【七二】
康正に同じ。【四三、六四】
備中守と稱す。安政二年正月目付となり、同六年九月勘定奉行勝手方に移る。萬延元年十一月留守居次席となる。文久二年八月留守居に移る。同年十一月免職差扣命ぜらる。元治元年七月寄合肝煎より田安家老となる。同年十一月六日大目付に任ず。十

松平慶永

松平頼胤

松平頼繼

松平頼聰

松平頼誠

間部老中

間部詮勝

二月勘定奉行勝手方に再役す。慶應元年京都に於て免職、二年八月寄合より作事奉行を勤め、同年十月免職。【三三】
幕府分解接近時代、孝明天皇初期世相、公武合體、朝幕背離緒篇、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【三、一四、一七、五一、五四、五七、五八、五九、六〇、六四、六六、七九、八五】
彼理來航及其當時、朝幕背離緒篇、安政大獄前中篇掲出。【二六、七三】
播磨守に同じ。【七三】
安政大獄前篇掲出。【七三】
大學頭に同じ。【七三】
詮勝に同じ。【六八、一一八】
公武合體、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【一、二五、三八、六

九、八八、八九、九七、一一八】

三

三國大學

朝幕交渉、安政大獄前篇掲出。【五八、六〇、六二、六三、八〇、一〇一】

三國直準

大學に同じ【七八】

溝口八十五郎

名は勝如、伊勢守と稱す。安政六年九月目付となり、萬延元年七月辭す。文久二年十二月先手より歩兵頭に移り、三年五月歩兵奉行となる。元治元年八月陸軍奉行並に移る。慶應元年於大坂陸軍奉行、同二年十月於京都陸軍奉行並、同三年正月勘定奉行公事方に任じ、十二月田安家家老となる。某年死。【七二】

水野忠寛

駿河沼津藩主、出羽守と稱す。同姓忠紹の子。入りて忠良の嗣となり安政五年五月家を承く。文久二年子忠

誠に譲る。【七二】

三浦七兵衛

安政大獄前中篇掲出。【二八、二九】

三浦吉信

七兵衛に同じ。【六九、一〇〇】

水戸齊昭

幕府分解接近時代以下各篇掲出。【一、三、四、一五、一六、一八、一九、二五、二六、二七、三四、四六、四七、四九、五〇、六八、七一、七二、七三、七六、七九、八一、一一五、一一七、一一八】

水戸前中納言

齊昭に同じ。【一一七】

水戸中納言

慶篤に同じ。【一一七】

水戸慶篤

彼理來航以前の形勢、公武合體、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【三、二七、三五、三八、四七、七一、七九、一一七】

村岡

名は矩子。京都暖帳の人、津崎左京

の女。天明六年生る。幼より近衛家に仕へて老女となり、村岡局と稱す。主家忠熙の左右にありて之を輔く。戊午の際年既に七十餘。大獄の事に坐し捕へて江戸に送られ、禁錮三十日にして赦さる。明治維新後暖帳直指庵に退居し、六年八月死。年八十八。【一、八八、一〇二】

モ

毛利廣封

また定廣。元徳と名のる。同姓廣鎮の十男、入りて慶親の嗣となる。明治二年六月家を承く。維新の際參與職に昇り賞典祿十萬石を賜はる。明治二十九年十二月死。【九〇】

毛利慶親

彼理來航及其當時、井伊直弼執政時代、安政大獄前篇掲出。【八七、九八】

森寺因幡守

安政大獄中篇掲出。【一〇一】

森寺若狭守

名は常邦。因幡守常安の長男、三條家の諸大夫たり。從五位下若狭守に任叙し、中務丞を兼ね。安政五年勅諭を水戸に下賜するの時に當り、周旋盡力するところあり、同年冬、父と共に捕へられ、江戸の獄に入り岡部越前守に預けられ、翌年十月七日中追放に處せらる。ついで病の爲に死す。年二十六。大正六年正五位を贈らる。【一〇一】

森山榮之助

日露英蘭條約締結、公武合體篇掲出。【一九】

〔ヤ行〕

ヤ

梁川星巖

安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中篇掲出。【四、一四、一九、七九、九七、一〇二】

矢野長九郎

名は長道、豊島藩節の三男、長邦の嗣となる。年十八、歩士目附となる。弘化中主君齊昭の雪冤に従ひ、小十人組に貶せらる。安政三年矢倉奉行に進み、五年姓名を變じて弓削三之允といひ、西南諸國を遊説す。文久二年夏勅使大原重徳の東下に方り、幕政改革、藩論一致の爲、大になすあらんとせしが、病にかゝり八月六日遂に死す。年三十九。大正四年正五位を贈らる。【二七、二八、八五】
寶曆明和藩以下天保改革黨迄各藩揚出。【八一】

山縣大貳

山縣半藏
山科出雲守

安政大獄前藩揚出。【八七】
名は正恒、白雲と號す。禁裏御倉小舎人。從四位下安藝守正之の子。文化四年生る。正五位下大臈物、兼出雲守に叙任せらる。安政戊午の大獄

山田勘解由

山田亦介

に座し捕へて江戸に送り大淵藩邸に幽せらる。ついで永神込の刑に處せらる。文久中赦され、明治十八年一月死。年七十九。【一〇一】
名は時章、不徳齋と號す。青蓮院宮の家臣なり。天保五年生る。夙に宮を輔けて國事に奔走し、安政戊午の獄に座して捕はれ江戸に送らる。後赦にあひ、維新後東京に出て興風女學校を起し女子教育に當る。明治三十一年九月特旨を以て正五位に叙せられ、十月死。年六十五。【一〇一】
名は公章、愛山、また合章齋と號す。天保七年藩主の近侍に擧げられ、安政五年造船鑄砲の事を掌る。九月兵庫軍醫の任に當る。六年軍制改革の事に與る。ついで益田伊豆の輔導となり、樞機に參し、下關外艦砲撃に

山内豊信

山本貞一郎

横山猶藏
吉井友實

功あり。元治元年禁門の變の事により親族の家に幽せらる。ついで十二月十九日野山の獄に斬らる。年五十六。【八七】
公武合體、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前藩揚出。【五九、八八】
安政大獄前中藩揚出。【二二、二九】
井伊直弼執政時代揚出。【五二、五七、六二】
幸輔また徳春と稱す。鹿兒島藩士なり、友昌の長男。文政十一年二月生る。維新の際國事に奔走し、戊辰役北越征討に功あり、永世祿千石を賜はる。後、工部、民部、宮内各省に勤仕し、樞密顧問官となる。明治十

吉田松陰

吉田寅次郎

吉成恒次郎

七年伯爵を授けられ、二十四年四月死。【一四】
神奈川條約締結、孝明天皇初期世相、安政條約締結、朝幕交渉、井伊直弼執政時代、安政大獄前中藩揚出。【二、三、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七】
松陰に同じ。【三、五一、八五、一〇五、一〇七】
水戸藩士又衛門信貞の第二子。名は一徳。弘化元年主公齊昭雪冤の事に座し、禁錮せられ五年を経て免さる。安政元年反射爐建設の事に任ず。六年勅書返納の議起るや長岡勢の首領となる。萬延元年鈴木鐵之助と變名し、同志三十六人と薩藩邸に

投じ、攘夷實行を請ひ、爲に駒込邸に幽せらる。文久三年藩主慶徳上洛に従ひ、京都守衛に當る。明治元年勅諭を奉じ佐幕權臣を追討す。後軍事寮に出仕す。晩年城外青柳村に退き農耕を事とす。明治十四年死。年五十四。【七一】

【ラ行】

ラ

賴山陽

松平定信時代、幕府分解接近時代、雄藩篇、文政天保時代、天保改革、幕府實力失墜時代、孝明天皇初期世相、安政大獄前篇掲出。【一〇二】
通稱彌太郎、安藝淺野氏の世臣なり。安藝賀茂郡竹原郷下市に生る。名は惟寛、字は千秋、十七歳京都に遊び、後大阪に留り帷を垂れて諸生を

賴春水

て江戸に檻送せられ、翌六年十一月獄中に死す。年五十九。明治三十一年七月正五位を贈らる。【一〇一】

【ワ行】

ワ

若松李權頭

名は永福、三條家諸大夫丹羽豊前の男、文政四年出で、一條家諸大夫若松大舍人頭永吉の養子となる。安政戊午の獄に座し捕へて江戸に送られ、所拂に處せらる。後赦されて一條家に仕へ従五位備前守に叙任す。明治十九年十月死。年六十六。【一〇一】

教ふ。天明元年藩費の起さるゝや、召されて儒員に列し、學制を定む。ついで江戸に出で、世子の伴讀となり、其間幕命を受け昌平學に講義す。世子齊賢嗣ぐに及び侍臣に列し、三百石を食む。文化十三年二月死。年七十一。【一〇二】

賴三樹三郎

賴三樹八郎

安政大獄前篇掲出。【一四、二九、七九、一〇一、一〇二、一〇八】
三樹三郎に同じ。【一〇七】

六物空滿

大和南葛城郡吐田郷の人、森新吉の二子。享和元年生る。嵯峨大覺寺宮に仕へ、のち療病院の別當に補せらる。醫術、天文、曆數の學を修む。嘉永六年米飢渡來に當り、掃攘の祈願をなす。安政戊午の變に座し、捕へ

江戸城 四六六

オ、ヲ

奥州三春 八一
長船 一三四
大木塾 一三四
大阪 一三四
大阪表 一三四
大阪城代 一三四
大阪城内 一三四
大阪順慶町 一三四
大阪立賣堀 一三四
大月橋 一三四

【カ行】

カ

高知 一三四
江府 一三四
高野山 一三四
加賀 一三四

鹿兒島 五三六、四三三
鹿兒島柳之岡子 五三三
笠間 五三三
春日町 五三三
神奈川 五三三
河原町 五三三
河原町三條上ル夷町入ル 五三三
甲州 五三三
甲斐屋町筋 五三三
甲府御城 五三三
烏丸下長者上ル 五三三

キ

九州 一三五
紀州 一三五
木屋町三條上ル上大坂町 一三五
清水寺 一三五
清水成就院 一三五
京 一三五
京地 一三五

江戸城 四六六

オ、ヲ

奥州三春 八一
長船 一三四
大木塾 一三四
大阪 一三四
大阪表 一三四
大阪城代 一三四
大阪城内 一三四
大阪順慶町 一三四
大阪立賣堀 一三四
大月橋 一三四

【カ行】

カ

高知 一三四
江府 一三四
高野山 一三四
加賀 一三四

鹿兒島 五三六、四三三
鹿兒島柳之岡子 五三三
笠間 五三三
春日町 五三三
神奈川 五三三
河原町 五三三
河原町三條上ル夷町入ル 五三三
甲州 五三三
甲斐屋町筋 五三三
甲府御城 五三三
烏丸下長者上ル 五三三

キ

九州 一三五
紀州 一三五
木屋町三條上ル上大坂町 一三五
清水寺 一三五
清水成就院 一三五
京 一三五
京地 一三五

京都 一三五
京都側 一三五
京都東山清水寺 一三五
京都六角の獄 一三五
金蓮院 一三五
兩州 一三五
函關 一三五
關東 一三五
京師 一三五
京阪 一三五

コ

【サ行】

サ

小網町 一三五
小石川春日町 一三五
小石川邸 一三五
小石川水戸邸 一三五
小石川屋敷 一三五
古河 一三五
小金 一三五
小金驛 一三五
黄金驛 一三五
小金町 一三五
小倉 一三五
小倉城 一三五
小塚原 一三五
駒込 一三五
西海 一三五
草加宿 一三五
作州津山 一三五

- | | | | |
|---------|------------------------|-------|----------------------------------|
| 陸州 | 六、一四八 | 成就院 | 一九〇、〇、〇 |
| 薩藩 | 四九 | 信州 | 四 |
| 薩摩 | 七、九五、七五、六九、七、三七、三六、三六五 | 信州松本 | 四、四八、四九 |
| 薩摩の瀬戸 | 一九、六二、三八五 | 水國 | 一〇、一七三 |
| 鯖江 | 六三 | 水原 | 一〇、一七 |
| 佐和山 | 四四〇、四五三 | 水藩 | 七〇、五、八〇、九〇、一三三、一四二、一八、一五、一七六、一八三 |
| 山陰 | 三八八 | 水府 | 一八四、一九三、三〇一、三二六、三三九、三四七、三五五、四六八 |
| 讃州高松 | 一三三 | 駿府 | 九二 |
| 三條寺町行當り | 九〇、一一 | 西南院 | 三三 |
| 三條通り | 四九 | 關宿 | 三三〇 |
| 三寶院御門跡 | 一五 | 世田ヶ谷 | 四六七 |
| 三本木 | 五九 | 膳所 | 一三〇 |
| 山陽 | 六〇 | 膳所領 | 一三一 |
| | 一三三 | 千住大橋下 | 一三二 |
| 四國 | 一一四 | | |
| 穴喰屋町 | 二〇 | | |
| 芝濱松町 | 二四六 | | |
| 下田 | 七六、八二、八三、八九 | | |

【タ行】

- | | |
|----------|---------|
| 増福院 | 三四 |
| 駒形郡迫村 | 五五 |
| 醍醐三寶院 | 五五 |
| 高田城 | 一三三 |
| 高松 | 一一四、一七七 |
| 高松藩 | 一一四、三二六 |
| 丹州綾部在高津村 | 四七 |

チ

- | | |
|--------|------------------|
| 筑前 | 一〇三 |
| 筑前博多 | 五三 |
| 筑前福岡城下 | 五一 |
| 長州 | 六、一、六〇、三八、三九、三九六 |
| 長州下之關 | 五〇 |
| 長州萩 | 一七、二五、六九、三九〇 |
| 千代田城 | 三七四 |

ツ

- | | |
|-----|-----|
| 土浦 | 〇三三 |
| 土浦藩 | 一〇一 |
| 津山 | 一一二 |

テ

- | | |
|--------|----------|
| 傳馬町 | 六四 |
| 傳馬町の獄 | 四七、〇、四七五 |
| 傳馬町牢屋敷 | 四六四 |

ト

- | | |
|-------|-----------------|
| 常磐橋門 | 三六〇 |
| 土州 | 六、二八、二七、二七八、三八八 |
| 土州立川村 | 一一四 |
| 鳥取 | 一一四 |

【ナ行】

- | | |
|----|-------------------------------|
| 長崎 | 八、二、八七、三四一、六二、三三、七七、七〇、四〇、四七〇 |
|----|-------------------------------|

- 長澤町……………五六九
- 中山道……………一三四
- 中津……………三三〇
- 流山……………一九〇
- 梨の木町……………五三三
- 奈良……………四九
- 南海……………一三三
- 南島……………七
- 南都一乘院門跡……………五三
- 南林寺……………五三
- 二州橋畔……………一七
- 西丸御留守居……………七七
- 新宿……………一八五
- 野山の獄……………二九九、三〇〇、四〇七、四一九、四三三、四四一、四四六

【ハ行】

- 梅兒塚……………一三三
- 萩……………一三三、三三〇、三〇九、三〇六、三二八、三三九、三四三、三四八
- 萩政府……………四一三、四二〇、四二九
- 萩藩……………四二五、四六六、四六八
- 泊船軒……………三六四
- 函根……………四四
- 箱根の關……………四〇
- 馬關……………一三三
- 播州西新町……………二五六
- 彦根……………六〇四、二五二
- 肥後國……………五五
- 尾州……………六五九、三七四
- 備前……………一四
- 兵庫……………八〇二、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九
- 福井……………五九九、四六八
- 福岡……………一五

【ヒ行】

【フ行】

- 福山……………五五三、三三〇
- 伏見……………一〇一、一〇三、三三四、三六〇
- 伏見表……………五〇
- 豊前小倉……………五

【ホ行】

- 北陸……………一三三
- 北陸道……………一三四
- 本所小梅蔵屋敷……………一九〇

【マ行】

- 松坂……………四九三
- 松戸……………一七六

【ミ行】

- 水戸……………五七二、一三二、五九六、一〇〇一、一〇三、一〇四、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一

【ム行】

- 水戸表……………三三三、三三三
- 水戸藩……………一六九、一七二、一七六、一八〇、一八四
- 水戸藩地……………三二一
- 水口……………三六六
- 美濃合渡渡……………二四四

【ヤ行】

- 武蔵野……………四三七
- 武蔵の野邊……………四六八、四六七
- 柳馬場錦小路上ル……………四九
- 大和……………一三三

【ユ行】

- 湯島……………九

【ヨ行】

- 吉野……………六〇

從……………五三五

【ラ行】

リ

琉球……………七

昭和八年四月十一日 印刷
昭和八年四月十五日 發行

近世日本國民史
安政大獄後篇 上製

定價 五圓

著者 德富猪一郎

發行者兼 印刷者 矢野國太郎
東京市京橋區銀座西八丁目九番地

發行所

東京市京橋區銀座西八丁目九番地

民

友

社

電話銀座一(57)三四三〇〇〇

東京銀座・民友社印刷

民友社出版目錄

東京市京橋區銀座西八丁目
電話 銀座 二二〇〇
振替 東京 一三一〇〇

伯爵 東伏見邦英閣下著

寶雲抄

和田三造畫伯裝幀 表紙見返扉木版刷菊判豪華本
本文三六六頁 寫真版一九枚・コロタイプ版八枚
本文刷込寫真版多數

定價 參圓五拾錢 書留送料卅三錢

臣籍に御降下遊ばされ、一家を御創立になつた東伏見邦英伯爵閣下の著『寶雲抄』を、弊社より出版するの光榮に浴した。本書は、伯爵閣下が皇族であらせられた時代、奈良を中心に古建築、古佛像の御研究、御印象、御感想等を、明徹高雅な文章で御記述遊ばされたもので、實に丹精をこめられた佛敎美術の研究記録であり、同時に興趣無盡蔵の一大長詩である。

新成篁堂叢書

新成篁堂叢書は徳富成篁堂文庫に所蔵する天下稀覯の珍書を原本通りに複製して世に頒つものである。刊行部数何れも僅か三百を限る。

册一第	册二第	册三第	册四第	册五第
聽雨紀談	貧人太平記	新撰和歌論語	明恵上人臨終記	日本書籍總目錄
和裝美濃判 定價 參圓五拾錢 荷造送料共 廿錢	和裝美濃判 定價 參圓五拾錢 荷造送料共 廿錢	和裝美濃判 定價 參圓五拾錢 荷造送料共 廿錢	和裝美濃判 定價 參圓五拾錢 荷造送料共 廿錢	和裝美濃判 定價 參圓五拾錢 荷造送料共 廿錢

近世日本國民史

(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

德富猪一郎著

織田氏時代

織田氏時代

織田氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

豐臣氏時代

卷下 卷中 卷上 篇丙 篇乙 篇甲 篇後 篇中 篇前

關原役

大阪役

家康時代概觀

鎖國

統制

思想

政治

義士

世相

元祿享保中間時代

元祿享保中間時代

(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)

以上定價 上製各册金五圓 送料各册金二圓 並製各册金參圓 送料各册金四圓

近世日本國民史

(32)(31)(30)(29)(28)(27)(26)(25)(24)(23)(22)(21)

吉宗時代

寶曆明和

田沼時代

松平定信時代

幕府分解接近時代

雄藩

文政天保時代

天保改革

幕府實力失墜時代

彼理來航以前の形勢

彼理來航及其當時

神奈川條約締結篇

日露英蘭條約締結篇

孝明天皇初期世相篇

公武合體

朝幕背離緒篇

安政條約締結篇

朝幕交涉

井伊直弼執政時代

安政大獄前篇

安政大獄中篇

安政大獄後篇

櫻田事變

以上定價 上製各册金五圓 送料各册金二圓 並製各册金貳圓五拾錢 送料各册金貳圓四拾錢

蘇峰先生古稀記念帖

定價 七圓

荷造送料共六拾錢

菊二倍判(縦一尺二分、横七寸五分)
用紙上質紙 精巧玻璃版印刷八十八枚
解説印譜年譜等七十頁 大和綴帙入大冊子

今年を以て徳富蘇峰先生には古稀の壽を迎へられ
した。茲に我等同人は其の記念事業の一として、巖に
青山會館に於て記念展覽會を開き、先生が五十餘年間
に於ける著作、原稿、書牘並に筆蹟に關するものを各
時代に別して、大方諸賢の觀覽に供しました。然
るに異くも高松宮同妃兩殿下を始め久通宮、東久通宮、
東伏見宮大妃、李王各殿下の台臨を辱うし、其他江湖
諸名士多數の來觀を得、會期中殆ど立錫の地なき盛況
を極めました。是に於て同人齊謀り、出陣中の主なる
ものを選集して之を攝影刊行いたしました。此帖に収
むる所のものは、先生の著作の萬分一に過ぎませぬが、
仔細に之を展覧すれば先生の七十年間に於ける進退行
藏如何を知り得るばかりでなく、亦た先生の外傳とし
て之を觀ることが出來やうと思ひます。發行部數に限
りあり、再版不可能に付、迅速に御申込を願ひます。

蘇峰先生 知友新稿

實費賣價拾圓

書留送料五十七錢

菊版上製 千二百餘頁 原色寫眞版 十一枚
コロタイプ十五枚 寫眞網版七枚 凸版一枚

知友新稿は蘇峰先生の七十の壽を祝する爲、先生の
知友約百大家が、最も得意とする新しき作物を發表し
たる書籍である。

試に内容の一二を語れば、巻頭には最近巨籍に降下
せられたる東伏見伯爵閣下の御文章があり、また西園
寺公爵、清浦、東郷、田中伯爵、澁澤、石黒子爵、益
田男爵等當代長壽の方々の題字があり、横山大觀、竹
内栖鳳、河合玉堂、平福百穂、橋本關雪畫伯等十數大家
の繪畫があり、大谷光瑞、内藤湖南、三上參次、三浦
周行、黒板勝美、小泉策太郎、新村出、木下至太郎氏
等數十大家の作物があり、又新聞雜誌界に於ける名士
の文章がある。其他詩人の詩、歌人の歌、蘇峰先生に
關する詩歌感想文等あり、眞に百花一時に競ひ咲くの
面影がある。換言すれば、日本帝國名士大家の内、苟
も筆を執り得る人士の標本的作物は、本書一部に網羅
し盡されたといふも過言ではあるまい。

蘇峰徳富猪一郎著

國民小訓	奉公小訓	持身小訓	家庭小訓	處世小訓	國民小訓字解	家庭小訓字解	處世小訓字解	昭和一新論	昭和一新論	明治天皇の御盛徳
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
八〇	四〇	四〇	五〇	五〇	三〇	二五	二五	六〇	四〇	四〇
歐洲現代政史の暗流	日本帝國の一轉機	中庸の道	大和民族の醒覺	現代日本と世界の動き	人さまざま	大正の青年と帝國の前途	時務一家言	靜思餘錄	景仰と自省	元田先生進講錄
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
一五〇	一〇〇	五〇	一五〇	二〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇

蘇峰德富猪一郎著

西郷南洲先生	大久保甲東先生	木戸松菊先生	吉田松陰	賴山陽	人間山陽と史家山陽	赤穂義士觀	時勢と人物	歴史の興味	修史餘課	大事小	東西史論	讀書人と山水	史境遍歴	維新回天史の一面	時代と女性	土佐の勤王	三十七八年役と外交	維新回天の水戸の功績	人間界と自然界	老記者叢話	生活と書籍	窓雜記	典籍清話	
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
六〇	一〇〇	五〇	二五〇	四八〇	一八〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	三〇〇	一五〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

蘇峰叢書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
皇室と國民	名山遊記	國民政治	好書品題	書齋感興	人物偶錄

(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
關東探勝記	言志小錄	國民的教養	新聞記者と新聞	關西遊記	讀書と散步

各冊送定料價五拾錢
全十二冊完成

蘇峰德富猪一郎著

蘇峰隨筆	蘇峰隨筆	野史亭獨語	臺灣遊記	烟霞勝遊記	精神の復興	卓上小話	わが母
送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價	送定料價
二五〇	二五〇	二〇〇	一五〇	三五〇	二五〇	一〇〇	一〇〇

蘇峰徳富猪一郎編述
岩倉具視公
 送定料價 一〇八〇

蘆花 徳富健次郎著

自然の如く人生
 送定料價 一〇六〇

不自然の如く人生
 送定料價 一〇六〇

思出の如く人生
 送定料價 一〇六〇

古今名婦の鑑記
 送定料價 一〇六〇

蘇峰徳富猪一郎
 好尚木崎愛吉
 共編
 送定料價 一〇六〇

蘇峰徳富猪一郎
 好尚木崎愛吉
 共編
 送定料價 一〇六〇

蘇峰徳富猪一郎
 好尚木崎愛吉
 共編
 送定料價 一〇六〇

蘇峰徳富猪一郎
 好尚木崎愛吉
 共編
 送定料價 一〇六〇

蘇峰徳富猪一郎
 好尚木崎愛吉
 共編
 送定料價 一〇六〇

農學博士 小野武夫著
村の辻を往く
 送定料價 六四〇

農學博士 中島九郎述
現時の農村問題
 送定料價 六四〇

フオート博士著 水野常吉譯
丁抹の農村と其の教育
 送定料價 二〇八〇

大谷光瑞著
孫子新註
 送定料價 一〇四〇

正岡子規
新俳句
 送定料價 一〇四〇

蘇峰學人序 吉田庫三編
松陰女訓
 送定料價 五四〇

愛山山路彌吉著
乃木大將
 送定料價 一八〇

吉屋信子著
異國點景
 送定料價 一八〇

文學博士 山田孝雄著
神皇正統記述義
 送定料價 六三〇

頼山陽書翰集

頼山陽書翰集 續篇

終

